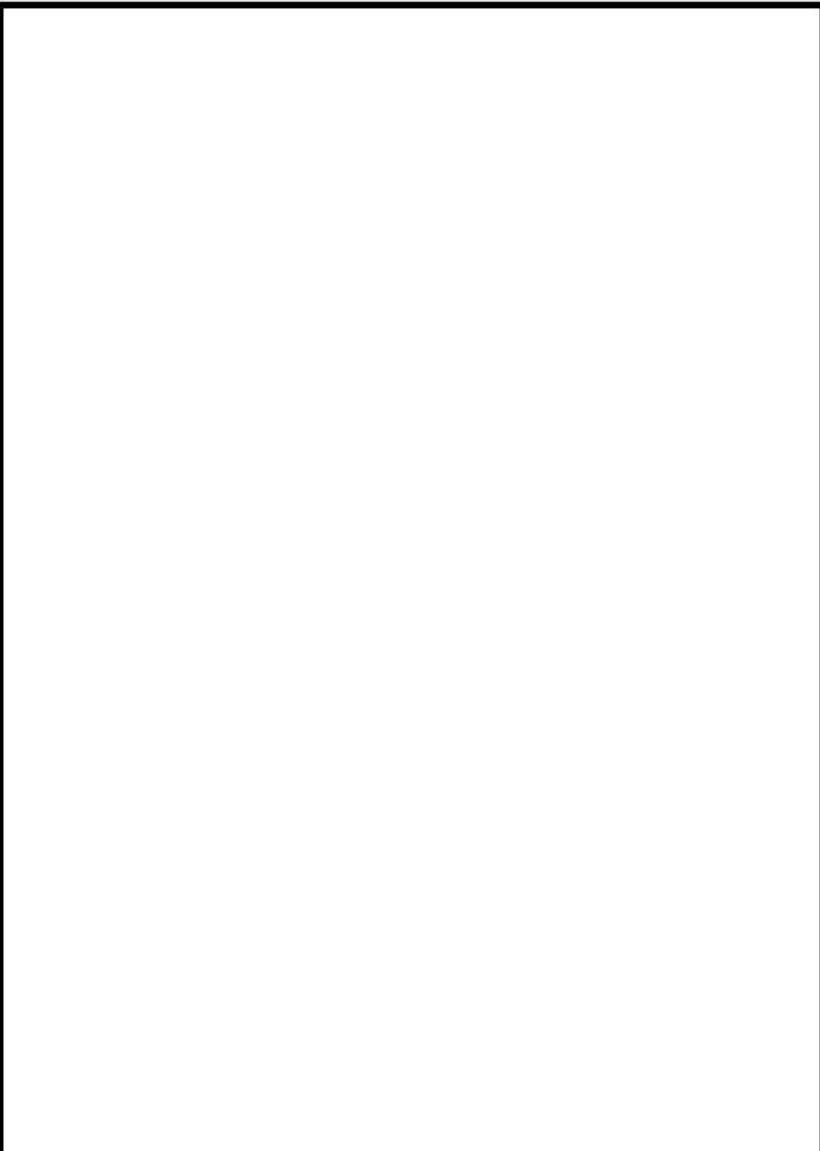


泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠内のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

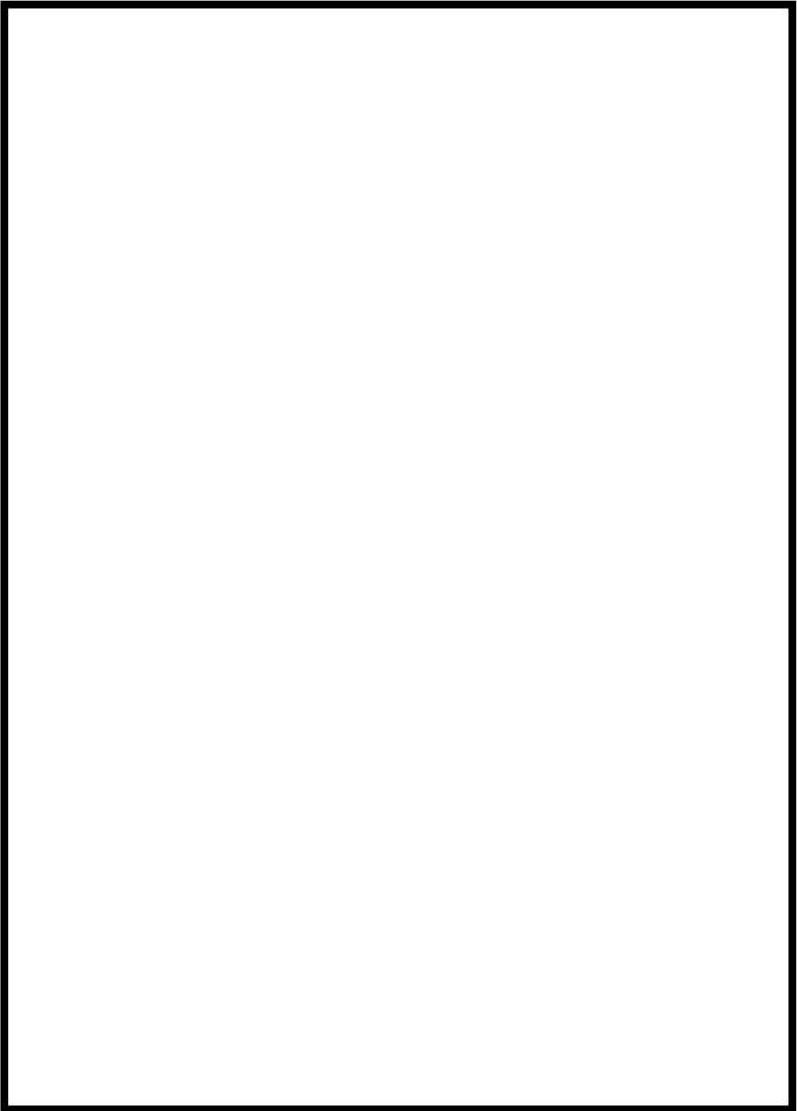
枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

 枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の図面は、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。 ・泊は、前頁に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しておらず、本頁の図面についても添付しない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

 枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

 枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

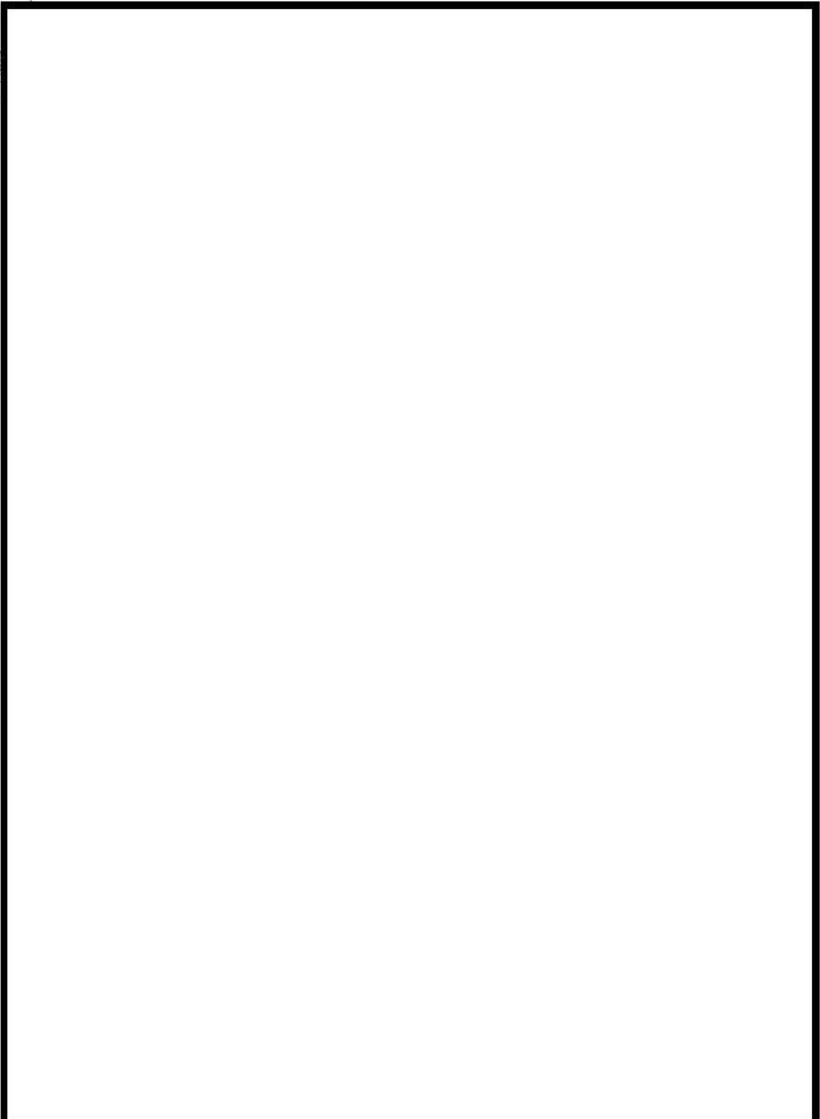
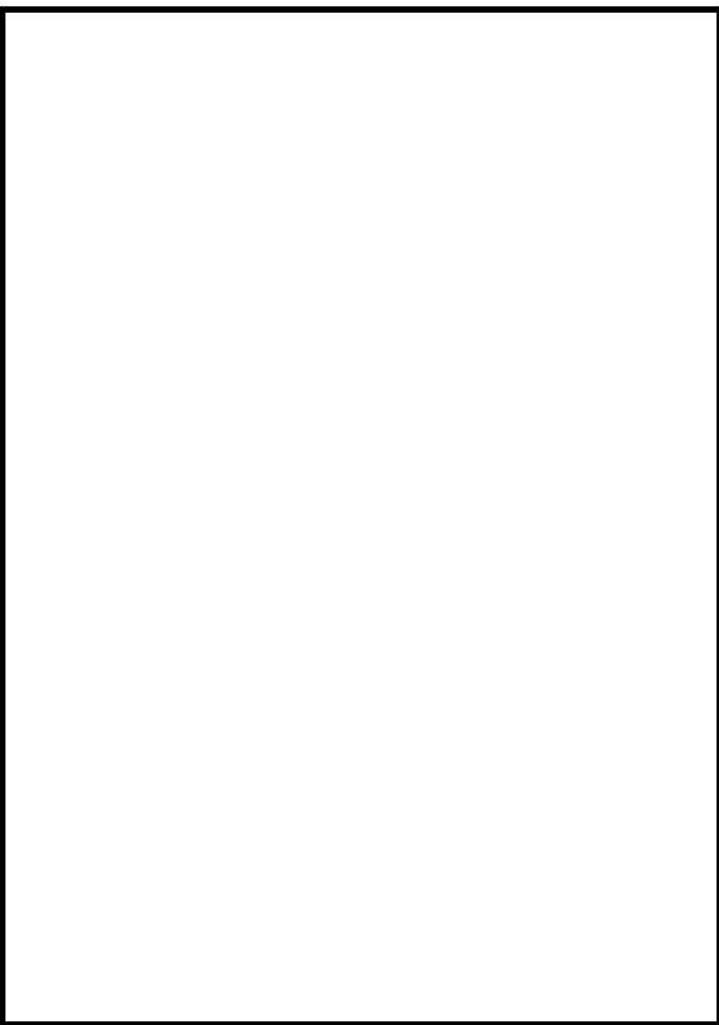
【枠内】枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【枠内】枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

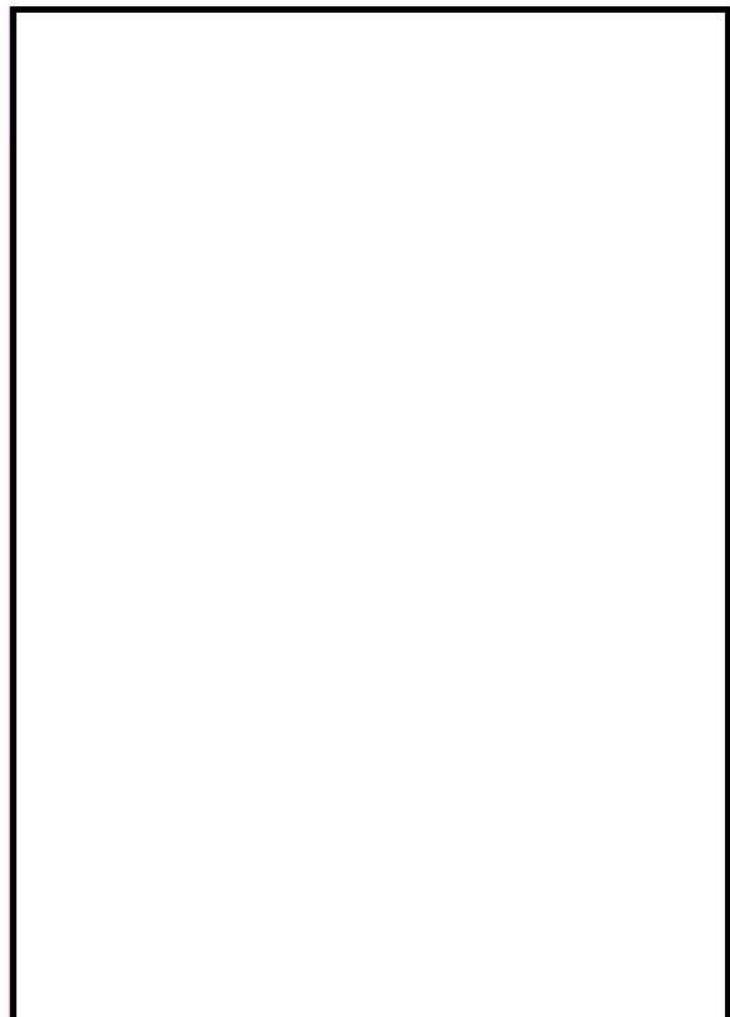
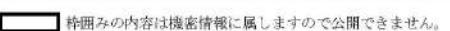
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-5 系統図	55-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

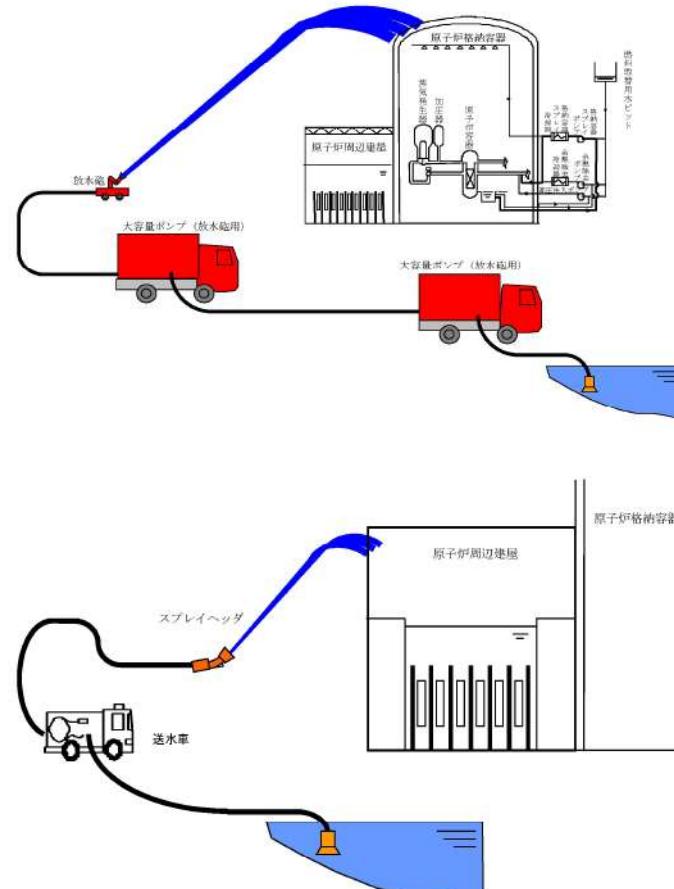
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（1）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

図 55-4-1 放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

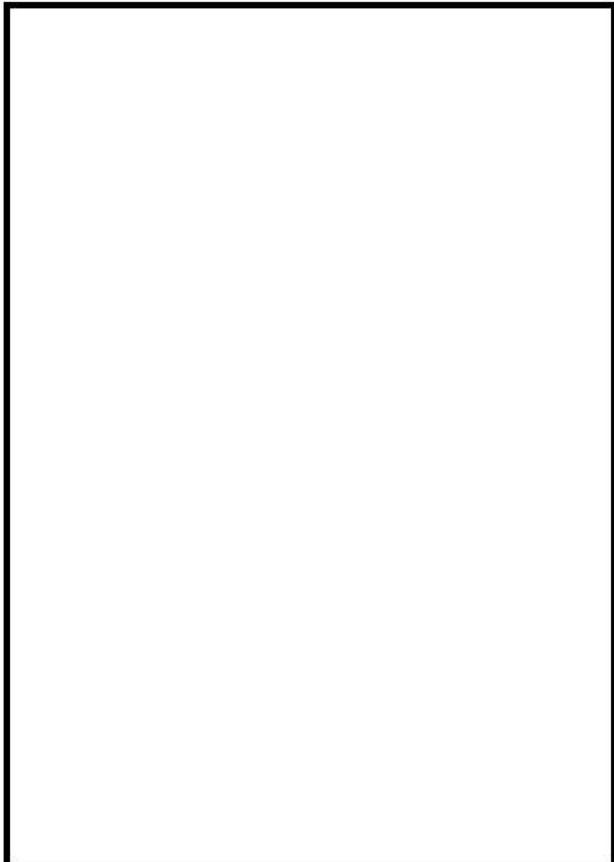
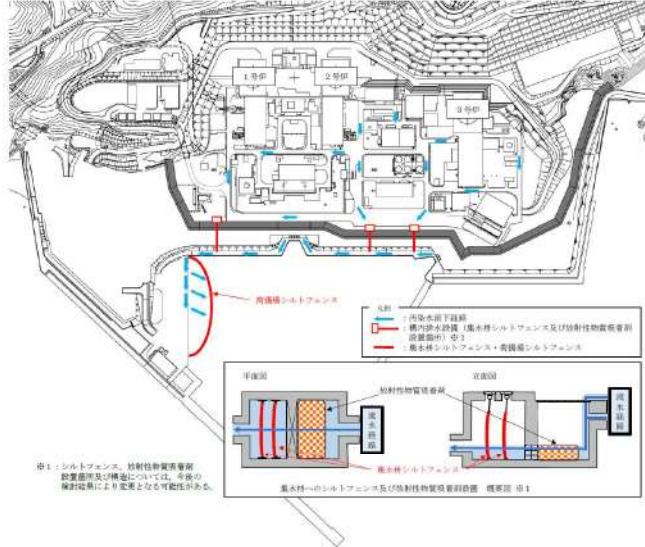
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図 55-4-2 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制

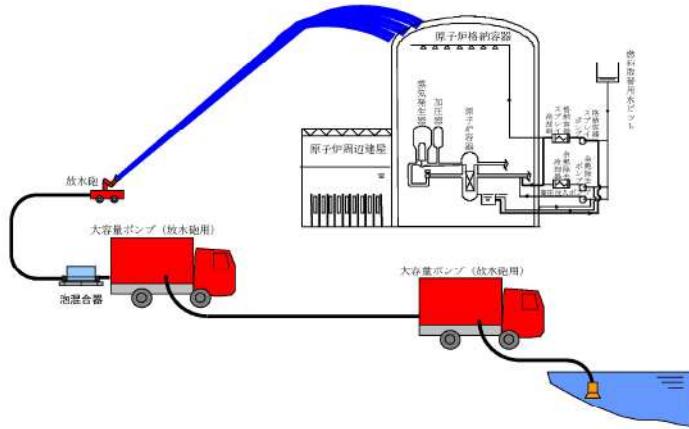
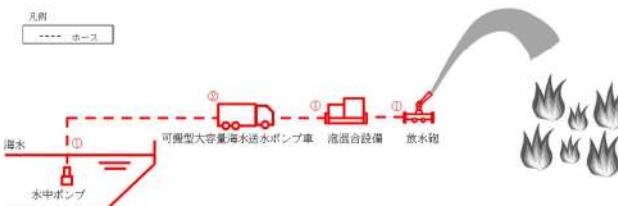
発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（2）

詳細の説明は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（3）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 55-4-3 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-6 容量設定根拠 3号炉	55-5 容量設定根拠	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">容－6(1/12)</p> <p>3号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/台</td> <td>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 壓 力</td> <td>MPa</td> <td>(注1) (注2) (注3.5) (注4) (注5)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(注1) 標燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>(注2) 標燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレー）</p> <p>(注3) 原子炉冷却系施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値</p> <p>(注4) 原子炉冷却系施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値</p> <p>(注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値</p> <p>(注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		送水車	容 量	m ³ /h/台	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)	吐 出 壓 力	MPa	(注1) (注2) (注3.5) (注4) (注5)	最高使用圧力	MPa		最高使用温度	℃		原動機の出力	kW/台		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>□以上、□以上、□以上、 □以上、□以上、□以上</td> </tr> <tr> <td>吐 出 壓 力</td> <td>MPa</td> <td>□以上、□以上、□以上、 □以上、□以上、□以上</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td>4(6(予備2))</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概 要)</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレー設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレインノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレーを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	名 称		可搬型大型送水ポンプ車	容 量	m ³ /h/個	□以上、□以上、□以上、 □以上、□以上、□以上	吐 出 壓 力	MPa	□以上、□以上、□以上、 □以上、□以上、□以上	最高 使用 圧 力	MPa	1.6	最 高 使用 温 度	℃	40	個 数	台	4(6(予備2))	原 動 機 出 力	kW/個	272	
名 称		送水車																																							
容 量	m ³ /h/台	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)																																							
吐 出 壓 力	MPa	(注1) (注2) (注3.5) (注4) (注5)																																							
最高使用圧力	MPa																																								
最高使用温度	℃																																								
原動機の出力	kW/台																																								
名 称		可搬型大型送水ポンプ車																																							
容 量	m ³ /h/個	□以上、□以上、□以上、 □以上、□以上、□以上																																							
吐 出 壓 力	MPa	□以上、□以上、□以上、 □以上、□以上、□以上																																							
最高 使用 圧 力	MPa	1.6																																							
最 高 使用 温 度	℃	40																																							
個 数	台	4(6(予備2))																																							
原 動 機 出 力	kW/個	272																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するるために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイシステムと余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	<p>容-6(2/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉
		相違理由
<p>して使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p>容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロ</p>	<p style="text-align: right;">容一6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピット全面ヘスプレイすることにより使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピット水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ピット入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ピット出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ピットの蒸発量■ m³/h) を上回る容量として、■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ピットヘスプレイする場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットヘスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量■ m³/hであることから■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p>	<p>■枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有台数は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上)</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は $\square \text{m}^3/\text{h}$ と評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上) とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時に使用することから、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{台}$) とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上)</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}$ 以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{台}$) とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行なう可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>容-6(5/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 (□ m³/h以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 □ m³/h以上) <p>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が □ m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 (□ m³/h以上) <p>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が □ m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の容量 □ m³/h以上)</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ピットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ピット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として □ m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車で □ m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッダ必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	ホース圧力損失	□ MPa	静水頭	□ MPa	合計	□ MPa	<p>泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ピットへの注水と燃料取替用水ピットへの補給、使用済燃料ピットへの注水と辅助給水ピットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行いう場合の □ m³/hを上回る □ m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 □ MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時に送水を考慮して設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0 MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227 MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 □ MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 □ MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0 MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227 MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> </table> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 0 MPa	静水頭	約 0.227 MPa	機器圧損	約 □ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約 □ MPa	合 計	約 □ MPa	水源と移送先の圧力差	約 0 MPa	静水頭	約 0.227 MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約 □ MPa	
ホース圧力損失	□ MPa																							
静水頭	□ MPa																							
合計	□ MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 0 MPa																							
静水頭	約 0.227 MPa																							
機器圧損	約 □ MPa																							
配管・ホース及び弁類圧損	約 □ MPa																							
合 計	約 □ MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 0 MPa																							
静水頭	約 0.227 MPa																							
機器圧損 (スプレイノズル)	約 □ MPa																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa スプレイヘッダ必要圧力 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 ([] MPa) の送水車で [] m³/h をスプレイ可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力 原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレイする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPa となる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 ([] MPa) の送水車で [] m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力 復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPa となる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 ([] MPa) の送水車で [] m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力 送水車での最大必要吐出圧は [] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [] MPa 以下の [] MPa を最高使用圧力とする。</p> <p>[] 案内みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa 以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [] MPa 以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0.700MPa 静水頭 約 0.124MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa 以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [] MPa 以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0MPa 静水頭 約 0.295MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし [] 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ピットの最高使用温度が□℃であり、同仕様で設計し、□℃とする。</p> <p>5. 原動機の出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が□kWであり、原動機出力を□kW以上とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	□MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa	合計	約	□MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	□MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa	合計	約	□MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	□MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa																														
合計	約	□MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	□MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa																														
合計	約	□MPa																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [REDACTED] MPa以上 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時に送水を考慮し設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 60%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] Pa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] Pa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] Pa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、[REDACTED] MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 [REDACTED] MPaを上回る [REDACTED] MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2)が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 [REDACTED] m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬型大型送水ポンプ車の流量が [REDACTED] m³/h、吐出圧力が [REDACTED] MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカ設定値より [REDACTED] kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p>[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	[REDACTED] MPa	機器圧損	約	[REDACTED] Pa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[REDACTED] Pa	合計	約	[REDACTED] Pa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa															
静水頭	約	[REDACTED] MPa															
機器圧損	約	[REDACTED] Pa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	[REDACTED] Pa															
合計	約	[REDACTED] Pa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(10/12)</p> <p>以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子炉設置変更許可申請書添付書類6に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6°C（寿都特別地域気象観測所24.5°C、小樽特別地域気象観測所25.6°C）を下回る。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

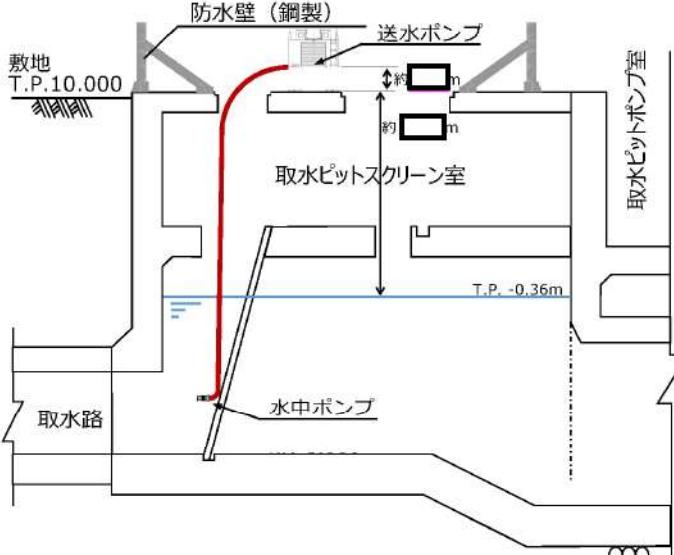
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: right;">容-6(11/12)</p> <p><u>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</u></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いて吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計をしている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [t/h]</th> <th>取水口と送水ポンプ吸込み口の高差 [a]</th> <th>ホースの圧力損失 [a]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [a]</th> <th>大気圧 [a]</th> <th>飽和蒸気圧力* [a]</th> <th>有効吸込み水頭 [a]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>—</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温50°Cの値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>187.5</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.70 (水温40°Cの値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*放水性能試験における水温の規定はないため、安全側に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p>[] 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [t/h]	取水口と送水ポンプ吸込み口の高差 [a]	ホースの圧力損失 [a]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [a]	飽和蒸気圧力* [a]	有効吸込み水頭 [a]	吸水	—	500	3	[]	—	10.3	0.08 (水温50°Cの値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.5	[]	[]	10	10.3	0.70 (水温40°Cの値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [t/h]	取水口と送水ポンプ吸込み口の高差 [a]	ホースの圧力損失 [a]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [a]	飽和蒸気圧力* [a]	有効吸込み水頭 [a]																					
吸水	—	500	3	[]	—	10.3	0.08 (水温50°Cの値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.5	[]	[]	10	10.3	0.70 (水温40°Cの値)	[]																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>  <p>敷地 T.P. 10.000</p> <p>防水壁 (鋼製)</p> <p>送水ポンプ</p> <p>約 [] m</p> <p>約 [] m</p> <p>取水ピットスクリーン室</p> <p>T.P. -0.36m</p> <p>取水路</p> <p>水中ポンプ</p> <p>取水ピットポンプ室</p>	

第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図

□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p style="text-align: right;">容-13(1/1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>スプレイヘッド</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 壓力</td> <td>MPa</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>最高 使用 溫度</td> <td>℃</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td style="text-align: center;">65A (注1)</td> </tr> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 据】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッダ送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 (<input type="text"/> MPa) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、<input type="text"/> MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (<input type="text"/> ℃) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、<input type="text"/> ℃とする。</p> <p>3. 外径 (65A) 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、<input type="text"/> m³/h (注2) を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッダの能力 <input type="text"/> m³/h (分岐管下流の流量 <input type="text"/> m³/h)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	スプレイヘッド	最高 使用 壓力	MPa	<input type="text"/>	最高 使用 溫度	℃	<input type="text"/>	外 径	mm	65A (注1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>可搬型スプレイノズル</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 壓力</td> <td>MPa</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>最高 使用 溫度</td> <td>℃</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>個</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>（概 要） 本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインホースと接続する可搬型配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、A、B-使用済燃料ピットへスプレイするため、<input type="text"/> する。 <input type="text"/> 保管</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、<input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、<input type="text"/> とする。</p> <p>3. 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、使用済燃料ピット全面にスプレイでき、定格流量である <input type="text"/> m³/h を送水する際に可搬型大型送水ポンプ車にて十分に送水可能な圧力損失であり、完成品として選定可能な外径（呼称）として <input type="text"/> mm とする。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称	可搬型スプレイノズル	最高 使用 壓力	MPa	<input type="text"/>	最高 使用 溫度	℃	<input type="text"/>	個 数	個	<input type="text"/>	外 径	mm	<input type="text"/>	
名 称	スプレイヘッド																										
最高 使用 壓力	MPa	<input type="text"/>																									
最高 使用 溫度	℃	<input type="text"/>																									
外 径	mm	65A (注1)																									
名 称	可搬型スプレイノズル																										
最高 使用 壓力	MPa	<input type="text"/>																									
最高 使用 溫度	℃	<input type="text"/>																									
個 数	個	<input type="text"/>																									
外 径	mm	<input type="text"/>																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: right;">容積 14(1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)		容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	原 動 機 出 力	kW/個	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">HS900N</th> <th style="text-align: center;">HS1200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>以上</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>以上</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>（概 要）</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	可搬型大容量海水送水ポンプ車				HS900N	HS1200	容 量	m ³ /h/個	以上	以上	吐 出 圧 力	MPa	以上	以上	最 高 使 用 圧 力	MPa			最 高 使 用 温 度	℃			個 数	台			原 動 機 出 力	kW/個			
大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)																																												
容 量	m ³ /h/個																																											
吐 出 圧 力	MPa																																											
最 高 使 用 圧 力	MPa																																											
最 高 使 用 温 度	℃																																											
原 動 機 出 力	kW/個																																											
可搬型大容量海水送水ポンプ車																																												
		HS900N	HS1200																																									
容 量	m ³ /h/個	以上	以上																																									
吐 出 圧 力	MPa	以上	以上																																									
最 高 使 用 圧 力	MPa																																											
最 高 使 用 温 度	℃																																											
個 数	台																																											
原 動 機 出 力	kW/個																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

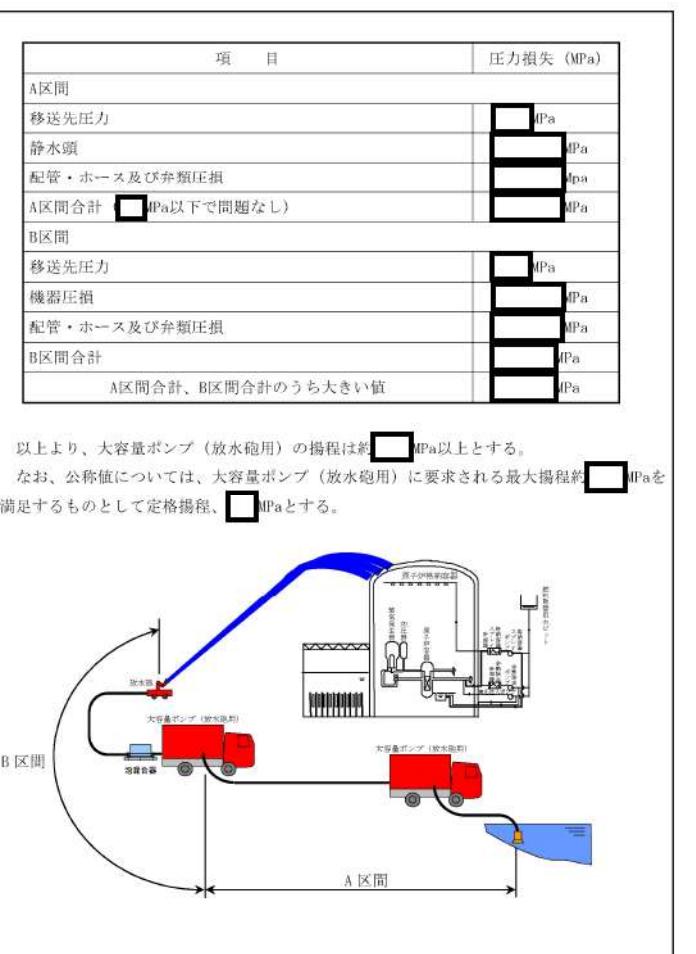
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 ([] m³/h/個以上 [] m³/h/個)～([] m³/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すおり、[] m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である [] m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることにより広範囲において放水が可能である。</p> <p>[] []</p> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 [] m³/h/個を満足するものとして、定格容量 [] m³/h/個～[] m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 ([] MPa以上 [] MPa))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[] []</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、[] [] 保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて [] m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である [] m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることにより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、泡消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である []</p> <p>公称値については、要求される最大容量 [] m³/h/個を上回る []</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[]</p> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は [] MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 [] MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に [] 制限していることから、その制限値である [] MPaとする。</p> <p>[] 枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>容-14(3/4)</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p style="text-align: right;">容-14 (4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">項目</th> <th style="padding: 5px;">圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">A区間</td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (□ MPa以下で問題なし)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B区間</td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約□ MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約□ MPaを満足するものとして定格揚程、□ MPaとする。</p>  <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	□ MPa	静水頭	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa	A区間合計 (□ MPa以下で問題なし)	□ MPa	B区間		移送先圧力	□ MPa	機器圧損	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa	B区間合計	□ MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	□ MPa	<p style="text-align: right;">4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、□とする。</p> <p style="text-align: right;">5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点□での軸動力を考慮し、□とする。</p> <p style="text-align: right;">□ □</p>
項目	圧力損失 (MPa)																								
A区間																									
移送先圧力	□ MPa																								
静水頭	□ MPa																								
配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa																								
A区間合計 (□ MPa以下で問題なし)	□ MPa																								
B区間																									
移送先圧力	□ MPa																								
機器圧損	□ MPa																								
配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa																								
B区間合計	□ MPa																								
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	□ MPa																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>原子炉格納容器高さ (E.L. + \square mより)</p> <p>約 \square m</p> <p>約 \square m</p> <p>射程 : [m]</p> <p>75° 70° 65° 60° 45° 30°</p> <p>[m]</p> <p>80 60 40 20 0</p> <p>100 80 60 40 20 0</p> <p>3. 最高使用圧力 (\square MPa) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が \square MPaであることから、\square MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (\square °C) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が \square °Cを下回るため \square °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (\square kW~\square kW) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量：$\square \text{m}^3/\text{h}$~$\square \text{m}^3/\text{h}$、吐出圧力：$\square$ MPa）での軸動力を考慮し、\square kW~\square kWとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p style="text-align: right;">容-15(1/1)</p> <table border="1" data-bbox="265 303 968 457"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ(放水砲用)と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ビット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ(放水砲用)と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ(放水砲用)及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)に向けて放水できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	名称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外 径	mm	220	216.3	318.5	<table border="1" data-bbox="1179 303 1882 457"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>(概 要)</p> <p>本配管は、可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲用□ホースを介して接続される配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大容量海水送水ポンプ車により原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱建屋へ海水を放水するために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、□ □</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、□ □</p> <p>2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、□ □</p> <p>3. 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績を参考に圧力損失上許容でき、かつ取り合うホースの呼び径に合わせ、完成品として選定可能な外径を選定する。取り合うホースの外径は□であることから、本配管の取り合い部の外径は□とし、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水するために圧力損失上許容可能な外径として□、及び□を選定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	名称		放水砲			最高使用圧力	MPa	□			最高使用温度	℃	□			個 数	台	□			外 径	mm	□	□	□	
名称		放水砲 (3・4号機共用)																																													
最高使用圧力	MPa	1.2																																													
最高使用温度	℃	□																																													
外 径	mm	220	216.3	318.5																																											
名称		放水砲																																													
最高使用圧力	MPa	□																																													
最高使用温度	℃	□																																													
個 数	台	□																																													
外 径	mm	□	□	□																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等において使用する場合の最高使用圧力は、メーカが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (□C) 放水砲を重大事故等において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が□Cを下回るため□Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 □m³/h</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (B)</th><th>外径 A (mm)</th><th>厚さ B (mm)</th><th>内径 C (mm)</th><th>標準流速 D (m/s)</th><th>標準流速 (注2) における流量 E (m³/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 (注2) における流量 E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 (注2) における流量 E (m ³ /h)																																																									
1	34.0	3.0	28.0																																																											
2	60.5	3.5	53.5																																																											
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																											
3	89.1	4.0	81.1																																																											
4	114.3	4.0	106.3																																																											
6	165.2	5.0	155.2																																																											
8	216.3	6.5	203.3																																																											
10	267.4	6.5	254.4																																																											
12	318.5	6.5	305.5																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

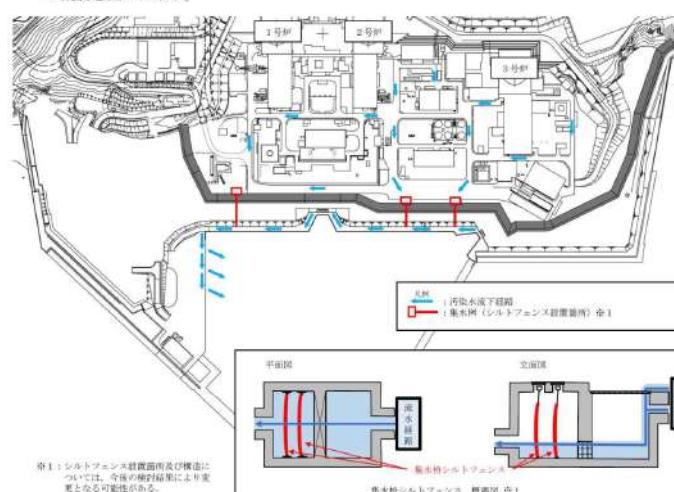
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p style="text-align: right;">容-21(1/1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>泡混合設備</th> </tr> <tr> <th>容 量</th> <th>m³</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設 定 根 拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(概 要)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 容量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m³であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m³となる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">32.3×1%=0.323m³</td> </tr> <tr> <td colspan="3">また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量$0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$を保有することが規定されている。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m³を上回る2m³とする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		泡混合設備	容 量	m ³	2	【設 定 根 拠】			(概 要)			航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m ³ ）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。			1. 容量			泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。			空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m ³ であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m ³ となる。			32.3×1%=0.323m ³			また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。			以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m ³ を上回る2m ³ とする。			
名 称		泡混合設備																																	
容 量	m ³	2																																	
【設 定 根 拠】																																			
(概 要)																																			
航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m ³ ）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。																																			
1. 容量																																			
泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。																																			
空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m ³ であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m ³ となる。																																			
32.3×1%=0.323m ³																																			
また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。																																			
以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m ³ を上回る2m ³ とする。																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">放水による発電所外への放射性物質の流出経路および拡散抑制対策概要</p> <p>1. 発生する汚染水とその流出経路</p> <p>発電所外への大気への放射性物質の拡散を抑制するため、原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水は、原子炉建屋の屋上より敷地内10m盤へ落水し、雨水排水の一般構内排水路に導かれる。なお、一般構内排水路の排水能力を超えた場合には、一般構内排水路から敷地10m盤の道路面に溢れ出し、道路面を流下する状況となる。</p> <p>防潮堤内と防潮堤外を結ぶ排水経路は、集水樹を経由した排水経路のみであり、泊3号炉の原子炉格納容器等へ放水砲により放水した場合には、3つの集水樹により汚染水を呑み込み、専用港護岸部へ流出する経路となる。</p> <p>流出先の専用港護岸部は東側が閉塞した状態のため、汚染水は西側へ向かって流下する経路となり、専用港荷揚場から海洋に流出する経路となる。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制対策</p> <p>原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水が、海洋へ拡散することを抑制するため、構内排水設備の集水樹3箇所にシルトフェンスを設置する。海洋への拡散抑制対策の概要を図1に示す。</p>  <p>図1 海洋への放射性物質の拡散抑制概要図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-2 配置図 3号炉	55-6 接続図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

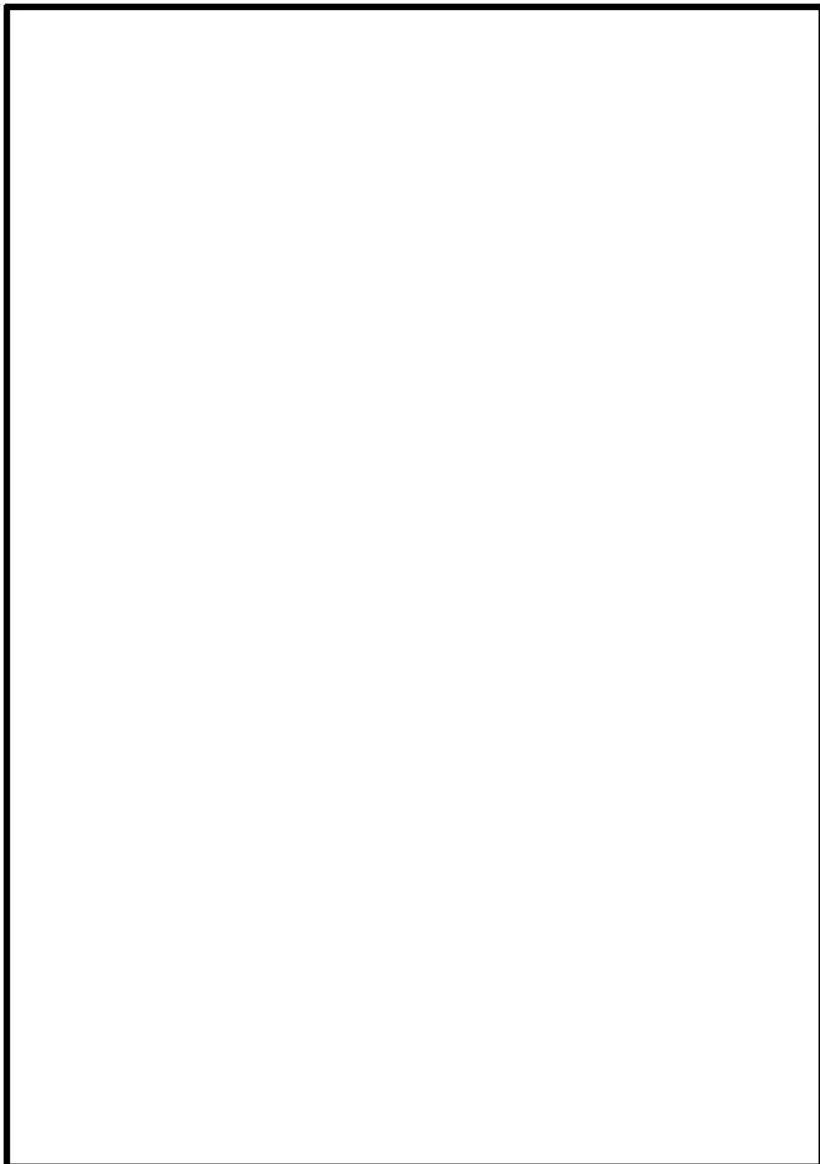
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



55-2-4

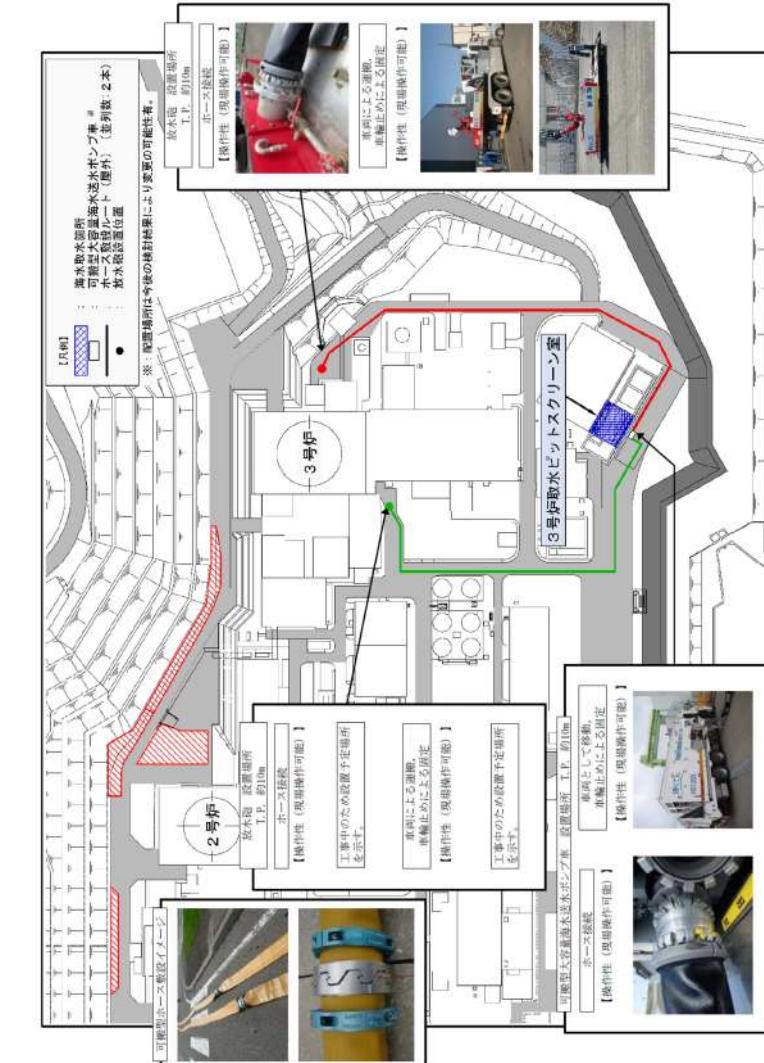


図55-6-1 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）

55-6-1

機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

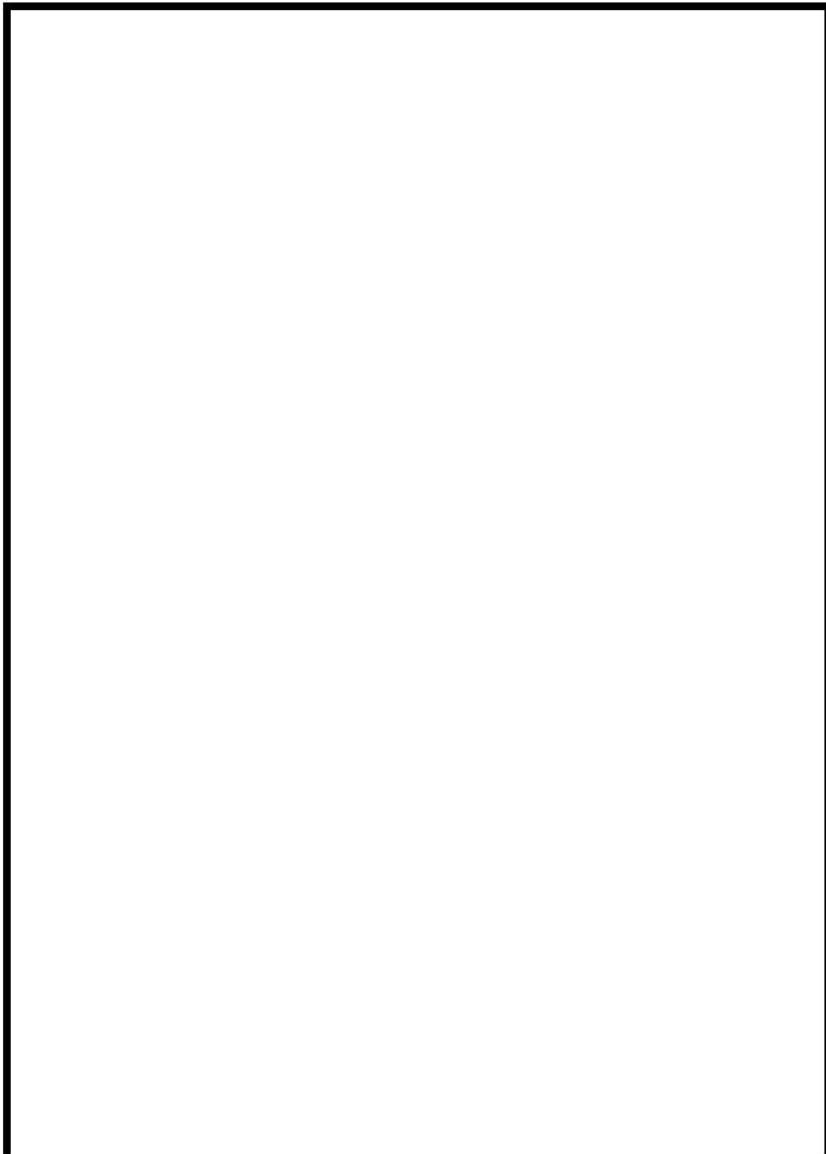
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



55-2-5

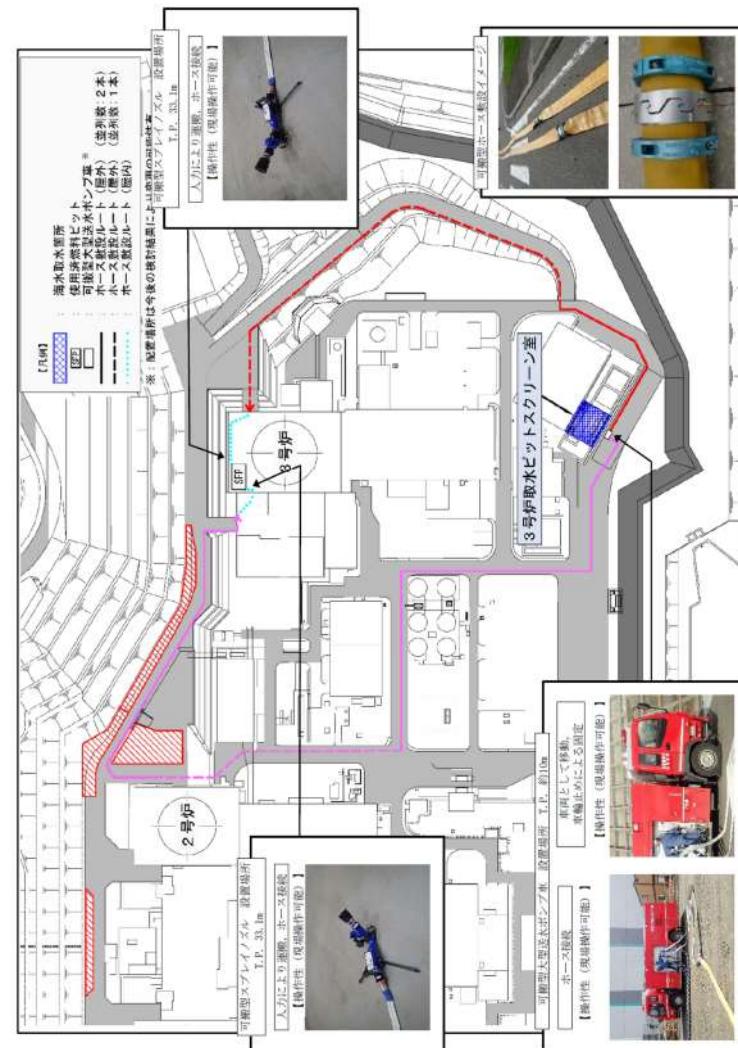


図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）

55-6-2

機密情報の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

55-6-3

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

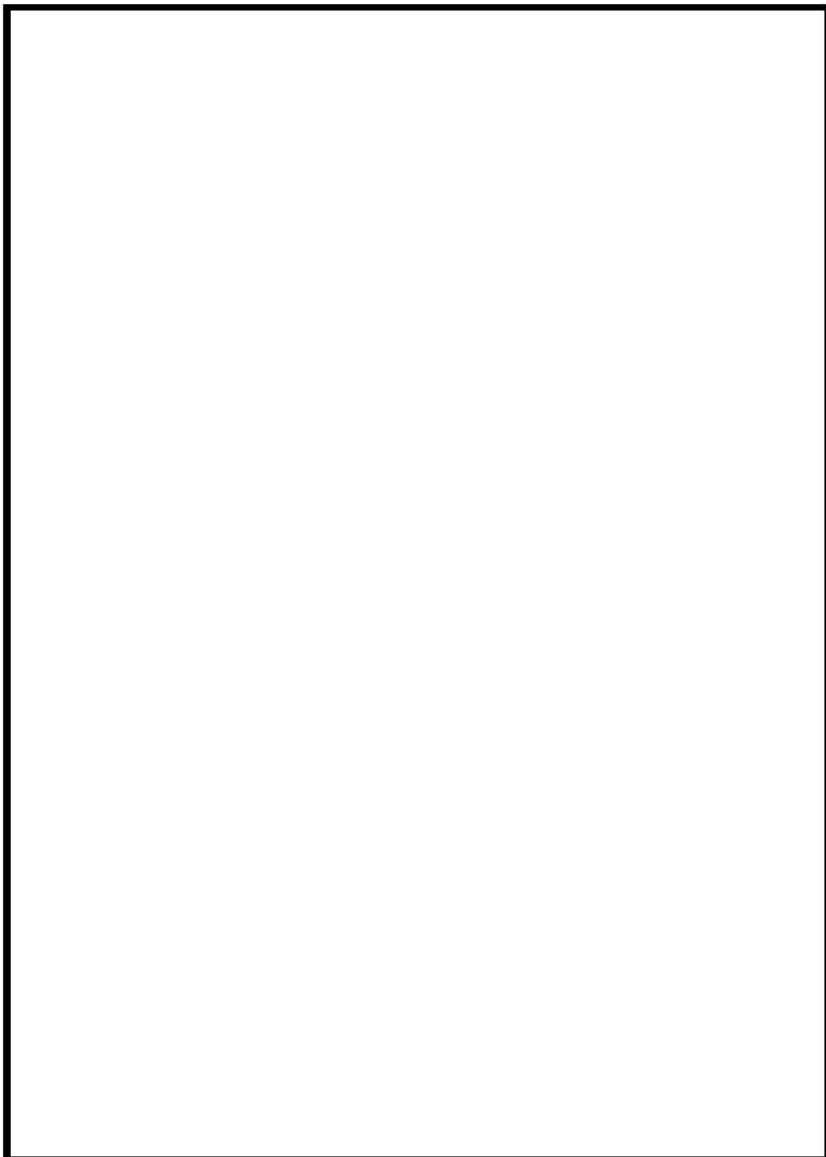
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



55-2-6

機密情報の範囲に属する事項ですので公開することはできません。

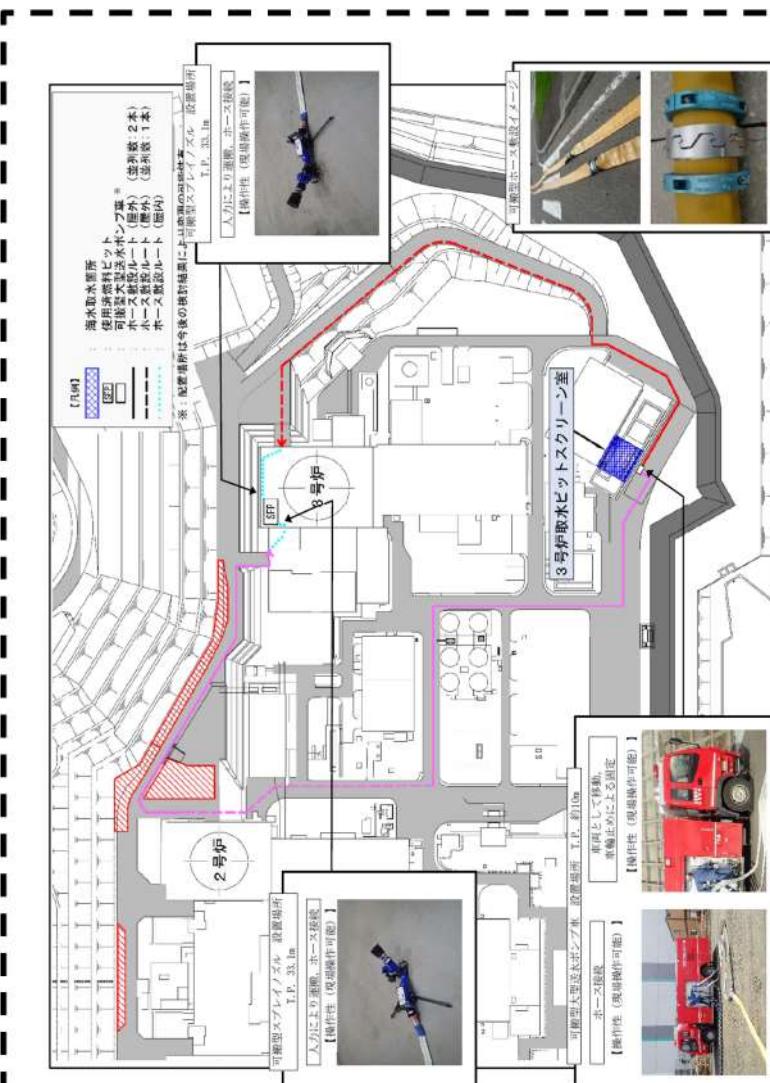


図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）

55-6-2

比較のため前項貼り付け

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

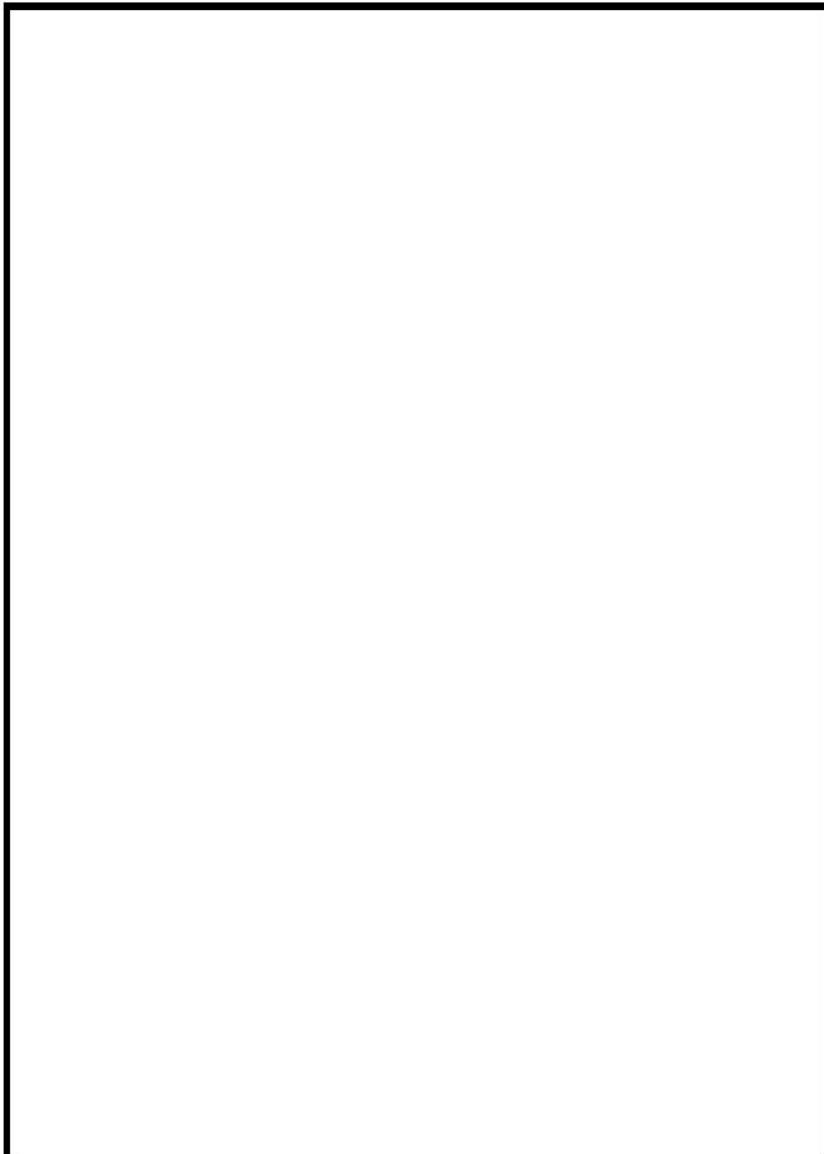
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



55-2-4

機密範囲の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

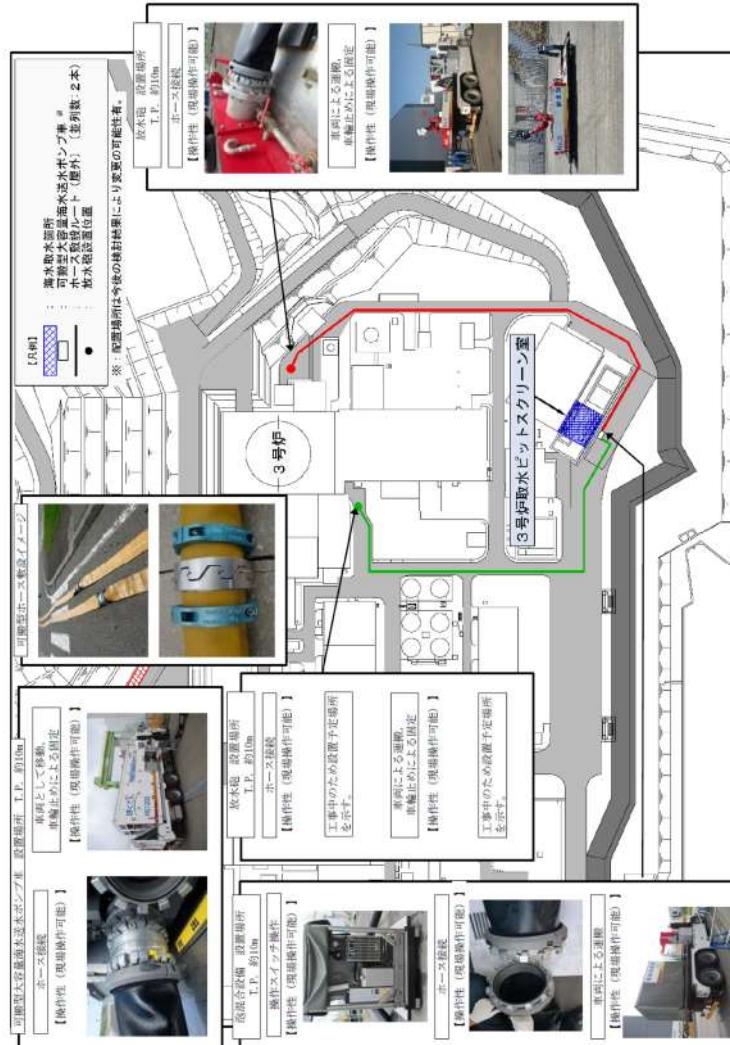


図55-6-3 接続図 (放水設備 (泡消火設備) による航空機燃料火災への泡消火)

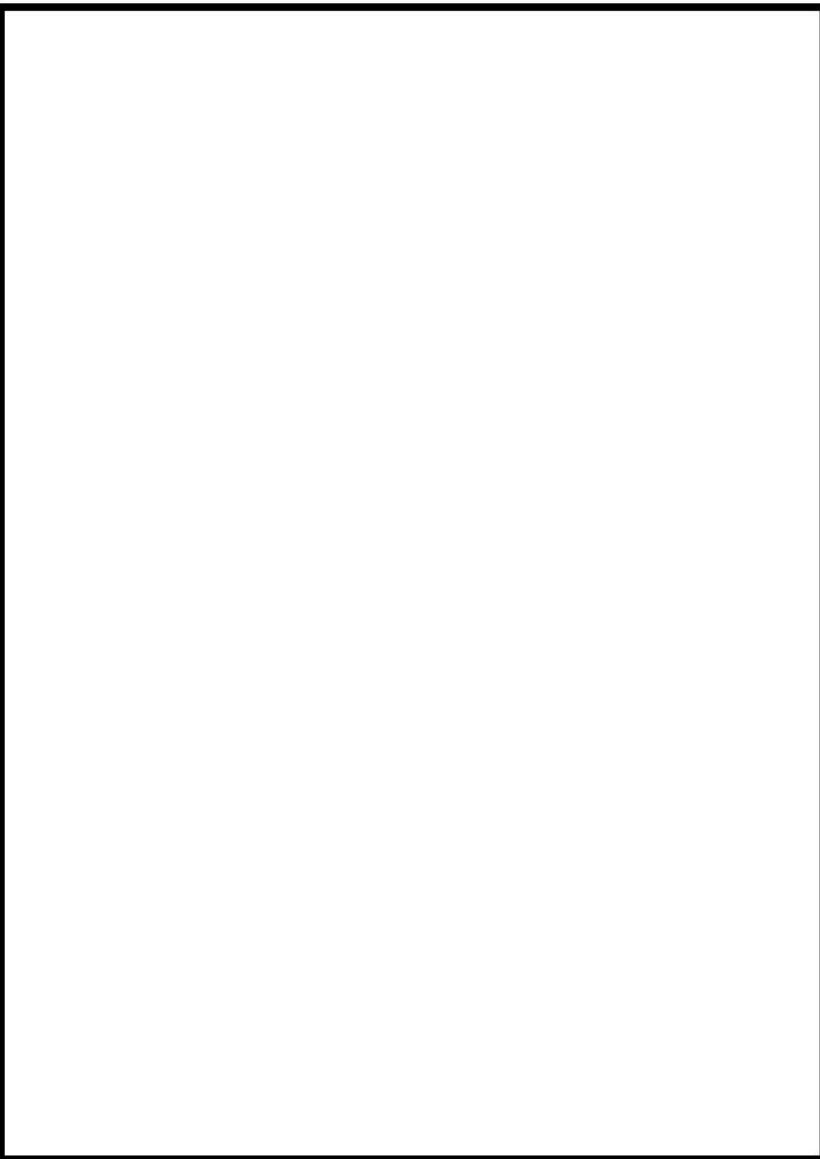
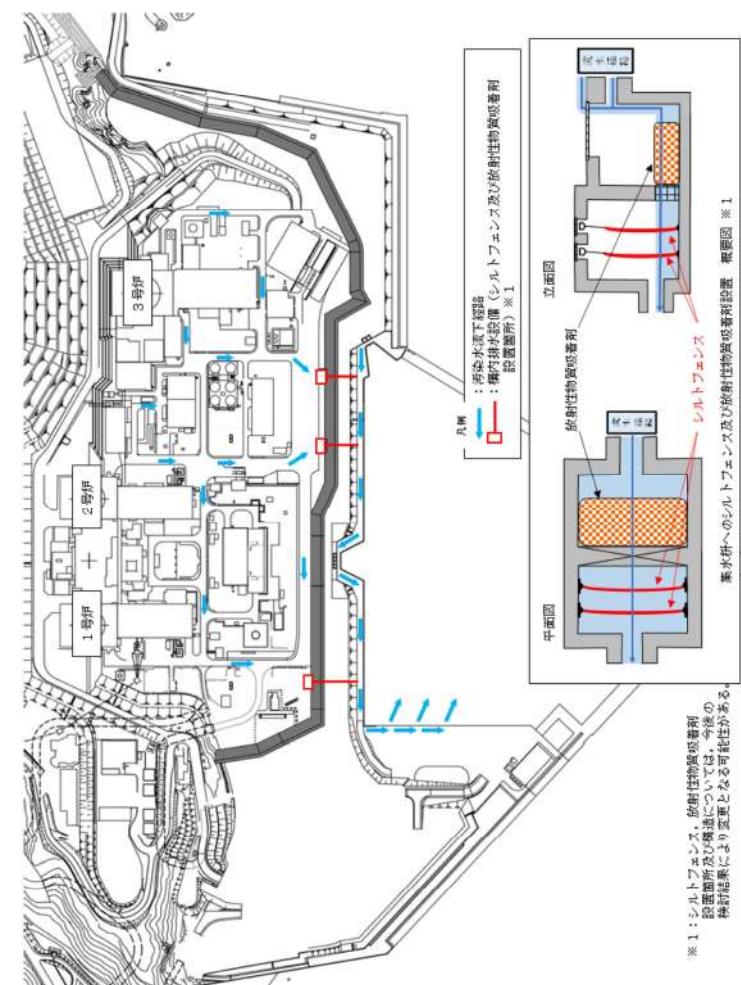
55-6-3

55-6-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図55-6-4 接続図（海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制）</p> <p>※1：シルトフェンス、放射性物質吸着剤について、今後の設置箇所及び構造については、今後の検討結果により変更となる可能性がある。</p>	

機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

55-2-3

55-6-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

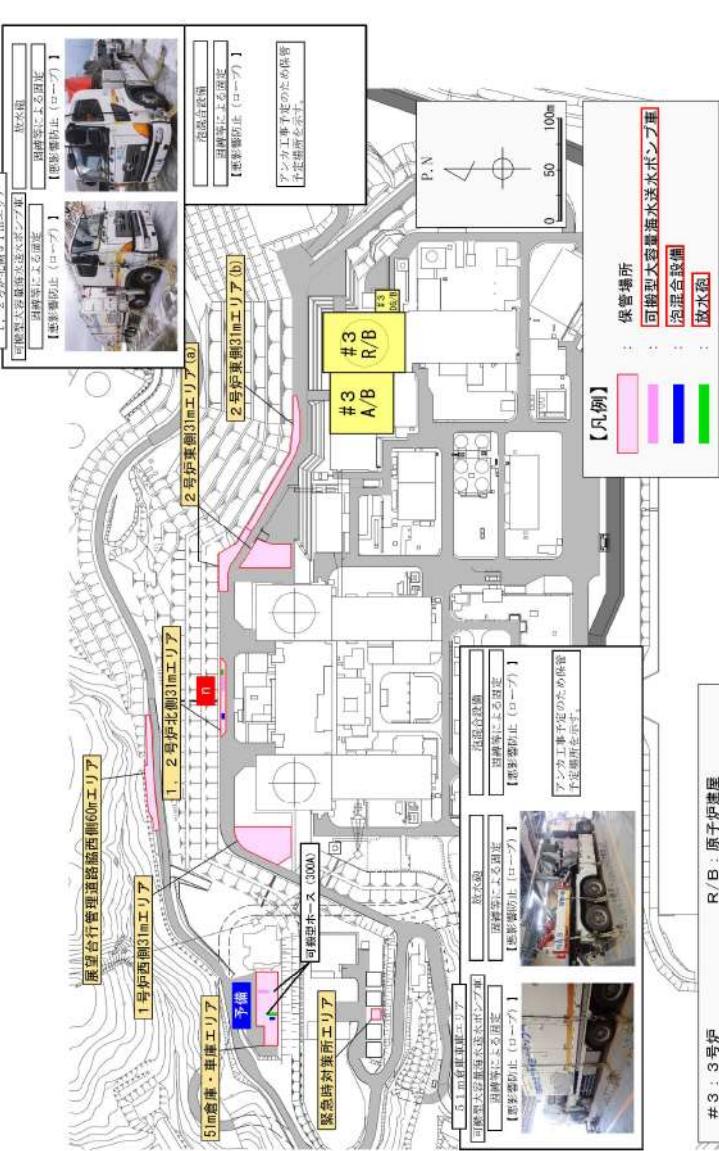
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-2 配置図 3号炉	55-7 保管場所図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

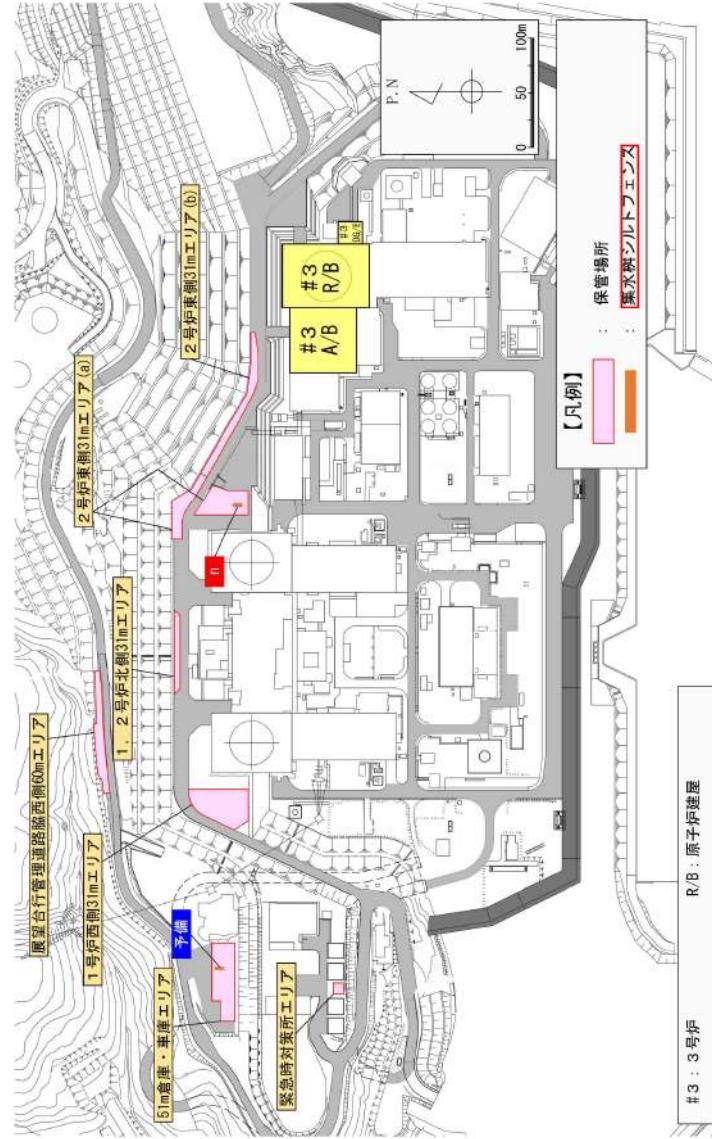
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>相違理由</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

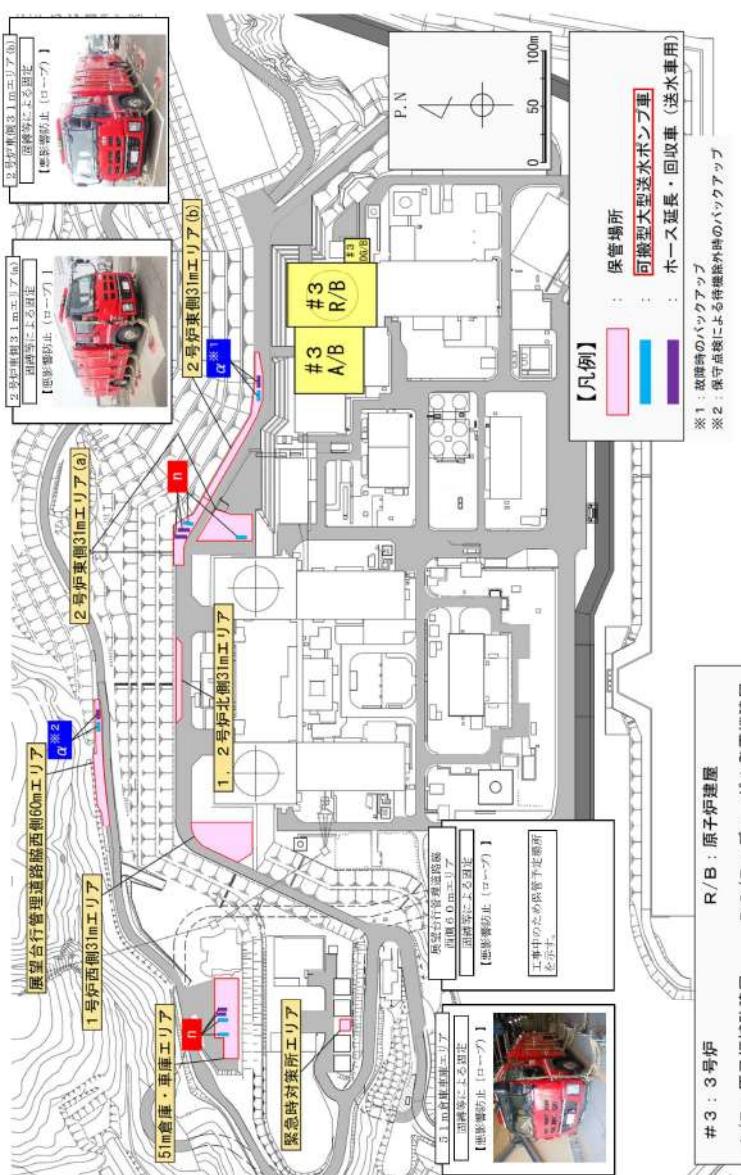
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> #3 R/B: Reactor Building #3 #3 A/B: Reactor Building #3 Auxiliary Building 緊急時対応所エリア: Emergency Response Room Area 5m倉庫・車庫エリア: 5m Warehouse/Vehicle Garage Area 1号炉西側31mエリア: 1st Reactor West Side 31m Area 1, 2号炉北側31mエリア: 1, 2nd Reactor North Side 31m Area 2号炉東側31mエリア(a): 2nd Reactor East Side 31m Area (a) 2号炉東側31mエリア(b): 2nd Reactor East Side 31m Area (b) 展望台行管理道路脇西側300mエリア: Observation Deck Management Roadside West Side 300m Area 予備: Reserve area 保管場所: Storage area 集水井シルトフェンス: Catchment Well Silto fence <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> R/B : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

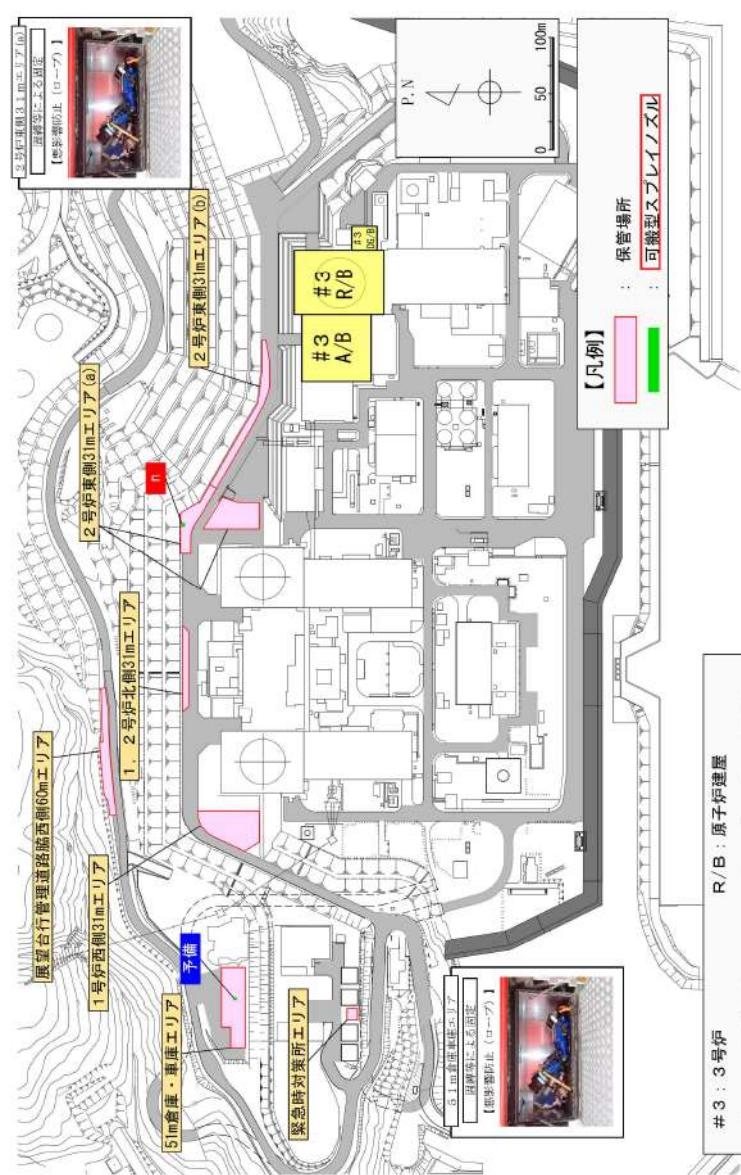
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Borsig power plant showing various safety zones and equipment locations:</p> <ul style="list-style-type: none"> 展望台行管理道路脇西側60mエリア (Yellow box) 1号炉西側30mエリア (Blue box) 2号炉東側30mエリア (a) (Yellow box) 2号炉東側30mエリア (b) (Yellow box) 5m倉庫・車庫エリア (Yellow box) 緊急時対策所エリア (Yellow box) 原子炉建屋 (Red box) #3 R/B (Yellow box) #3 A/B (Yellow box) 保管場所 (Pink box) 回搬型大型送水ポンプ車 (Red box) ホース延長・回収車 (送水用車) (Blue box) 【凡例】 (Pink box) <p>Annotations in boxes:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2号炉車両3.1mエリヤ (a) 西側等に上り直走 [遮蔽防止 (ローブ)] 2号炉車両3.1mエリヤ (b) 西側等に上り直走 [遮蔽防止 (ローブ)] 展望台行管理道路脇西側60mエリア [遮蔽防止 (ローブ)] 1号炉西側30mエリア [遮蔽防止 (ローブ)] 2号炉東側30mエリア (a) [遮蔽防止 (ローブ)] 2号炉東側30mエリア (b) [遮蔽防止 (ローブ)] 5m倉庫・車庫エリア [遮蔽防止 (ローブ)] 緊急時対策所エリア [遮蔽防止 (ローブ)] 原子炉建屋 [遮蔽防止 (ローブ)] 原子炉建屋 (R/B) [遮蔽防止 (ローブ)] 原子炉建屋 (A/B) [遮蔽防止 (ローブ)] 保管場所 [遮蔽防止 (ローブ)] 回搬型大型送水ポンプ車 [遮蔽防止 (ローブ)] ホース延長・回収車 (送水用車) [遮蔽防止 (ローブ)] <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> # 3 : 3号炉 R / B : 原子炉建屋 D G / B : ディーゼル発電機建屋 A / B : 原子炉補助建屋 <p>※ 1 : 故障時のバックアップ ※ 2 : 保守点検による待機除外時のバックアップ</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

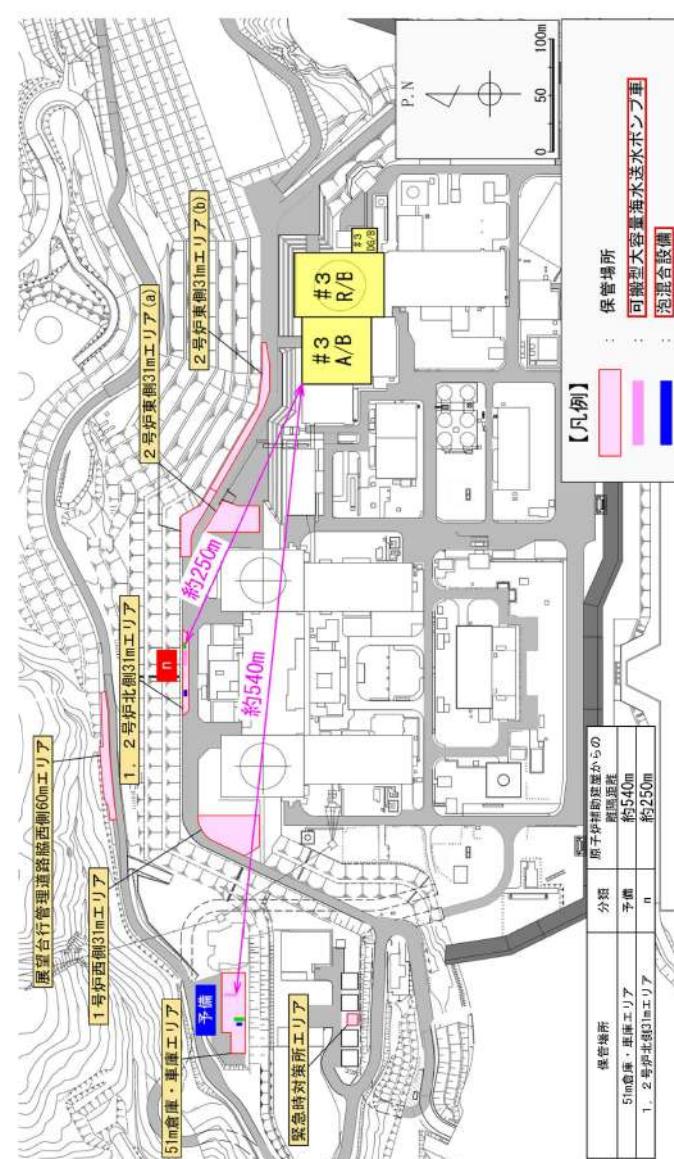
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Buildings: #3 R/B (Red Box), #3 A/B (Yellow Box), DG/B (Blue Box). Areas: 展望台行管理道路施設西側30mエリア (West side area), 1, 2号炉北側30mエリア (North side area), 1号炉西側30mエリア (West side area), 5m倉庫・車庫エリア (5m warehouse・garage area), 緊急時対策所エリア (Emergency response area), 2号炉東側30mエリア (a) (East side area a), 2号炉東側30mエリア (b) (East side area b). Equipment: 可搬型スプレイノズル (Portable spray nozzle), 保管場所 (Storage place). Annotations: 2号炉東側3.1mエリア (n) (2号炉 East side 3.1m area (n)), 2号炉東側3.1mエリア (o) (2号炉 East side 3.1m area (o)), 2号炉東側3.1mエリア (p) (2号炉 East side 3.1m area (p)). 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

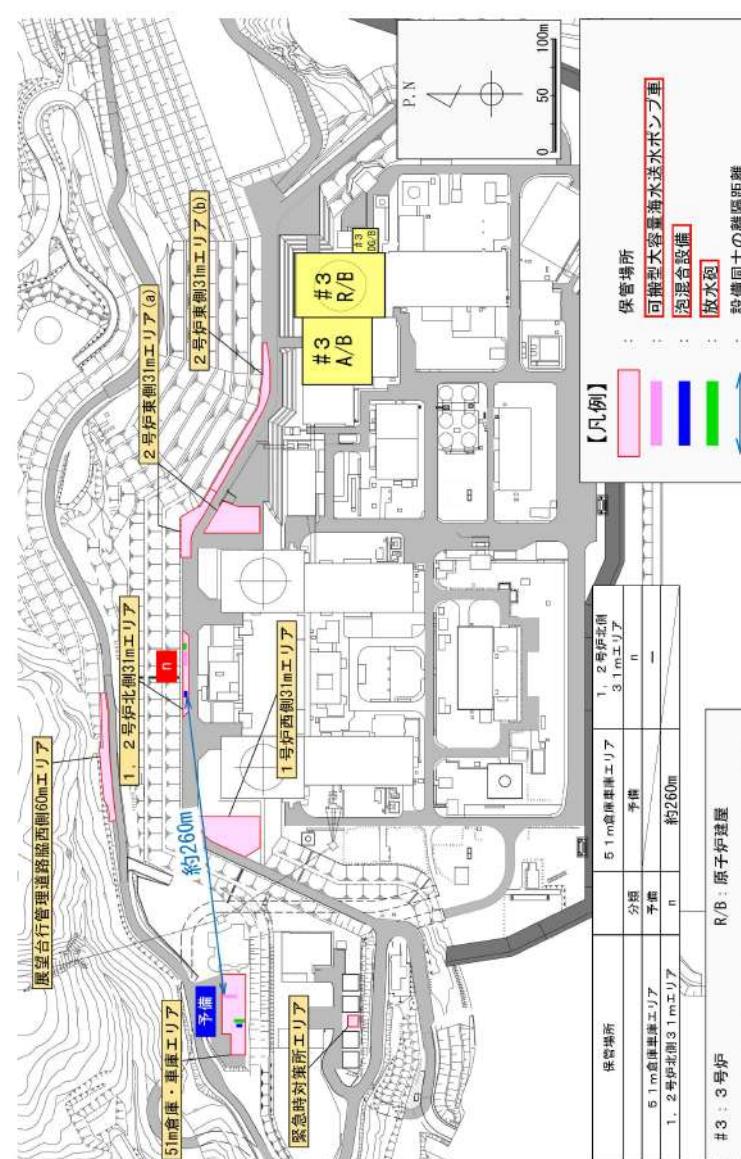
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing various safety zones around the reactor buildings and auxiliary areas.</p> <p>Key areas labeled on the map:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側31mエリア 1、2号炉北側31mエリア 51m倉庫・車庫エリア 予備 緊急時対策所エリア 1号炉東側31mエリア(a) 2号炉東側31mエリア(b) 約250m 約540m 展示台行管理道路脇西側60mエリア <p>Legend (【凡例】):</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大容量海水送水ポンプ車 泡混合設備 放水剤 原子炉補助建屋からの離隔距離 <p>Notes:</p> <ul style="list-style-type: none"> R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 #3 : 3号炉 P.N : North Scale: 0 to 50 m 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

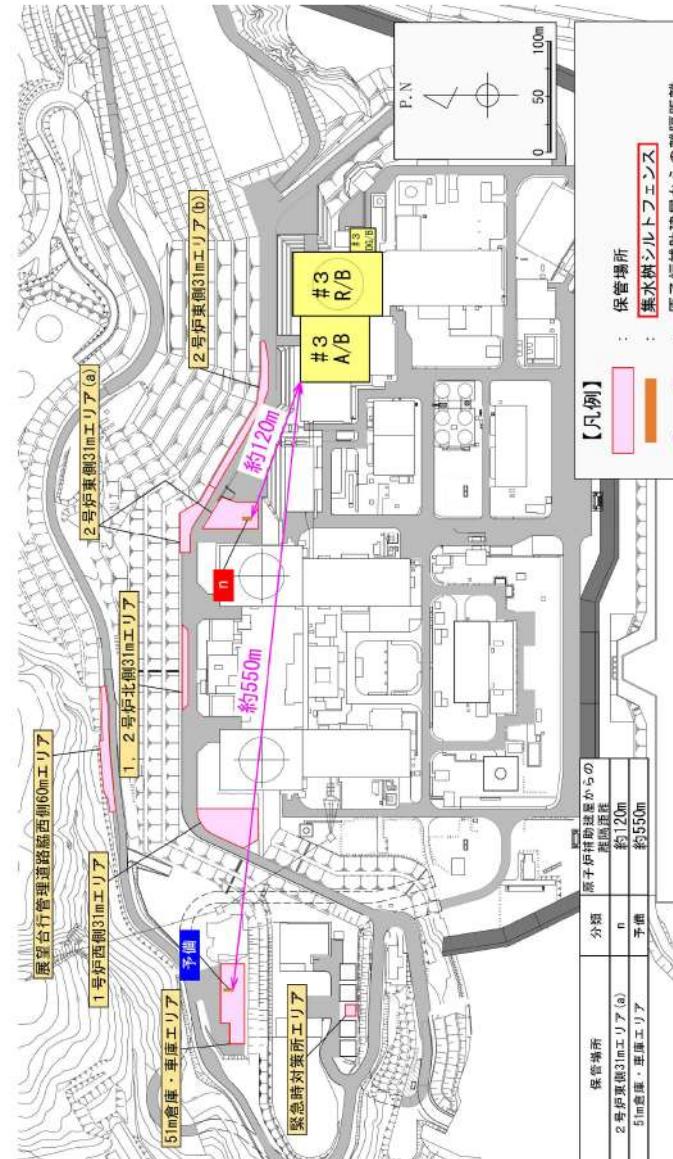
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing various safety zones around the reactors and surrounding areas. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1, 2号炉北側31mエリア (1, 2号炉北側31m Area) 1号炉西側31mエリア (1号炉西側31m Area) 2号炉東側31mエリア(a), (b) (2号炉東側31m Area (a), (b)) 5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse・Garage Area) 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area) 展望台行管理道路沿西側60mエリア (Observation Deck Management Road West Side 60m Area) #3 A/B (Building #3 A/B) #3 R/B (Building #3 R/B) 保管場所 (Storage Site) 可搬型大容量海水淡水ポンプ車 (Mobile Large Capacity Sea Water/Fresh Water Pump Truck) 泡混合設備 (Foam Mixing Equipment) 放水栓 (Water Drainage Valve) 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment) <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage Site) 可搬型大容量海水淡水ポンプ車 (Mobile Large Capacity Sea Water/Fresh Water Pump Truck) 泡混合設備 (Foam Mixing Equipment) 放水栓 (Water Drainage Valve) <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>51m倉庫車庫エリア</td> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>予備</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>5.1m倉庫車庫エリア</td> <td>n</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉東側31mエリア</td> <td>n</td> <td>約260m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 R/B : 原子炉建屋 D6/B : ティーゼル発電機建屋</p>	保管場所	51m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側31mエリア	分類	予備	予備	5.1m倉庫車庫エリア	n	n	1, 2号炉東側31mエリア	n	約260m	
保管場所	51m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側31mエリア												
分類	予備	予備												
5.1m倉庫車庫エリア	n	n												
1, 2号炉東側31mエリア	n	約260m												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	 <p>The site map illustrates several safety zones around the reactor buildings:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側31mエリア (1号炉西側31m Area) 1, 2号炉北側31mエリア (1, 2号炉北側31m Area) 2号炉東側31mエリア (a) (2号炉東側31m Area (a)) 2号炉東側31mエリア (b) (2号炉東側31m Area (b)) 51m倉庫・車庫エリア (51m Warehouse・Garage Area) 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area) 予備予備 (Reserve Reserve) <p>Distances from the auxiliary building area to the reactor buildings are indicated:</p> <ul style="list-style-type: none"> 約120m (About 120m) from Reactor #3 to the auxiliary building area. 約550m (About 550m) from Reactor #3 to the auxiliary building area. <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> 【凡例】 (Legend): 保管場所 (Storage Site): Pink rectangle 集水焼却シートフェンス (Collection Water Incineration Fence): Orange rectangle 原子炉補助建屋からの離隔距離 (Distance from Auxiliary Building): Double-headed arrow between the auxiliary building area and the reactor buildings. <p>Notes:</p> <ul style="list-style-type: none"> * 原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可燃型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。 <table border="1"> <tr> <td>#3 : 3号炉</td> <td>R/B : 原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td>A/B : 原子炉補助建屋</td> <td>D/B : ディーゼル発電機建屋</td> </tr> </table>	#3 : 3号炉	R/B : 原子炉建屋	A/B : 原子炉補助建屋	D/B : ディーゼル発電機建屋	
#3 : 3号炉	R/B : 原子炉建屋					
A/B : 原子炉補助建屋	D/B : ディーゼル発電機建屋					

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

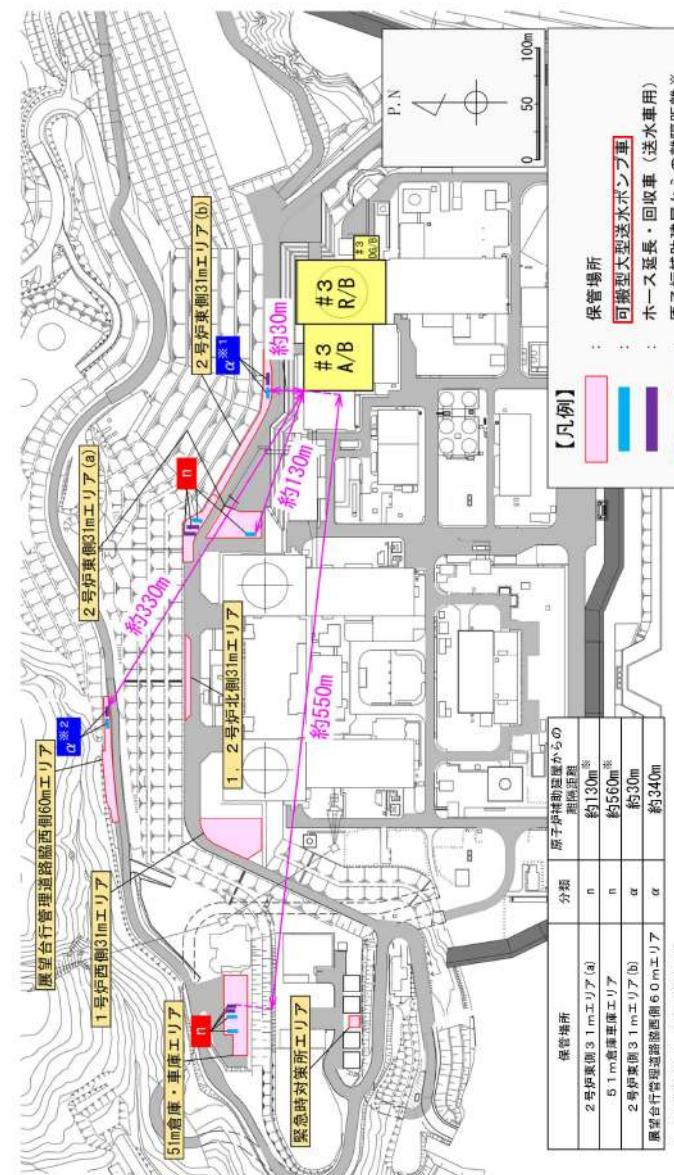
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 : Storage tank 集水槽シルトフエンス : Fire lane 設備同士の離隔距離 : Equipment distance <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>5m倉庫・車庫エリア</th> <th>5m倉庫・車庫エリア</th> <th>予備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉車庫31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>約420m</td> <td>約420m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5m倉庫</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	5m倉庫・車庫エリア	5m倉庫・車庫エリア	予備	2号炉車庫31mエリア(a)	n	約420m	約420m	—	—	—	5m倉庫	n	—	—	—	—	—	
保管場所	分類	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	5m倉庫・車庫エリア	5m倉庫・車庫エリア	予備																	
2号炉車庫31mエリア(a)	n	約420m	約420m	—	—	—																	
5m倉庫	n	—	—	—	—	—																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Tomi Nuclear Power Plant showing various safety zones around the reactor buildings and surrounding areas. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Reactor buildings #3 A/B and #3 R/B. Emergency Response Areas (ERAs) labeled: 1号炉東側31mエリア (a), 2号炉東側31mエリア (b), 1、2号炉北側31mエリア, 展望台行管理道路脇西側60mエリア, 5m倉庫・車庫エリア, 緊急時対策所エリア. Storage areas: 保管場所 (Pink box), 可搬型大型送水ポンプ車 (Blue box). Water truck (送水車用): ホース延長・回収車 (Red box). Containment building distance markers: 約30m, 約130m, 約320m, 約550m. Legend (凡例): <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Pink box) 可搬型大型送水ポンプ車 (Blue box) ホース延長・回収車 (Red box) 原子炉補助建屋からの離隔距離 (Purple arrow) Notes: <ul style="list-style-type: none"> *: 原子炉補助建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋又は2が系統給水タップのうち、可搬型大型送水ポンプ車に最も近接している原子炉補助建屋を代表として記載している。 *1: 故障時のバックアップ *2: 保守点検による待機外時のバックアップ 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

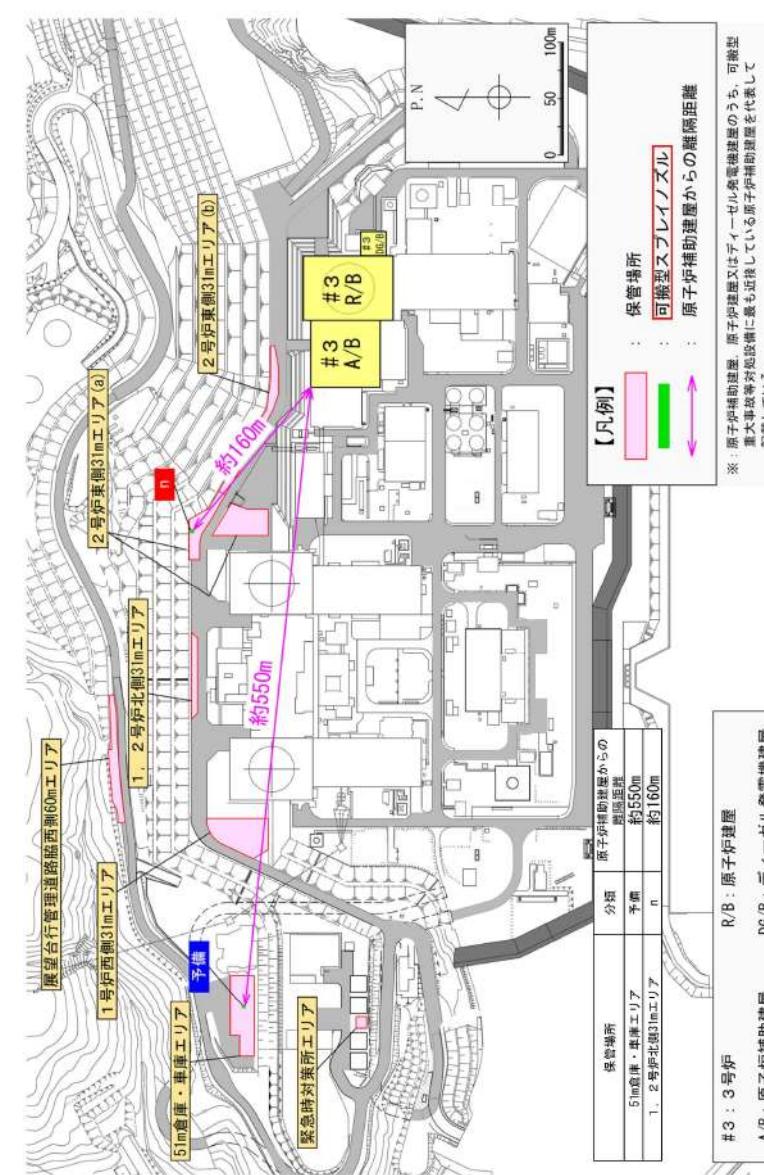
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 保管場所 ■ : 可搬型大型送水ポンプ車 ■ : ホース延長・回収車（送水車用） ■ : 設備同士の離隔距離 <p>※1 故障時のバックアップ ※2 保守点検による待機線外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉補助建屋 A/B : 原子炉補助建屋 D6/B : ディーゼル発電機建屋</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

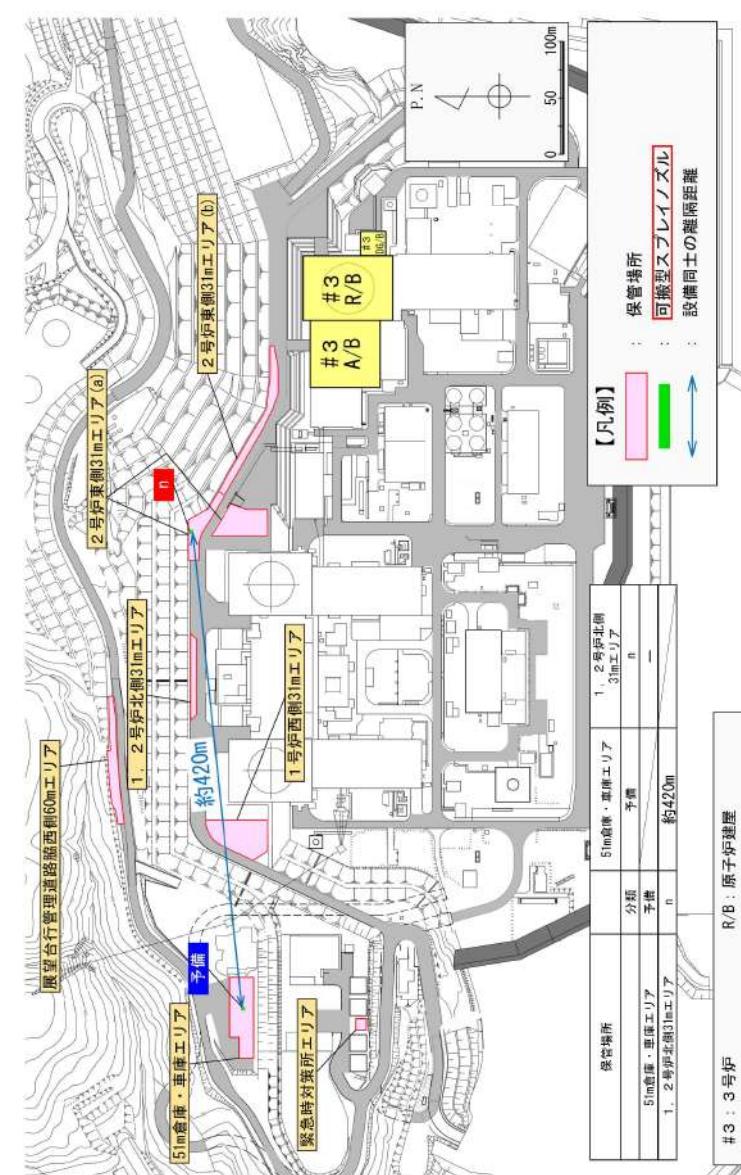
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 【】 : 保管場所 ■ : 可搬型スプレイノズル ↔ : 設備同士の離隔距離 <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>分類</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>約420m</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリア</td> <td>約420m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	51m倉庫・車庫エリア	予備	51m倉庫・車庫エリア	予備	1, 2号炉北側31mエリア	—	1, 2号炉北側31mエリア	約420m	緊急時対策所エリア	約420m	
保管場所	分類													
51m倉庫・車庫エリア	予備													
51m倉庫・車庫エリア	予備													
1, 2号炉北側31mエリア	—													
1, 2号炉北側31mエリア	約420m													
緊急時対策所エリア	約420m													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

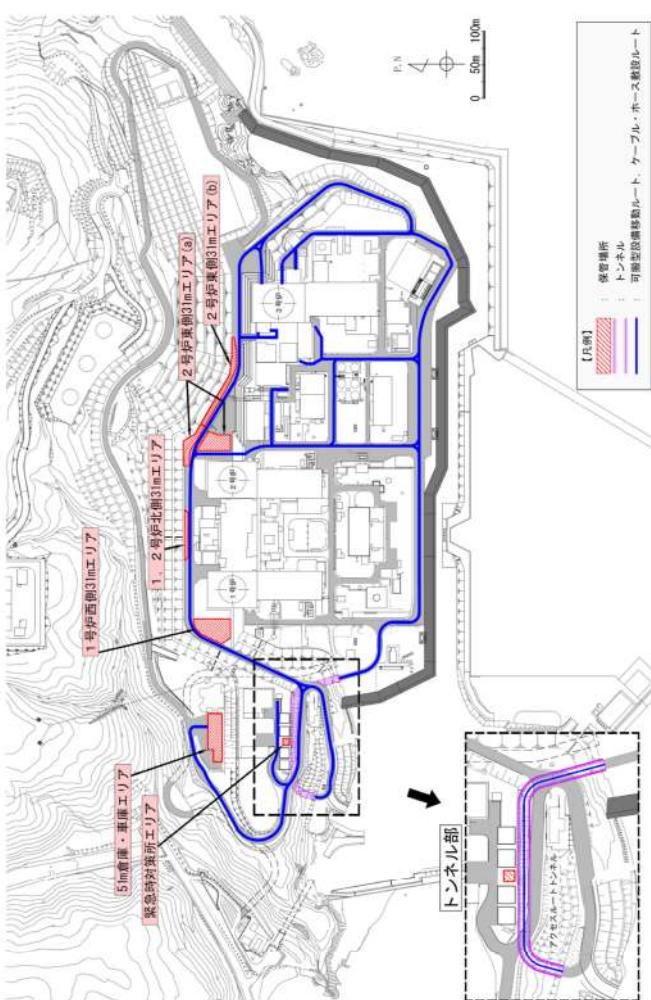
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合わせ技術的能力 1.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

55-8 アクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

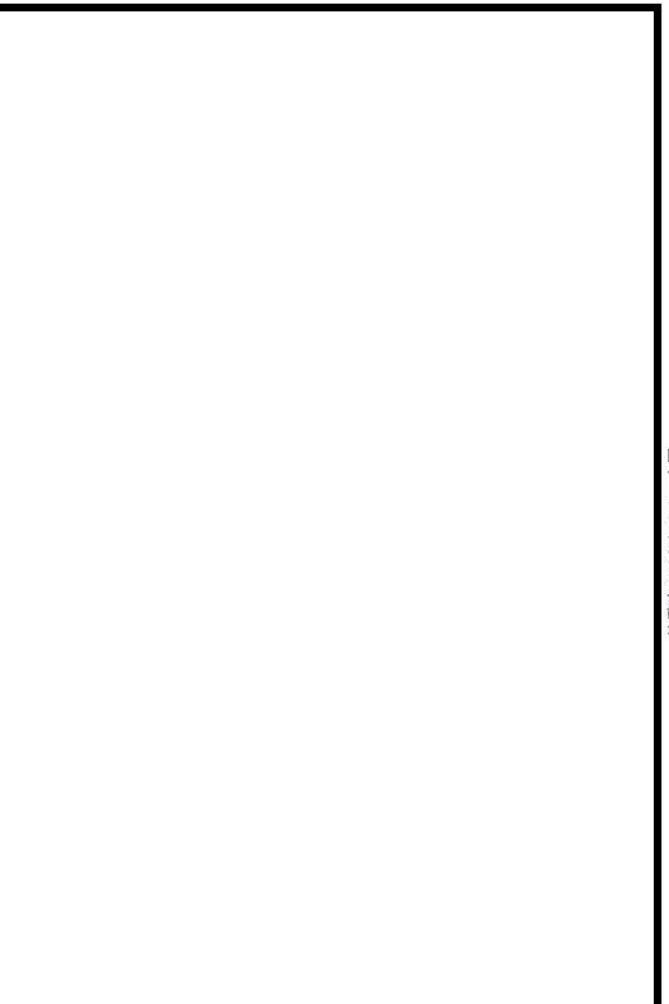
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. It features several colored areas indicating different safety zones: red for '緊急時対策所エリア' (Emergency Response Area), blue for '1号炉西側31mエリア' (1st Unit West Side 31m Area), and purple for '2号炉東側31mエリア(a)' (2nd Unit East Side 31m Area a). A legend on the right side defines these colors: red for '保管場所' (Storage location), blue for 'トンネル' (Tunnel), and purple for '可搬型設備移動ルート' (Movable equipment movement route). An inset map provides a detailed view of the 'トンネル部' (Tunnel area) with its own legend.</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 トンネル 可搬型設備移動ルート、ケーブル・ホース敷設ルート <p>保管場所及びアクセスルート図</p>	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

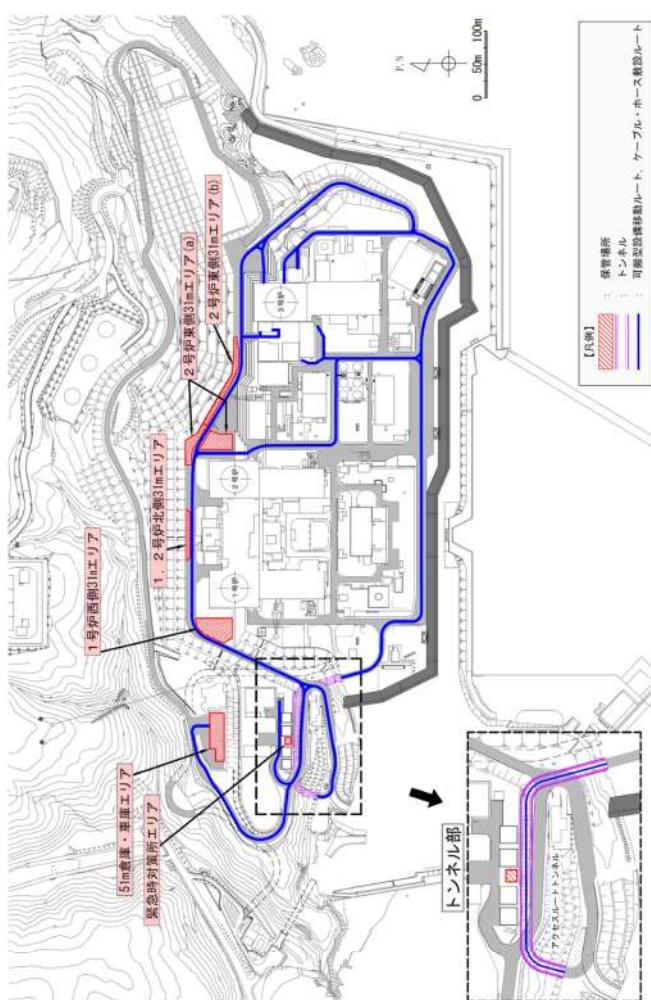
赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 地震時のアセスルート図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>津波時のアクセスルート図</p>	

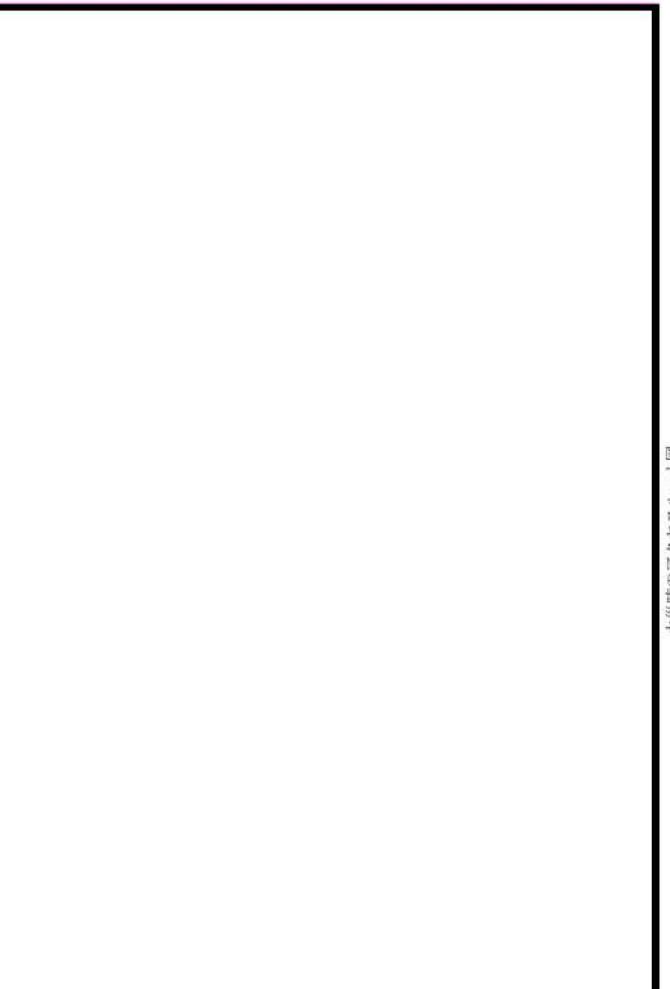
55-8-3

55-8-4

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

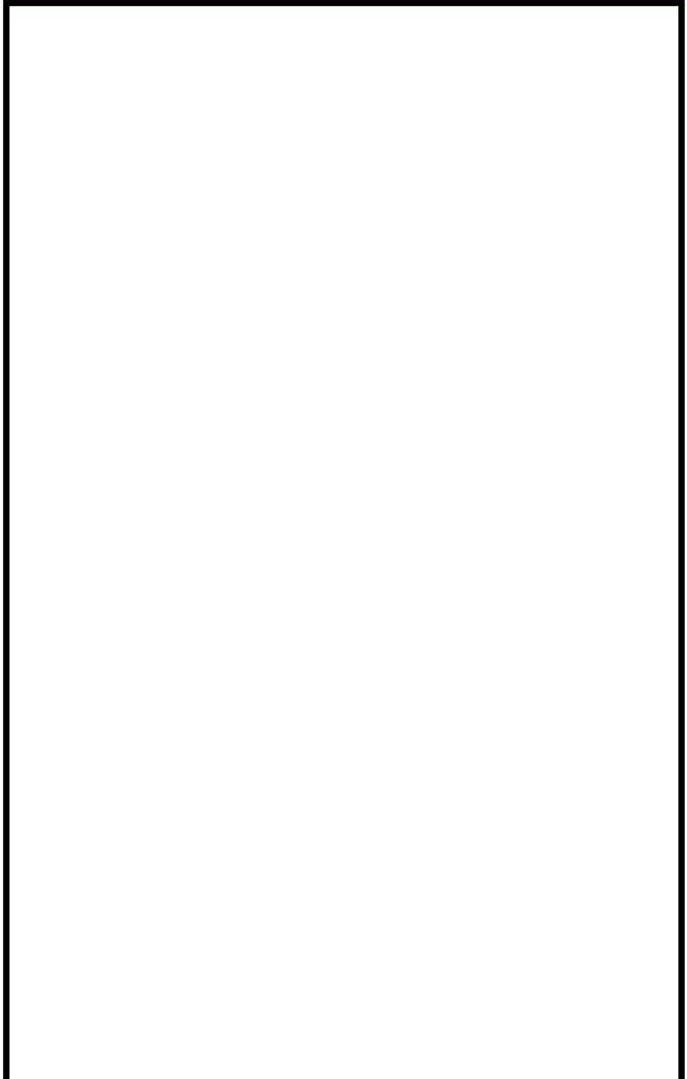
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>大災時のアクセスルート図</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	55-10 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について	55-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	General 本補足説明資料は大飯3／4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図 55-10-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠開きの内容は商業機密の範囲から公開できません。 </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図 55-10-1 に示すとおり送水ポンプ1台、付属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び付属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	55-10 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について	55-11 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について	General 本補足説明資料は大飯3／4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図 55-10-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、図 55-11-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、増圧ポンプ及び付属水中ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-11-1 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造概要図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水にしか使用しない。 ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を注水に用いない。

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA56H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

56条

令和5年10月
北海道電力株式会社

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について		

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整

理を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料（比較表）では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系（補給・除熱熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障防止_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的的に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的的に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを示すため紐づけているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的的に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
⑧	共用の禁止	—	—	—	(単号炉申請であり共用設備なし)
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの		
<p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
【共通（資料構成の変更）】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> (変更前) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 (変更後) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 		
<p>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 		
【配置図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。 		
<p>配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 		
<p>また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</p>		
【試験検査】		
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 		
【系統図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 		
【容量設定根拠】		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 		
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-1 SA設備基準適合性一覧表	56-1 SA設備 基準適合性一覧表	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉

56-1-1

泊発電所3号炉

第5.6条 重大事故等に対する必要な機器の供給確保		燃料取替用水ピット	類型化区分	関連資料
第 1 項 操作性	操作性	<p>① 0.9以外の屋内-その他 (原子炉建屋) (有効に機能を發揮する)</p> <p>② 洋水 (海水又は淡水 (海水を運搬する可能性あり))</p> <p>電動泵 (機能が損なわない)</p> <p>地井戸からの取水 (周辺施設等からの取水により機能を失う可能性がない)</p>	B,d II - -	<p>① [補足説明資料]50-2 配置図</p> <p>② [補足説明資料]50-4 統括図</p>
第 2 項 操作性	操作性	③ 対象外 (操作不要)	/	②
第 3 項 試験・検査・系統構成・外輸入力		ピット (備えいの確認が可能) (内部の確認が可能・グロセラア設置) (往う測定度及び有效水量の確認が可能)	C	[補足説明資料]50-3 試験・検査・系統構成・外輸入力
第 4 項 切り替え性	切り替え性	<p>④ 【1次系PAB】 DB施設と同じ用途で使用すれば切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)</p>	B,b	[補足説明資料]50-4 統括図
第 4 項 真影響の停止	実設計	<p>⑤ 【1次系PAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)</p>	A,d	[補足説明資料]50-4 統括図
第 5 項 その他の実験	耐震設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
第 6 項 設置場所	設置場所	対象外	/	-
第 7 項 常時給水の容量		<p>⑥ 現場操作(設置場所)</p> <p>⑦ 【1次系PAB】 DB設置の容積等が十分 (DB設備と同仕様で設計)</p>	A,a A	<p>⑥ [補足説明資料]50-2 配置図</p> <p>⑦ -</p>
第 8 項 共用の禁止		(共用しない)	-	-
第 9 項 操作性	操作性	<p>⑧ 【1次系PAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (S/Q2次側による炉心冷却に使用する補助給水以外と異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散)</p> <p>⑨ サポート系蓄圧</p>	A,a	[補足説明資料]50-2 配置図
第 10 項 操作性		対象外(サポート系なし)	/	-

56-1-

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉										相違理由										
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																						
補助給水ピット																						
補助給水ピット																						
① [補足説明資料]58-2 配置図																						
② [補足説明資料]58-4 系統図																						
③ [補足説明資料]58-2 配置図																						
④ [補足説明資料]58-3 試験・検査説明資料																						
⑤ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑥ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑦ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑧ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑨ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑩ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑪ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑫ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑬ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑭ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑮ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑯ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑰ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑱ [補足説明資料]58-2 配置図																						
⑲ [補足説明資料]58-4 系統図																						
⑳ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉑ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉒ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉓ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉔ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉕ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉖ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉗ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉘ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉙ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉚ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉛ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉜ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉝ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉞ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2 配置図																						
㉟ [補足説明資料]58-4 系統図																						
㉟ [補足説明資料]58-2																						

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉

56-1-1

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉 S A設備基準適合性 一覧表(可搬)

56-1-1

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例: A②, A③, A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査性</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験又は検査項目 <ul style="list-style-type: none"> 分解検査 開閉検査 非破壊検査 機能・性能検査 物理検査 <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> 分解ができる構造 点検口等の設置 非破壊検査ができる構造 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> テストラインの構成 模擬負荷との接続性 <p>設備区分による類型化</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置</td><td>電気機器</td></tr> <tr><td>A ポンプ、ファン、圧縮機</td><td>B 電</td></tr> <tr><td>C 器器（タンク類）</td><td>M 正確供給</td></tr> <tr><td>D 熱交換器</td><td>N 静的機器</td></tr> <tr><td>E 絶縁ニット</td><td>O 空調ユニット</td></tr> <tr><td>F 清掃</td><td>F 流通</td></tr> <tr><td>G 内部機関</td><td>G 内部機関</td></tr> <tr><td>H (欠番)</td><td>H 变電機</td></tr> <tr><td>I 電離線</td><td>I その他の電気設備</td></tr> <tr><td>J その他電気設備</td><td>J 計量制御装置</td></tr> <tr><td>K 計量制御装置</td><td>L 清掃装置</td></tr> <tr><td>L 清掃</td><td>M 送信装置</td></tr> <tr><td>その他</td><td>N 送信装置</td></tr> <tr><td>M その他</td><td>O 送信装置</td></tr> </table>	機械装置	電気機器	A ポンプ、ファン、圧縮機	B 電	C 器器（タンク類）	M 正確供給	D 熱交換器	N 静的機器	E 絶縁ニット	O 空調ユニット	F 清掃	F 流通	G 内部機関	G 内部機関	H (欠番)	H 变電機	I 電離線	I その他の電気設備	J その他電気設備	J 計量制御装置	K 計量制御装置	L 清掃装置	L 清掃	M 送信装置	その他	N 送信装置	M その他	O 送信装置	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査性</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> 分解検査 開放検査 非破壊検査 点検口等の設置 手動操作装置 構造・作動検査 特性検査 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> テストラインの構成 模擬負荷との接続性 <p>設備区分による類型化</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置 電気機器</td><td>A ポンプ、ファン</td></tr> <tr><td>静的機器</td><td>B 電</td></tr> <tr><td>電気機器</td><td>M 正確供給</td></tr> <tr><td>計量制御装置</td><td>N 静的機器</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>O 空調ユニット</td></tr> <tr><td></td><td>F 流通</td></tr> <tr><td></td><td>G 内部機関</td></tr> <tr><td></td><td>H 变電機</td></tr> <tr><td></td><td>I その他の電気設備</td></tr> <tr><td></td><td>J 計量制御装置</td></tr> <tr><td></td><td>L 清掃装置</td></tr> <tr><td></td><td>M 送信装置</td></tr> <tr><td></td><td>O 送信装置</td></tr> </table>	機械装置 電気機器	A ポンプ、ファン	静的機器	B 電	電気機器	M 正確供給	計量制御装置	N 静的機器	構築物	O 空調ユニット		F 流通		G 内部機関		H 变電機		I その他の電気設備		J 計量制御装置		L 清掃装置		M 送信装置		O 送信装置	
機械装置	電気機器																																																							
A ポンプ、ファン、圧縮機	B 電																																																							
C 器器（タンク類）	M 正確供給																																																							
D 熱交換器	N 静的機器																																																							
E 絶縁ニット	O 空調ユニット																																																							
F 清掃	F 流通																																																							
G 内部機関	G 内部機関																																																							
H (欠番)	H 变電機																																																							
I 電離線	I その他の電気設備																																																							
J その他電気設備	J 計量制御装置																																																							
K 計量制御装置	L 清掃装置																																																							
L 清掃	M 送信装置																																																							
その他	N 送信装置																																																							
M その他	O 送信装置																																																							
機械装置 電気機器	A ポンプ、ファン																																																							
静的機器	B 電																																																							
電気機器	M 正確供給																																																							
計量制御装置	N 静的機器																																																							
構築物	O 空調ユニット																																																							
	F 流通																																																							
	G 内部機関																																																							
	H 变電機																																																							
	I その他の電気設備																																																							
	J 計量制御装置																																																							
	L 清掃装置																																																							
	M 送信装置																																																							
	O 送信装置																																																							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・ 変操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 ——— A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 ——— B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常の用途以外の用途として使用するため切替が必要^① A</p> <p>本來の用途以外の用途として使用するための切替は不要 DB施設としての機能を有さない B</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p>																																																							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竪管 <p>内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 ——— I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竪管 <p>内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 ——— B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p> <p>分離で系統構成 ——— Aa</p> <p>通常時は分離 ——— Ab</p> <p>地震から独立 ——— Ac</p> <p>DBと共に系統構成 ——— Ad</p> <p>燃耗性地質又は海水を含む系統との分離 ——— Ae</p>																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>操作が必要な設備 考慮事項 放射線の影響 現地操作を行う設備 放射線が高くなるおそれがない場合の選定 a 影響を受けない場合の選定 b 選定操作 中央制御室で操作を行う設備 操作不要な設備 操作しない場合</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>操作が必要な設備 考慮事項 放射線の影響 現地操作を行う設備 放射線が高くなるおそれがない場合の選定 a 影響を受けない場合の選定 b 高くなるおそれがある場合の選定 中央制御室で操作を行う設備 操作不要な設備 操作しない場合</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要な容量等の設計 考慮事項 ①圧力 ②配管圧損 ③温度 ④DBA設備との容量比較 ⑤補給 その他、設備ごとの考慮事項 設計基準事故 対処設備を使用 A 設計基準事故対処設備の容量等が系統の目的に応じて必要となる容量等と同仕様で設計する設備 B 設計基準事故対処設備の容量等を補い、その後の事故対応手段とあわせて系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 C 重大事故等対処設備単独で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要な容量等の設計 考慮事項 ①圧力 ②配管圧損 ③温度 ④DBA設備との容量比較 ⑤補給 その他、設備ごとの考慮事項 設計基準事故 対処設備を使用 A 設計基準事故対処設備の容量等が系統の目的に応じて必要となる容量等と同仕様で設計する設備 B 設計基準事故対処設備の容量等を補い、その後の事故対応手段とあわせて系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 C 重大事故等対処設備単独で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 D 活用してみる限り有する設備 対象外</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>重大事故等時に使用する設備 共用している設備 選定対象 A 共用しない設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>常設重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う 考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災 位置的分散 a 室内設備 b 室外設備 多様性・独立性 a サポートあり b サポートなし</p> <p>※: 記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>常設重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う 考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災 防止設備 a 室内設備 b 室外設備 共通要因を考慮する対象設備あり a 室内 b 室外 同一目的のSA設備あり 同一目的のSA設備なし c サポート系あり d サポート系なし 対象外</p>									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型直流水電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等</p> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流水電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等 — B</p> <p>①, ②以外 — C</p> <p>予備数量の考え方へ</p> <p>【考慮事項】 ③ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ④ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、オガチェック、換油確認等一次式取扱（点検済みの設備との交換含む）の際に事前に取扱品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備</p> <p>保守点検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、オガチェック、換油確認等一次式取扱（点検済みの設備との交換含む）の際に事前に取扱品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④, ⑤以外 — c</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量 — A</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 — B</p> <p>①, ②以外 — C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 — A</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル カネクタ接続 — A</p> <p>ケーブル 上り簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管 ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>配管 上り簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 — A</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル 通信・計装各設備電源による接続 — D</p> <p>ケーブル 电源供給 鋼のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>水・空気配管 大口径等 ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>水・空気配管 小口径等 より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 専用の接続方法による接続 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 — A</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・浸水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力 屋内（壁面含む） — A</p> <p>水・電力 屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 — A</p> <p>【考慮事項】 ・環境条件 ・溢水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力 屋内（壁面含む） — A</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>対象外 — D</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A[考慮事項 放射線の影響] --> A1[SFP 事故時に使用する設備] A[考慮事項 放射線の影響] --> B1[その他の設備] style A fill:#e0f2e0 style B fill:#e0f2e0 style A1 fill:#e0f2e0 style B1 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> A2_1[SFP 事故時に使用する設備] A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> B2_1[その他の設備] style A2 fill:#e0f2e0 style A2_1 fill:#e0f2e0 style B2_1 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> A3_1[屋内] A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> B3_1[屋外] style A3 fill:#e0f2e0 style A3_1 fill:#e0f2e0 style B3_1 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> A4_1[屋内] A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・浸水 ・火災] --> B4_1[屋外] A4_1 --> A4_1_1[共通要因の考慮対象設備なし] A4_1 --> A4_1_2[共通要因の考慮対象設備あり] B4_1 --> B4_1_1[共通要因の考慮対象設備なし] B4_1 --> B4_1_2[共通要因の考慮対象設備あり] style A4 fill:#e0f2e0 style A4_1 fill:#e0f2e0 style A4_1_1 fill:#e0f2e0 style A4_1_2 fill:#e0f2e0 style B4_1 fill:#e0f2e0 style B4_1_1 fill:#e0f2e0 style B4_1_2 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> A5_1[屋内] A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> B5_1[屋外] style A5 fill:#e0f2e0 style A5_1 fill:#e0f2e0 style B5_1 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤浸水 ⑥火災] --> A6_1[屋内] A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤浸水 ⑥火災] --> B6_1[屋外] style A6 fill:#e0f2e0 style A6_1 fill:#e0f2e0 style B6_1 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、浸水、火災] A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_2[②サポート系による要因] A7_1 --> A7_1_1[位置的分散] A7_1 --> A7_1_2[多様性・独立性] A7_2 --> A7_2_1[サポートあり] A7_2 --> A7_2_2[サポートなし] style A7 fill:#e0f2e0 style A7_1 fill:#e0f2e0 style A7_1_1 fill:#e0f2e0 style A7_1_2 fill:#e0f2e0 style A7_2 fill:#e0f2e0 style A7_2_1 fill:#e0f2e0 style A7_2_2 fill:#e0f2e0 </pre> <p>※ 記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例: ①a、①b、②a、②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、浸水、火災] A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_2[②サポート系による要因] A8_1 --> A8_1_1[防止設備] A8_1 --> A8_1_2[サポート系による要因] A8_1_1 --> A8_1_1_1[屋内設備] A8_1_1 --> A8_1_1_2[屋外設備] A8_1_2 --> A8_1_2_1[共通要因を考慮する対象設備あり] A8_1_2 --> A8_1_2_2[共通要因を考慮する対象設備なし] A8_1_1_1 --> A8_1_1_1_1[対象外] A8_1_1_2 --> A8_1_1_2_1[対象外] A8_1_2_1 --> A8_1_2_1_1[同一目的のSA設備あり] A8_1_2_1 --> A8_1_2_1_2[同一目的のSA設備なし] A8_1_2_2 --> A8_1_2_2_1[代替するDB設備あり] A8_1_2_2 --> A8_1_2_2_2[代替するDB設備なし] A8_1_1_1_1 --> A8_1_1_1_1_1[対象外] A8_1_1_2_1 --> A8_1_1_2_1_1[対象外] A8_1_2_1_1 --> A8_1_2_1_1_1[同一目的のSA設備あり] A8_1_2_1_1 --> A8_1_2_1_1_2[同一目的のSA設備なし] A8_1_2_2_1 --> A8_1_2_2_1_1[代替するDB設備あり] A8_1_2_2_1 --> A8_1_2_2_1_2[代替するDB設備なし] style A8 fill:#e0f2e0 style A8_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_1_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_1_2 fill:#e0f2e0 style A8_1_2 fill:#e0f2e0 style A8_1_2_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_2_2 fill:#e0f2e0 style A8_1_1_1_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_1_2_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_2_1_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_2_2_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_1_1_1_1 fill:#e0f2e0 style A8_1_1_2_1_1 fill:#e0f2e0 </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-2 配置図 3号炉	5 6 - 2 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。 ・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）

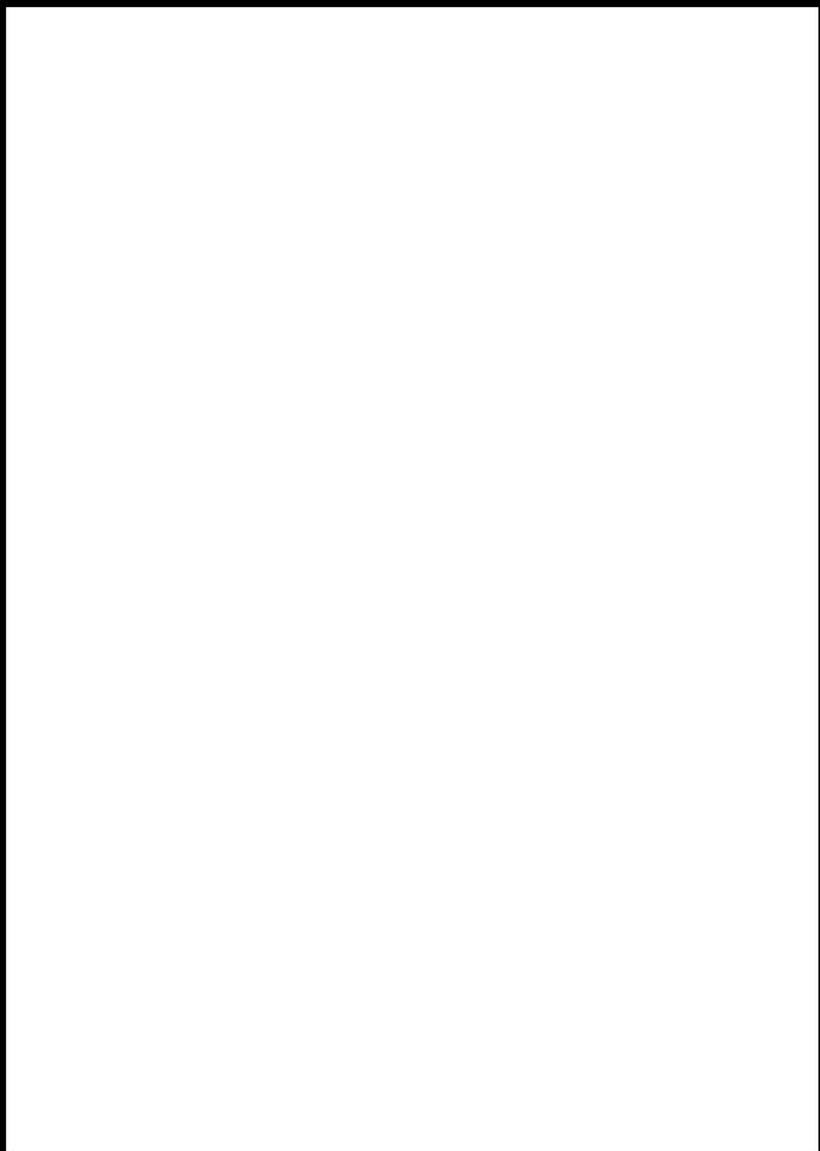
凡例

■	：設計基準対象施設
■	：重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

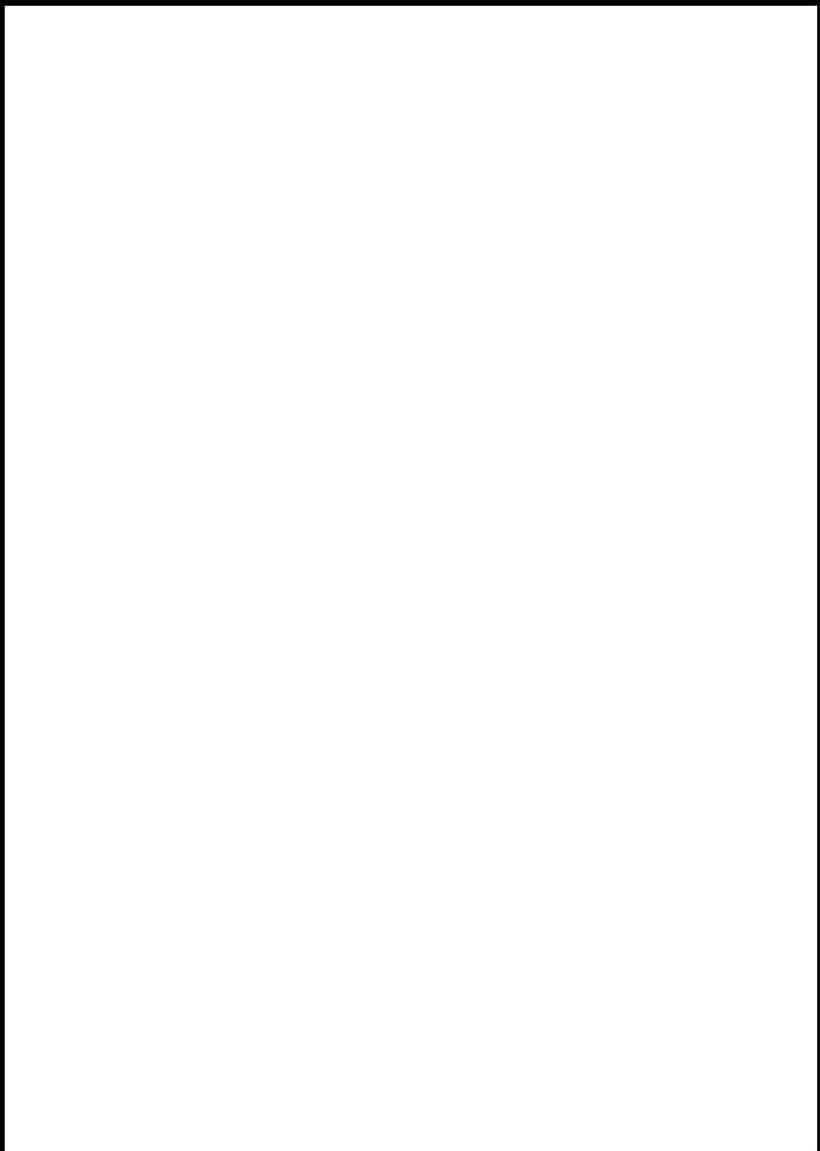
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

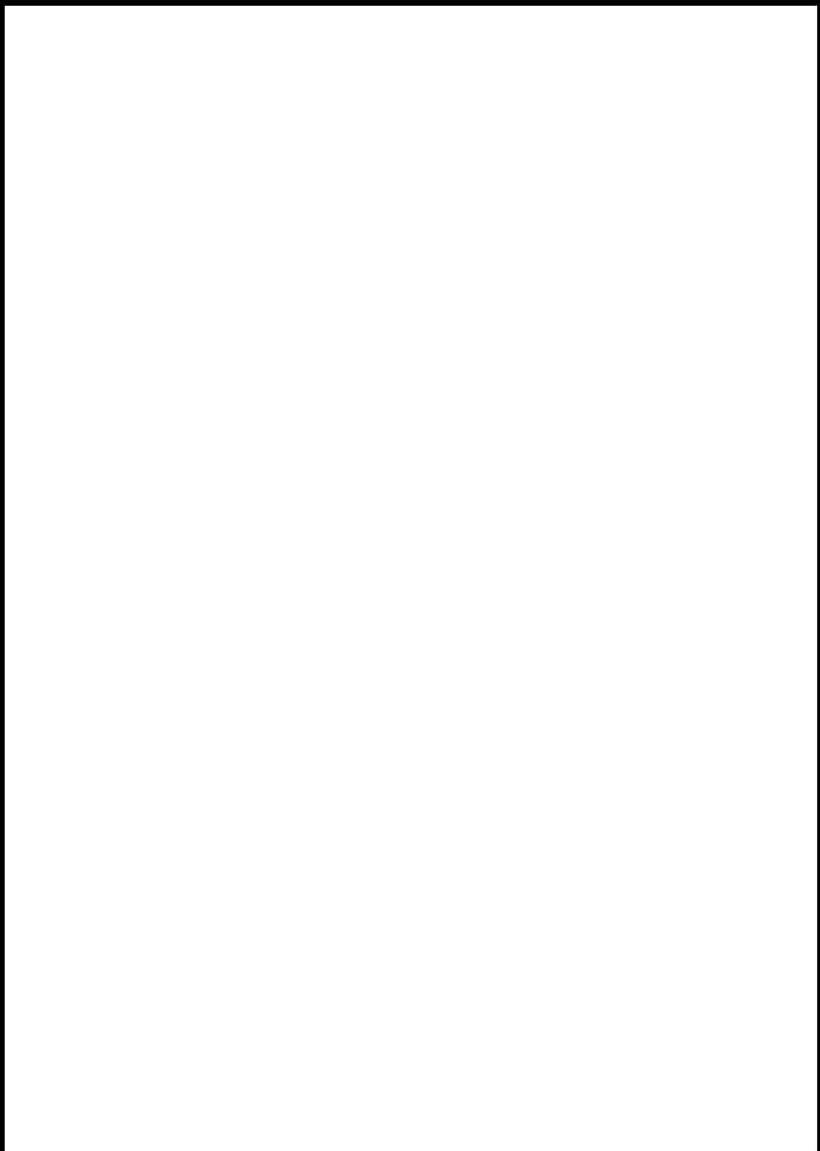
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

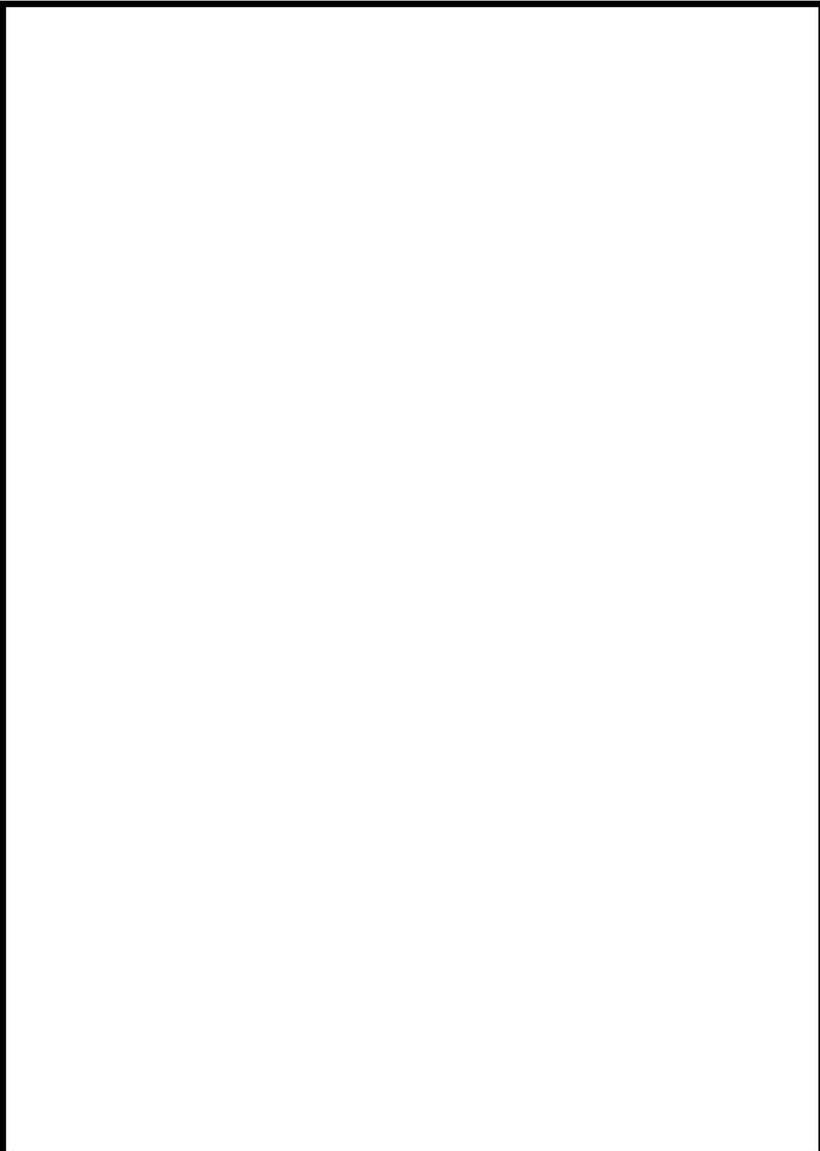
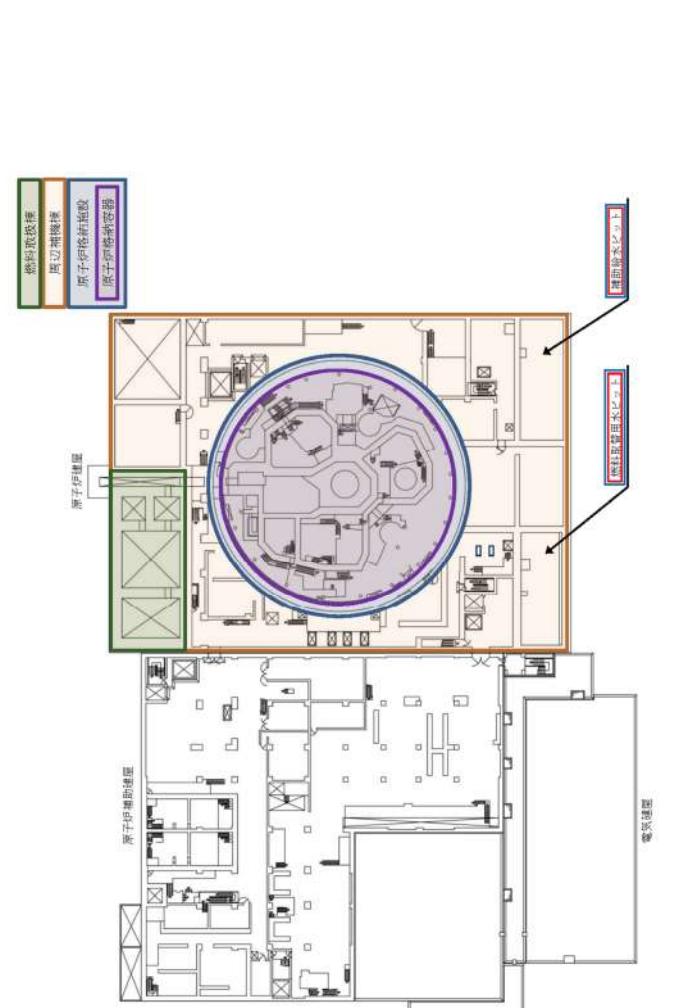
枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

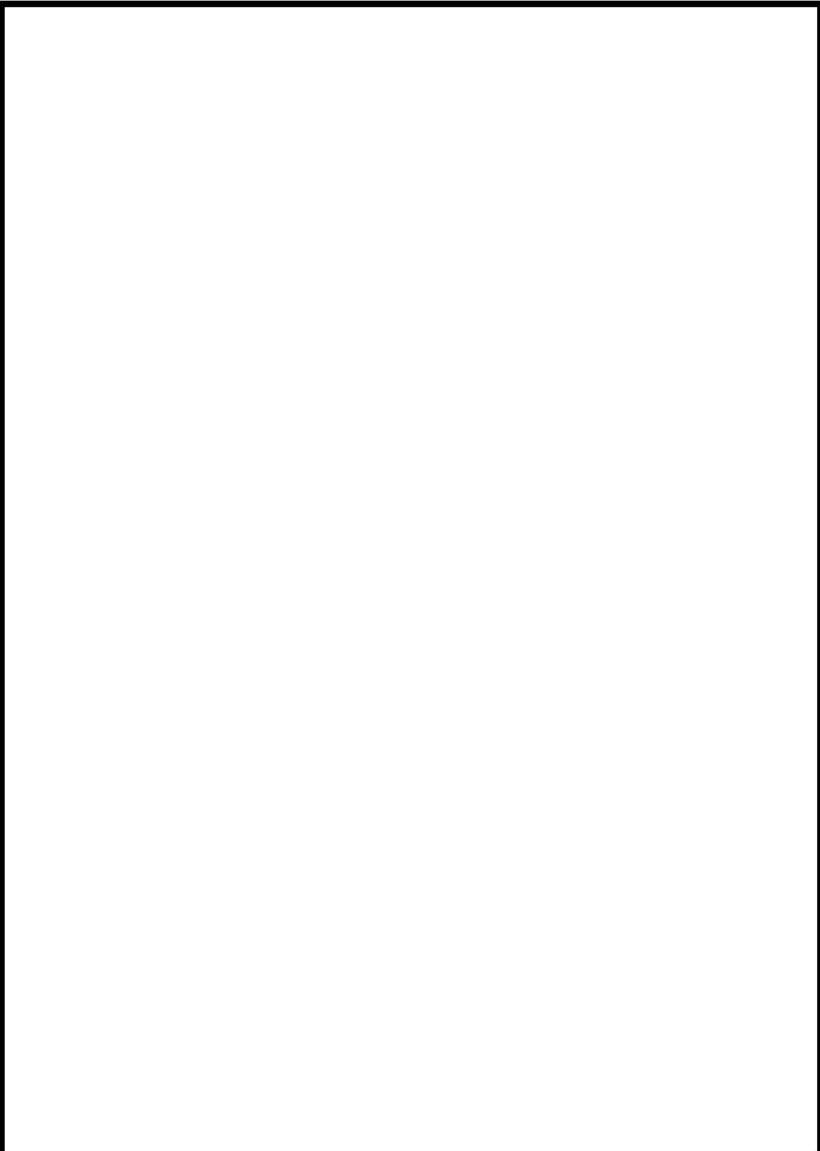
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>図56-2-1 屋内配置図（重大事故等収束のための水源）</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

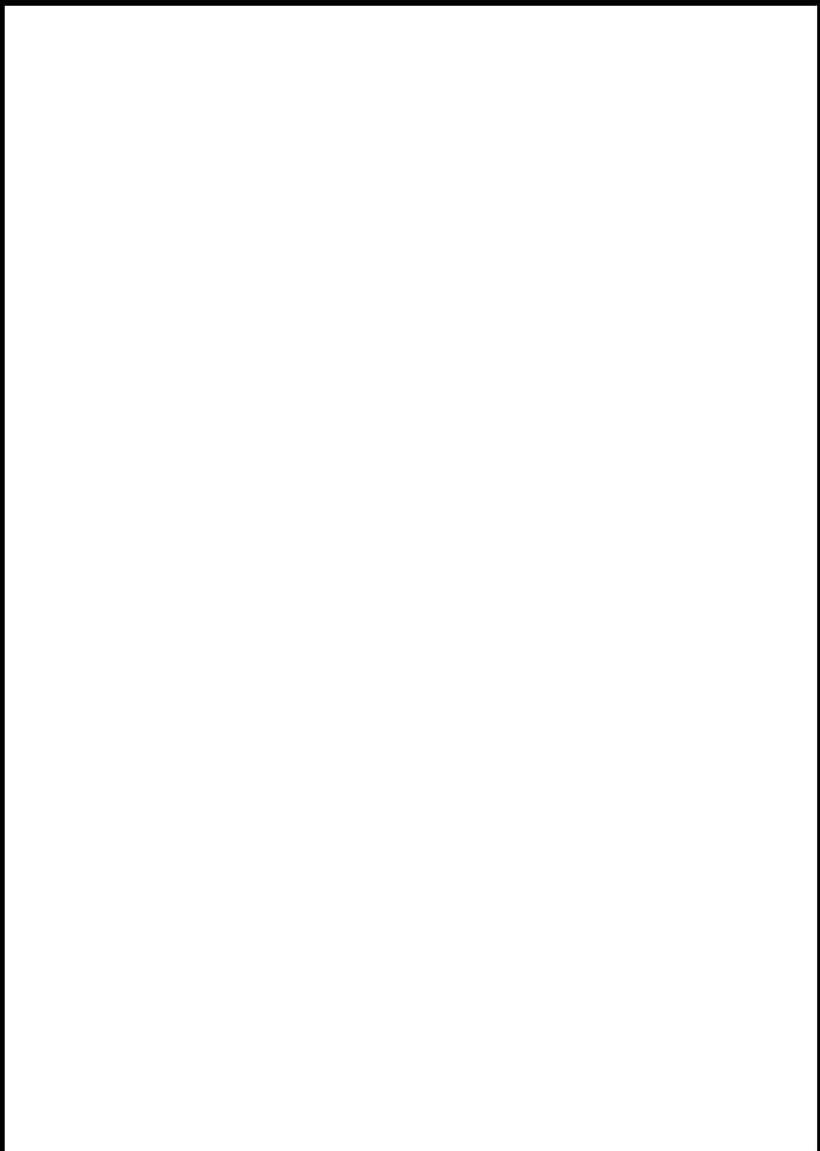
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

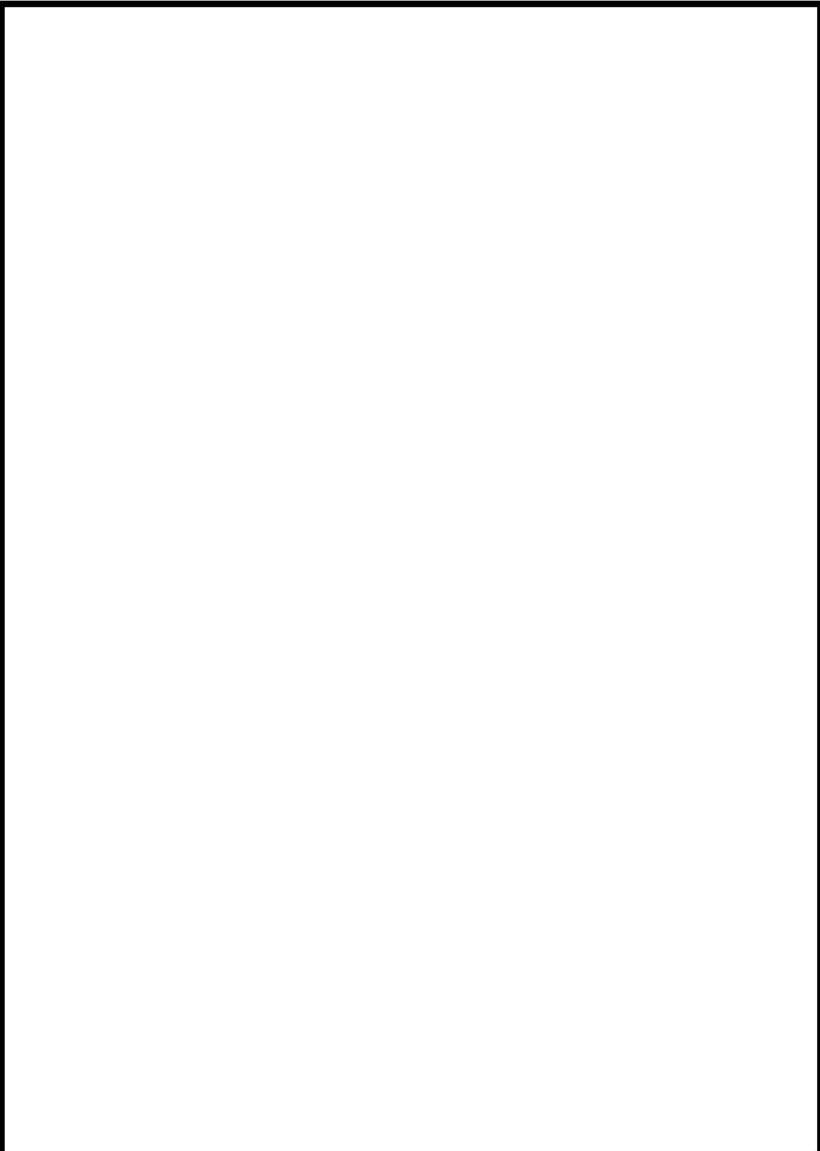
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

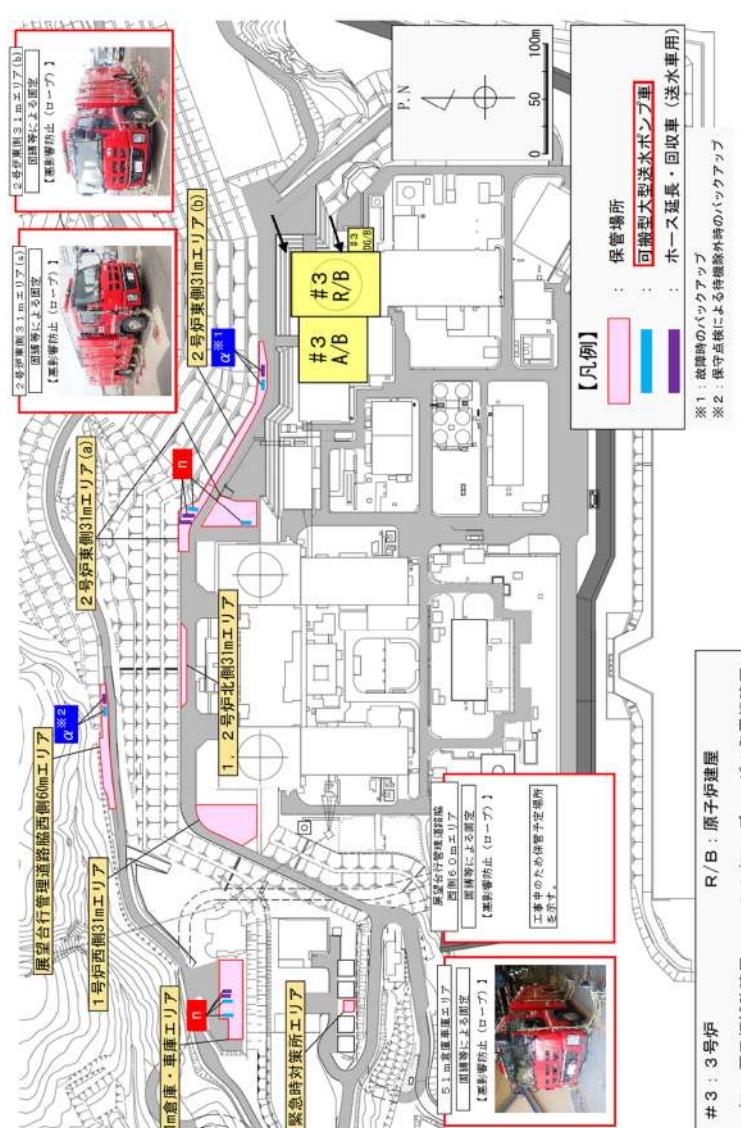
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-2-2 屋外配置図（水の供給）</p> <p>56-2-2</p>	<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水泵ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 保管場所 <p>※1：故障時のバックアップ</p> <p>※2：保守点検による定期的外輪のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉補助建屋 A/B : 原子炉補助建屋 D G/B : ディーゼル発電機建屋</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 : 可燃型大量海水送水ポンプ室 可燃型大量海水送水ポンプ室 : 混合設備 放水池 : 放水池 <p>#3 : 3号炉 R / B : 原子炉建屋 D G / B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>A / B : 原子炉補助建屋</p> <p>図56-2-3 屋外配置図 (水の供給)</p>	

図56-2-3 屋外配置図（水の供給）

56-2-

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-4 試験・検査説明資料 3号炉	56-3 試験・検査説明資料	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

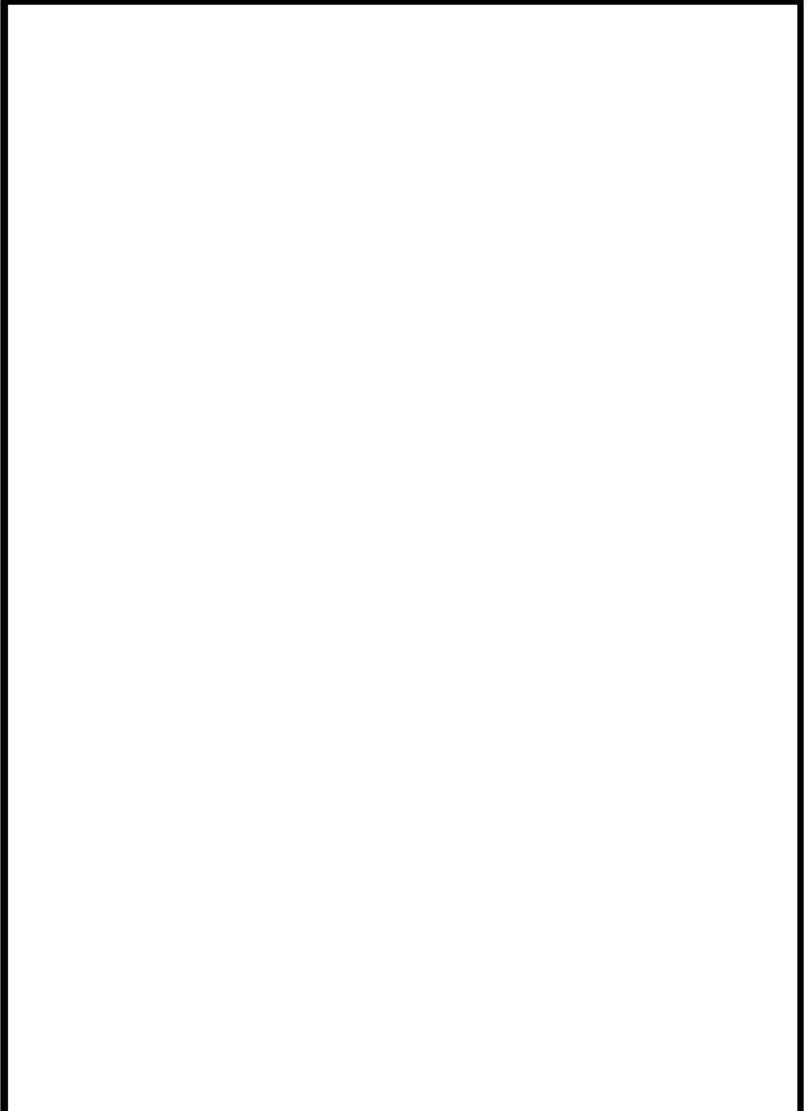
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

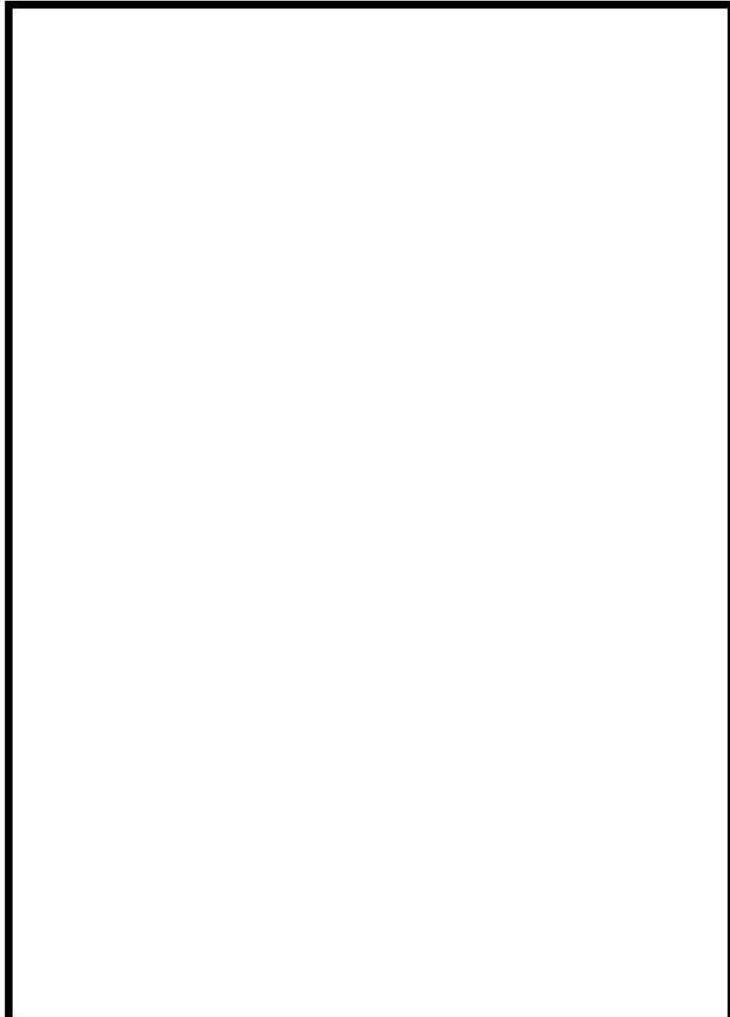
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 • 試験検査に係る資料の充実化 • 試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計と している関連資料として建屋配置図を示している。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

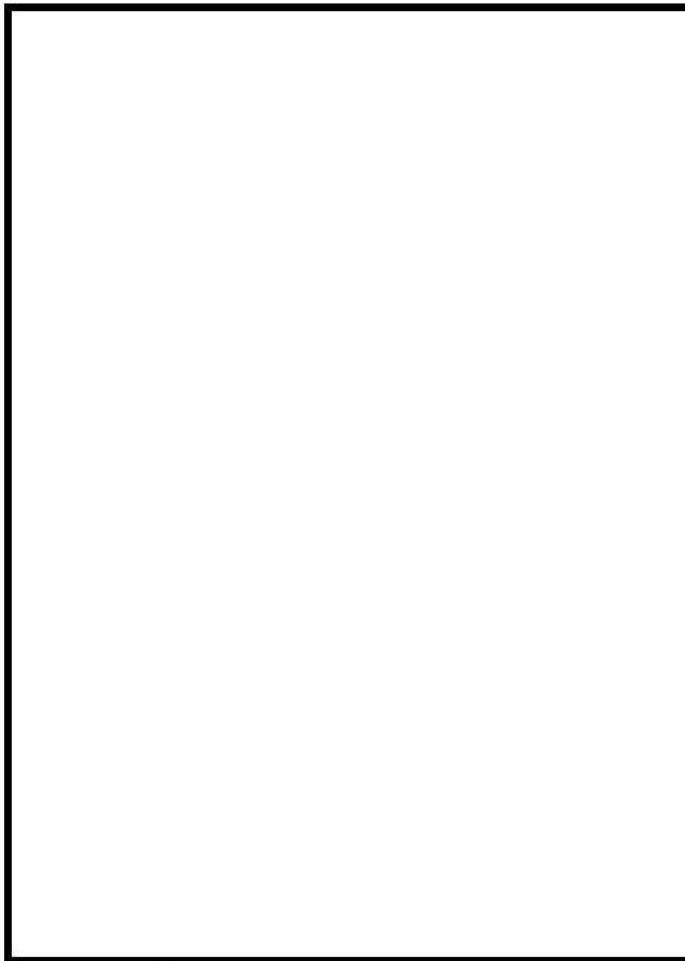
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

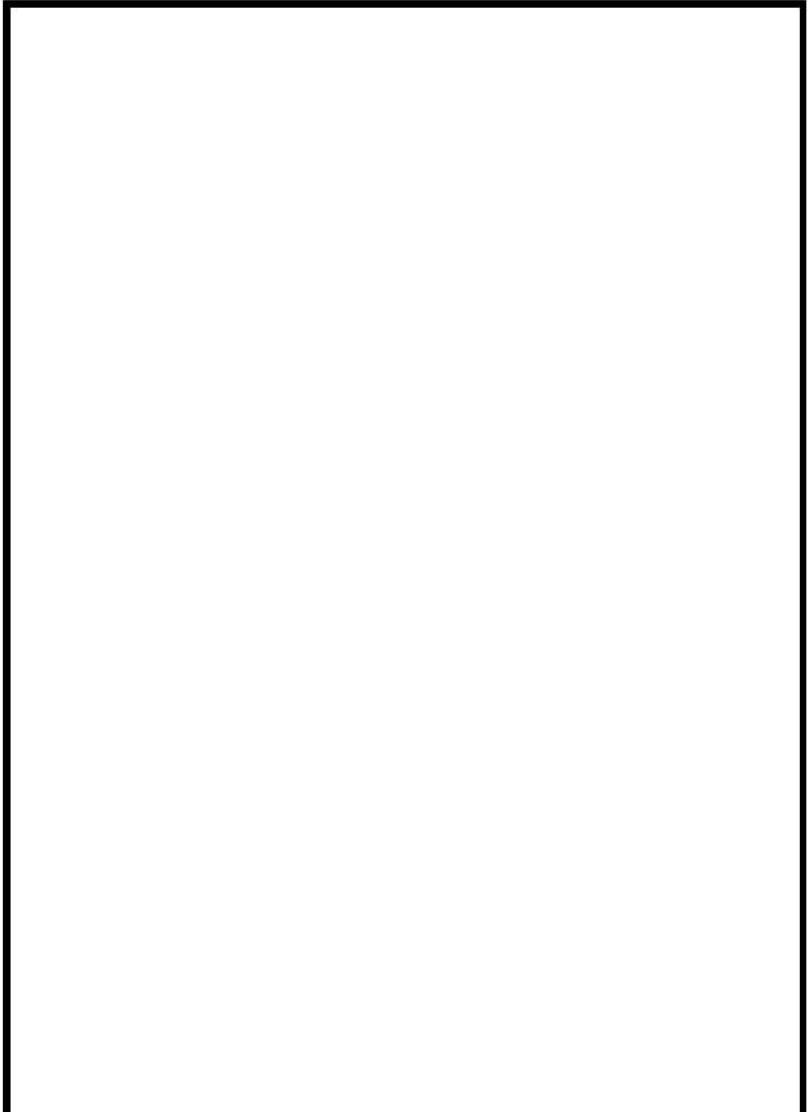
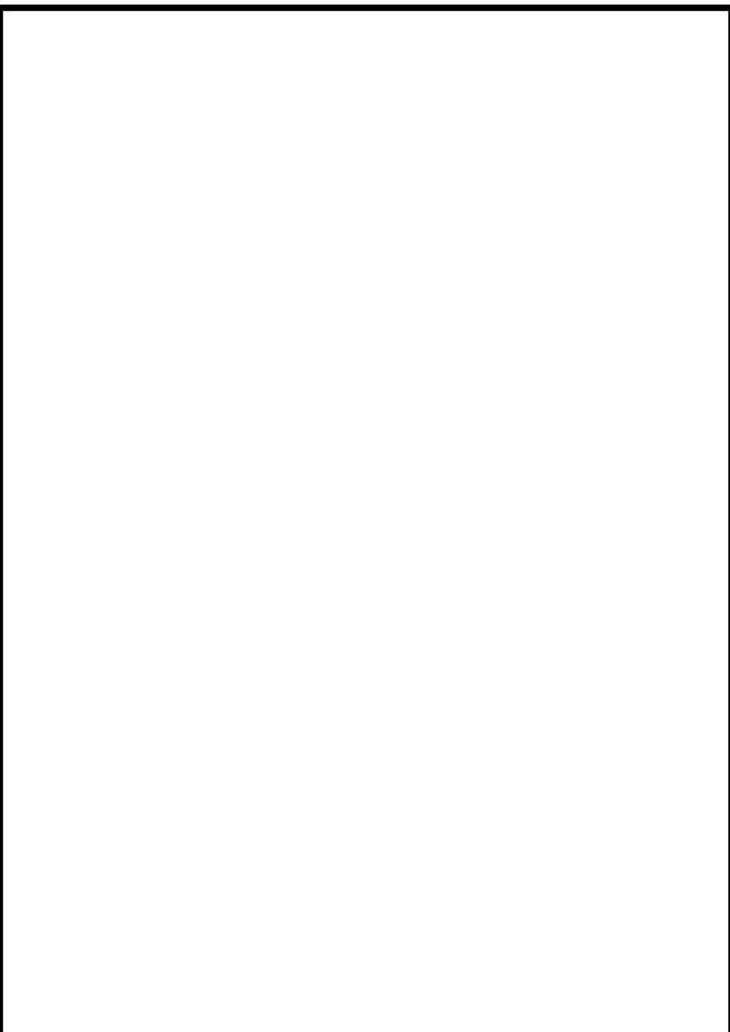
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 • 試験検査に係る資料の充実化 • 試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

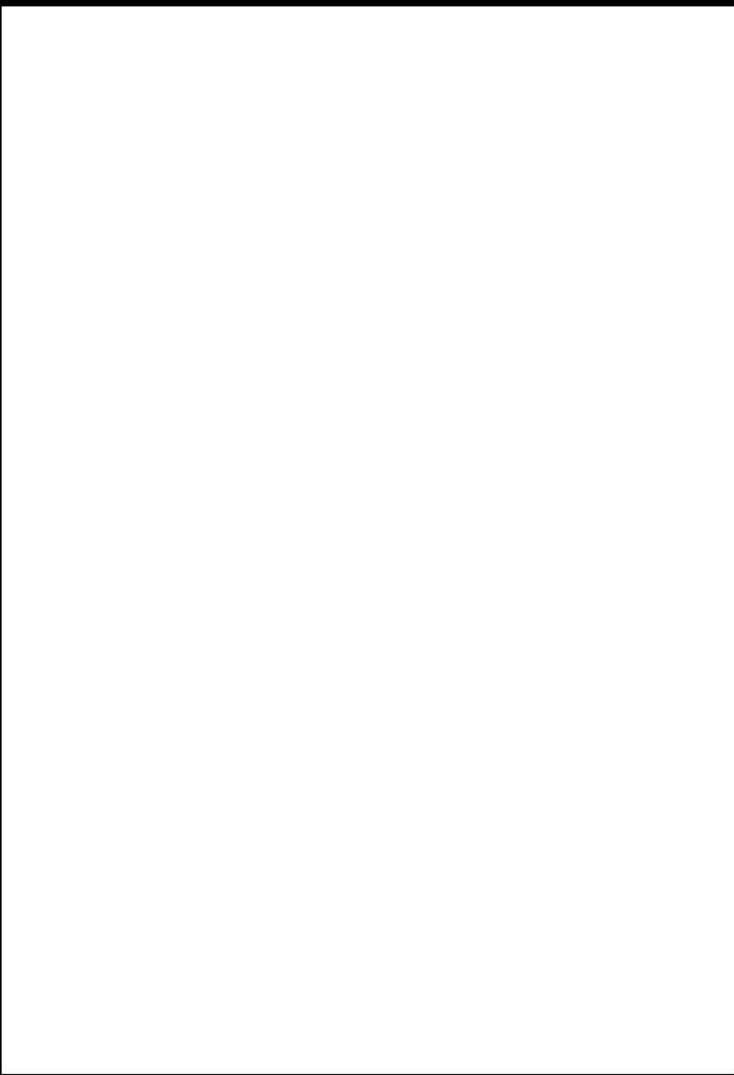
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

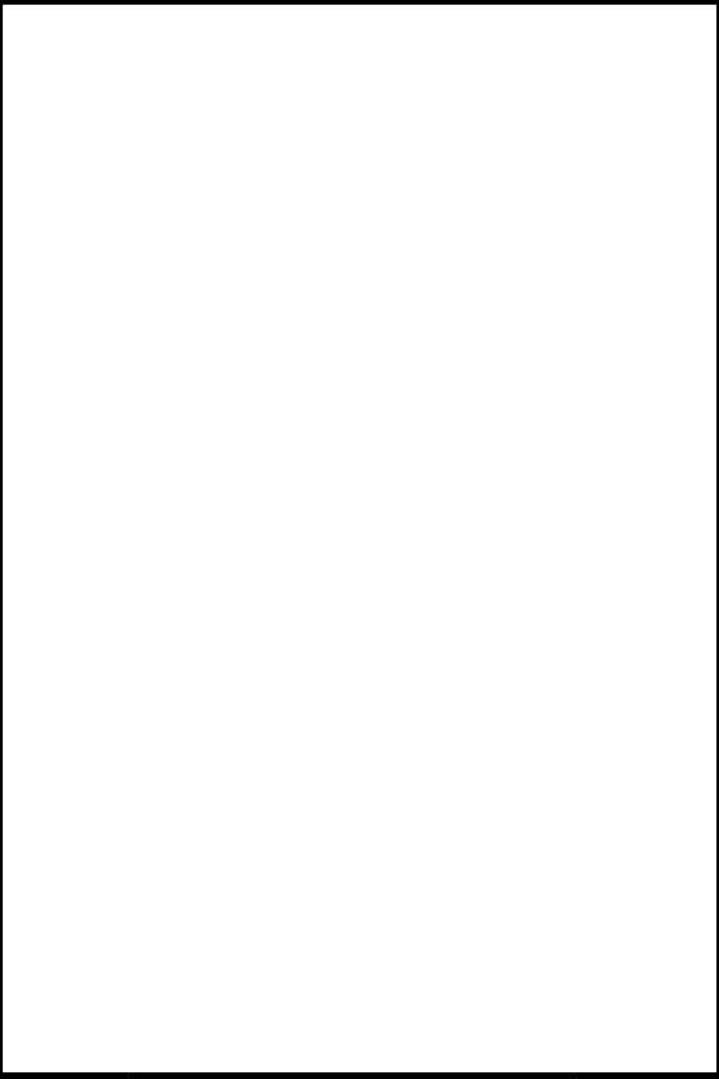
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、可搬型ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ等）を使った代替炉心注水において、仮設組立式水槽を使用する ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽は使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

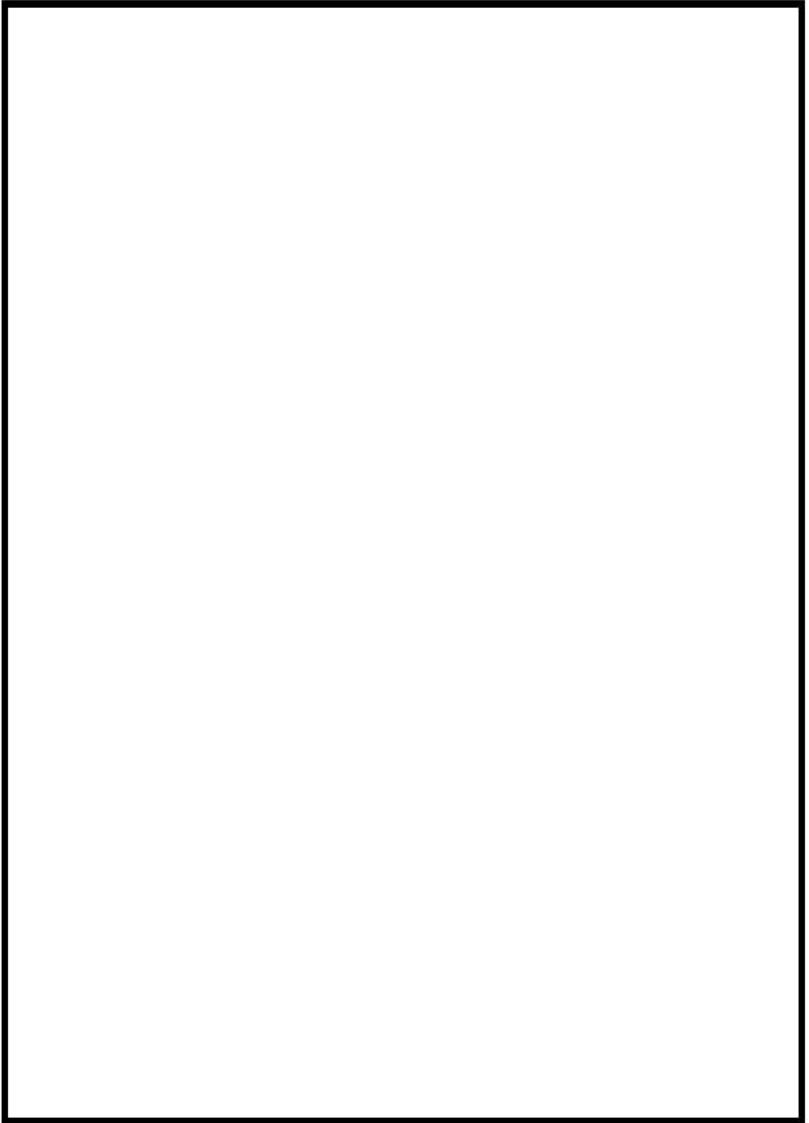
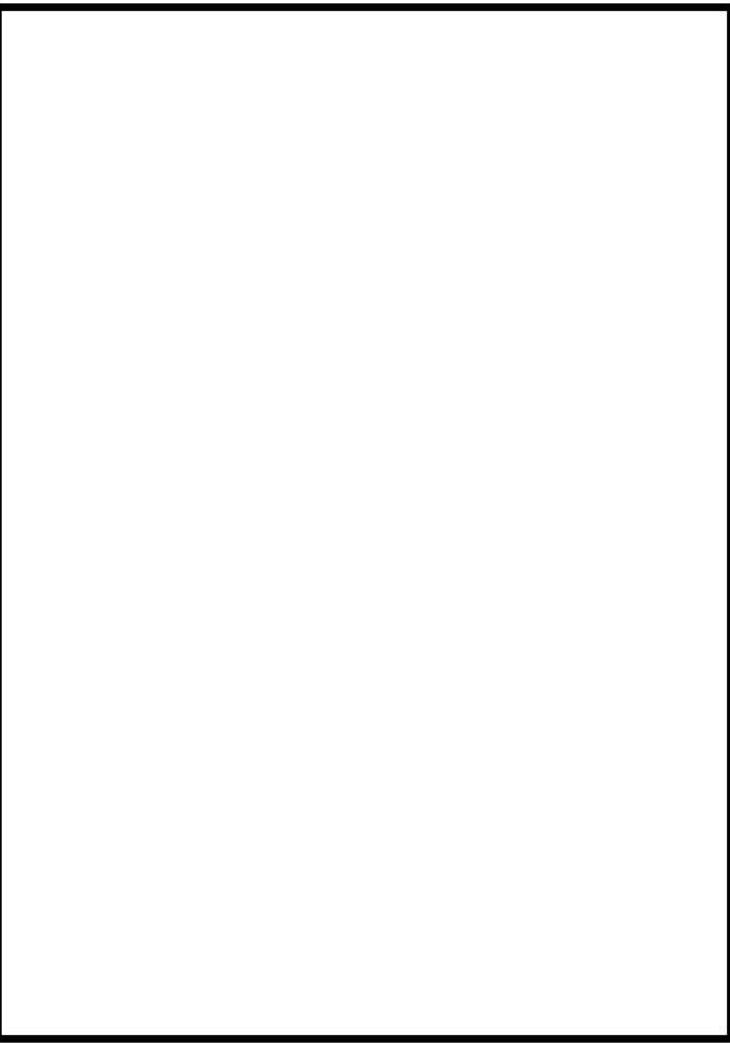
枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

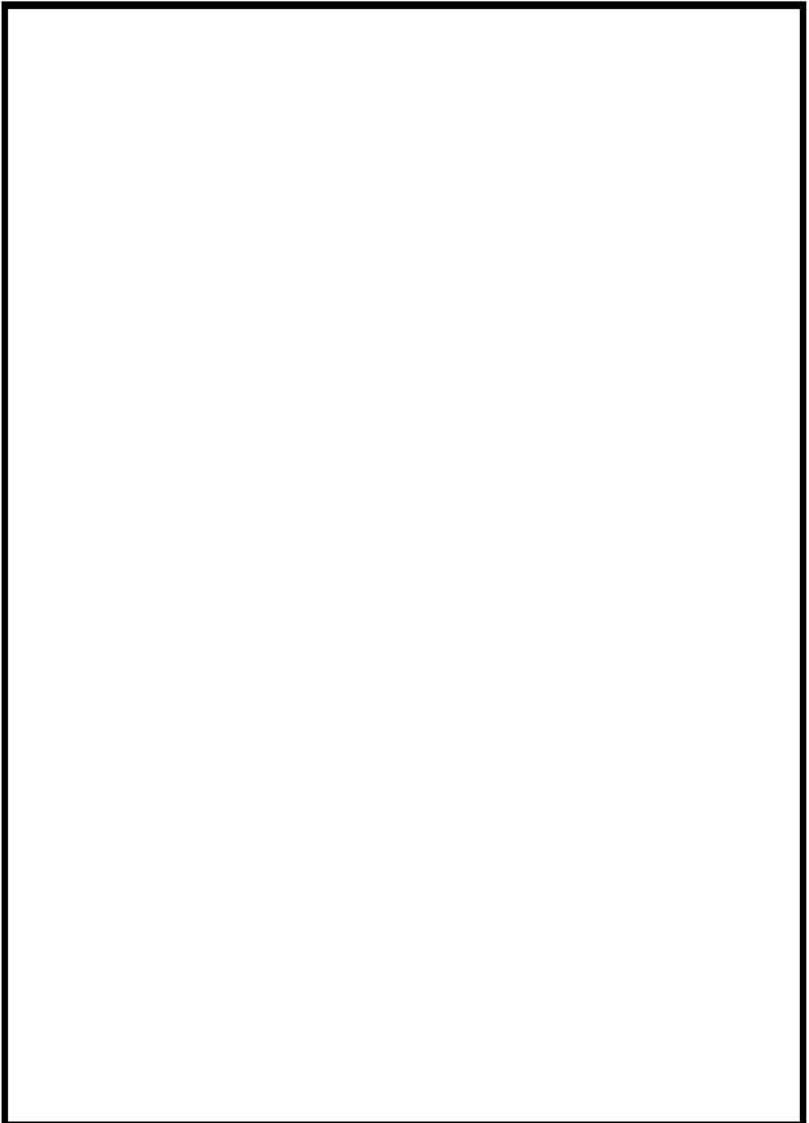
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

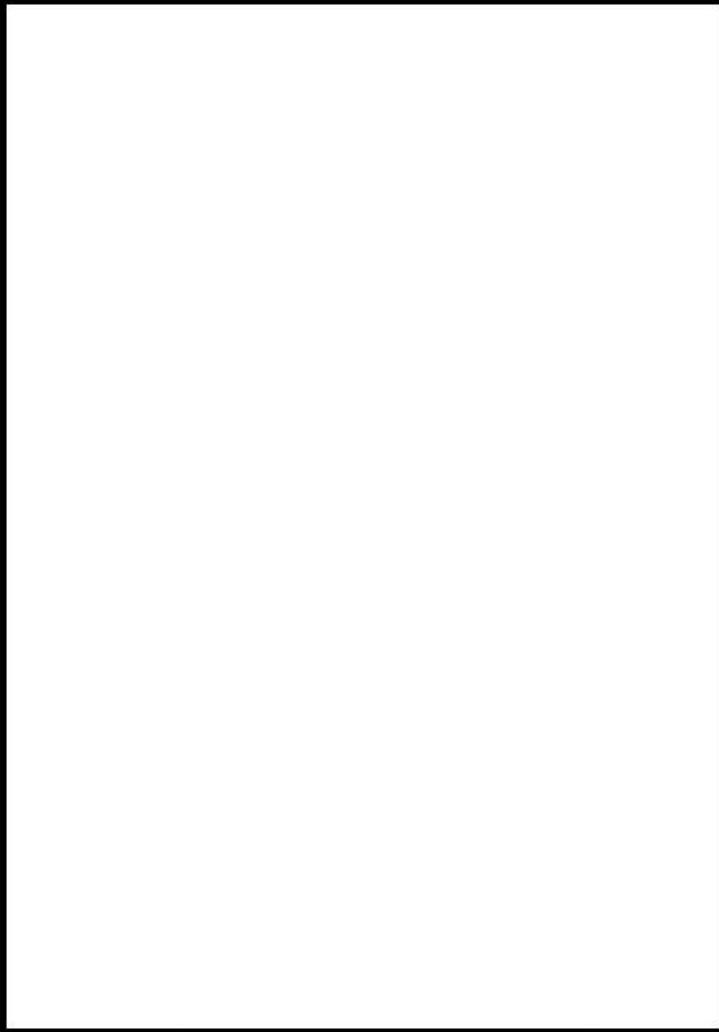
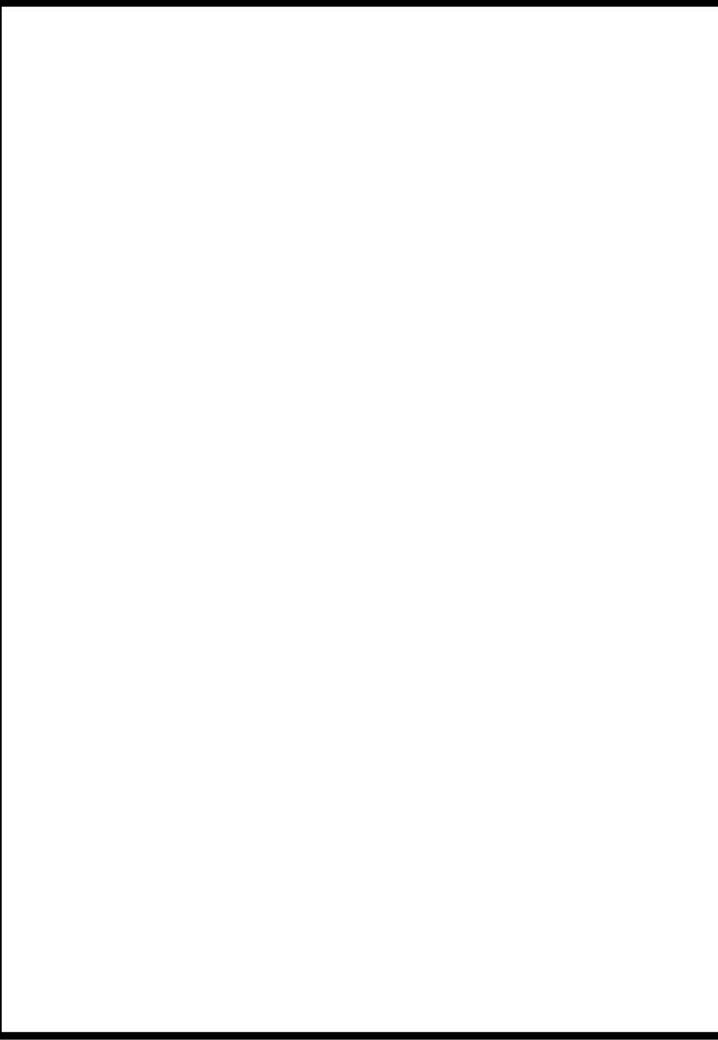
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の図面は、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。 ・泊は、前頁に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しておらず、本頁の図面についても添付しない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	機器名(機器名)	点検及び試験の項目	併合の重要度	保全方式又は評価	検査名	備考 (○内は適用する 設備評価範囲)	相違理由
原子炉冷却系取扱い余裕除去装置 その他の弁盤制御	「式」	1.機能性検査 2.分解点検 (構造点検)	高・低	日 1次系弁検査			
原子炉冷却系取扱い余裕除去装置 その他の弁盤	「式」	1.分解点検 2.分解点検	高	52M~182M 13M~82M		有効性評価No. 3反対反映	
モリ坦MRA(モリ坦酸化物)濃縮装置 原子炉冷却系取扱い 〔非常用主生水入水 (余裕除去装置・底正注入装置を含む)〕	「式」	1.分解点検 2.機能性検査 (ポンプ・弁、並列動断 等含む)	高	65M~132M 13M~51M			
A系統主注入ポンプ・電動機 〔非常用主生水入水 (余裕除去装置・底正注入装置を含む)〕	「式」	1.分解点検 2.機能性検査 (ポンプ・弁、並列動断 等含む)	高	132M~ 152M 1P	3.5水用炉心冷却系機能検査 〔計画燃焼〕		
日噴注主注入ポンプ・電動機		1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.分解点検 (カニカル・バルブ)	高	91M	過給半分の主要蒸発器吸込管 遮断装置(計画燃焼)	・炉心冷却系機能検査 〔計画燃焼〕 ・A系統主注入ポンプ (過給半分: 3M)	
		4.分解点検 (開き弁・閉止弁)	高	29M			
		1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.分解点検 (カニカル・バルブ)	高	132M 91M	非水用炉心冷却系ポンプ分離機 (過給半分: 3M)		
		4.分解点検 (開き弁・閉止弁)	高	29M			
		1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.分解点検 (カニカル・バルブ)	高	29M	非水用炉心冷却系ポンプ分離機 (過給半分: 3M)		
		4.分解点検 (開き弁・閉止弁)	高	29M			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

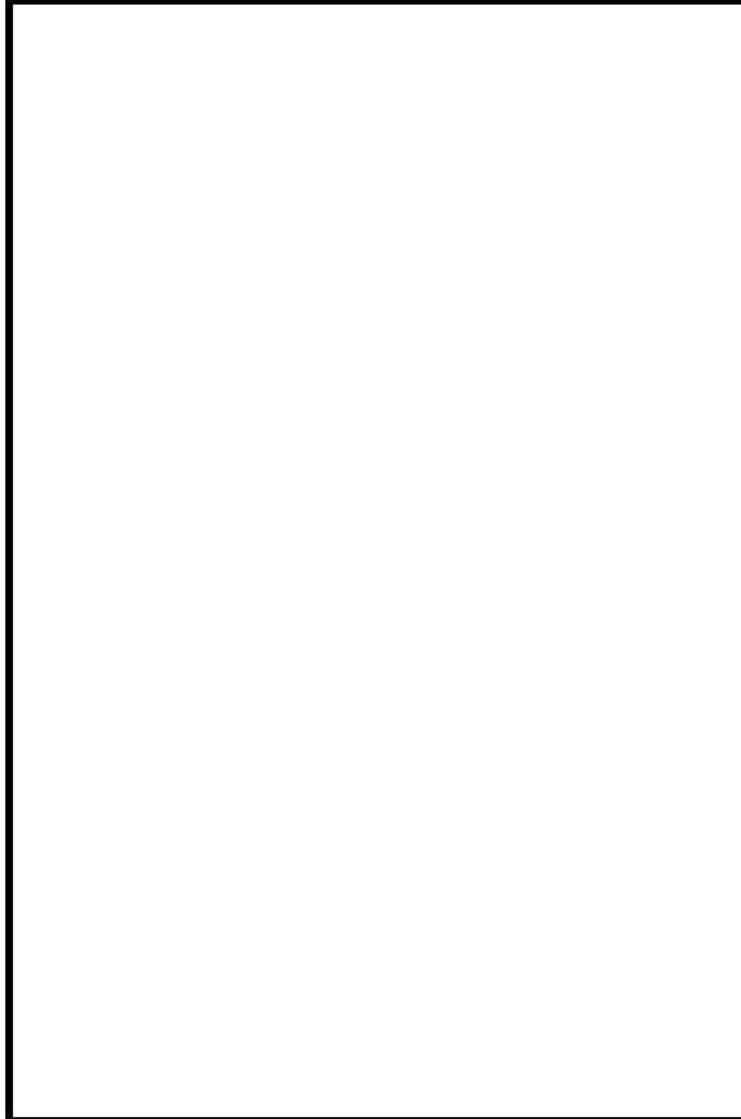
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

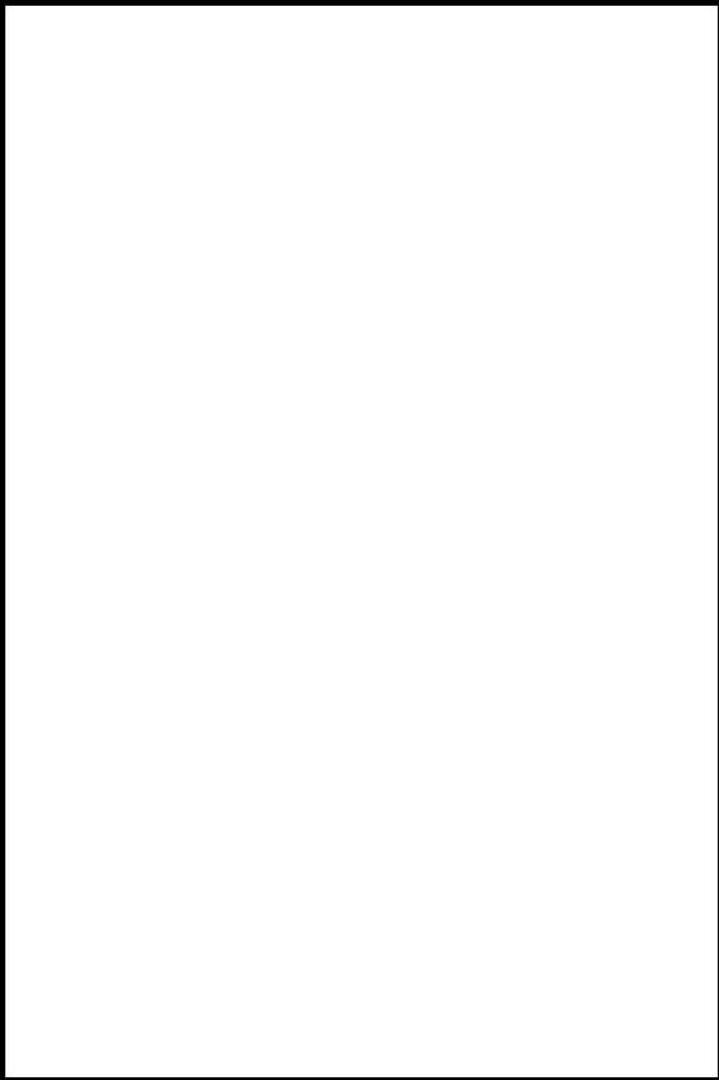
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

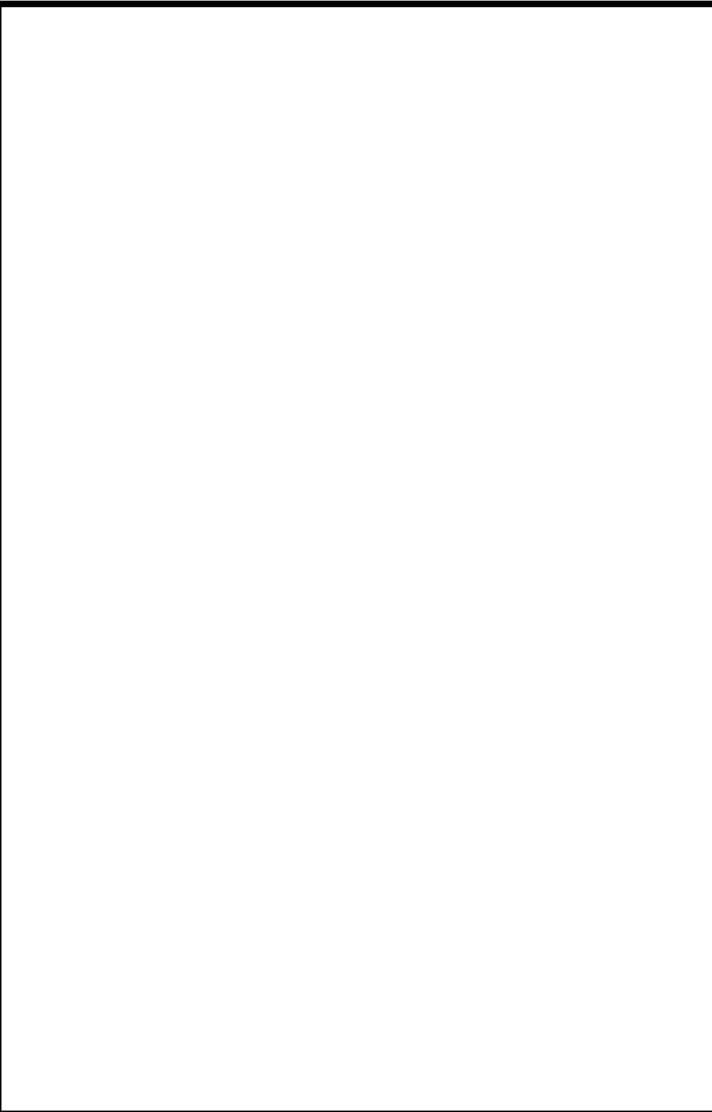
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-17</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

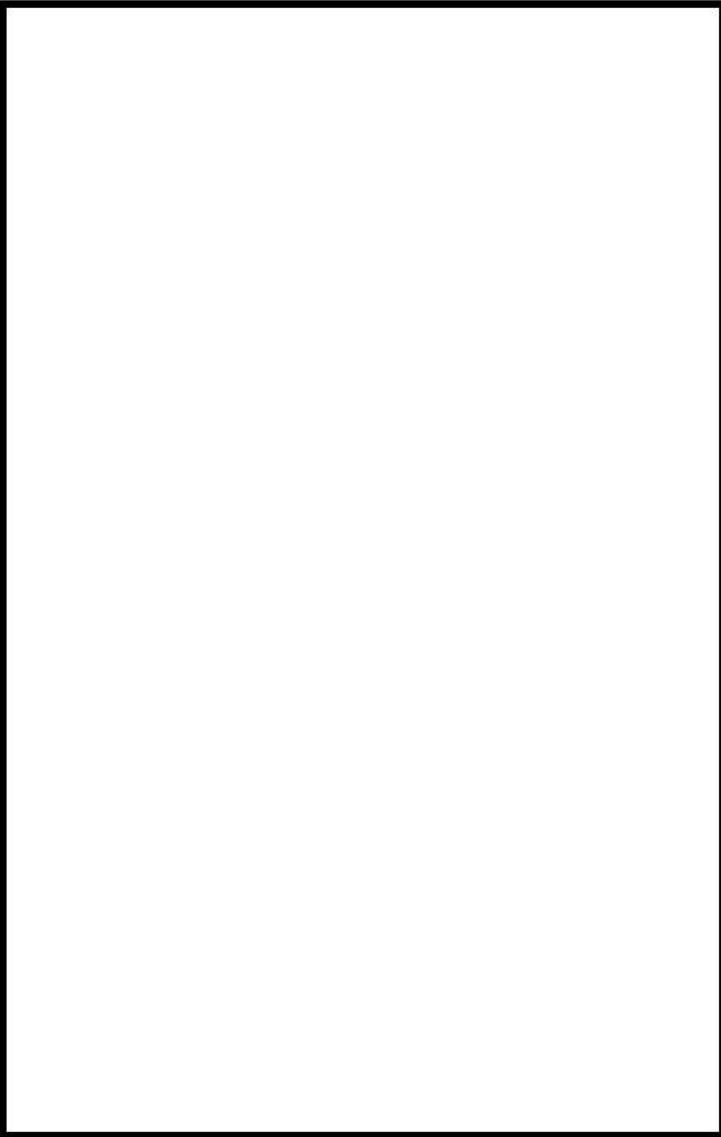
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

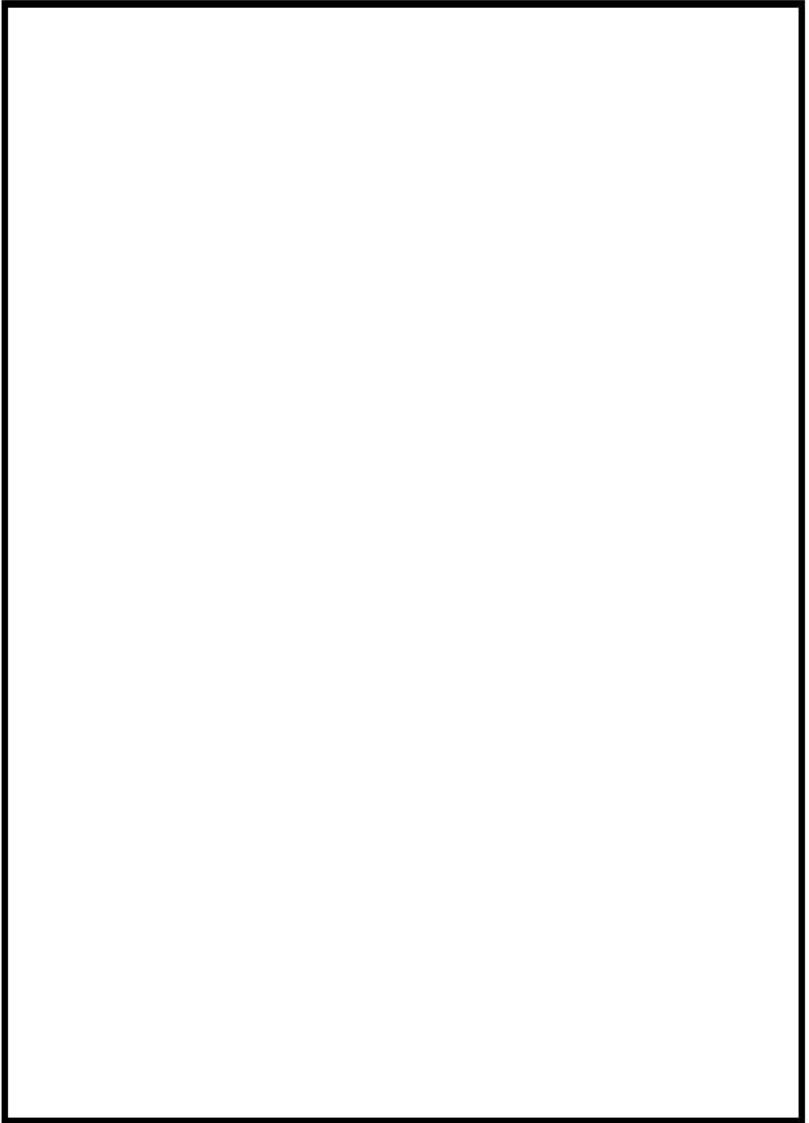
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> <small>・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

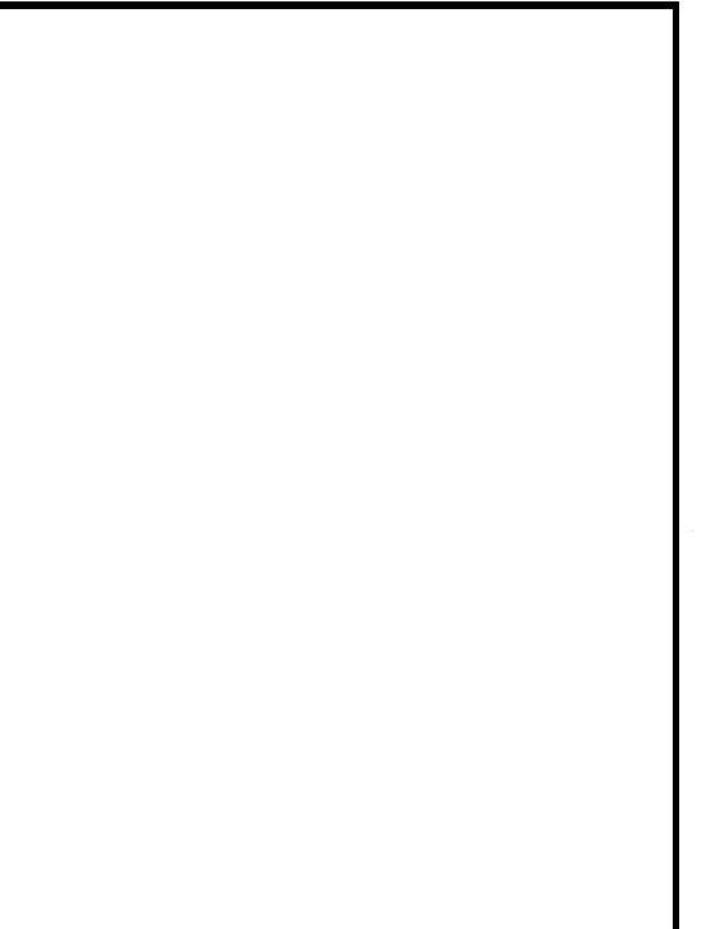
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

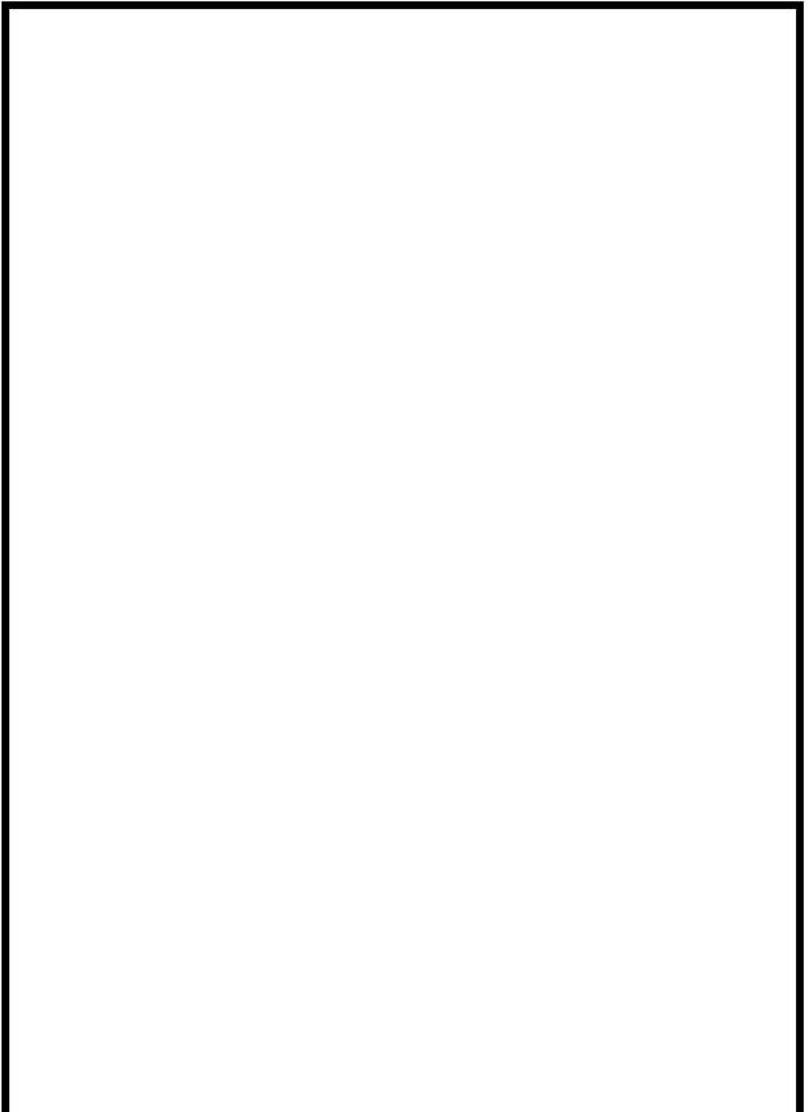
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none">・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は50条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行つ。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

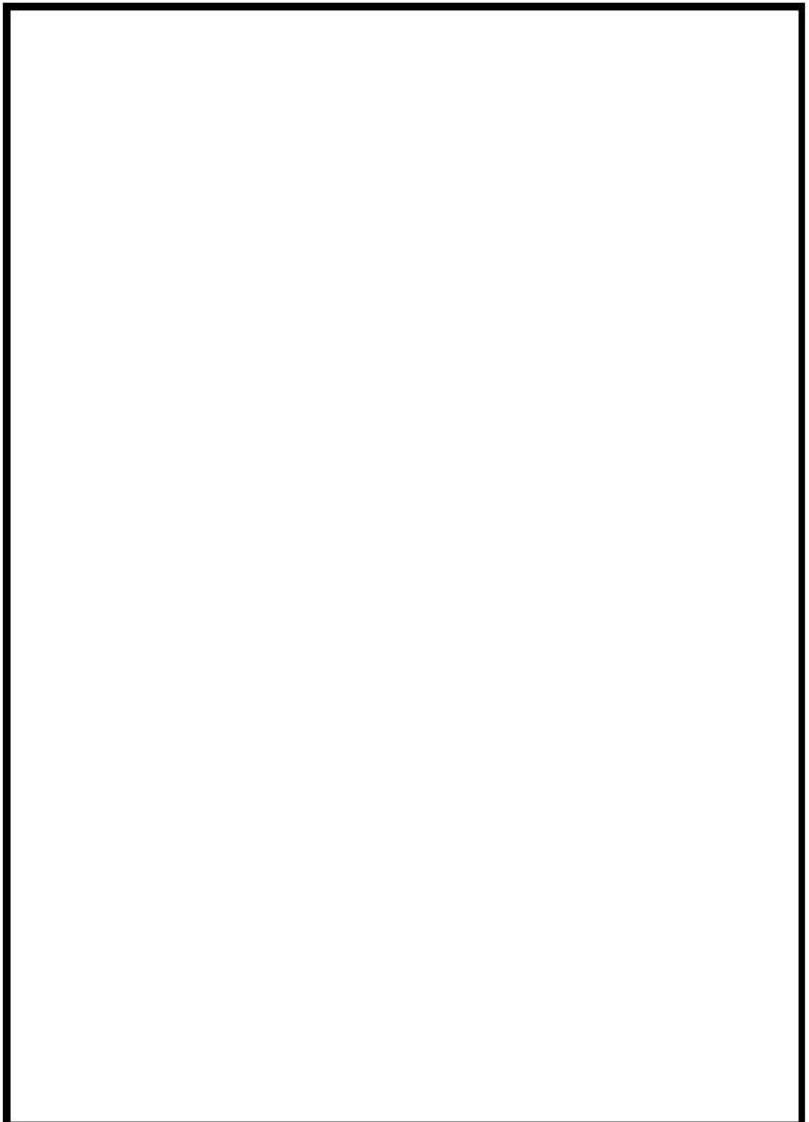
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行ひ、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水泵は使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行ひ、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行ひ、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水泵は使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

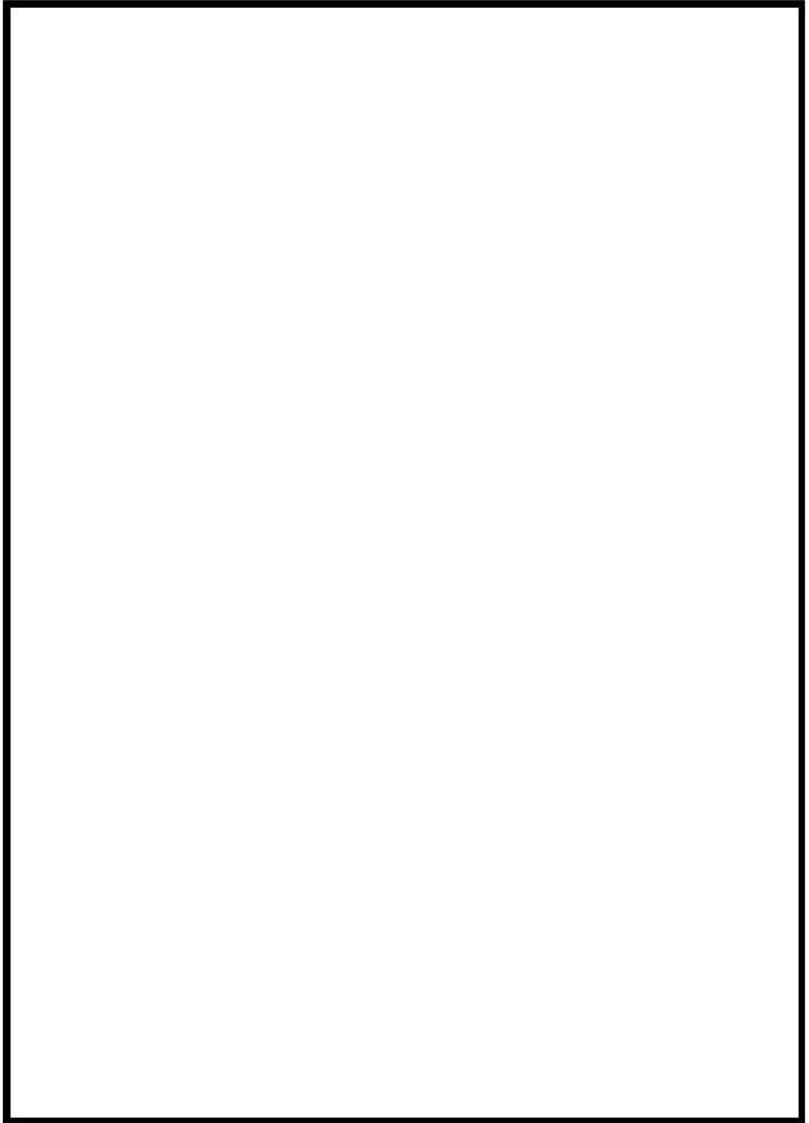
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行ひ、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水泵は使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

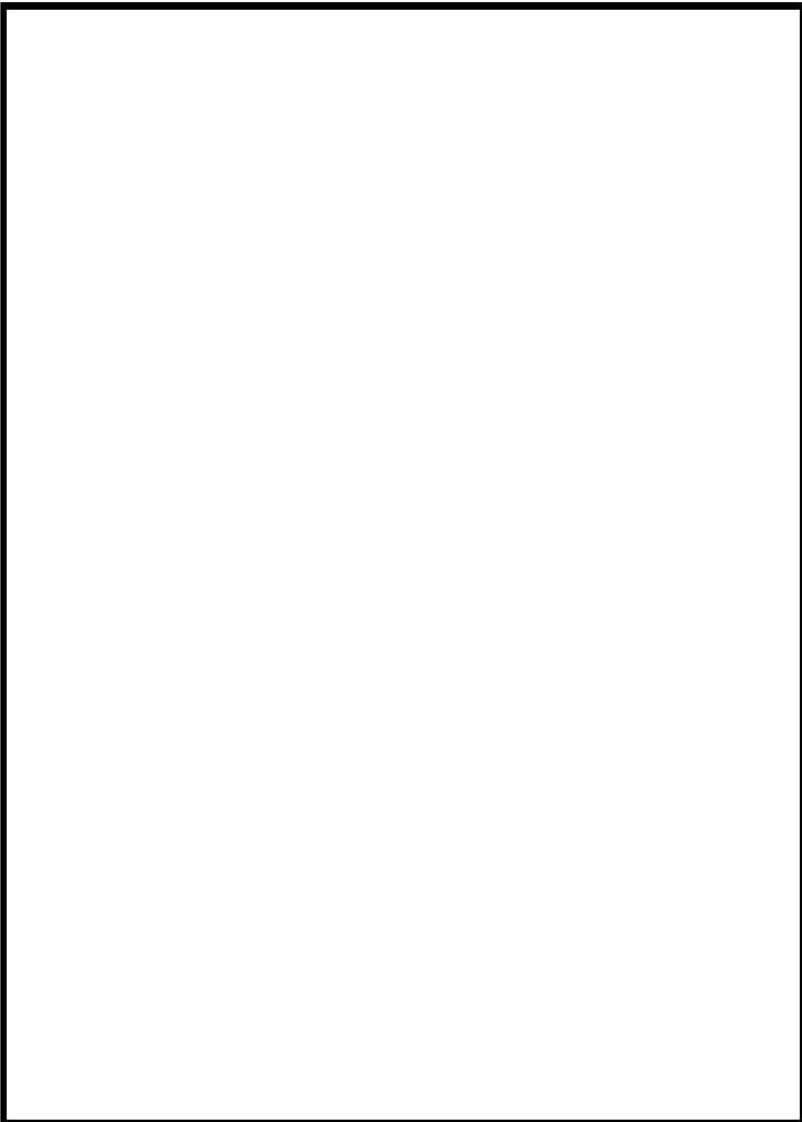
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	要件(機器名)	点検より成る項目	保全方針 基準度	検査名	相違理由
消防栓系主要弁制動器	消防栓系主要弁制動器	1. 分離直結 2. 開閉直結 3. 特仕直結	高 高 高	182M 13M～182M 13M	(1) 内に記載する 機器が非現行
A底圧タンク	A底圧タンク	1. 開放直結	高	13M	
B底圧タンク	B底圧タンク	1. 開放直結	高	13M	
C底圧タンク	C底圧タンク	1. 開放直結	高	13M	
D底圧タンク	D底圧タンク	1. 開放直結	高	13M	
燃料取扱用ポンプ	燃料取扱用ポンプ	1. 外部直結 2. 外部直結	高 高	1F 1F	
火災報知装置専用接サンフ	火災報知装置専用接サンフ	1. 外部直結 2. 外部直結	高 高	1F 1F	
火災報知装置専用接サンフ	火災報知装置専用接サンフ	1. 外部直結 2. 外部直結	高 高	10Y クリーニング 1次系弁後空	
原子炉冷却系低圧「非常用保守心令切」式 その他の弁	原子炉冷却系低圧「非常用保守心令切」式 その他の弁	1. 機能評定直結 2. 分離直結 3. 分離直結 4. 開閉直結 (グリッド・ツキン直結)	高 高 高 高	1次系弁後空 1次系弁後空 1次系弁後空 1次系弁後空 78M～130M	1次系弁後空 1次系弁後空 1次系弁後空 一部(M5.5)
原子炉冷却系低圧「非常用保守心令切」式 その他の弁制動器	原子炉冷却系低圧「非常用保守心令切」式 その他の弁制動器	1. 機能評定直結 2. 分離直結 3. 開閉直結 (特仕直結) 1. 分離直結 2. 分離直結	高 高 高 高 高 高	65M～182M 13M～182M 13M～182M 13M～182M 13M～182M 13M～182M	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

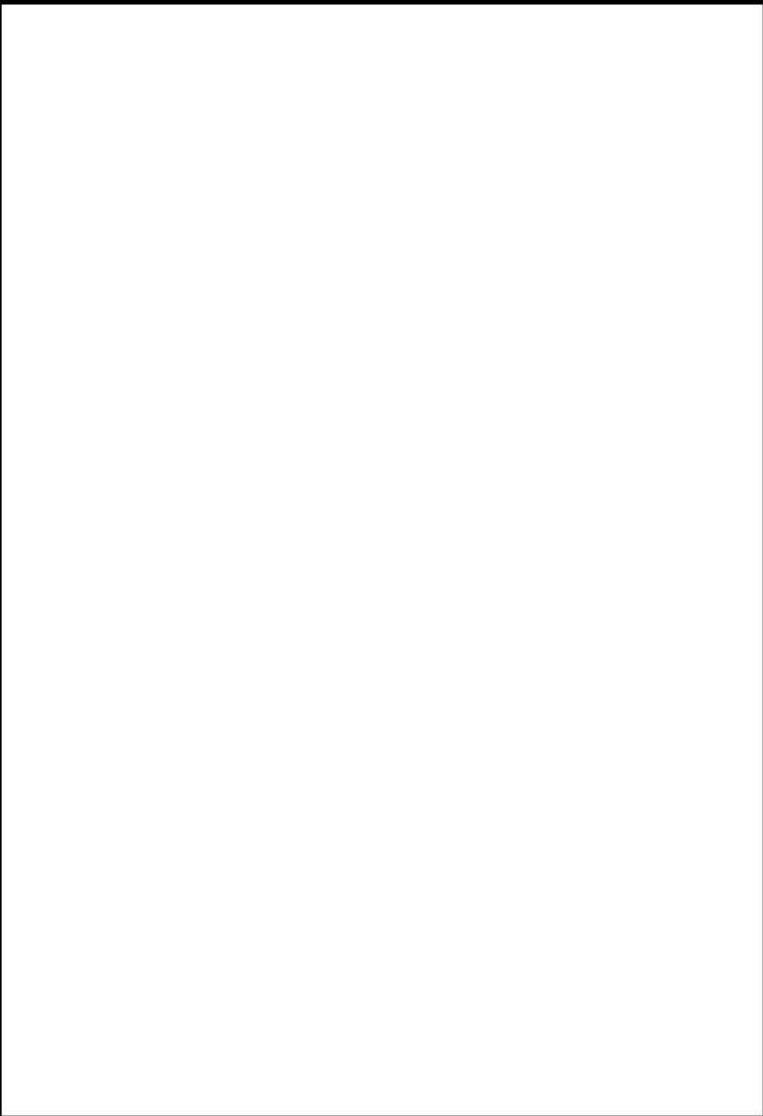
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>範囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉						
機器又は系統名		実効数(機器名)		点検より既換の項目		保全の頻度		保全方式		検査名		備考	
原子炉出力制限版[原子炉制御器] その他の弁	式	1機能性検査	高	1次系安全弁 1次系安全弁栓	日	1次系安全弁栓	高	(内)定期検査する 外)検査用針					
		2分解点検	高	7M~90M	週	1次系安全弁栓	高						
		3分解点検	高	26/39M*	年	1次系弁栓	高						
		4機能点検 (ブレード・シャンク取替)	高	55M~30M	年	1次系弁栓	高						
原子炉出力制限版[原子炉制御器] その他の弁駆動部	式	1機能性検査	高	65M~132M	年	1次系弁栓	高						
		2分解点検	高	11M~122M	年	1次系弁栓	高						
		3分解点検 (特性能検査)	高	13M~104M	年	1次系弁栓	高						
		1分解点検	高	13M~152M	年	1次系弁栓	高						
原子炉出力制限版[原子炉制御器] その他装置	式	2分解点検	高	IF	原子炉制御器安全系統監視 イ系機器検査として実施	若回は、原子炉制御器イ系 機器検査と併せて実施	高						
原子炉制御器スプレイ系 圧力容器連携その他 安全装置	(注力版連携装置等の 安全装置)	1機能性検査 (ボブ、電動機、手、弁駆動部 等含む)	高	IF	原子炉制御器安全系統監視 イ系機器検査として実施	若回は、原子炉制御器イ系 機器検査と併せて実施	高						
A給水装置スプレイポンプ・電動機		2機能性検査 (ボブ、電動機、弁駆動部等 含む)	高	IF	原子炉制御器安全系統監視 イ系機器検査として実施	若回は、原子炉制御器イ系 機器検査と併せて実施	高						
		1分解点検	高	130M	原子炉制御器安全系統 解体検査	原子炉制御器安全系統 解体検査	高						
		2分解点検 (電動機)	高	91M			高						
		3分解点検 (ランガーシール取替)	高	65M			高						
		4機能点検 (潤滑油・油)	高	28M			高						
		5機能点検 (潤滑油・油)	高	28M			高						
		6機能点検 (潤滑油・油)	高	130M	原子炉制御器安全系統 解体検査	原子炉制御器安全系統 解体検査	高						
白裕新装置スプレーポンプ・電動機		1分解点検 (ボブ)	高	91M			高						
		2分解点検 (電動機)	高	65M			高						
		3分解点検 (ランガーシール取替)	高										
		(ボブ)	高										
		4機能点検 (潤滑油・油)	高	28M			高						
		5機能点検 (潤滑油・油)	高	28M			高						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

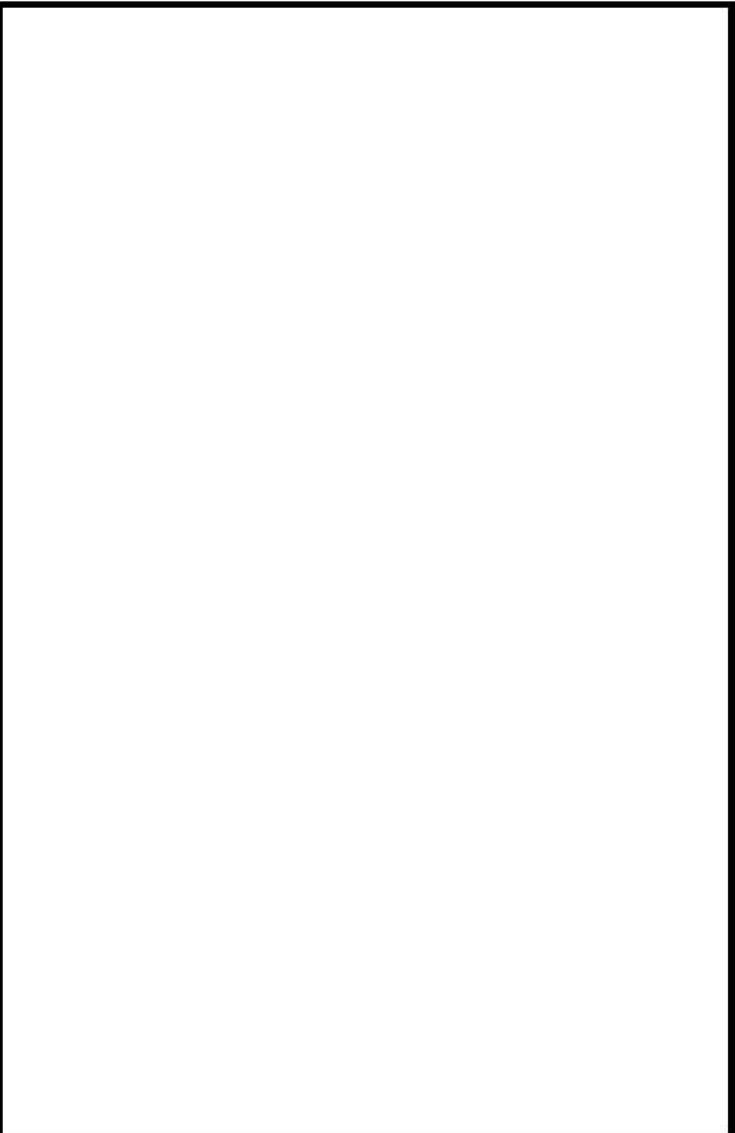
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器安全系機能検査 要領書番号：O3-16-158</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

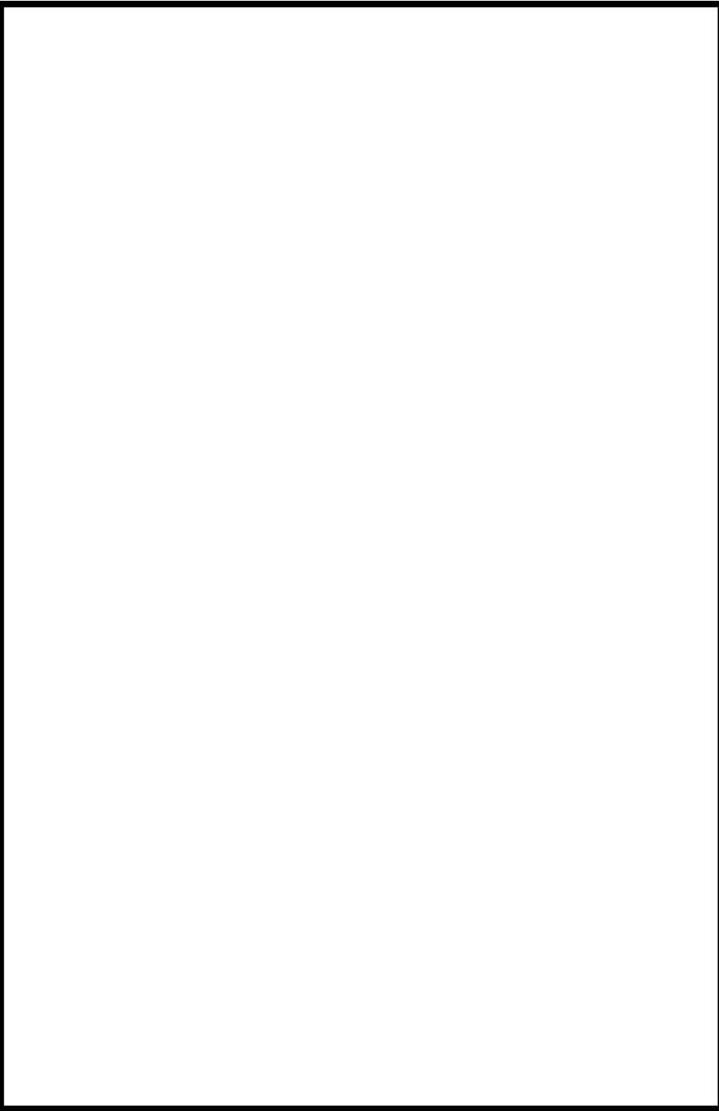
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第12回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-12-49</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉							相違理由
機器又は系統名		実施日(機器名)		点検又は試験の項目			保全方式 又は履歴		検査名		備考		資料構成の相違	
外格納容器スプレイ系主井	定期点検	1.開閉点検 2.非燃焼性試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査								・大飯で提示しているSA設備を用いた検査	
外格納容器スプレイ系主井	定期点検	1.開閉点検 2.非燃焼性試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査								SA 手順は 56 条。	
原子炉格納容器スプレイ系主井蓋	3V-OP-024A 3V-OP-024B 3V-OP-054A 3V-OP-054B	1.分解点検 2.開閉点検 1.分解点検 2.開閉点検	高 高 高 高	78M 78M 130M 130M	原子炉格納容器基盤安全系主井 原子炉格納容器基盤安全系主井 原子炉格納容器基盤安全系主井 原子炉格納容器基盤安全系主井	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	原子炉格納容器スプレイ系主井蓋とし実施 原子炉格納容器スプレイ系主井蓋とし実施 原子炉格納容器スプレイ系主井蓋とし実施 原子炉格納容器スプレイ系主井蓋とし実施		
原子炉格納容器スプレイ系主井蓋組合式	3V-OP-054B	1.分解点検 2.開閉点検 1.開閉点検 1.開閉点検	高 高 高 高	182M 130M 130M 130M	原子炉格納容器基盤安全系主井 原子炉格納容器基盤安全系主井 原子炉格納容器基盤安全系主井 原子炉格納容器基盤安全系主井	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	原子炉格納容器スプレイ系主井蓋組合式として実施		
原子炉格納容器去蒸気品シンク	3V-OP-054B	1.開閉点検 2.開閉点検 1.開閉点検 1.開閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 130M	原子炉格納容器去蒸気品シンク	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	原子炉格納容器去蒸気品シンクとし実施		
原子炉格納容器シラウド室盖が主井	2台	1.開閉点検 1.機能・性能試験 2.分解点検 3.開閉点検 (グラード・ツキン取付)	高 高・低 高・低 高・低	130M 100M～ 130M 78M～130M	1次系真空吸排弁検査 1次系安全弁検査 1次系安全弁検査 1次系安全弁検査	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	原子炉格納容器シラウド室蓋が主井とし実施		
原子炉格納容器圧力低減装置その他の井	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.開閉点検 1.機能・性能試験	高 高 高 高	162M 11M～132M 10F 130M		定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	原子炉格納容器圧力低減装置その他の井とし実施		
原子炉格納容器圧力低減装置その他の井	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.開閉点検 1.機能・性能試験	高 高 高 高	130M 11M～132M 10F 130M		定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	定期点検 定期点検 定期点検 定期点検	原子炉格納容器圧力低減装置その他の井とし実施		
その他ANP規制基準内主水ポンプ	1式	1.分解点検	高	130M	1次系歩止弁検査	定期点検	SA 設備として資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第10回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-10-91</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

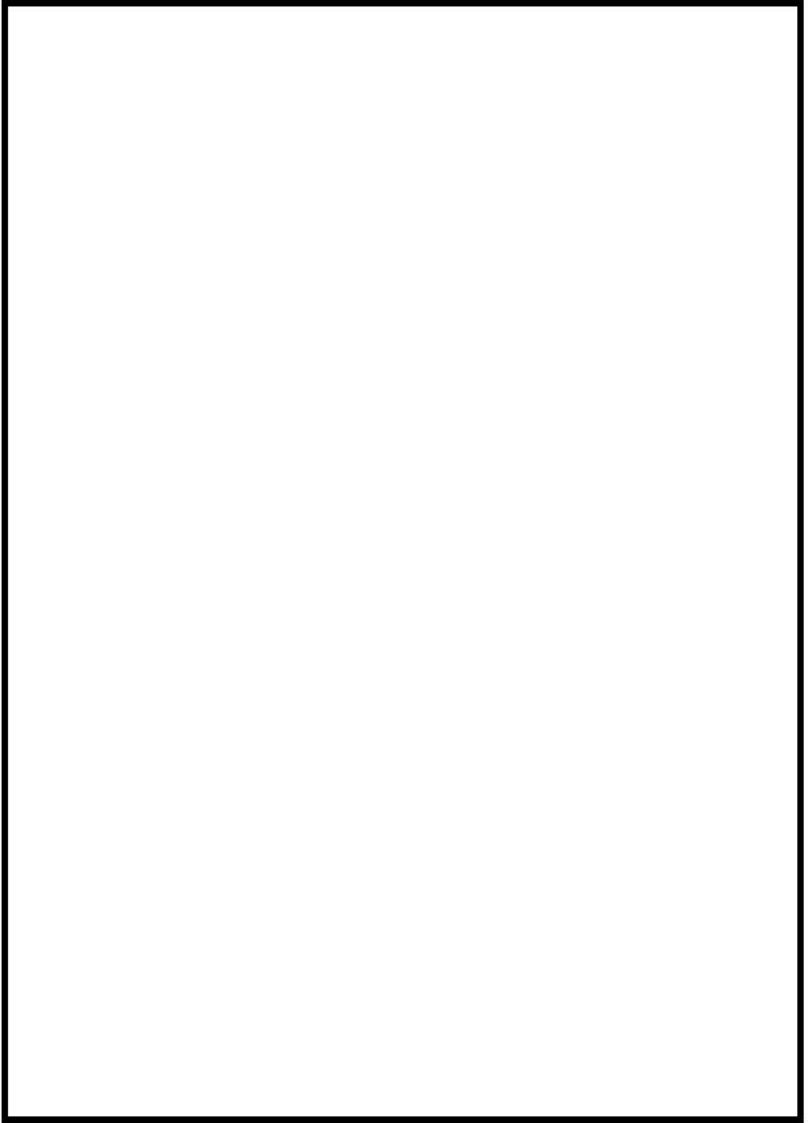
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

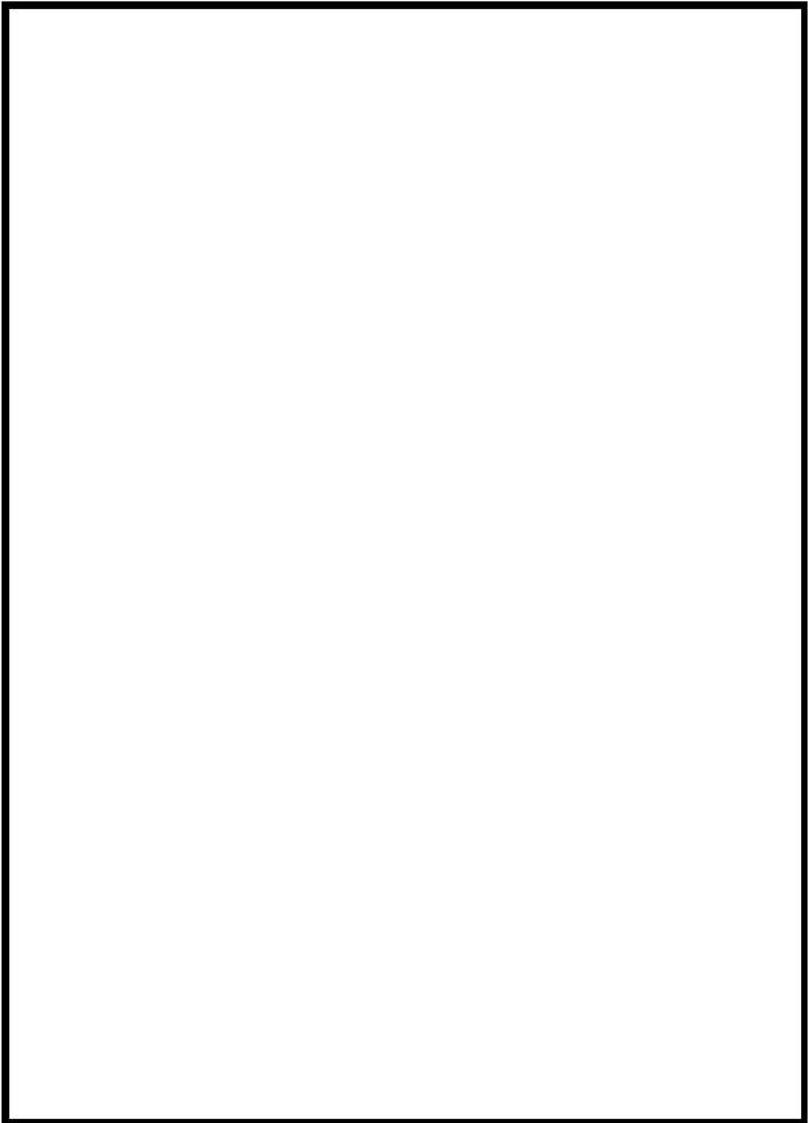
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

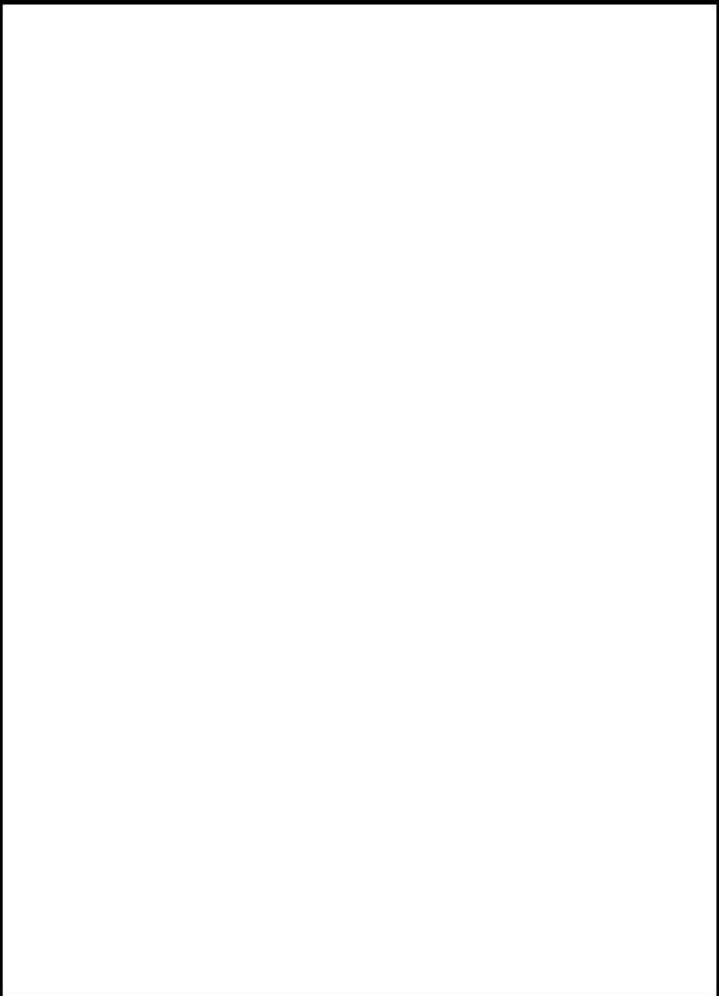
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

機器又は系統名	要件数(機器名)	点検より成核の項目	保全方式 又は地盤 高・低	検査名	備考 (①内に記載する 既往診断結果)	相違理由
原子炉冷却系系統[原子炉精煉冷却却]式 その他の弁	原子炉冷却系系統[原子炉精煉冷却却]式 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 高・低 130m~155m	2次系弁検査		
原子炉冷却系系統[原子炉精煉冷却却]式 その他の弁 その他の弁の弁駆動部	原子炉冷却系系統[原子炉精煉冷却却]式 その他の弁の弁駆動部	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.限界点検 (特性点検)	高 高 130m~155m	2次系弁検査		
原子炉冷却系系統[原子炉精煉冷却却]式 その他の弁 その他の弁の弁駆動部	原子炉冷却系系統[原子炉精煉冷却却]式 その他の弁 その他の弁の弁駆動部	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 低 130m~155m	1.機能・性能試験 2.分解点検	1.北海海水ストレーナー	資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
原子炉冷却系系統 「原子炉冷却系管路内の一 次水冷却材の漏れを監視 する装置」	原子炉冷却系系統 「原子炉冷却系管路内の一 次水冷却材の漏れを監視 する装置」	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.定期点検	高 低 130m~155m	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.定期点検	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.定期点検	
計量計測システム 「計量計」	計量計測システム 「計量計」	※1式 ※1式 ※1式	1.F 1.F 1.F	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による ※:伊丹設計による	
計量計測システム 「計量計アセブリ」	計量計測システム 「計量計アセブリ」	※1式 ※3本	1.F 1.F	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による	
計量計測システム 「計量計駆動装置」	計量計測システム 「計量計駆動装置」	1.分解点検 2.機能・性能試験	高 高 52m	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による ※:伊丹設計による	
計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	1.分解点検 2.機能・性能試験 (潤滑油注入) (弁駆動)	高 高 26m	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査 有効性評価No. 5の反映	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による 有効性評価No. 5の反映	
計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	1.分解点検 2.機能・性能試験 (潤滑油注入) (弁駆動)	高 高 26m	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査 有効性評価No. 5の反映	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による 有効性評価No. 5の反映	
計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	1.分解点検 2.機能・性能試験 (潤滑油注入) (弁駆動)	高 高 130m~155m	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査 有効性評価No. 5の反映	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による 有効性評価No. 5の反映	
計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	計量計測システム 「計量計駆動装置MGシート」	1.分解点検 2.機能・性能試験 (潤滑油注入) (弁駆動)	高 高 130m~155m	転用時クラスタ検査 転用時クラスタ検査 有効性評価No. 5の反映	※:伊丹設計による ※:伊丹設計による 有効性評価No. 5の反映	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	要件数(機器名)	点検より成核の項目	保全方式 又は地図	保全度	検査名	備考 (内は検査する 箇所と合わせて実施) B* 小さくまとめて実施の分野 (機器ごとで実施) (機器診断: 6M)	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 3.防腐点検 4.断熱点検 5.隔離点検 6.隔離点検 (消音室入検) (電動機)	B*	高	1次系ボンブ機能検査				資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
C)原子炉構造冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能点検 2.分解点検 (ボンブ) 3.防腐点検 (電動機) 4.断熱点検 (消音室入検) (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	52M	B*	1次系ボンブ機能検査		
D)原子炉構造冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能点検 2.分解点検 (ボンブ) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	91M	B*	1次系ボンブ機能検査		
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	29M	B*	29M		
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (ボンブ) 3.防腐点検 (電動機) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	52M	B*	1次系ボンブ機能検査		
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	91M				
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	29M				
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	130M				
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	130M	1次系真空吸込弁検査			
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	13M	1次系熱交換器検査			
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	13M	1次系熱交換器検査			
	原子炉構造冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能点検 2.分解点検 (電動機) 3.防腐点検 (ボンブ) 4.断熱点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (電動機)		高	13M	1次系熱交換器検査			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(2/2) [タービン編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

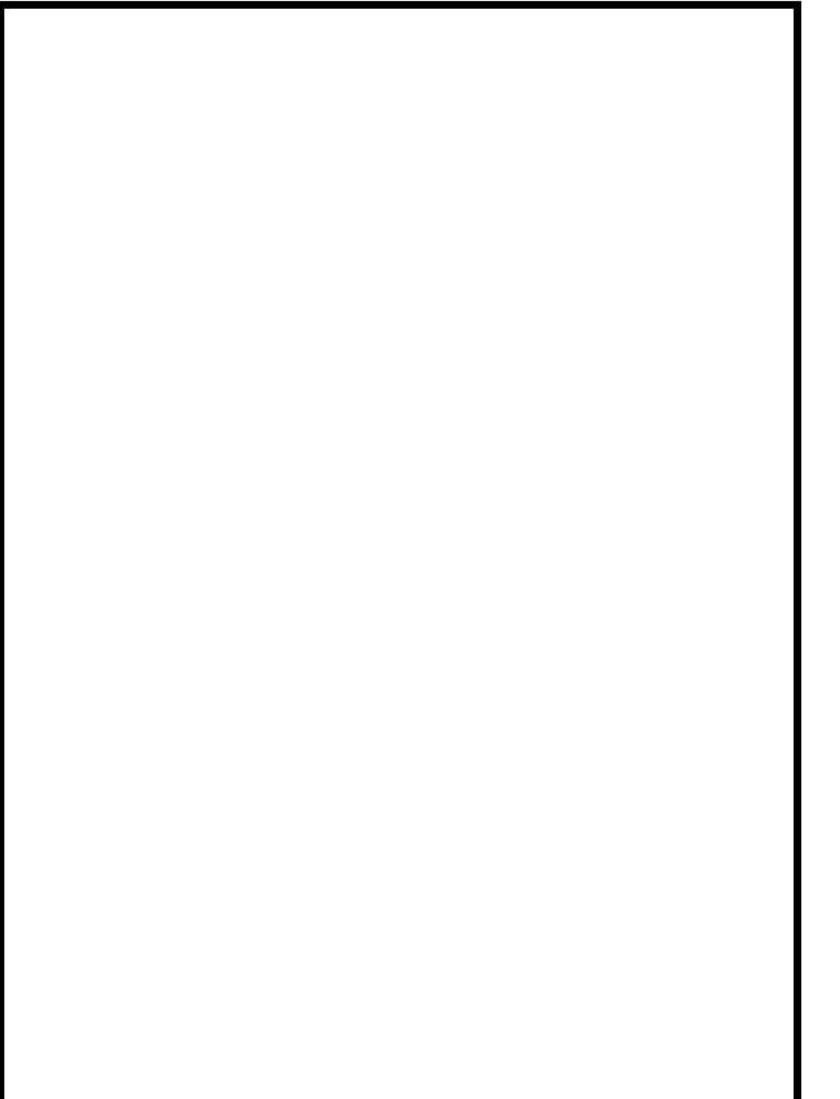
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

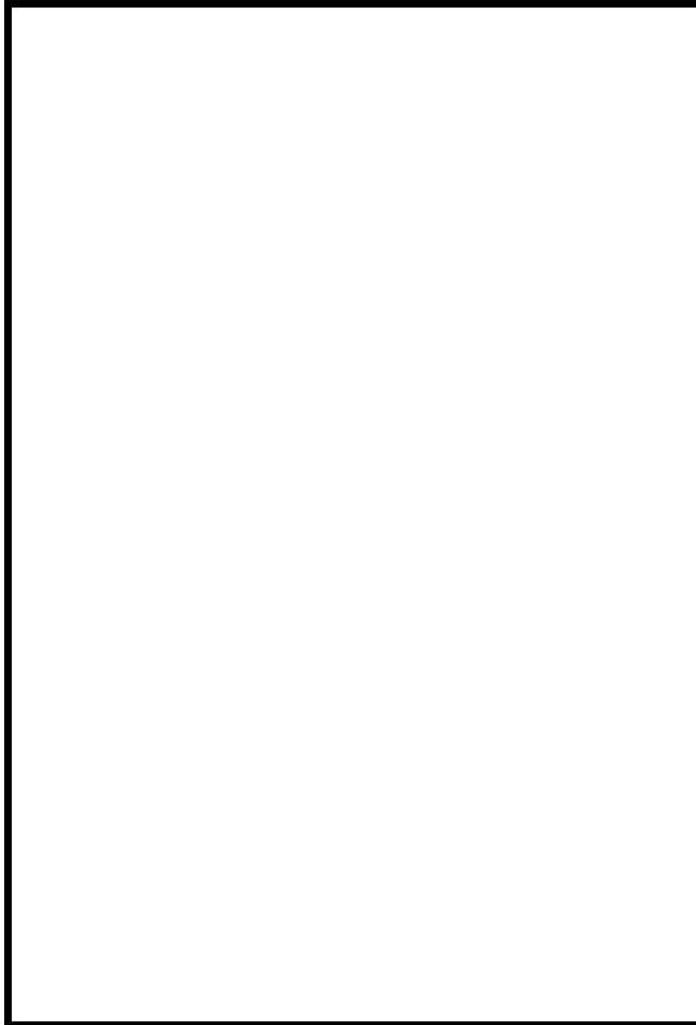
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none">・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は50条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

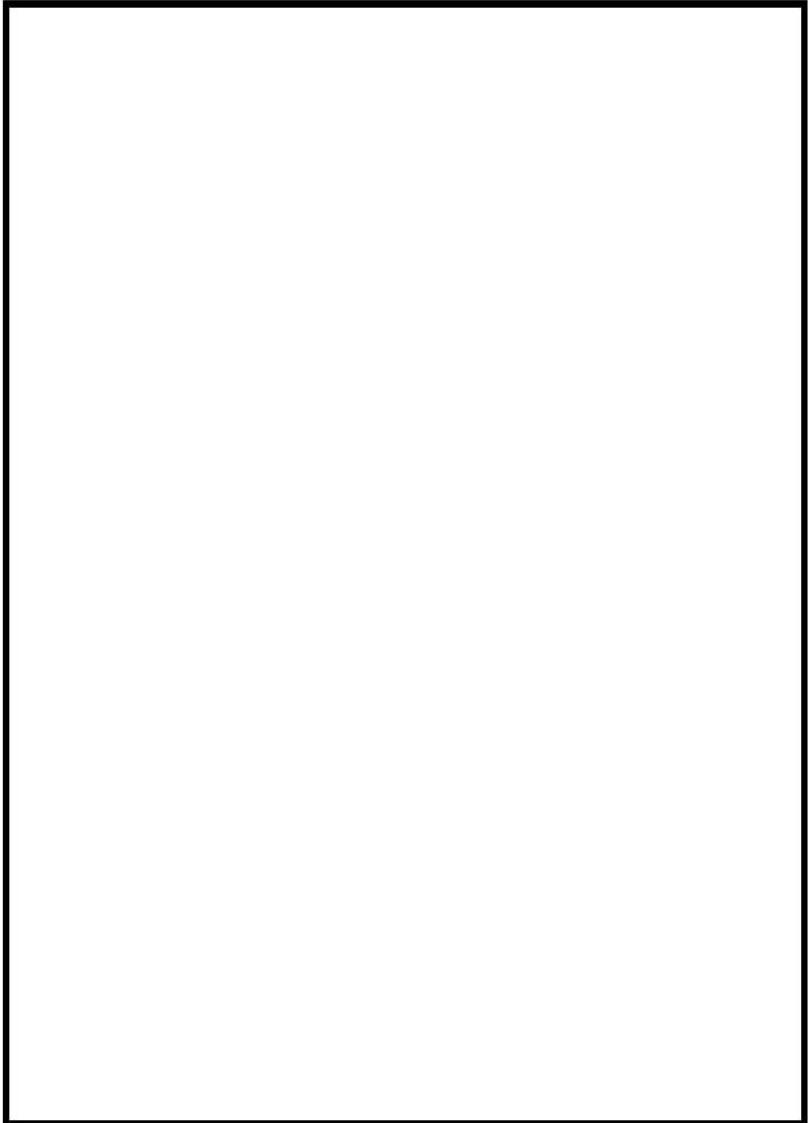
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>該箇所の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

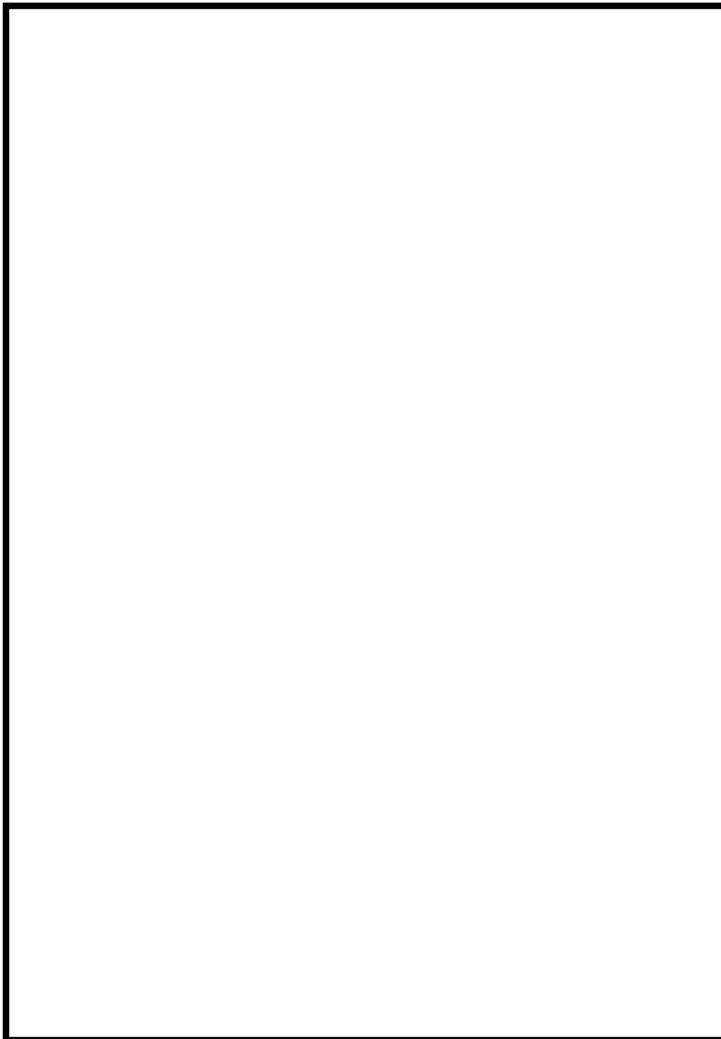
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>資料構成の相違</small> • 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-5 系統図	56-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 模様系統図(5)</p>	<p>図 56-4-1 補助給水ビットを水源とした場合に用いる設備</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

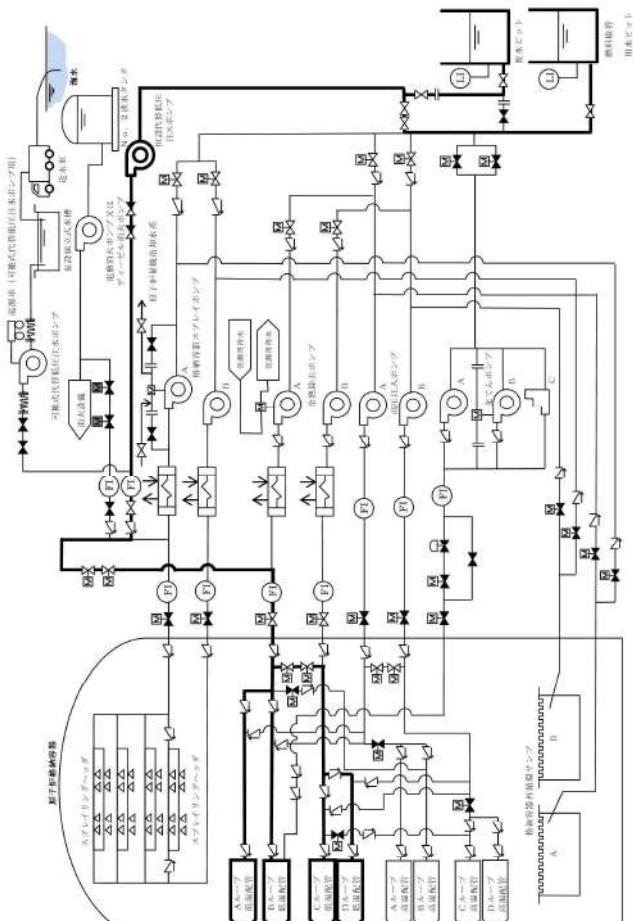
重大事故等の収束に必要な水の供給設備 構造系統図（1）

図 56-4-2 燃料取替用水ピットを水源とした場合に用いる設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等時の取扱い 概略系統図(3)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>泊発電所3号炉</p>	

重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 総略系統図(4)

56-5-4

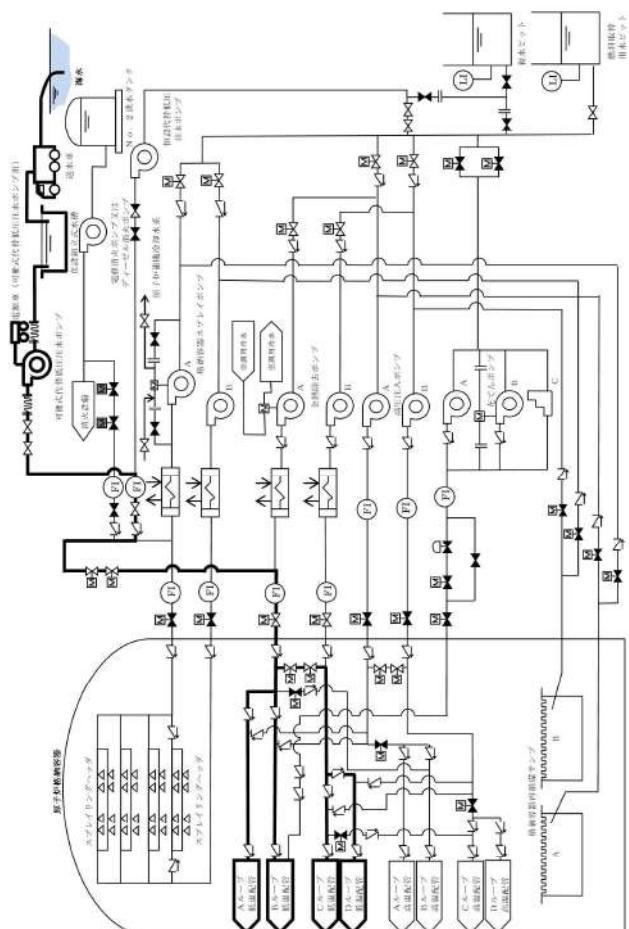
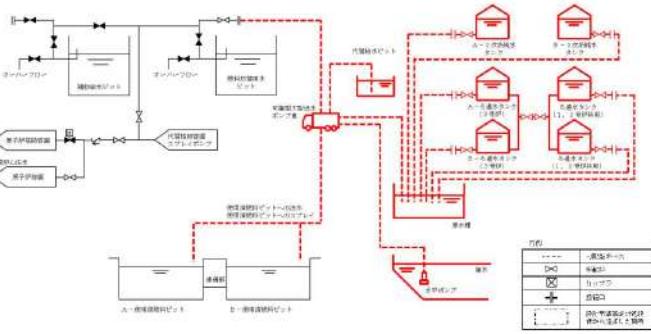
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

図 56-4-3 ほう酸タンクを水源とした場合に用いる設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

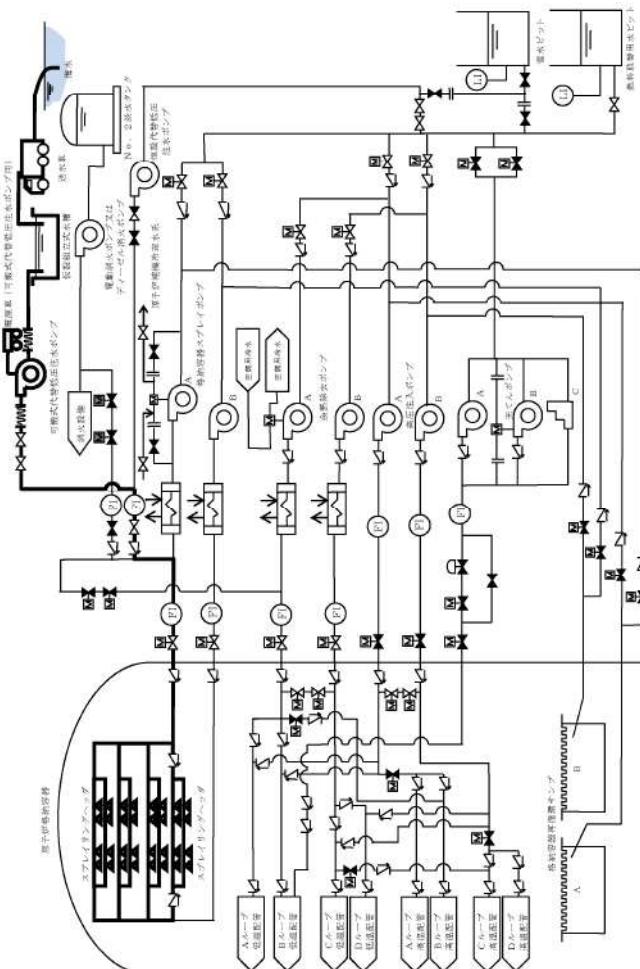
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の取扱い 概略系統図(6)</p>	 <p>図56-4-4 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備、海水水源とした場合に用いる設備</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

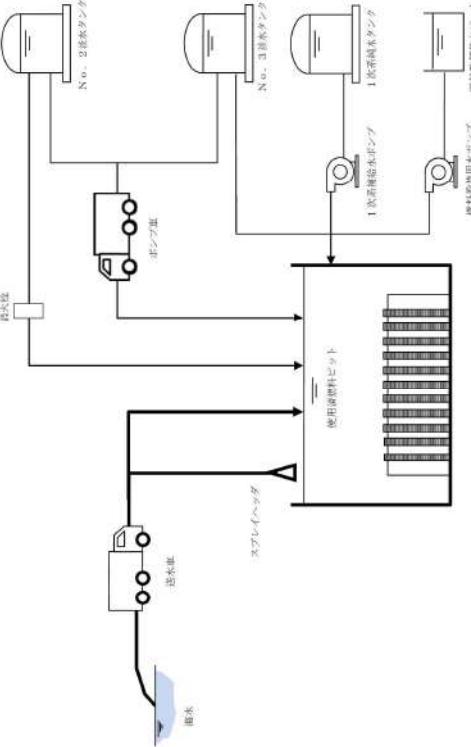
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等に必要な水の供給設備 概略系統図 (7)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

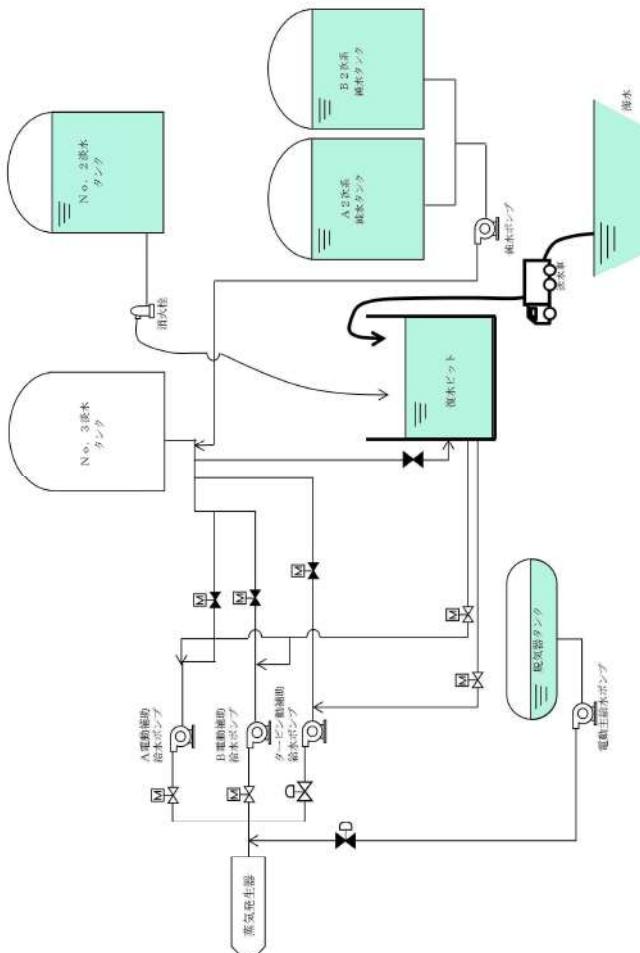
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>海水</p> <p>逆水止</p> <p>オシフ電</p> <p>No. 2海水タンク</p> <p>No. 3海水タンク</p> <p>スプレイヘッド</p> <p>使用冷却材ヒート</p> <p>1次蒸発水ポンプ</p> <p>1次蒸発水タンク</p> <p>熱料取扱出シート</p>	<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図（13）</p>	

56-5-13

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (2)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

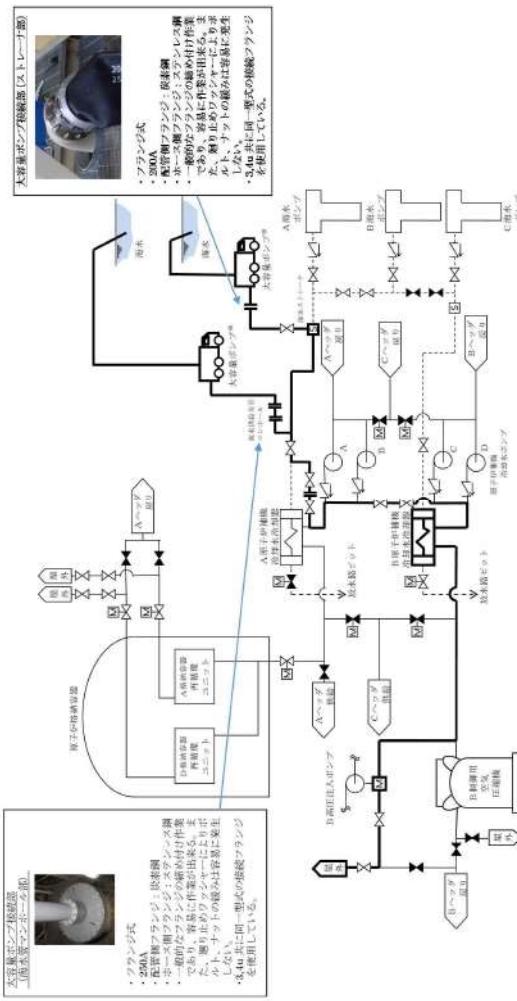
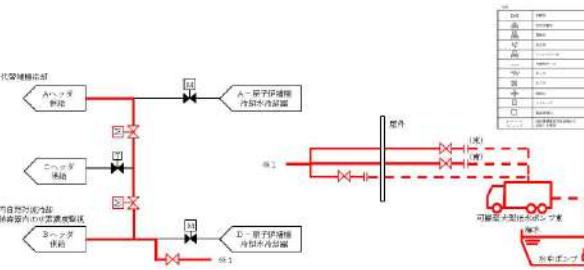
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 概略系統図 (8)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3号炉</p>  <p>大飯発電所3号炉 海水ポンプ接続部(ストレーナー部)</p> <p>・プランジャー式 ・200kW ・主に冷却水ポンプとして使用 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。</p> <p>大飯発電所3号炉 海水ポンプ接続部(ストレーナー部)</p> <p>・プランジャー式 ・200kW ・主に冷却水ポンプとして使用 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉 海水ポンプ接続部(ストレーナー部)</p> <p>・プランジャー式 ・200kW ・主に冷却水ポンプとして使用 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。</p> <p>泊発電所3号炉 海水ポンプ接続部(ストレーナー部)</p> <p>・プランジャー式 ・200kW ・主に冷却水ポンプとして使用 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。 ・冷却水ポンプの運転停止が発生した場合、各部の作動部が自動的に停止する。</p>	

重大事故等の収束時に必要となる水の供給設備 概略系統図（12）

図 56-4-5 海を水源とした場合に用いる設備（格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び原子炉格納容器内の水素濃度監視）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

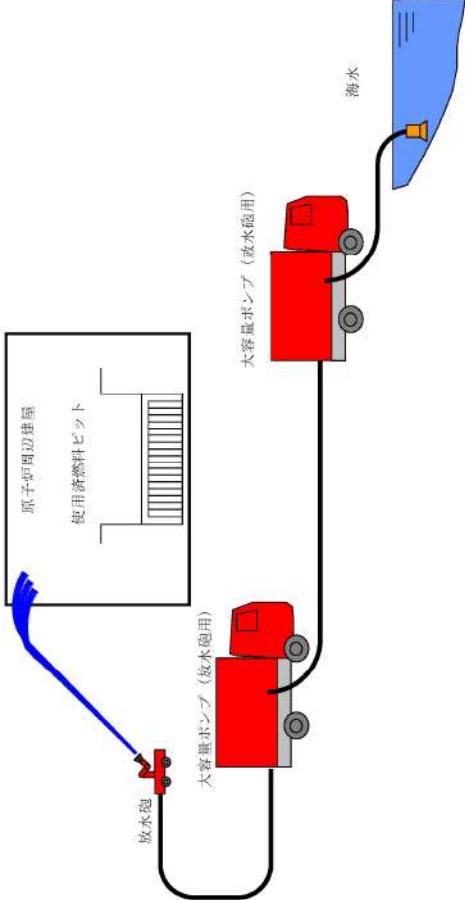
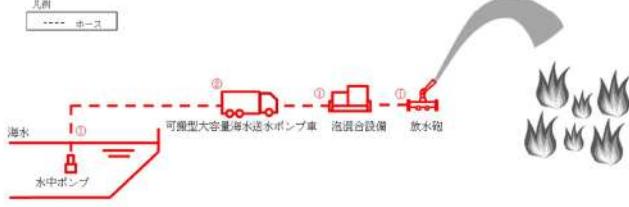
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

図 56-4-6 海を水源とした場合に用いる設備（放水設備（大気への拡散抑制設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (1.5)</p> <p>56-5-15</p>	 <p>図 56-4-7 海を水源とした場合に用いる設備 (放水設備 (泡消火設備))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

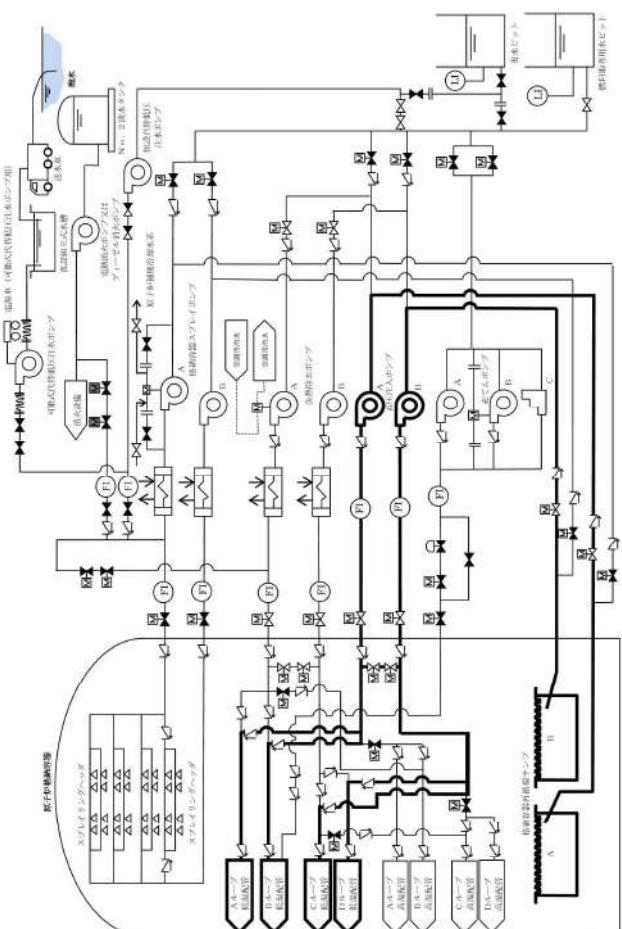
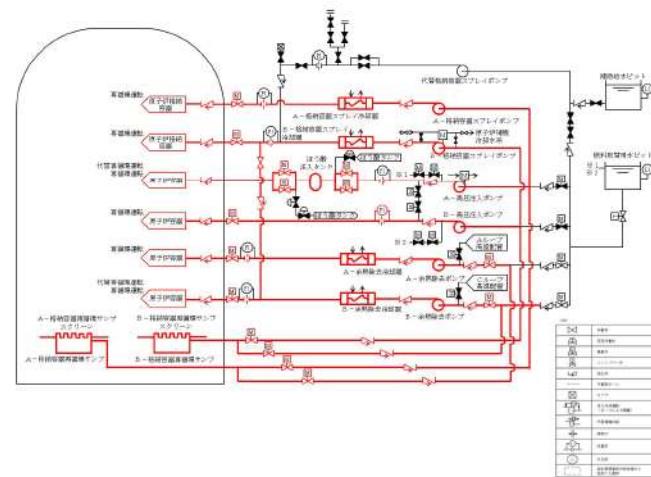
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

図 56-4-8 補助給水ピット及び燃料取替用給水ピットへ水を供給するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 構造系統図(9)</p>	 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 構造系統図(9)</p>	

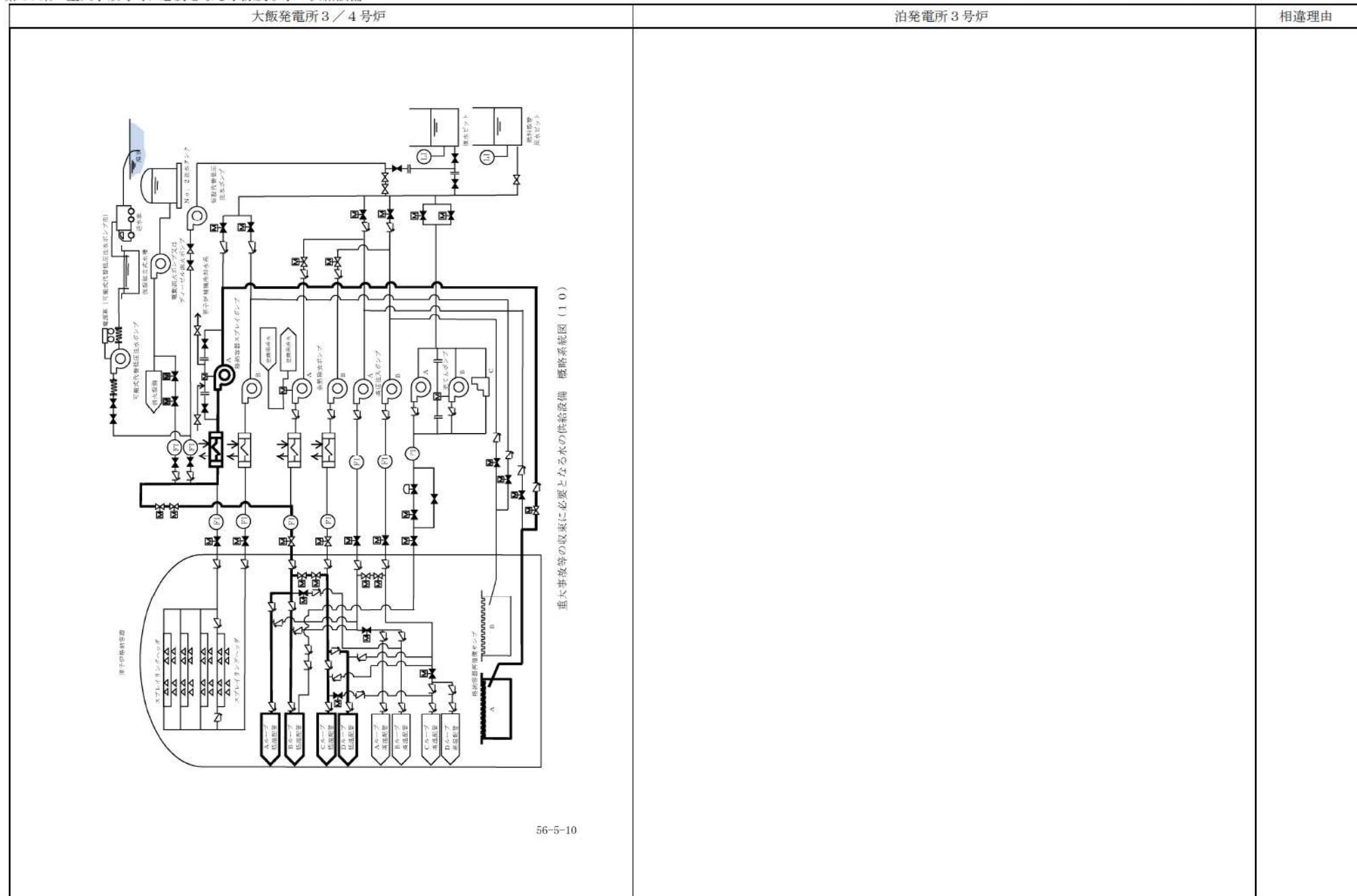
56-5-9

56-4-16

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

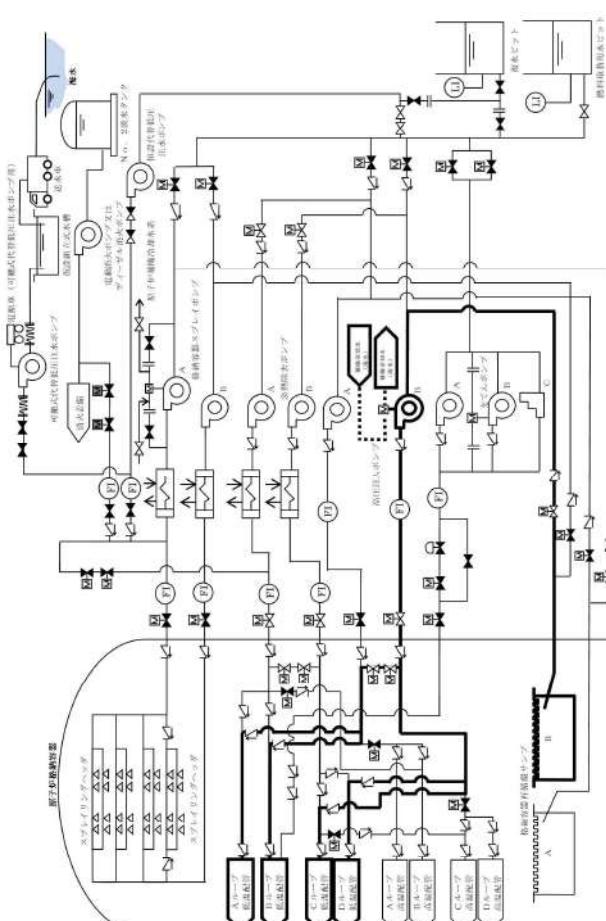
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の取扱いに必要な水の供給設備 構造系統図 (1-1)</p>		

56-5-11

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

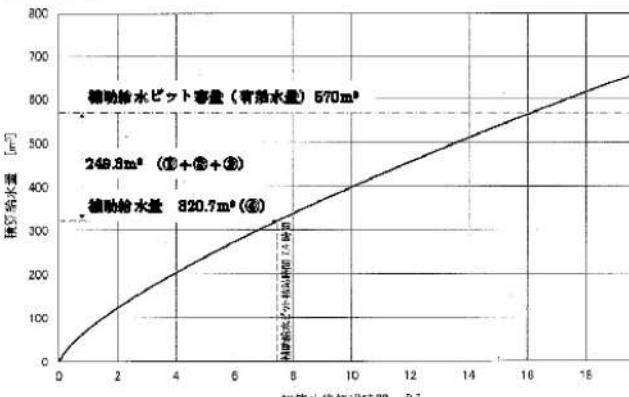
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-6 容量設定根拠 3号炉	5 6 - 5 容量設定根拠	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <ul style="list-style-type: none"> 復水ピット：<input type="text"/> m³ (有効水量) <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（S.G）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <table border="0"> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)</td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度 (<input type="text"/> C)までの顯熱除去</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)</td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記①～③の合計</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> </table> <p><input type="text"/> [枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。]</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³	(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)		② 高温停止状態から冷却維持温度 (<input type="text"/> C)までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³	(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)		③ 蒸気発生器水位回復	： <input type="text"/> m ³	上記①～③の合計		： <input type="text"/> m ³	④ 崩壊熱除去	： <input type="text"/> m ³	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源</p> <p>補助給水ピット：570m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン</p> <p>補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 40°C</p> <table border="0"> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)</td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C)までの顯熱除去</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)</td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記①～③の合計</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>：<input type="text"/> m³</td> </tr> </table>  <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170°Cまで漸温するために必要な給水量等 (249.3m³) を引いた量 (320.7m³) の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4 時間後となる。</p> <p>7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³	(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)		② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C)までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³	(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)		③ 蒸気発生器水位回復	： <input type="text"/> m ³	上記①～③の合計		： <input type="text"/> m ³	④ 崩壊熱除去	： <input type="text"/> m ³	
① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³																															
(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)																																
② 高温停止状態から冷却維持温度 (<input type="text"/> C)までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³																															
(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)																																
③ 蒸気発生器水位回復	： <input type="text"/> m ³																															
上記①～③の合計		： <input type="text"/> m ³																														
④ 崩壊熱除去	： <input type="text"/> m ³																															
① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³																															
(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)																																
② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C)までの顯熱除去	： <input type="text"/> m ³																															
(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)																																
③ 蒸気発生器水位回復	： <input type="text"/> m ³																															
上記①～③の合計		： <input type="text"/> m ³																														
④ 崩壊熱除去	： <input type="text"/> m ³																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

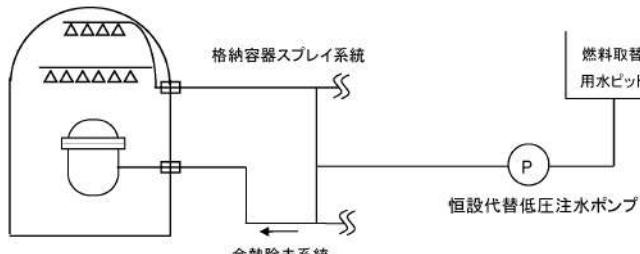
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>時間までに、送水車で補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

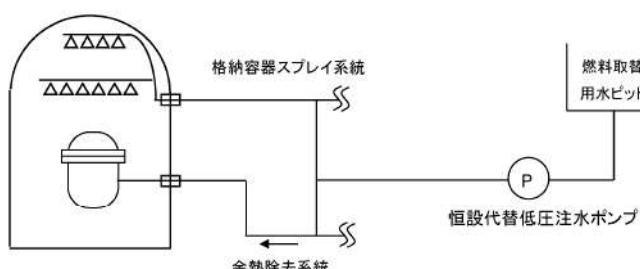
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>7日間における水源の対応 <全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+1次冷却材ポンプシール LOCA></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : □ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : □ m³/h 事故後 □ 時間以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価) □ m³ ÷ □ m³/h = 約 □ 時間 (事故後約 □ 時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約 □ 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却 +再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容 称 燃料取替用水ピット</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td>□ 以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </table> <p>() 内は公称値を示す。 計測制御系統施設のうちはう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。 最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。 ・その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消防要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレーすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気を水滴で覆い消火を行なうために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。 ・燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。 <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	容 量	m ³ /個	□ 以上(2,000)	最高 使用 圧 力	MPa	大気圧	最高 使用 温 度	℃	95	<p>容 -2 (1/8)</p>
容 量	m ³ /個	□ 以上(2,000)									
最高 使用 圧 力	MPa	大気圧									
最高 使用 温 度	℃	95									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

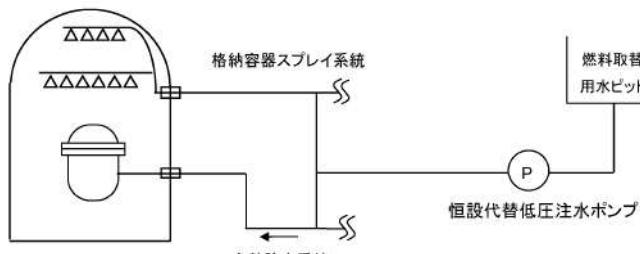
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミッドループ運転における余熱除去機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : □ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : □ m³/h 事故後約 □ 分 (□ 時間) 以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価) $\square \text{m}^3 \div \square \text{m}^3/\text{h} = \text{約 } \square \text{時間}$ (事故後約 □ 時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約 □ 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却 +再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <p>機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びターピン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びターピン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプル水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプルを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

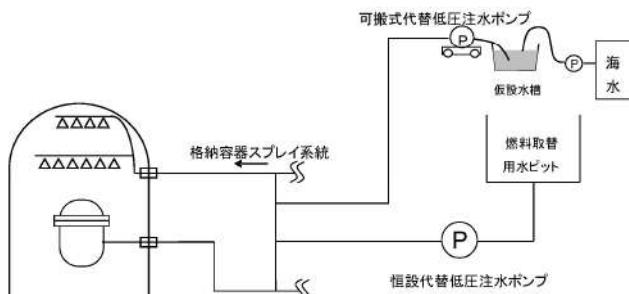
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミドループ運転中における全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット：■ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：■ m³/h 事故後約■分■時間)以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価) ■ m³ ÷ ■ m³/h=約■時間(事故後約■時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約■時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 案囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>容-2(3/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムと余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムと余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗></p> <p>【格納容器注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : ■ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : ■ m³/h 事象発生後約 ■ 分 (■ 時間) 時間以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピット水が枯渇するまでの時間評価) ■ m³ ÷ ■ m³/h = 約 ■ 時間 (事故後約 ■ 時間) (なお、原子炉格納容器への注水総量は約 ■ 時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる注水を開始し、約 ■ 時間まで注水継続する。 ■ m³/h × ■ h = 約 ■ m³)</p> <p>○水源評価結果 事象発生後約 ■ 時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水及び ■ 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に移行することにより対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <small>機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small> </div>	<p>容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(6/8)</p> <p>重大事故等時に計制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学水槽制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対応設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設のその他常用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同様で設計し、□以上とする。</p> <p>□枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED]^{3(注1)}が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED]^{2(注1)}が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、[REDACTED]^{3(注1)}/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [REDACTED]^{3(注1)}/個を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効容量</p>	

[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">容-6(1/12)</p> <p>3号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/台</td> <td>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 壓 力</td> <td>MPa</td> <td>(注1) (注2) (注3.5) (注4) (注5)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(注1) 案件物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>(注2) 案件物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレー）</p> <p>(注3) 原子炉冷却系施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値</p> <p>(注4) 原子炉冷却系施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値</p> <p>(注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値</p> <p>(注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		送水車	容 量	m ³ /h/台	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)	吐 出 壓 力	MPa	(注1) (注2) (注3.5) (注4) (注5)	最高使用圧力	MPa		最高使用温度	℃		原動機の出力	kW/台		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>□以上、□以上、□以上、□以上、□以上、□以上</td> </tr> <tr> <td>吐 出 壓 力</td> <td>MPa</td> <td>□以上、□以上、□以上、□以上、□以上、□以上</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td>4(6(予備2))</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概 要)</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレー設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレインノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレーを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		可搬型大型送水ポンプ車	容 量	m ³ /h/個	□以上、□以上、□以上、□以上、□以上、□以上	吐 出 壓 力	MPa	□以上、□以上、□以上、□以上、□以上、□以上	最高 使用 圧 力	MPa	1.6	最 高 使用 温 度	℃	40	個 数	台	4(6(予備2))	原 動 機 出 力	kW/個	272	
名 称		送水車																																							
容 量	m ³ /h/台	(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)																																							
吐 出 壓 力	MPa	(注1) (注2) (注3.5) (注4) (注5)																																							
最高使用圧力	MPa																																								
最高使用温度	℃																																								
原動機の出力	kW/台																																								
名 称		可搬型大型送水ポンプ車																																							
容 量	m ³ /h/個	□以上、□以上、□以上、□以上、□以上、□以上																																							
吐 出 壓 力	MPa	□以上、□以上、□以上、□以上、□以上、□以上																																							
最高 使用 圧 力	MPa	1.6																																							
最 高 使用 温 度	℃	40																																							
個 数	台	4(6(予備2))																																							
原 動 機 出 力	kW/個	272																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイシステムと余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	<p>容-6(2/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉
		相違理由
<p>して使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p>して使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海水を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	<p>容-6(3/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロ</p>	<p style="text-align: right;">容一6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピット全面ヘスプレイすることにより使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピット水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ピット入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ピット出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ピットの蒸発量■ m³/h) を上回る容量として、■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ピットヘスプレイする場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットヘスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量■ m³/hであることから■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p>	<p>■枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有台数は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上)</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は $\square \text{m}^3/\text{h}$ と評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上) とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時に使用することから、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{台}$) とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上)</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}$ 以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{台}$) とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-6(5/12)</p> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上</p> <p>原子炉冷却系施設のうち通常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上</p> <p>原子炉冷却系施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却システムを介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上</p> <p>原子炉冷却系施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行なう可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 [] m³/h以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 [] m³/h以上 <p>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が [] m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 [] m³/h/台とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 [] m³/h以上 <p>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が [] m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 [] m³/h/台とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の容量 [] m³/h以上</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ピットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ピット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として [] m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 [] m³/h/台とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPaとなる。</p> <table border="1"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>[] MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa の送水車で [] m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッダ必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPaとなる。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	ホース圧力損失	[] MPa	静水頭	[] MPa	合計	[] MPa	<p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ピットへの注水と燃料取替用水ピットへの補給、使用済燃料ピットへの注水と辅助給水ピットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行いう場合の [] m³/hを上回る [] m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 [] MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時に送水を考慮して設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0 MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227 MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約 [] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約 [] MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 [] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 [] MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0 MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227 MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td>約 [] MPa</td> </tr> </table> <p>[]枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 0 MPa	静水頭	約 0.227 MPa	機器圧損	約 [] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約 [] MPa	合 計	約 [] MPa	水源と移送先の圧力差	約 0 MPa	静水頭	約 0.227 MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約 [] MPa	
ホース圧力損失	[] MPa																							
静水頭	[] MPa																							
合計	[] MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 0 MPa																							
静水頭	約 0.227 MPa																							
機器圧損	約 [] MPa																							
配管・ホース及び弁類圧損	約 [] MPa																							
合 計	約 [] MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 0 MPa																							
静水頭	約 0.227 MPa																							
機器圧損 (スプレイノズル)	約 [] MPa																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa スプレイヘッダ必要圧力 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa の送水車で [] m³/h をスプレイ可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力</p> <p>原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレイする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPa となる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa の送水車で [] m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力</p> <p>復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPa となる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa の送水車で [] m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>送水車での最大必要吐出圧は [] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [] MPa 以下の [] MPa を最高使用圧力とする。</p> <p>[] 案内みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa 以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [] MPa 以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行なう可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0.700MPa 静水頭 約 0.124MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行なう可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa 以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [] MPa 以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0MPa 静水頭 約 0.295MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として [] 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ピットの最高使用温度が□℃であり、同仕様で設計し、□℃とする。</p> <p>5. 原動機の出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が□kWであり、原動機出力を□kW以上とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合 計	約	□ MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合 計	約	□ MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	□ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																														
合 計	約	□ MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	□ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																														
合 計	約	□ MPa																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [REDACTED] MPa以上 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時に送水を考慮し設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 60%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>[REDACTED] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、[REDACTED] MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 [REDACTED] MPaを上回る [REDACTED] MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2)が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 [REDACTED] m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬型大型送水ポンプ車の流量が [REDACTED] m³/h、吐出圧力が [REDACTED] MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカ設定値より [REDACTED] kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p>[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	[REDACTED] MPa	機器圧損	約	[REDACTED] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[REDACTED] MPa	合計	約	[REDACTED] MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa															
静水頭	約	[REDACTED] MPa															
機器圧損	約	[REDACTED] MPa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	[REDACTED] MPa															
合計	約	[REDACTED] MPa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6°C（寿都特別地域気象観測所24.5°C、小樽特別地域気象観測所25.6°C）を下回る。</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

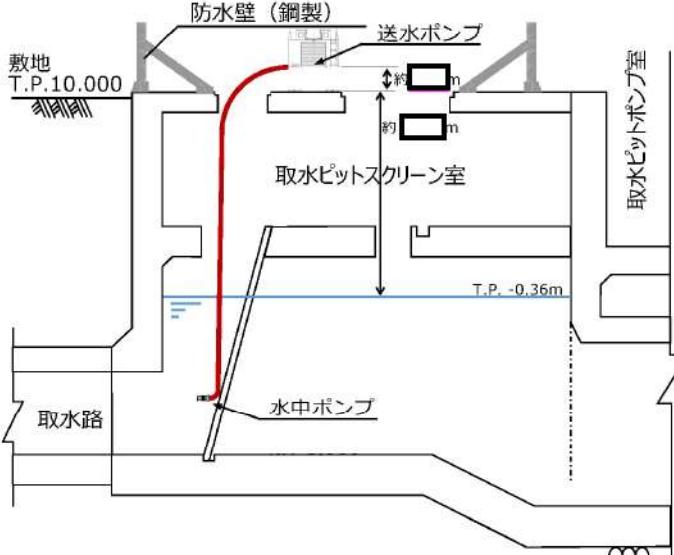
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: right;">容-6(11/12)</p> <p><u>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</u></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いずに吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水首と送水ポンプ吸込み口の高差差 [m]</th> <th>ホースの圧力損失 [Pa]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [Pa]</th> <th>大気圧 [Pa]</th> <th>飽和蒸気圧力* [Pa]</th> <th>有効吸込み水頭 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温20℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>187.5</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.79 (水温40℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*放水性能試験における水温の規定はないため、安全間に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p style="text-align: center;">[] 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水首と送水ポンプ吸込み口の高差差 [m]	ホースの圧力損失 [Pa]	水中ポンプの定格揚程 [Pa]	大気圧 [Pa]	飽和蒸気圧力* [Pa]	有効吸込み水頭 [m]	吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温20℃の値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.5	[]	[]	10	10.3	0.79 (水温40℃の値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水首と送水ポンプ吸込み口の高差差 [m]	ホースの圧力損失 [Pa]	水中ポンプの定格揚程 [Pa]	大気圧 [Pa]	飽和蒸気圧力* [Pa]	有効吸込み水頭 [m]																					
吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温20℃の値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.5	[]	[]	10	10.3	0.79 (水温40℃の値)	[]																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>  <p>第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p>□ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: right;">容-14(1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 100px;">(注1) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)		容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	原 動 機 出 力	kW/個	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">HS900N</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">HS1200</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>（概 要）</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	可搬型大容量海水送水ポンプ車			HS900N		HS1200	容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	個 数	台	原 動 機 出 力	kW/個	
大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)																																
容 量	m ³ /h/個																															
吐 出 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 温 度	℃																															
原 動 機 出 力	kW/個																															
可搬型大容量海水送水ポンプ車																																
	HS900N																															
	HS1200																															
容 量	m ³ /h/個																															
吐 出 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 温 度	℃																															
個 数	台																															
原 動 機 出 力	kW/個																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p>容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 [] m³/h/個以上 [] m³/h/個)～[] m³/h/個)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すおり、[] m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である [] m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることにより広範囲において放水が可能である。</p> <p>[] [] []</p> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 [] m³/h/個を満足するものとして、定格容量 [] m³/h/個～[] m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 ([] MPa以上 [] MPa)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[]</p> <p>衿詰みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、[] [] 保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて [] m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である [] m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、消防時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である []</p> <p>公称値については、要求される最大容量 [] /h/個を上回る [] []</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[]</p> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は [] MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 [] MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に [] 制限していることから、その制限値である [] MPaとする。</p> <p>[] 株詰みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>容-14(3/4)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号	相違理由																								
<p style="text-align: right;">泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p style="text-align: right;">容-14(4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">A区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">移送先圧力</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">静水頭</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">B区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">移送先圧力</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">機器圧損</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">B区間合計</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">□ MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 □ MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 □ MPaを満足するものとして定格揚程、□ MPaとする。</p> <p style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	□ MPa	静水頭	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa	A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	□ MPa	B区間		移送先圧力	□ MPa	機器圧損	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa	B区間合計	□ MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	□ MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号</p> <p style="text-align: right;">容-14(4/4)</p> <p>4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、□ する。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 □ での軸動力を考慮し、□ する。</p> <p style="text-align: right;">□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	□ MPa																									
静水頭	□ MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa																									
A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	□ MPa																									
B区間																										
移送先圧力	□ MPa																									
機器圧損	□ MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa																									
B区間合計	□ MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	□ MPa																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>3. 最高使用圧力 ($\square \text{MPa}$) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が $\square \text{MPa}$であることから、$\square \text{MPa}$とする。</p> <p>4. 最高使用温度 ($\square^\circ\text{C}$) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が $\square^\circ\text{C}$を下回るため $\square^\circ\text{C}$とする。</p> <p>5. 原動機出力 ($\square \text{kW} \sim \square \text{kW}$) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量：$\square \text{m}^3/\text{h} \sim \square \text{m}^3/\text{h}$、吐出圧力：$\square \text{MPa}$）での軸動力を考慮し、$\square \text{kW} \sim \square \text{kW}$とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>名 称 仮設組立式水槽</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/基</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 公称値</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 捣】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する仮設組立式水槽は、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	容 量 (注1)	m ³ /基	(注2)	最高使用圧力 (注1)	—		最高使用温度 (注1)	℃			<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
容 量 (注1)	m ³ /基	(注2)									
最高使用圧力 (注1)	—										
最高使用温度 (注1)	℃										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>スプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して、原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽の保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1基の合計5基（3号機及び4号機共用の予備1基を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 □ m³/基) 仮設組立式水槽は、以下の機能を発揮するために、必要な容量を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの水源としての貯水槽であり、可搬式代替低圧注水ポンプにおける最大注水量の□ m³/hの容量に対し、貯水槽に海水を連続的に補給する送水車からの補給量は□ m³/hと注水量を上回っている。 可搬式代替低圧注水ポンプの運転に支障がないよう十分な余裕を持った□ m³容量とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 (□) 仮設組立式水槽の最高使用圧力は、大気開放式の貯水槽であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 (□ C) 仮設組立式水槽の最高使用温度は、送水車により海水を受け入れる大気開放式の貯水槽であり、送水車の最高使用温度と同じ□ Cとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>容 量^(注1)</td> <td>m^3/h/個 110 以上、130 以上^(注2) (150^(注3))</td> </tr> <tr> <td>揚 程^(注1)</td> <td>m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注2) (150^(注3))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力^(注1)</td> <td>MPa <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度^(注1)</td> <td>°C 95</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個 <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スマレイ系と余熱除去系間の連絡ワインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	名 称	恒設代替低圧注水ポンプ	容 量 ^(注1)	m^3/h /個 110 以上、130 以上 ^(注2) (150 ^(注3))	揚 程 ^(注1)	m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) (150 ^(注3))	最高使用圧力 ^(注1)	MPa <input checked="" type="checkbox"/>	最高使用温度 ^(注1)	°C 95	原 動 機 出 力	kW/個 <input checked="" type="checkbox"/>		<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
名 称	恒設代替低圧注水ポンプ													
容 量 ^(注1)	m^3/h /個 110 以上、130 以上 ^(注2) (150 ^(注3))													
揚 程 ^(注1)	m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) (150 ^(注3))													
最高使用圧力 ^(注1)	MPa <input checked="" type="checkbox"/>													
最高使用温度 ^(注1)	°C 95													
原 動 機 出 力	kW/個 <input checked="" type="checkbox"/>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量 (110m³/h/個以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シーケンスのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p>枠開きの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気迷がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$110\text{m}^3/\text{h}$のため$110\text{m}^3/\text{h}/\text{個以上}$とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 ($130\text{m}^3/\text{h}/\text{個以上}$)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、$130\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、ニアロジル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量$130\text{m}^3/\text{h}/\text{個以上}$を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量$130\text{m}^3/\text{h}$を上回る$150\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 (□m以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

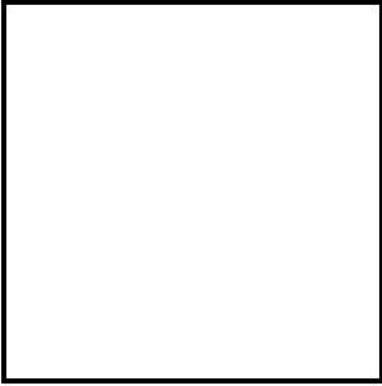
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPaについて、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (□m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程□mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ締切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、□ MPaとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 最高使用温度 (95°C) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」（JIS B 0131-2002）)</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kwを上回る□kW/個とする。</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>3号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>可搬式代替低圧注水ポンプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1) m³/h/台</td><td>110 以上 (注2)、130 以上 (注3) (150 (注4))</td></tr> <tr> <td>揚 程 (注1) m</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注2)、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注3) (150 (注4))</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1) MPa</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1) ℃</td><td>40</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力 kW/個</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注3) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注4) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	可搬式代替低圧注水ポンプ	容 量 (注1) m ³ /h/台	110 以上 (注2)、130 以上 (注3) (150 (注4))	揚 程 (注1) m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注2)、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注3) (150 (注4))	最高使用圧力 (注1) MPa	<input checked="" type="checkbox"/>	最高使用温度 (注1) ℃	40	原 動 機 出 力 kW/個	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
名 称	可搬式代替低圧注水ポンプ													
容 量 (注1) m ³ /h/台	110 以上 (注2)、130 以上 (注3) (150 (注4))													
揚 程 (注1) m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注2)、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注3) (150 (注4))													
最高使用圧力 (注1) MPa	<input checked="" type="checkbox"/>													
最高使用温度 (注1) ℃	40													
原 動 機 出 力 kW/個	<input checked="" type="checkbox"/>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して、原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできませ</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号機及び4号機共用の予備1台を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉容器に注水する場合の容量 (110m³/h以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている原子炉への注入流量である110m³/h/台以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 (130m³/h以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量である130m³/h/台以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大容量130m³/h/台を満足するものとして定格容量150m³/h/台とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 [m以上]</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>□ m</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>2.3 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (□ m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>□ m</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>□ m</td> </tr> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大揚程 □ mを満足するものとして余裕を考慮し、定格揚程が150mのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故時において使用する場合圧力は、ポンプ締切圧力</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合 計	□ m	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合 計	□ m	泊発電所3号炉	
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合 計	□ m																					
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合 計	□ m																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が□ MPaであり、当該ポンプを使用する系統においては、弁等により他の系統と隔離しており、当該ポンプの他に加圧要因がないことから□ MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（40°C） 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力（□ kW/個） 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、流量150m³/h時の軸力を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの流量が150m³/h、揚程が150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002)) 以上より、可搬式代替低圧注水ポンプの原動機出力は□ kW/個とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>名 称 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</p> <table border="1"> <tr> <td>個 数</td><td>一</td><td>2（予備1）^(注1)</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>kVA/個</td><td>610</td></tr> </table> <p>(注1) 3号及び4号炉共用の予備1台。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保できる設備を設ける。また、必要な容量を賄うことができる設備を1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は設計基準事故対処設備の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために必要な可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に十分な容量を有する設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に必要な負荷容量は132kWであり、十分な余裕をみて発電機の出力は488kWを選定し、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq P / p_f = 488 / 0.8 = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の出力 (kW) = 488 p_f : 力率 = 0.8</p>	個 数	一	2（予備1） ^(注1)	容 量	kVA/個	610		<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
個 数	一	2（予備1） ^(注1)						
容 量	kVA/個	610						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>大容量ポンプ（3・4号機共用）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td><td>m³/h/個</td></tr> <tr> <td>吐 出 壓 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 壓 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td><td>℃</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個</td></tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する大容量ポンプ（3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時又は運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、B高压注入ポンプの代替補機冷却を行うことで代替再循環運転を行い、原子炉を冷却する設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象を想定し、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介してA、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却及びB高压注入ポンプの代替補機冷却を行うことで、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止する設計とする。</p> <p>締込みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	大容量ポンプ（3・4号機共用）	容 量	m ³ /h/個	吐 出 壓 力	MPa	最 高 使 用 壓 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	原 動 機 出 力	kW/個		<p>設備の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>により比較対象</p> <p>資料なし</p>
名 称	大容量ポンプ（3・4号機共用）													
容 量	m ³ /h/個													
吐 出 壓 力	MPa													
最 高 使 用 壓 力	MPa													
最 高 使 用 温 度	℃													
原 動 機 出 力	kW/個													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却を行うことで原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による被損を防止するための設備のうち、格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプによりサンプリングガスの冷却として、原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とし、大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>なお、大容量ポンプは、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取り水し、うず巻式ポンプまで送水する設計とし、水中ポンプは2個設置する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の保有数は、3・4号機で2セット2台、予備1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>1. 容量</p> <p>1.1 容量 □ m³/h/個以上 (□ m³/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の容量は、各機器に供給する冷却海水流量を基に設定する。大容量ポンプ（3・4号機共用）が供給する冷却海水流量は、第1表に示すとおり通水流量の合計が□ m³/hとなる。</p> <p>以上より、大容量ポンプの容量はこれを上回る容量として、□ m³/h/個とする。</p> <p>第1表 必要冷却海水流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th> <th colspan="2">3号機</th> <th colspan="2">4号機</th> </tr> <tr> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td>□ m³/h</td> <td>2</td> <td>□ m³/h</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ(海水冷却)</td> <td>□ m³/h</td> <td>1</td> <td>□ m³/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ガスサンブル冷却器</td> <td>□ m³/h</td> <td>1</td> <td>□ m³/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>冷却海水流量の合計</td> <td>□ m³/h</td> <td></td> <td>□ m³/h</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>□ m³/h</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、公称値については、大容量ポンプに要求される最大容量□ m³/h/個を満足するものとして、定格容量□ m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (□ MPa以上 (□ MPa))</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は、再循環ユニットへの海水通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等を基に設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）</td> <td>□ (注1)</td> </tr> <tr> <td>静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）</td> <td>□ (注2)</td> </tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）</td> <td>□ (注3)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 配管圧損は、最大の圧損にて評価 (注2) 大容量ポンプをE.L. □ mに設置した場合の評価 (注3) 格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値（約□ ℃）が冷却水に全て伝熱すると仮定しての飽和蒸気圧力を沸騰防止圧力として適用</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	機器	3号機		4号機		設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数	格納容器再循環ユニット	□ m ³ /h	2	□ m ³ /h	2	高圧注入ポンプ(海水冷却)	□ m ³ /h	1	□ m ³ /h	1	ガスサンブル冷却器	□ m ³ /h	1	□ m ³ /h	1	冷却海水流量の合計	□ m ³ /h		□ m ³ /h			□ m ³ /h				項目	圧力損失 (MPa)	ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）	□ (注1)	静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）	□ (注2)	再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）	□ (注3)	合 計	□	泊発電所3号炉	
機器		3号機		4号機																																										
	設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数																																										
格納容器再循環ユニット	□ m ³ /h	2	□ m ³ /h	2																																										
高圧注入ポンプ(海水冷却)	□ m ³ /h	1	□ m ³ /h	1																																										
ガスサンブル冷却器	□ m ³ /h	1	□ m ³ /h	1																																										
冷却海水流量の合計	□ m ³ /h		□ m ³ /h																																											
	□ m ³ /h																																													
項目	圧力損失 (MPa)																																													
ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）	□ (注1)																																													
静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）	□ (注2)																																													
再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）	□ (注3)																																													
合 計	□																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は□ MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプに要求される吐出圧力□ MPaを満足するものとして、定格圧力が□ MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa) 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に□ MPaに制限していることから、その制限値である□ MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (□ °C) 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度を上回る□ °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW) 大容量ポンプ（3・4号機共用）の原動機出力は、定格流量点（容量 : □ m³/h、吐出圧力 : □ MPa）での軸動力を考慮し、□ kWとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>名 称 最高 使用 壓 力 MPa 最高 使用 溫 度 ℃ 外 径 mm</p> <table border="1"> <tr><td>スプレイヘッダ</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>□</td></tr> <tr><td></td><td>□</td></tr> <tr><td>65A (注1)</td><td></td></tr> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッダ送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 (□ MPa) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、□ MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (□ C) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、□ Cとする。</p> <p>3. 外径 (65A) 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、□ m³/h (注2) を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッダの能力 □ m³/h (分岐管下流の流量 □ m³/h)</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	スプレイヘッダ			□		□	65A (注1)			泊では可搬型スプレイノズルを54条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出している。
スプレイヘッダ										
	□									
	□									
65A (注1)										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>放水砲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ビット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアーチラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外 径	mm	220	216.3	318.5		泊では放水砲を55条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。
名称		放水砲 (3・4号機共用)																				
最高使用圧力	MPa	1.2																				
最高使用温度	℃	□																				
外 径	mm	220	216.3	318.5																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、メーカが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (□C) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が□Cを下回るため□Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 □m³/h</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (B)</th><th>外径 A (mm)</th><th>厚さ B (mm)</th><th>内径 C (mm)</th><th>標準流速 D (m/s)</th><th>標準流速 (注2) における流量 E (m³/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 (注2) における流量 E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 (注2) における流量 E (m ³ /h)																																																									
1	34.0	3.0	28.0																																																											
2	60.5	3.5	53.5																																																											
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																											
3	89.1	4.0	81.1																																																											
4	114.3	4.0	106.3																																																											
6	165.2	5.0	155.2																																																											
8	216.3	6.5	203.3																																																											
10	267.4	6.5	254.4																																																											
12	318.5	6.5	305.5																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-2 配置図 3号炉	56-6 接続図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-10

56-6-1

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

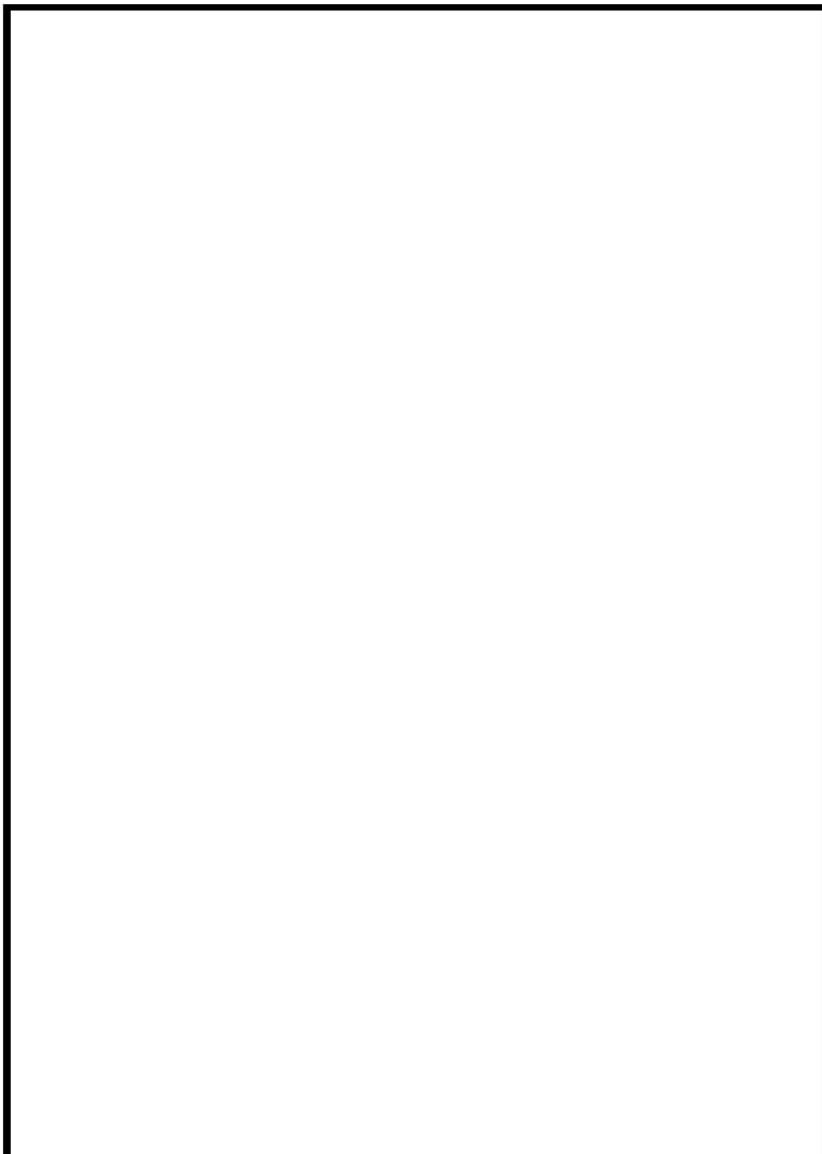
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



56-2-12

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-6-3

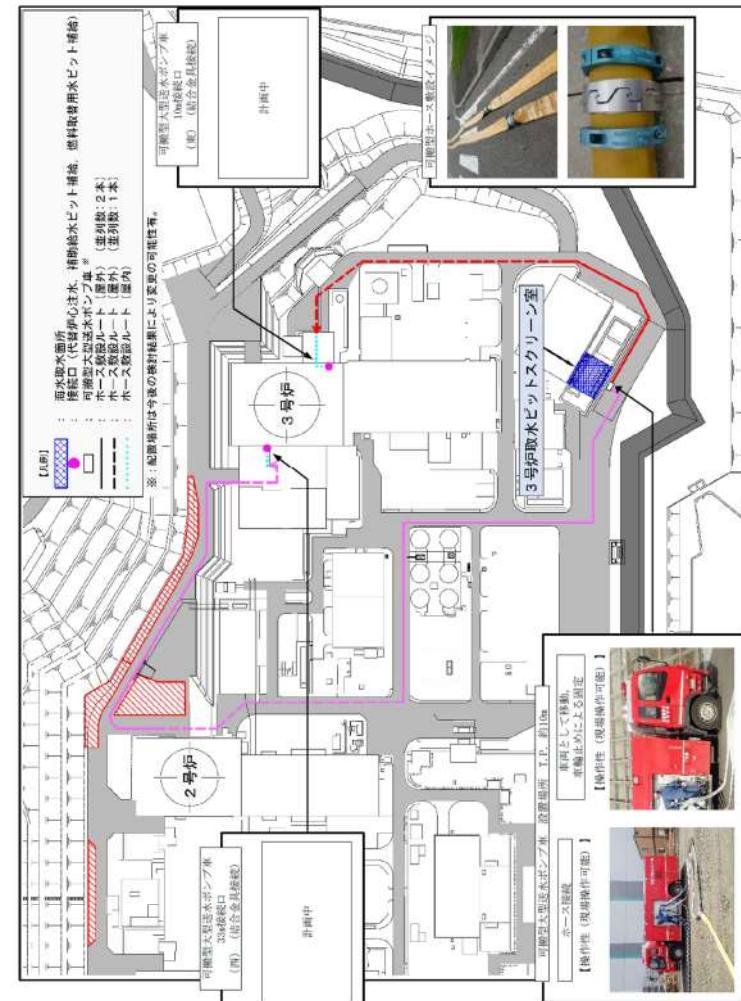


図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）

56-6-1

比較のため前項貼り付け

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

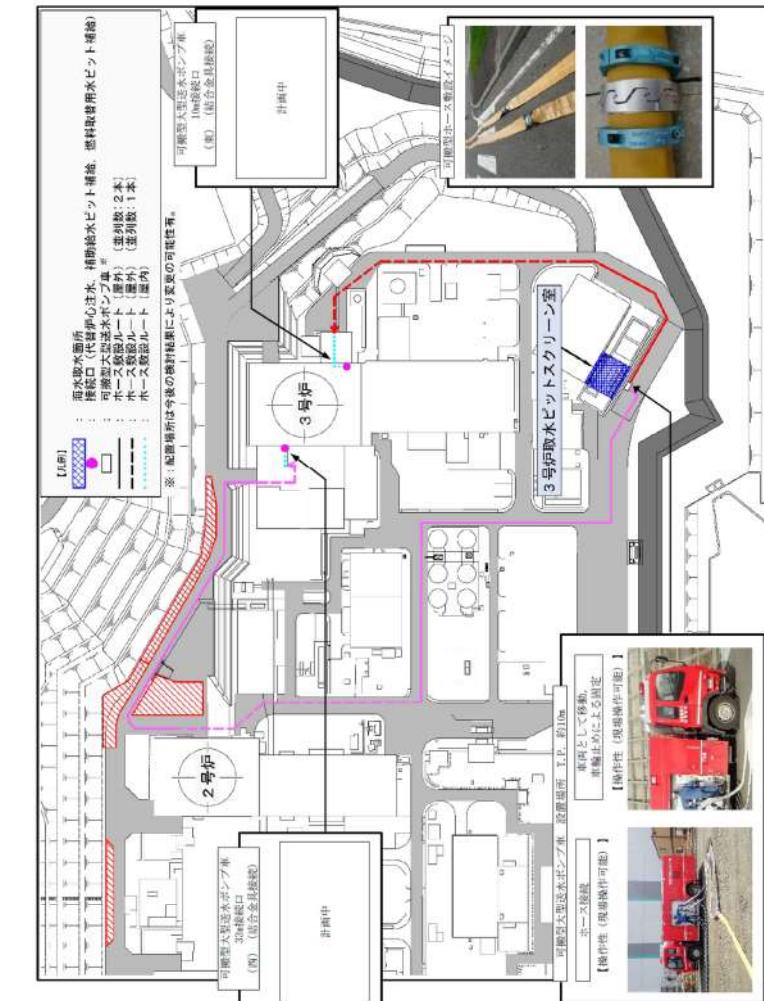
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-14

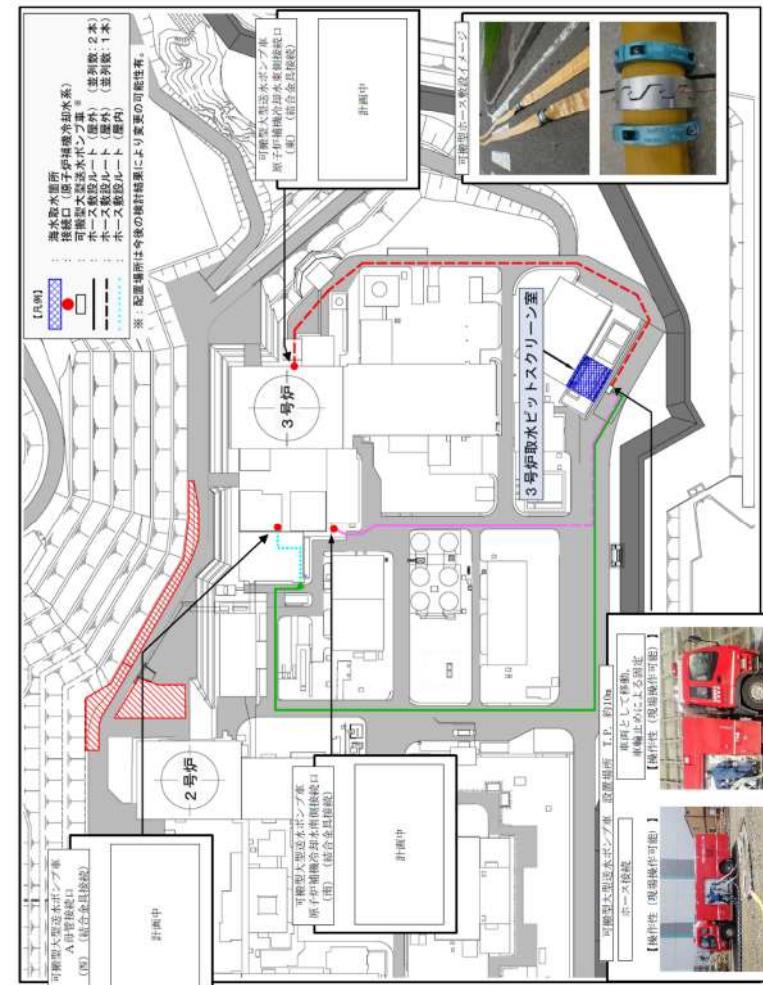
56-6-1

比較のため前項貼り付け

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-2 接続図（代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び水素濃度監視）</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

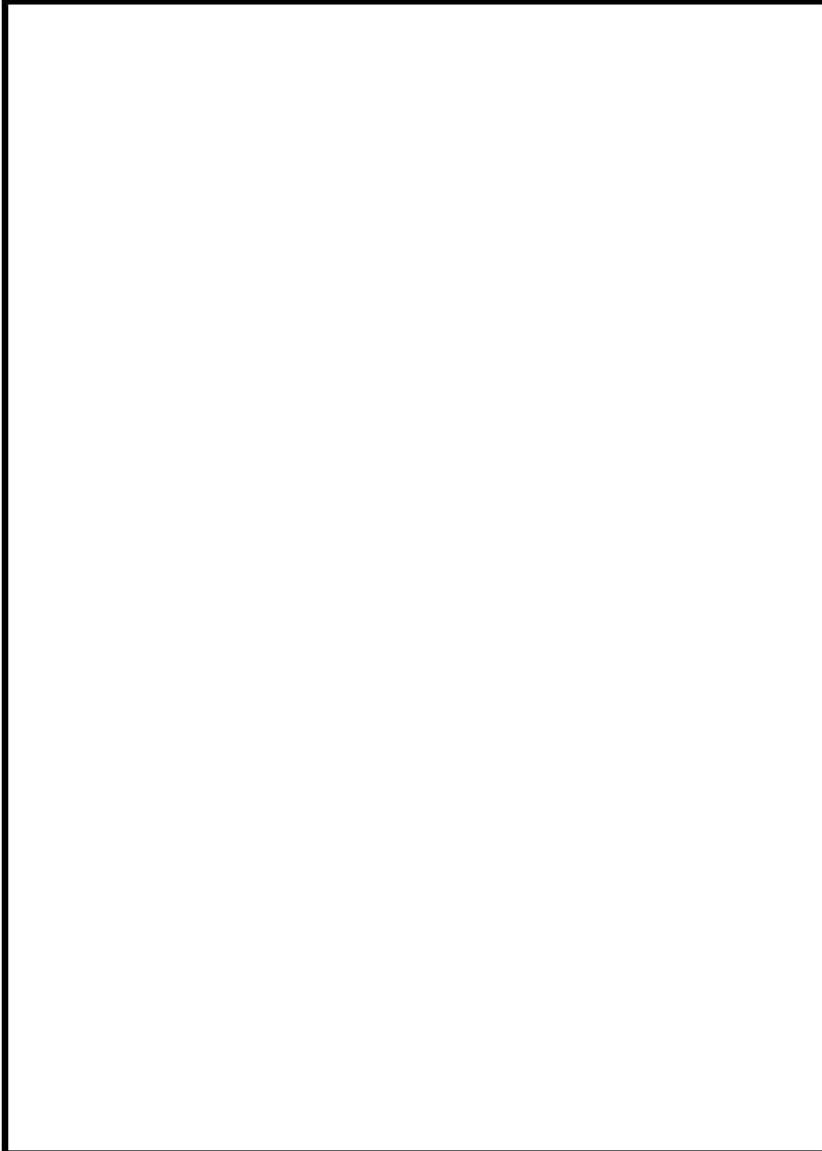
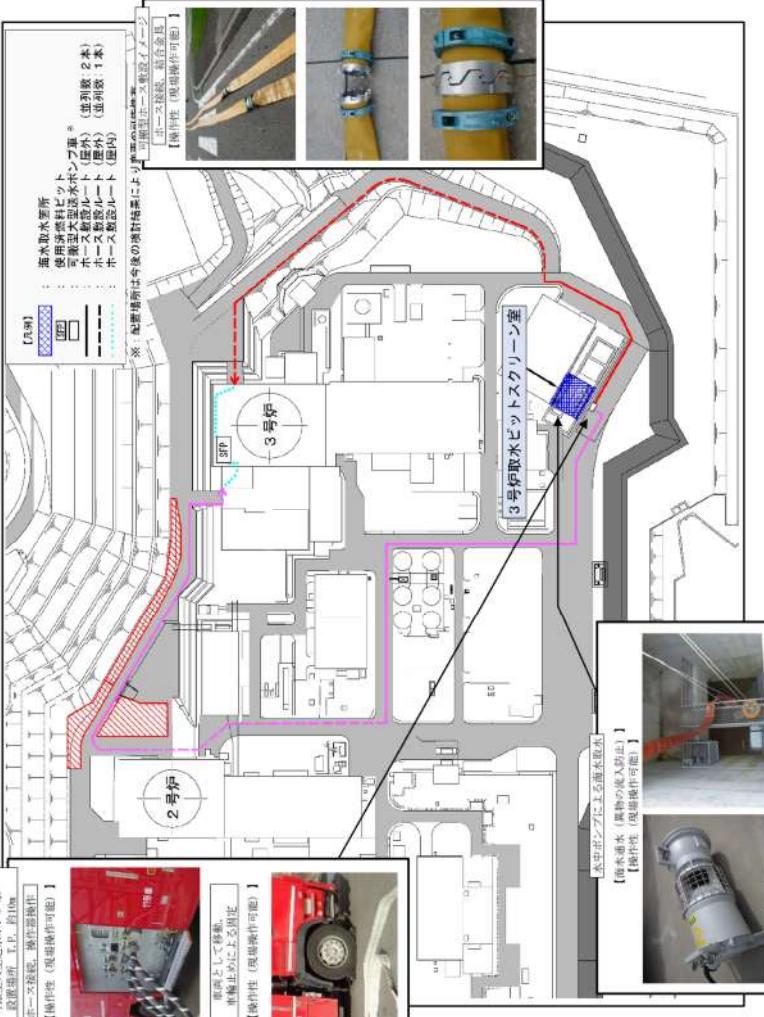
56-2-15

56-6-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	

枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-16

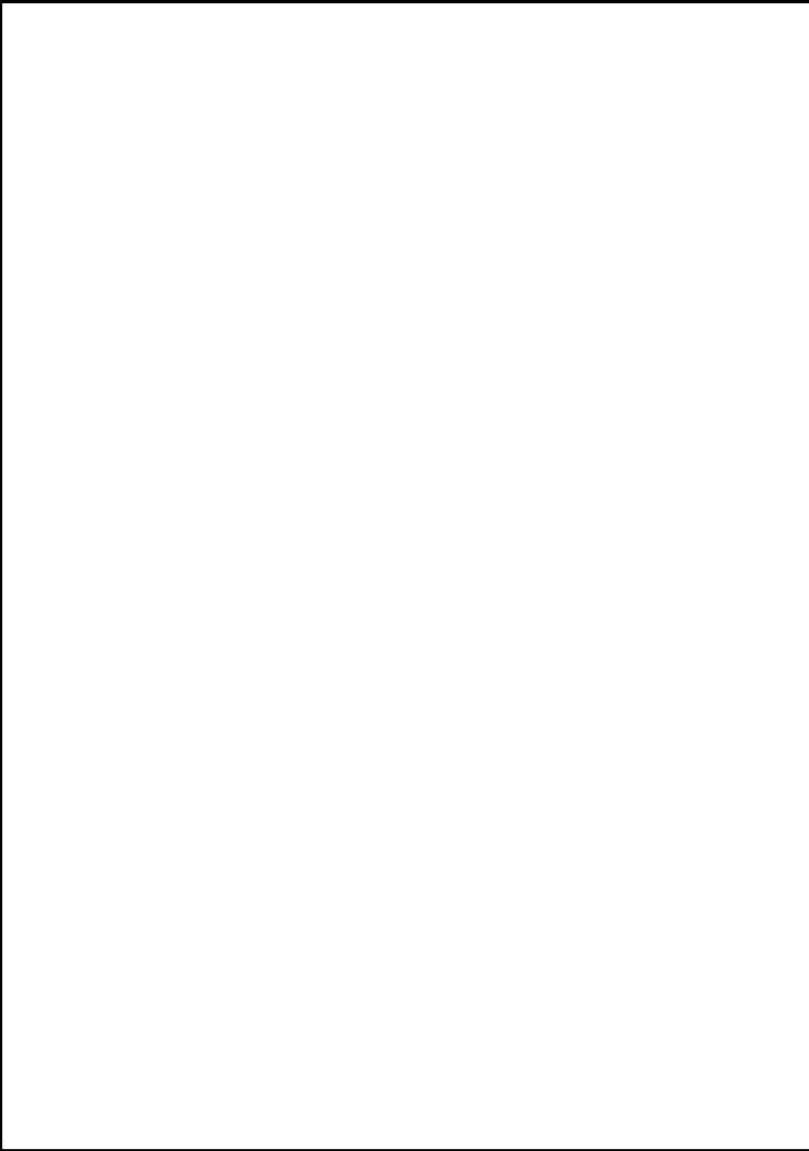
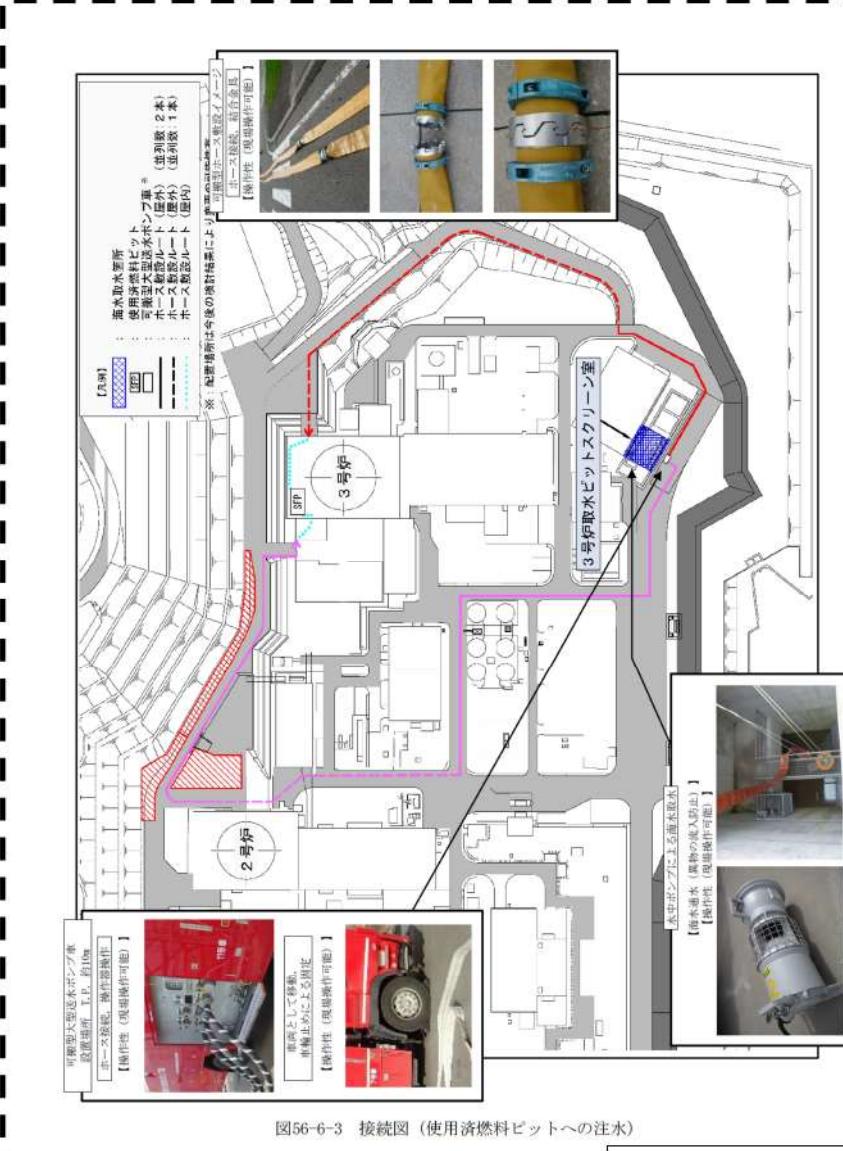
56-6-6

56-6-3

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>比較のため前項貼り付け</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	

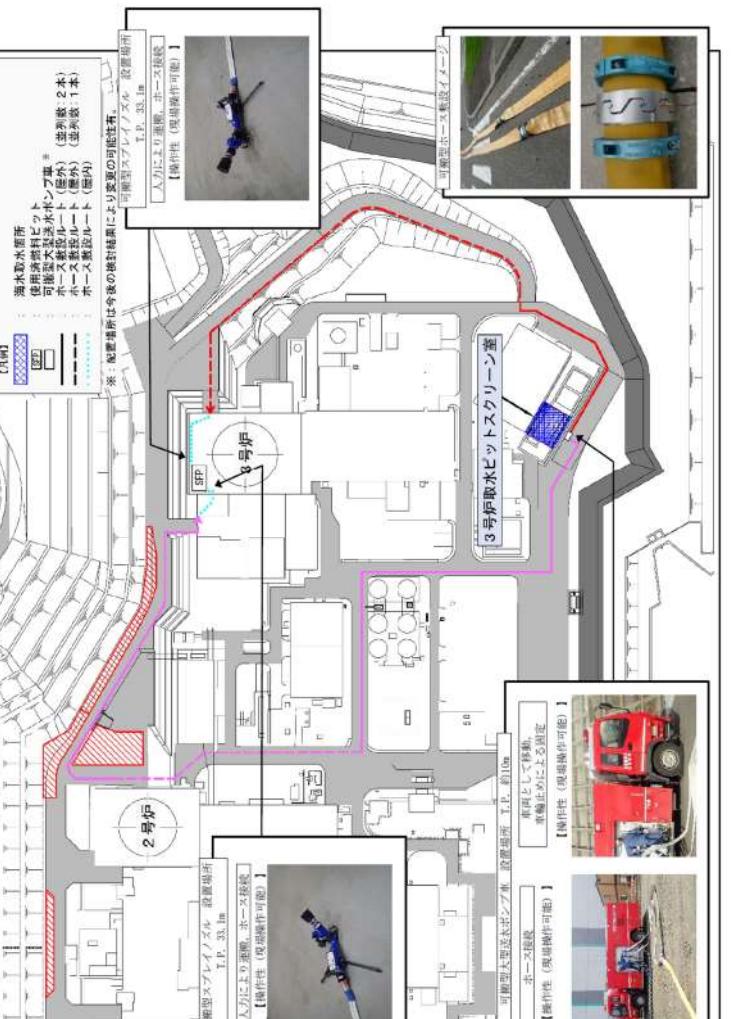
枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-18

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉
	 <p>図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへのスプレイ）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 框囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div style="text-align: center;">大飯発電所 3 / 4 号炉</div> <div style="text-align: center;">56-2-17</div>

検査結果の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-17

56-6-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

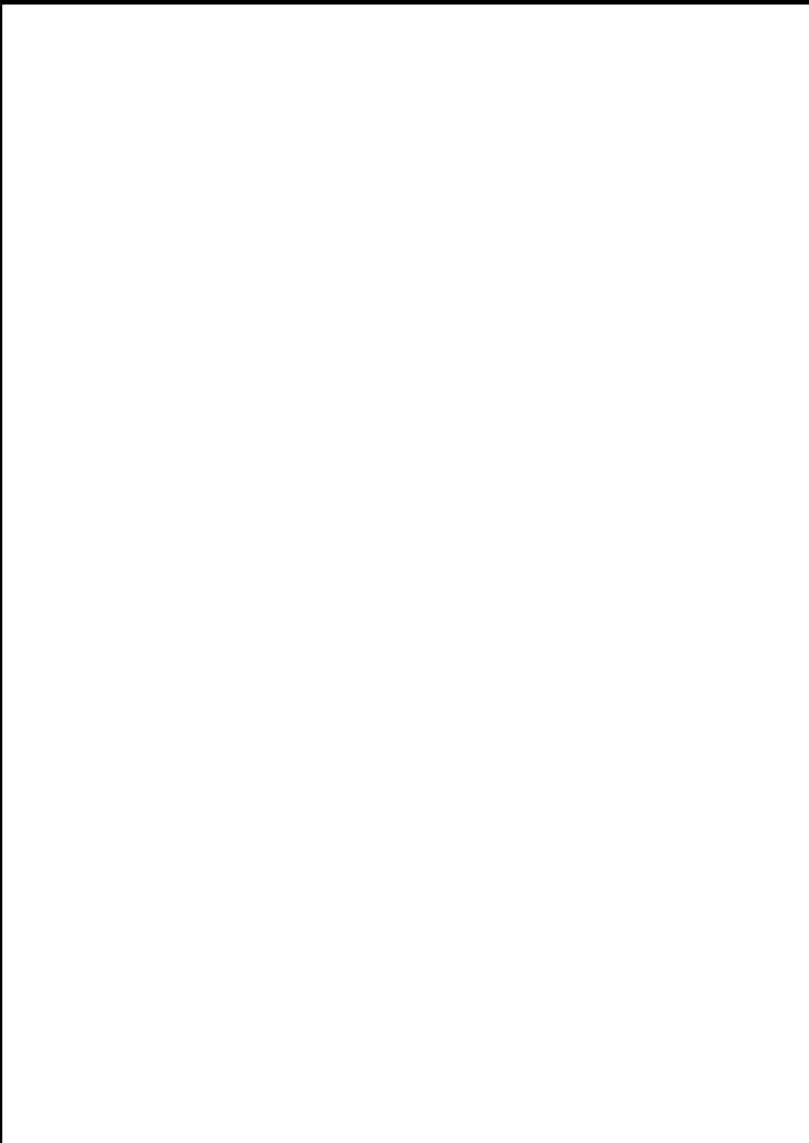
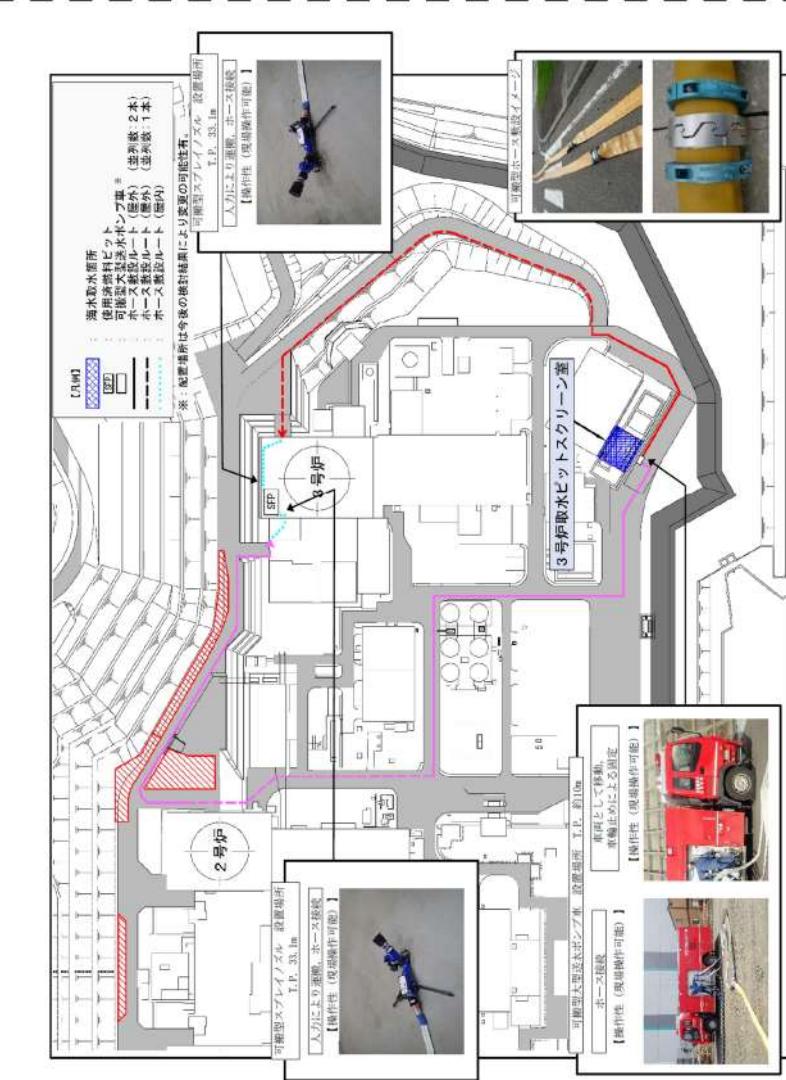
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図56-6-4 接続図（使用済燃料ビットへのスプレイ）

56-6-4

比較のため前項貼り付け

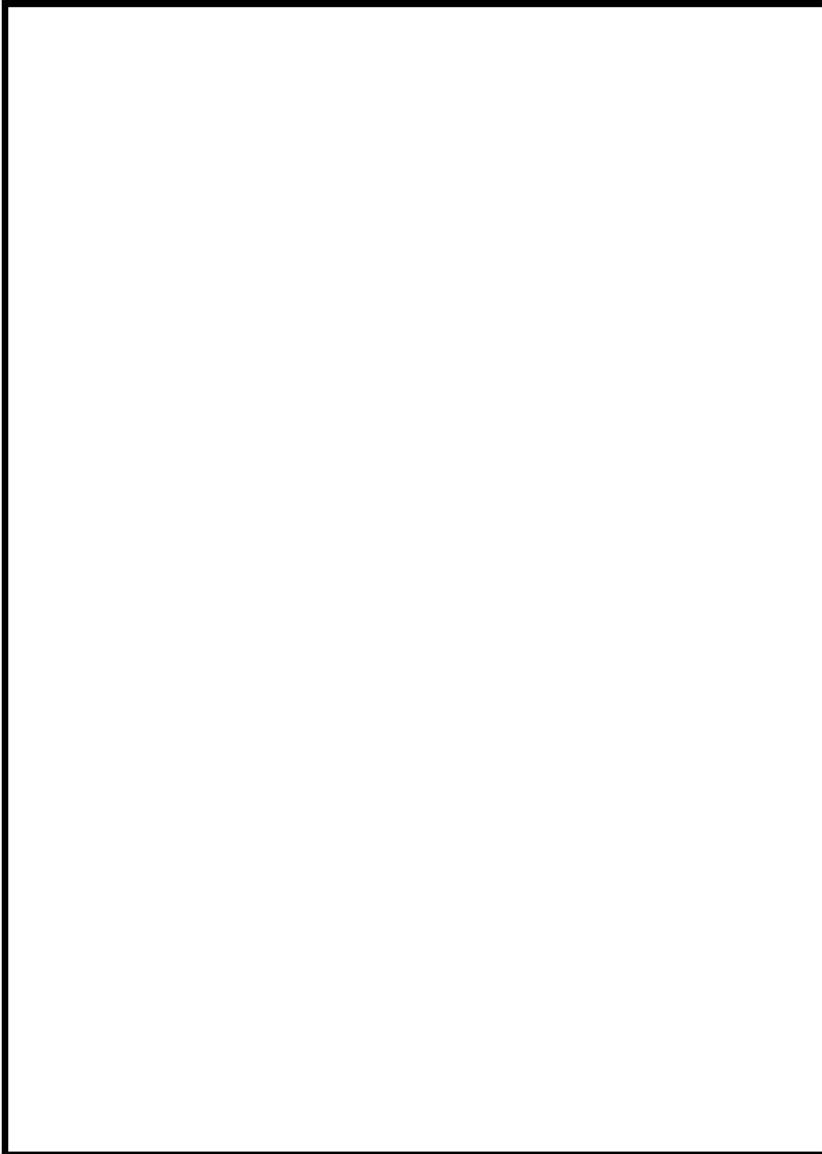
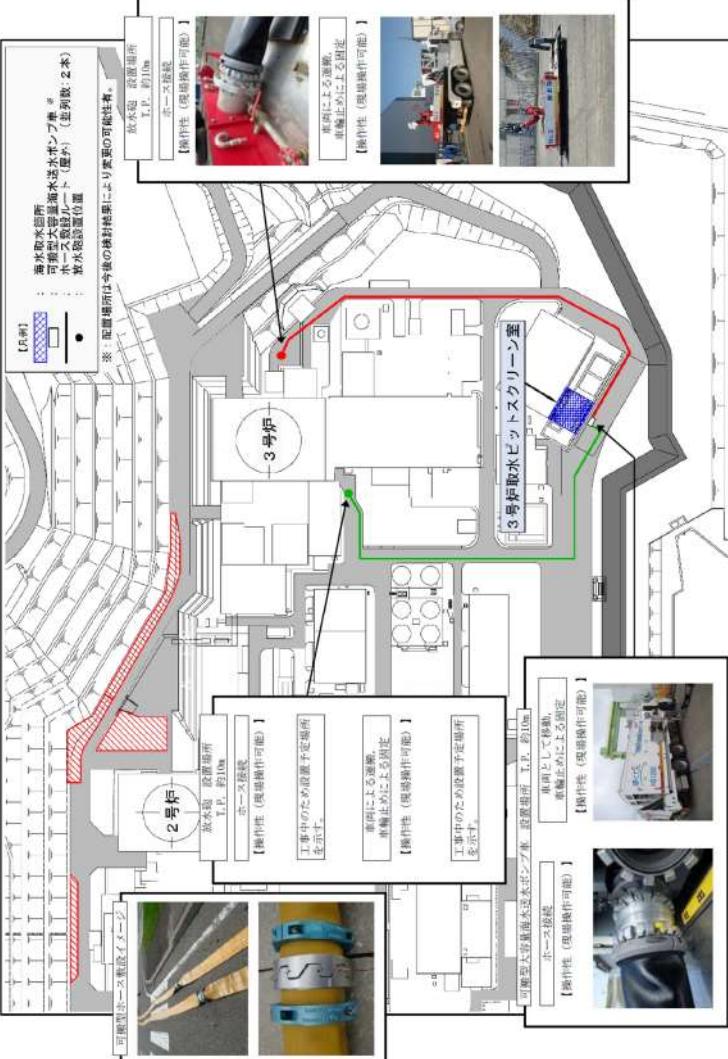
仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-19

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-22

56-6-10

図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）

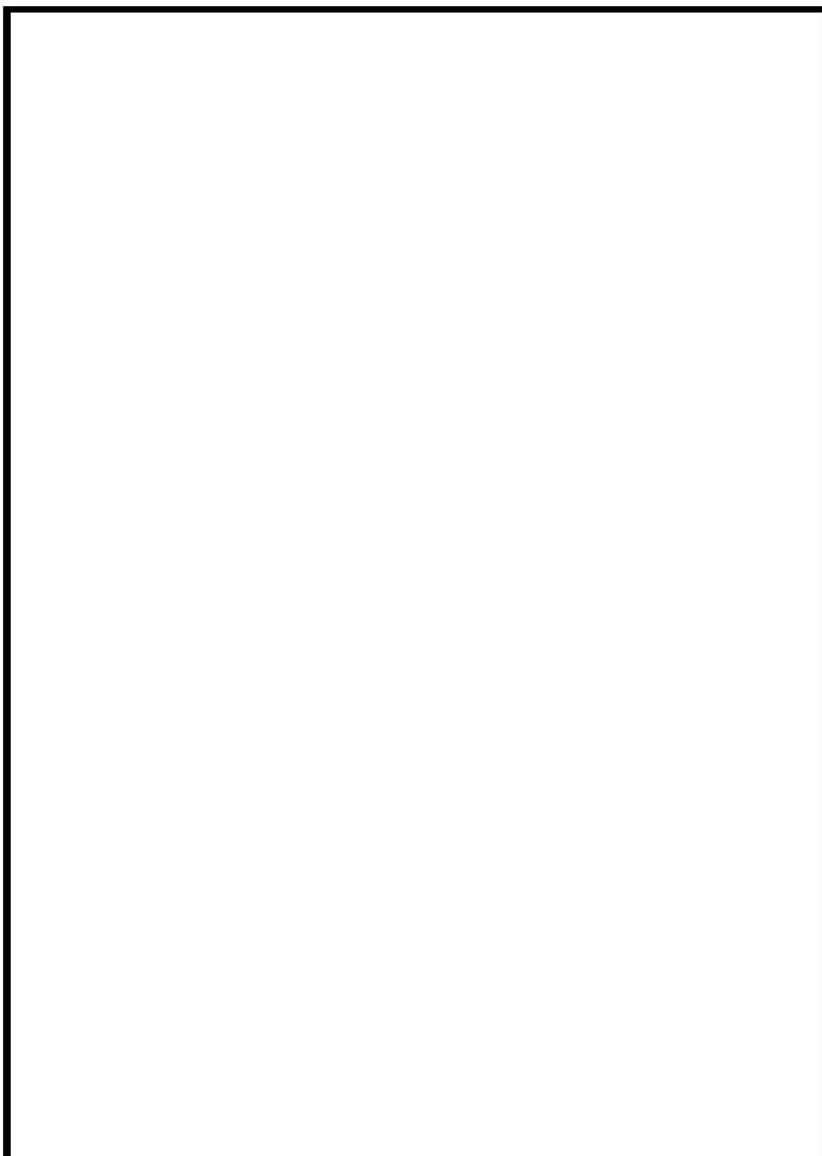
56-6-5

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉



枚囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-20

56-6-11

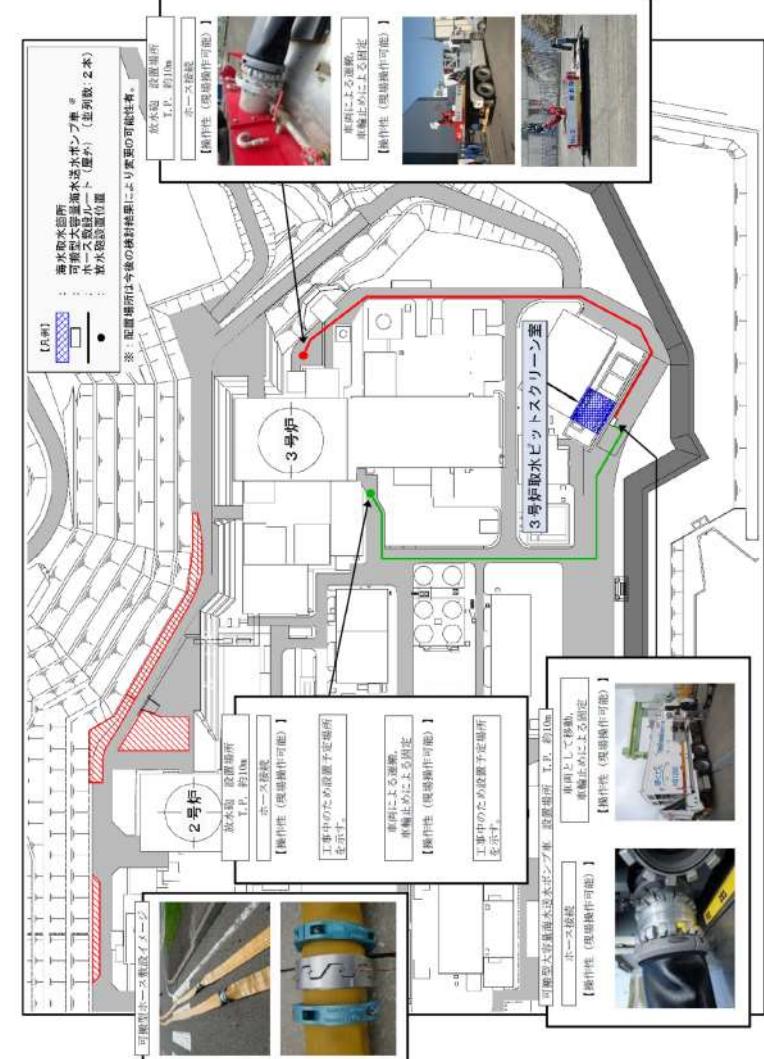
56-6-

比較のため前項貼り付け

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> <p>比較のため前項貼り付け</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-21

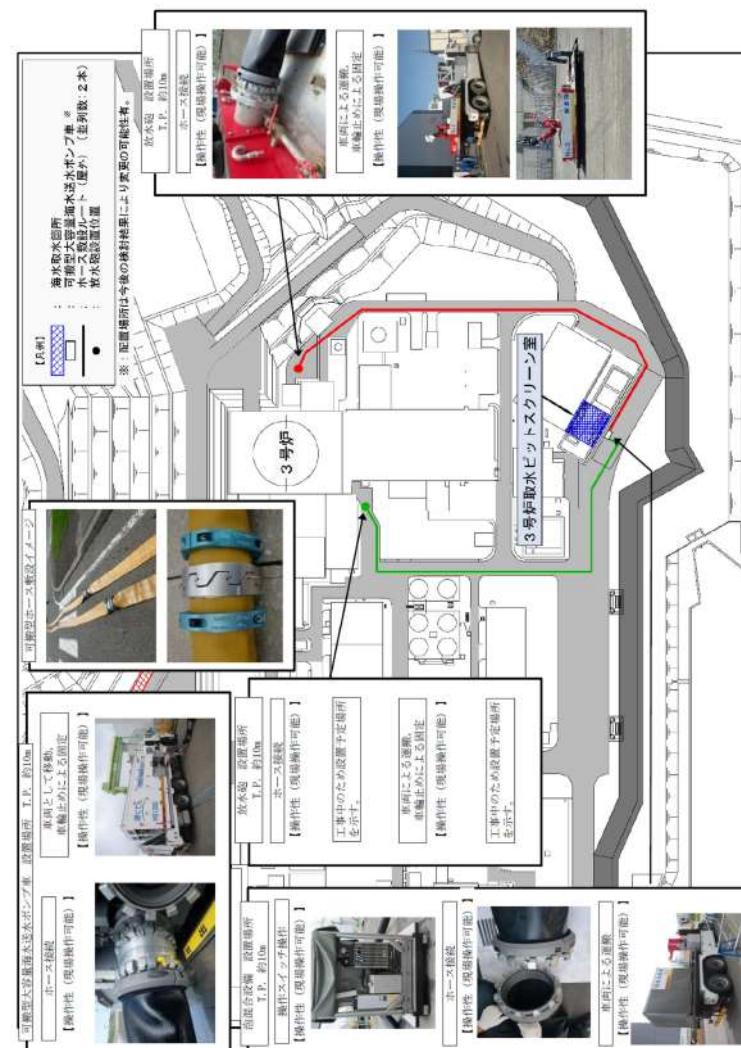
56-6-12

56-6-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火）</p> <p>図56-6-6は、接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火）を示す。図は、Hamaoka Nuclear Power Plantの構造図と、その周辺の放水設備（泡消火設備）の接続点を示す。主な接続点は、3号炉建屋内に設置された放水設備（泡消火設備）である。各接続点には、操作性（現地操作可能）と車両による操作が示されている。また、各接続点には、放水設備（泡消火設備）の構造や接続部の写真が示されている。</p>	<p>【記載表現の相違】 比較対象資料描当なし</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

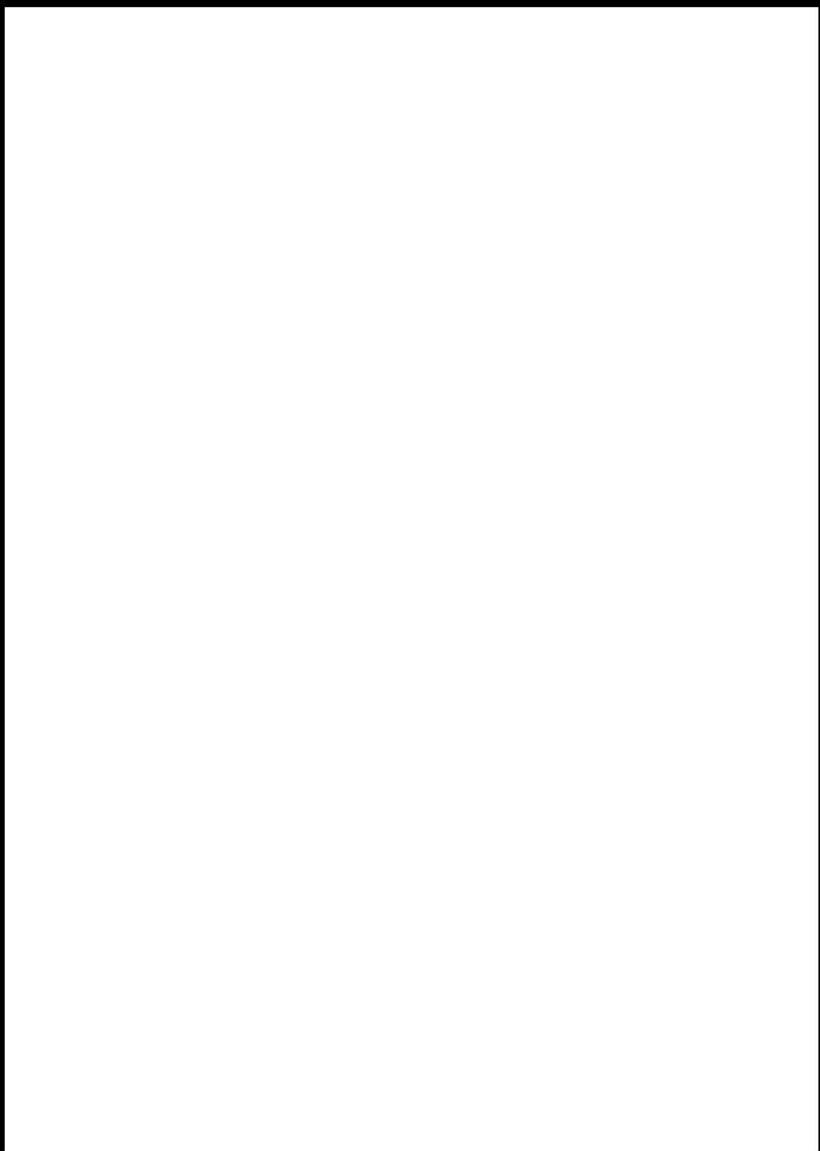
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>【記載表現の相違】 電源の構造図は57条資料(57-8)可搬型代替電源車、可搬型直流部屋用発電機及び可搬型直流変換器装置に関する説明書にて記載している(安川と同様)</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<small>【記載表現の相違】 電源の構造図は57条資料(57-8)可搬型代替電源車、可搬型直流部屋用発電機及び可搬型直流変換器装置に関する説明書にて記載している(安川と同様)</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-2 配置図 3号炉	56-7 保管場所図	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

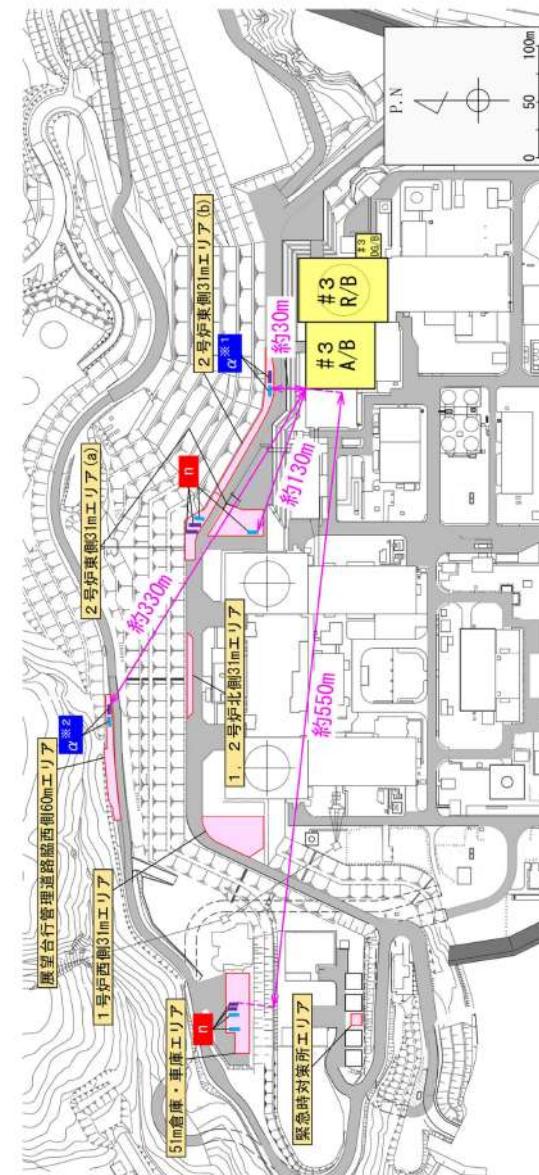
泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所 3号炉



保管場所		分類	原子炉付帯施設 施設番号	R/B: 原子炉建屋
2号炉側31m工ア	(a)	n	約130m	
51m工側31m工ア	(b)	n	約56m	
2号炉側31m工ア	(b)	α	約30m	
隔壁通行路遮蔽工6.0m工ア		α	約340m	
※ 2台あるうち、隔壁通行路遮蔽工6.0m工ア				
#3 : 3号炉				

【凡例】	
	保管場所
	可搬型大型送水ポンプ車
	ホース遠車・回収車・送水車用
↔	原子炉補助建屋からの離隔距離※
↔	原子炉補助建屋、原子貯蔵庫、ディーゼル発電機室又は2次系給水タンクのうち、可搬型重大事故等専用設備に最も近接している原子炉補助建屋を指す。

※1：故障時のバックアップ

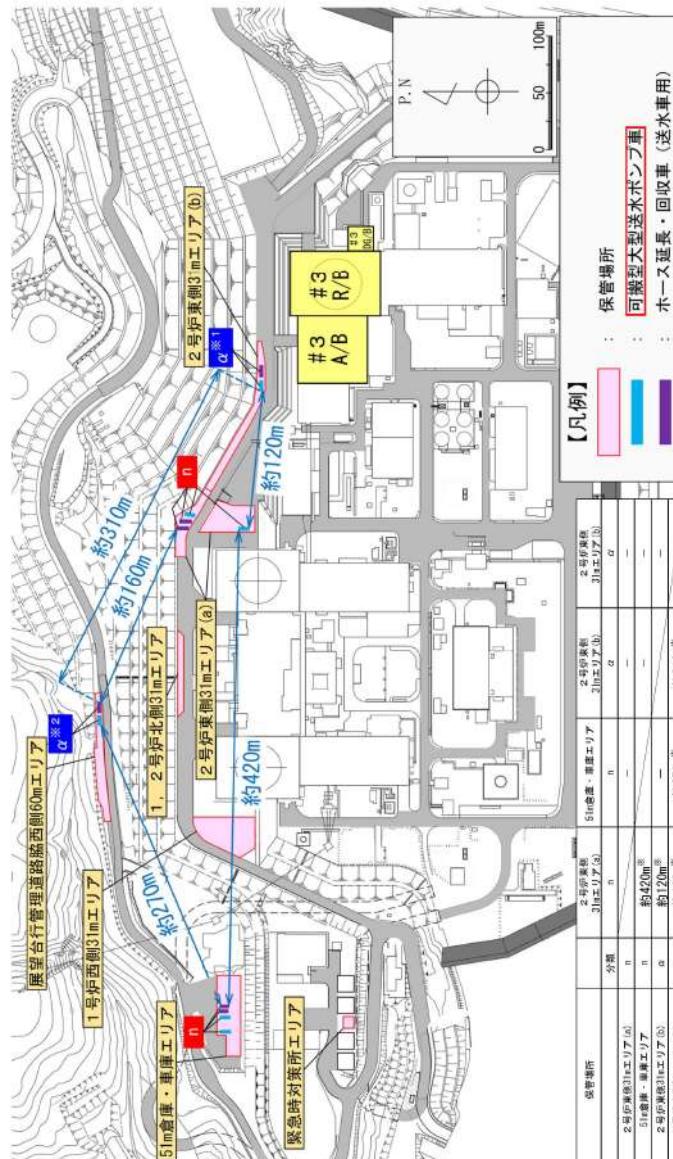
※2：係守点検による待機隊外時のハックアッフ

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

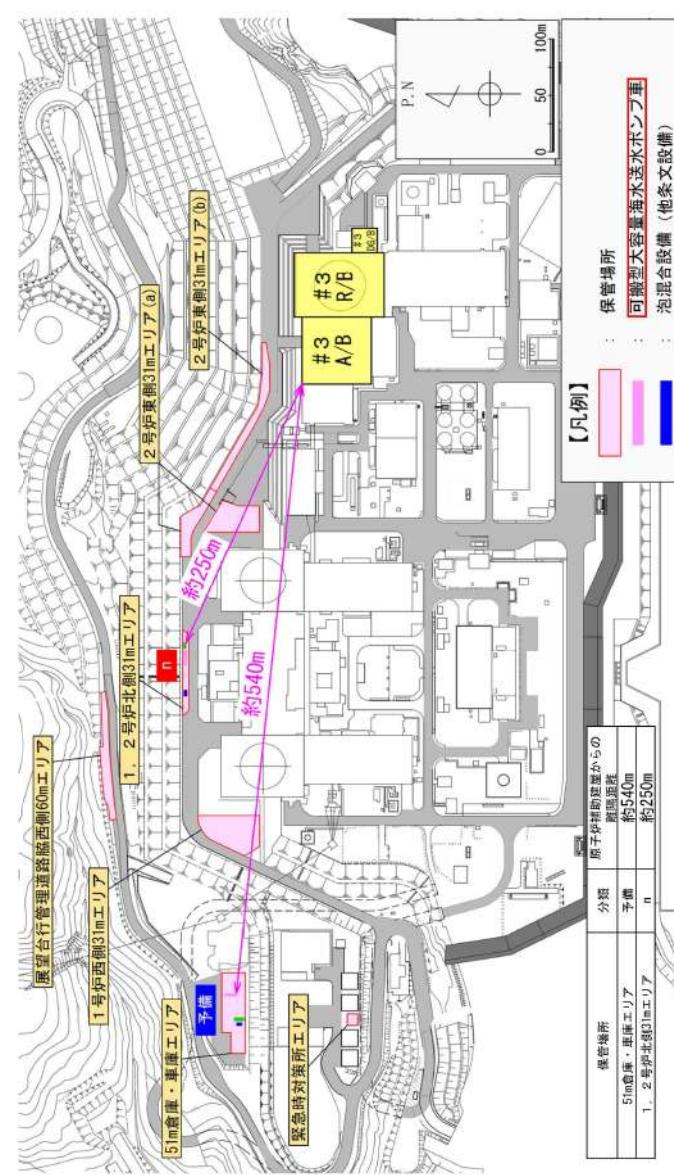
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 設備同士の離隔距離 <p>※1 故障時のバックアップ ※2 保守点検による待機線外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 D6/B : ティーゼル発電機建屋</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

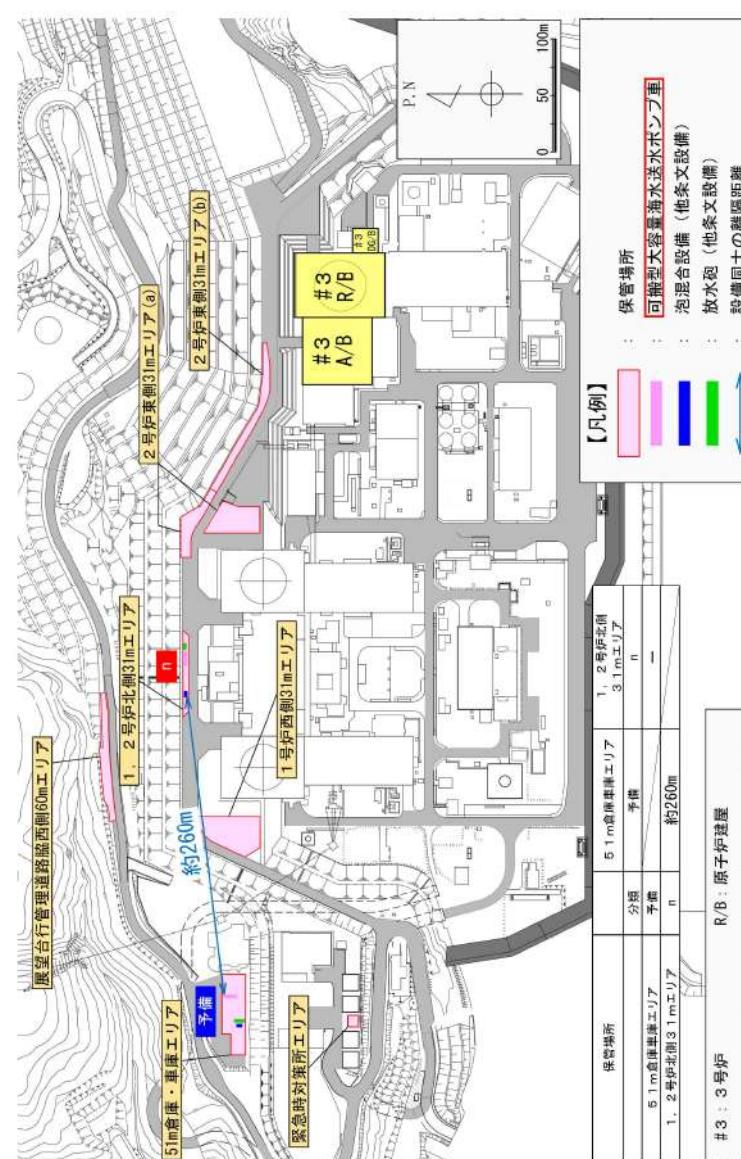
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing various water supply facilities and their distances from the reactor building:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側31mエリア (1. 2号炉北側31mエリア) 5m倉庫・車庫エリア 予備 緊急時対策所エリア 1. 2号炉東側31mエリア (a) 2号炉東側31mエリア (b) 展示台行管理道路脇西側60mエリア <p>Distances from the Reactor Building (#3) to key locations:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側31mエリア: 約250m 5m倉庫・車庫エリア: 約540m 緊急時対策所エリア: 約540m 1. 2号炉東側31mエリア (a): 約250m 2号炉東側31mエリア (b): 約250m <p>Legend (【凡例】):</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Pink box) 可搬型大容量海水ポンプ車 (Red box) 混合設備 (他条文設備) (Blue box) 放水池 (他条文設備) (Green box) 原子炉補助建屋からの離隔距離 (Pink arrow) <p>Notes:</p> <ul style="list-style-type: none"> R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 ※ 原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉建屋を代表して記載している。 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing the locations of various water supply facilities relative to the reactor buildings and roads.</p> <p>Key features labeled in the map:</p> <ul style="list-style-type: none"> 展望台行管理道路脇60mエリア (Observation deck management road side 60m area) 1, 2号炉北側31mエリア (a) (1, 2号 reactor north side 31m area (a)) 1, 2号炉北側31mエリア (b) (1, 2号 reactor north side 31m area (b)) 2号炉東側31mエリア (b) (2号 reactor east side 31m area (b)) #3 R/B (Reactor Building #3) #3 A/B (Reactor Building #3) 5m倉庫・車庫エリア (5m warehouse・garage area) 予備 (Reserve) 緊急時対策所エリア (Emergency response area) 約260m (Approximately 260m) 約260m (Approximately 260m) 保管場所 (Storage site) 可搬型大容量海水淡水ポンプ車 (Movable large capacity seawater淡water pump truck) 泡混合設備 (Foam mixing equipment) (Other documents) 放水砲 (Fire hose) (Other documents) 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment) <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage site) 可搬型大容量海水淡水ポンプ車 (Movable large capacity seawater淡water pump truck) 泡混合設備 (Foam mixing equipment) (Other documents) 放水砲 (Fire hose) (Other documents) 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment) <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>51m倉庫車庫エリア</td> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>予備</td> <td>3, 1mエリア</td> </tr> <tr> <td>予備</td> <td>n</td> <td>n</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>5, 1m倉庫車庫エリア</td> <td>約260m</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>n</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 R/B : 原子炉建屋 D/G : ティーゼル発電機建屋</p>	保管場所	51m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側31mエリア	分類	予備	3, 1mエリア	予備	n	n	5, 1m倉庫車庫エリア	約260m	1, 2号炉北側31mエリア	n	
保管場所	51m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側31mエリア													
分類	予備	3, 1mエリア													
予備	n	n													
5, 1m倉庫車庫エリア	約260m														
1, 2号炉北側31mエリア	n														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

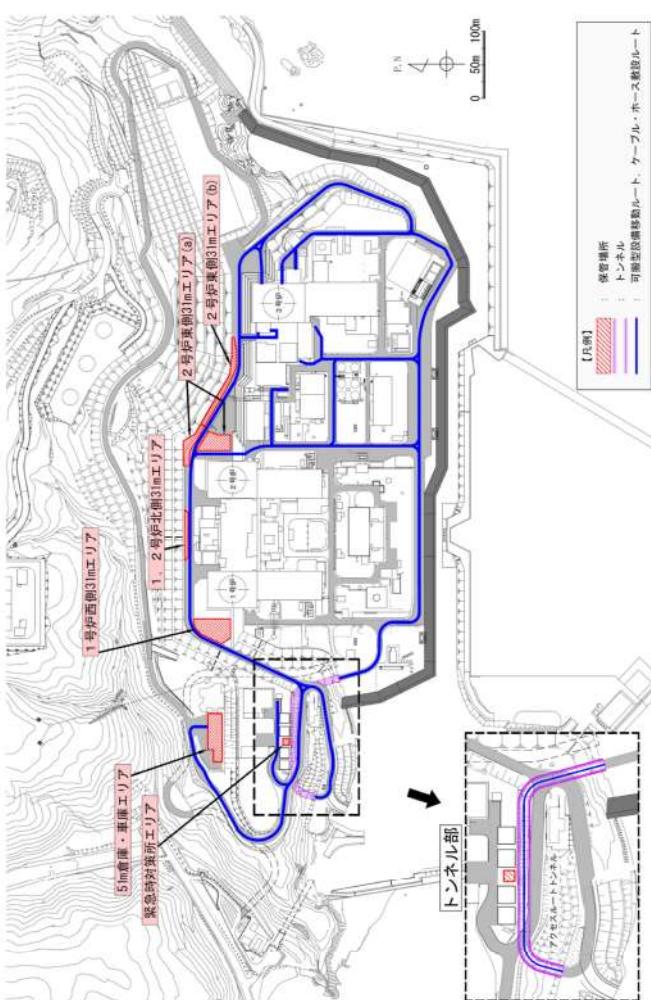
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合わせ技術的能力 1.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

56-8 アクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所及びアクセスルート図</p>	

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

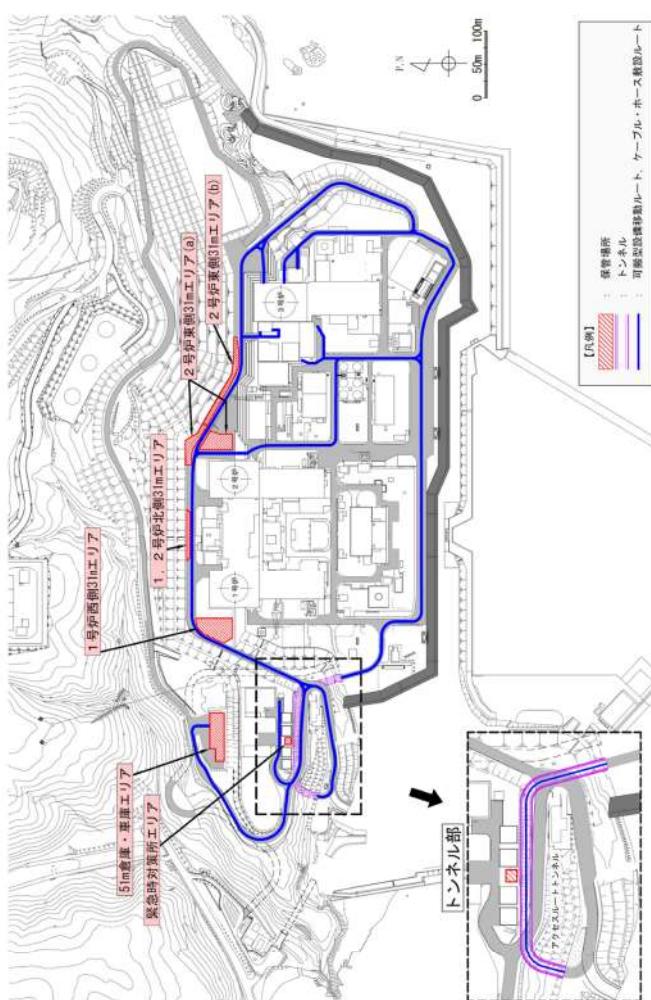
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>地図類のアクセスルート図</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tsuruga Power Station. It features several colored areas indicating different zones: red for '1号炉西側山エリア' (1st unit west side mountain area), red for '1・2号炉北側3mエリア' (1・2nd unit north side 3m area), red for '緊急時対策所エリア' (Emergency countermeasures area), blue for '2号炉東側3mエリア(a)' (2nd unit east side 3m area), blue for '2号炉東側3mエリア(b)' (2nd unit east side 3m area), and purple for 'トンネル部' (Tunnel section). A legend on the right identifies symbols: a red diagonal line for '保管場所' (Storage location), a black dot for 'トンネル' (Tunnel), and a blue line for '可燃物搬出移動ルート' (Flammable material transport route). An inset map labeled 'トンネル部' provides a detailed view of the tunnel's internal structure and its connection to the main facility.</p>	<p>津波時のアクセスルート図</p>

56-8-3

56-8-4

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

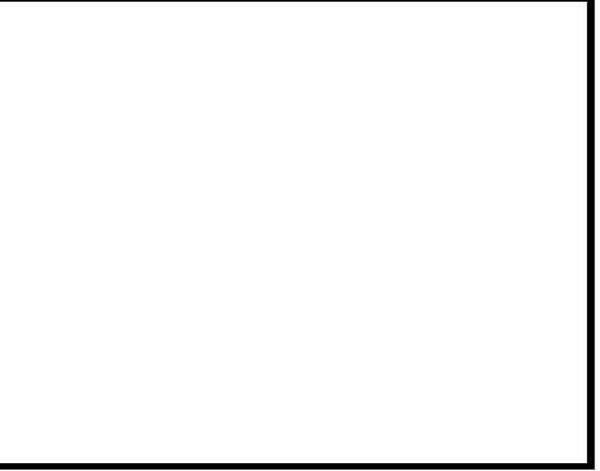
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>火災時のアタセスルート図</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	56-10 大容量送水ポンプの構造について	56-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	General 本補足説明資料は大飯3／4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について	泊発電所3号炉 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、図56-10-1に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図56-10-1 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、図56-10-1に示すとおり送水ポンプ1台、付属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び付属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図56-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>設備の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。</p> <p>設備の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図 56-10-2 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 56-10-2 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">機密の内容は商秘密の観点から公開できません。</div>		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では56条に使用する可搬型ポンプは可搬型大型送水ポンプ車のみであるため、大容量送水ポンプ（タイプII）に対応する設備はない。

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA57H-9 r. 6.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

57条

令和5年10月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
目次		目次	
57条 57-1 SA設備基準適合性一覧表 57-2 配置図 57-4 試験・検査説明資料 57-5 系統図 57-6 容量設定根拠 57-7 SAバウンダリ系統図（参考） ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-3 アクセスルート	57条 57-1 SA設備基準適合性一覧表 57-2 配置図 57-4 試験及び検査 57-3 系統図 57-5 容量設定根拠 57-7 バウンダリ系統図 ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-6 アクセスルート図 57-8 電源車接続に関する説明書 57-9 代替所内電気設備の設備構成について 57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-8 タンクローリーによる燃料補給について 57-11 電源車、可搬式整流器を使用した直流電源負荷への24時間給電 57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-12 所内電気設備の頑健性について 57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について 57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57条 57-1 SA設備基準適合性一覧表 57-2 配置図 57-3 試験・検査説明資料 57-4 系統図 57-5 容量設定根拠 57-6 バウンダリ系統図 57-7 アクセスルート図 57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書 57-9 代替電源設備について 57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について） 57-11 燃料補給に関する補足説明資料 57-12 その他設備 57-13 所内電気設備の頑健性について 57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について 57-12 その他設備	【大飯、女川】 項目番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。) 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載の充実（女川審査実績を参照） 【女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は直流電源負荷への24時間給電の資料を別途作成しているが、泊は女川と同様に57-5に記載している。 【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備） ・泊は女川と同様に単独号炉での申請のため、自主対策設備として57-12に記載している。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【女川】 ・女川は代替炉心注水等に既設の復水移送ポンプを使用するが、泊は大飯と同様に代替炉心注水等を行うポンプに別途給電する構成のため作成していない。

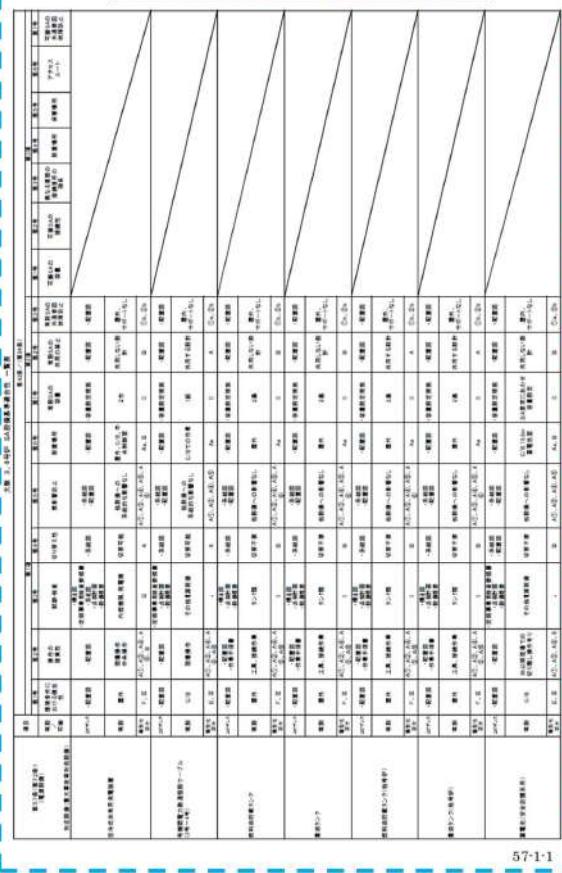
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

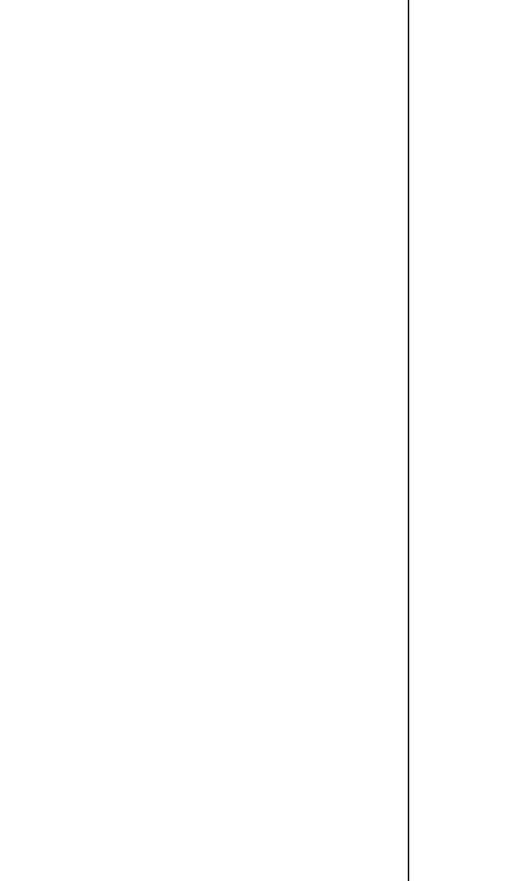
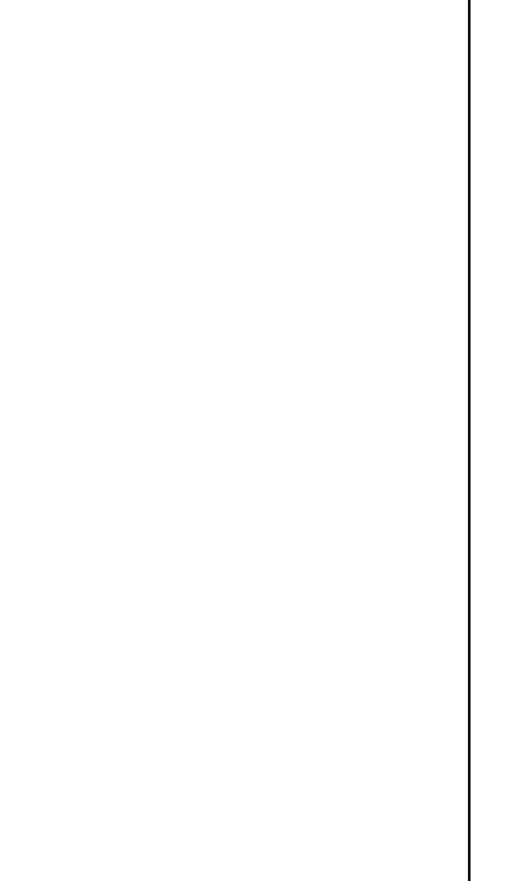
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<泊、女川の記載箇所で比較(補足1-1)>			
 <p>57-1-1</p>			【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-8, 9, 16 ~)

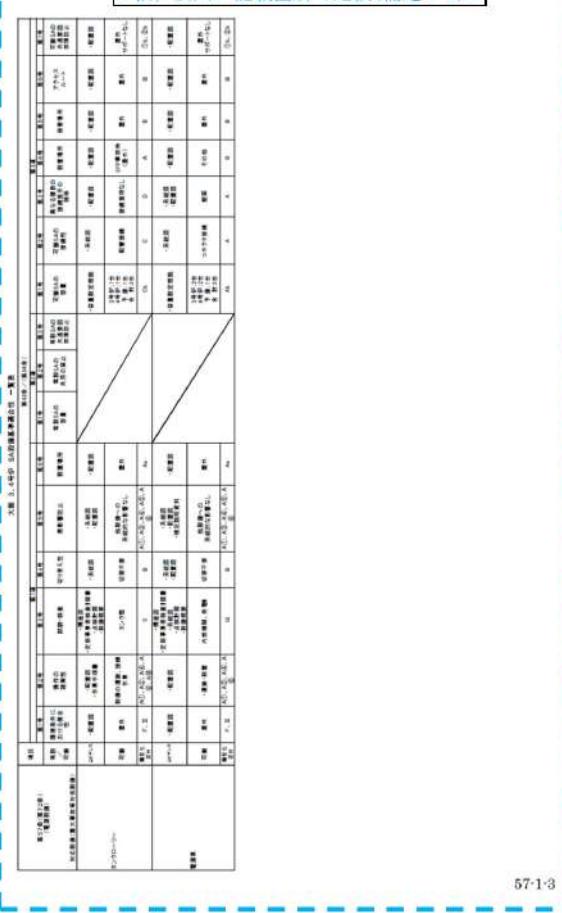
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<泊、女川の記載箇所で比較(補足1-2)>			
 <p>Daini Units 3/4: 1-4号炉・自家用電力供給運行 一般用 Onagawa Unit 2: 2号炉・自家用電力供給運行 一般用</p> <p>Comparison highlights: - In the '電源設備' section, several items are marked with red text (相違), indicating design differences. - In the '運用' section, several items are marked with green text (実質的な相違なし), indicating no substantial difference. - In the '設備' section, several items are marked with blue text (記載箇所又は記載内容の相違), indicating differences in the scope or content of the documentation.</p>	 <p>Daini Units 3/4: 1-4号炉・自家用電力供給運行 一般用 Onagawa Unit 2: 2号炉・自家用電力供給運行 一般用</p> <p>Comparison highlights: Same as the first chart, showing detailed equipment comparison between the two units.</p>	 <p>Daini Units 3/4: 1-4号炉・自家用電力供給運行 一般用 Onagawa Unit 2: 2号炉・自家用電力供給運行 一般用</p> <p>Comparison highlights: Same as the first chart, showing detailed equipment comparison between the two units.</p>	
			【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-26, 27, 35, 46 ~)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><泊、女川の記載箇所で比較(補足1-3)></p>  <p>The chart compares the specifications of the Mihama 3/4 units and the Onagawa 2 unit across various systems and components. The columns represent the Mihama 3/4 units, Onagawa 2 unit, and泊発電所3号炉 (泊3号炉). The rows represent different system categories such as Primary System, Secondary System, and Auxiliary Systems. The chart uses color coding to highlight differences: grey for泊3号炉-specific equipment, red for operational or organizational differences, blue for specification differences, and green for non-substantive differences.</p> <p>57-1-3</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-43, 44 ~)</p>

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

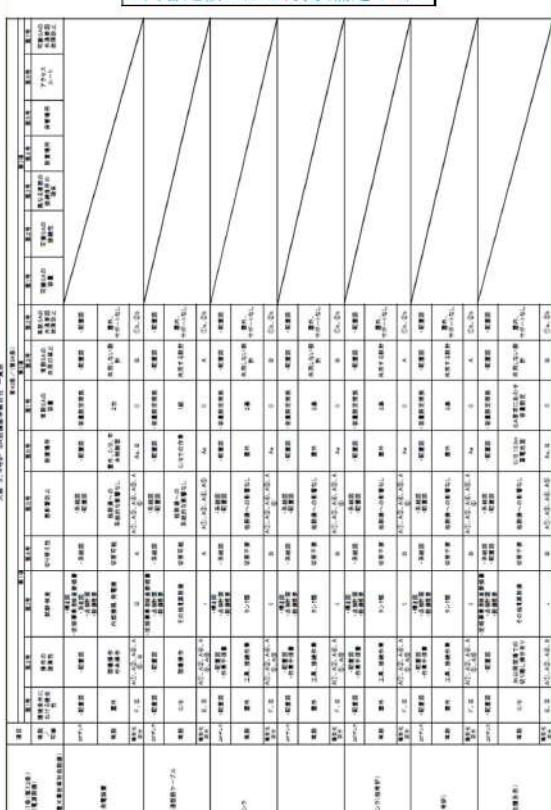
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足1-4)></p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条: 電源設備</th> <th>記載箇所</th> <th>相違区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第1項</td> <td>重要機器に対する対応の便易性</td> <td>温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を適切しない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から周囲環境により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-1 計画図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>起動操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、操作作業)</td> <td>Sc, 3d, Bg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図, SI-3 対象図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>駆動・保管 (複数性、吊設構成・外側入力)</td> <td>内蔵機関、蓄電池</td> <td>B, I</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-4 試験及び検査</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">第3項</td> <td>切替え性</td> <td>本船の用途として使用・切替不適</td> <td>Bb</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-5 対象図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規格記載停止</td> <td>船舶設計 その他の(専用物)</td> <td>対象外 対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-6 対象図, SI-7 バウンダリ高さ図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>現地導示(設置場所で操作可能)</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top;">第4項</td> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地導示</td> <td>可燃ガスの容量 原子炉建屋の外から木又は電力を供給する可燃氣設備</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-5 容量設定標識</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃 GA の接続性</td> <td>より簡便な接続方式等による接続</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図, SI-3 対象図, SI-8 航行距離に関する説明書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異なる複数の停泊場所の確保</td> <td>単純な機械で使用</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(急針操縦の高くなるおそれの少ない場所を選定)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保養橋所</td> <td>屋外(非油漁場の考慮対象設備あり)</td> <td>Bc</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">第5項</td> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスマートの確保</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-6 アクセスルート図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該港域内での事故防止</td> <td>豫度条件、自然現象、人為現象、温水、火災 防士設備-対象(代替対象 DG 設備あり)-屋外</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">第6項</td> <td>サポート系装置</td> <td>対象(サポート系あり)・異なる船動機又は冷却剤</td> <td>Ca</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 計画図, SI-3 対象図, SI-9 特許権制限について</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条: 電源設備		記載箇所	相違区分	第1項	重要機器に対する対応の便易性	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	B	荷重	(有効に機能を發揮する)	—		海水	海水を適切しない	対象外		設備からの影響	(周辺機器等から周囲環境により機能を失うおそれがない)	—		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—		開港資料	SI-1 計画図	—		操作性	起動操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、操作作業)	Sc, 3d, Bg		開港資料	SI-2 計画図, SI-3 対象図	—		第2項	駆動・保管 (複数性、吊設構成・外側入力)	内蔵機関、蓄電池	B, I		開港資料	SI-4 試験及び検査	—		第3項	切替え性	本船の用途として使用・切替不適	Bb		開港資料	SI-5 対象図	—		規格記載停止	船舶設計 その他の(専用物)	対象外 対象外		開港資料	SI-6 対象図, SI-7 バウンダリ高さ図	—		設置場所	現地導示(設置場所で操作可能)	Aa		第4項	開港資料	SI-2 計画図	—		現地導示	可燃ガスの容量 原子炉建屋の外から木又は電力を供給する可燃氣設備	A		開港資料	SI-5 容量設定標識	—		可燃 GA の接続性	より簡便な接続方式等による接続	C		開港資料	SI-2 計画図, SI-3 対象図, SI-8 航行距離に関する説明書	—		異なる複数の停泊場所の確保	単純な機械で使用	Aa		開港資料	SI-2 計画図	—		設置場所	(急針操縦の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—		開港資料	SI-2 計画図	—		保養橋所	屋外(非油漁場の考慮対象設備あり)	Bc		第5項	開港資料	SI-2 計画図	—		アクセスルート	屋外アクセスマートの確保	B		開港資料	SI-6 アクセスルート図	—		当該港域内での事故防止	豫度条件、自然現象、人為現象、温水、火災 防士設備-対象(代替対象 DG 設備あり)-屋外	Aa		第6項	サポート系装置	対象(サポート系あり)・異なる船動機又は冷却剤	Ca		開港資料	SI-2 計画図, SI-3 対象図, SI-9 特許権制限について	—		<p>【女川】 記載箇所の相違 (57-1~43 ~)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条: 電源設備		記載箇所	相違区分																																																																																																																																					
第1項	重要機器に対する対応の便易性	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	B																																																																																																																																				
	荷重	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																																																																					
	海水	海水を適切しない	対象外																																																																																																																																					
	設備からの影響	(周辺機器等から周囲環境により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																					
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																					
	開港資料	SI-1 計画図	—																																																																																																																																					
	操作性	起動操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、操作作業)	Sc, 3d, Bg																																																																																																																																					
	開港資料	SI-2 計画図, SI-3 対象図	—																																																																																																																																					
	第2項	駆動・保管 (複数性、吊設構成・外側入力)	内蔵機関、蓄電池	B, I																																																																																																																																				
	開港資料	SI-4 試験及び検査	—																																																																																																																																					
第3項	切替え性	本船の用途として使用・切替不適	Bb																																																																																																																																					
	開港資料	SI-5 対象図	—																																																																																																																																					
	規格記載停止	船舶設計 その他の(専用物)	対象外 対象外																																																																																																																																					
	開港資料	SI-6 対象図, SI-7 バウンダリ高さ図	—																																																																																																																																					
	設置場所	現地導示(設置場所で操作可能)	Aa																																																																																																																																					
第4項	開港資料	SI-2 計画図	—																																																																																																																																					
	現地導示	可燃ガスの容量 原子炉建屋の外から木又は電力を供給する可燃氣設備	A																																																																																																																																					
	開港資料	SI-5 容量設定標識	—																																																																																																																																					
	可燃 GA の接続性	より簡便な接続方式等による接続	C																																																																																																																																					
	開港資料	SI-2 計画図, SI-3 対象図, SI-8 航行距離に関する説明書	—																																																																																																																																					
	異なる複数の停泊場所の確保	単純な機械で使用	Aa																																																																																																																																					
	開港資料	SI-2 計画図	—																																																																																																																																					
	設置場所	(急針操縦の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—																																																																																																																																					
	開港資料	SI-2 計画図	—																																																																																																																																					
	保養橋所	屋外(非油漁場の考慮対象設備あり)	Bc																																																																																																																																					
第5項	開港資料	SI-2 計画図	—																																																																																																																																					
	アクセスルート	屋外アクセスマートの確保	B																																																																																																																																					
	開港資料	SI-6 アクセスルート図	—																																																																																																																																					
	当該港域内での事故防止	豫度条件、自然現象、人為現象、温水、火災 防士設備-対象(代替対象 DG 設備あり)-屋外	Aa																																																																																																																																					
第6項	サポート系装置	対象(サポート系あり)・異なる船動機又は冷却剤	Ca																																																																																																																																					
	開港資料	SI-2 計画図, SI-3 対象図, SI-9 特許権制限について	—																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
<内容比較のため再掲(補足1-1)>													
													
<内容比較のため再掲(補足1-6)>													
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)													
表記7表: 常設設備	ガスタービン発電機	転用化区分		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		適用規則							
温度・密度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	B		規制	C	(補足説明資料) 57-1-3規制							
荷重	(有効に機械を發揮する)	—		耐震	—								
海水	海水を海水しない	対象外		対象外(海水を通じて引けり)	—								
相設備からの影響	(駆動機器等から蒸気管に上り機器をもうおそれがない)	—		構造(構造のない)	—								
電磁的干渉	(電磁波により機器が損なわれない)	—		電磁波	—								
開通資料	57-2 配置図			開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない)								
操作性	操作不要	対象外		操作性	(操作メカニズムの操作手順 操作手順等の操作手順)	A7-A8-A9-A10	(補足説明資料) 57-1-3規制						
開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図			開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない) (操作手順等の操作手順)	A7-A8-A9-A10	(補足説明資料) 57-1-3規制						
配管・栓金 (拘束性、蒸気構成・外部入力)	ガスタービン、油蓄槽	Ju, I		配管	—								
開通資料	57-4 脱離及び検査			開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない)								
切替可能性	本來の用途として使用-切替不要	Bb		切替可能性	(切替可能のない)	Bet	(補足説明資料) 57-1-3規制						
開通資料	57-5 施設図			開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない)								
系統資料	通常時は隔離又は分離	Aa		開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない)								
その他(複数物)	高圧回転機器	Bb		開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない)								
開通資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ系統図			開通資料等の参考	(開通資料等の参考資料に上り機器とうきわがけない)								
装置運転	操作不要	対象外		装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
開通資料	57-2 配置図			装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
容積	蓄水池の容量	A		装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
開通資料	蓄水池の容量	A		装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
共有の禁止	(共用しない設備)	—		装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
開通資料	—			装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
共同運転	推進条件: 自然災害、入島事象、温水、火災	Aa		装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
サボート高さ図	対象(サボート高さあり)-異なる施設又は冷却塔	Ca		装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替遮断装置について			装置運転	(操作手順等の操作手順)	—							
* 他の「(某)」欄に記載される記載内容にに対する相違点を示す。ただし、(某)は以下のものに該当する場合に記載されることとする。 ①(某)は(某)の記載と異なる点を示す。記載することによっては記述せず、(某)を記述して(某)を記述する。 ②(某)は(某)の記載と異なる点を示す。記載することによっては記述せず、記載すべき記述がないことを表示。													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<内容比較のため再掲(補足1-1)>							
■ 基本情報	■ 基本情報	■ 基本情報	■ 基本情報	■ 基本情報	■ 基本情報	■ 基本情報	■ 基本情報
■ 設備・運用	■ 設備・運用	■ 設備・運用	■ 設備・運用	■ 設備・運用	■ 設備・運用	■ 設備・運用	■ 設備・運用
■ 体制	■ 体制	■ 体制	■ 体制	■ 体制	■ 体制	■ 体制	■ 体制
■ 関連資料	■ 関連資料	■ 関連資料	■ 関連資料	■ 関連資料	■ 関連資料	■ 関連資料	■ 関連資料
■ 施設構造	■ 施設構造	■ 施設構造	■ 施設構造	■ 施設構造	■ 施設構造	■ 施設構造	■ 施設構造
■ 機器・装置	■ 機器・装置	■ 機器・装置	■ 機器・装置	■ 機器・装置	■ 機器・装置	■ 機器・装置	■ 機器・装置
■ 運用	■ 運用	■ 運用	■ 運用	■ 運用	■ 運用	■ 運用	■ 運用
■ 安全・防災	■ 安全・防災	■ 安全・防災	■ 安全・防災	■ 安全・防災	■ 安全・防災	■ 安全・防災	■ 安全・防災
■ 組織・人事	■ 組織・人事	■ 組織・人事	■ 組織・人事	■ 組織・人事	■ 組織・人事	■ 組織・人事	■ 組織・人事
■ その他	■ その他	■ その他	■ その他	■ その他	■ その他	■ その他	■ その他

・記録は「了」を、記載内容と異なる場合は「△」として記載する。
 △はすべての記載箇所と本機の記載内容で異なることを示し、記載本文の動作方法として記載せず、◎は機内方針としてのみ記載する。
 -「/」は当該記述が該当しないことを示し、記載すべき記述がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">取り扱い: 対応設備</th> <th>ガスタービン昇壓装置用タンク</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1章</td> <td>温度・圧度・圧力 /屋外の天井／放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に構造を崩壊する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を排水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震・風から の影響</td> <td>(同じ施設物から隔壁壁に上り構物を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2章</td> <td>電気的障害</td> <td>(電気系統により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3章</td> <td>操作性</td> <td>導線操作(引掛作業, 接続作業)</td> <td>Bc, Bg</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>57-4 配置図, 57-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4章</td> <td>試験・点検 (保守性, 検査構成・外観丸み)</td> <td>実操</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4-2章</td> <td>切替え性</td> <td>本系の用途として使用切替不適</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>57-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5章</td> <td>系統設計 (遮断器の停止)</td> <td>遮断器から独立</td> <td>Ae</td> </tr> <tr> <td>その他の(駆動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6章</td> <td>開運資料</td> <td>57-3 施設図, 57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>設置場所(設置場所で操作可能)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7章</td> <td>開運資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8章</td> <td>開運資料</td> <td>57-9 容量設定規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9章</td> <td>開運資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通回路設置禁止</td> <td>構造条件, 自然現象, 人為現象, 泄水, 火災 防止設備-計画(代替対象OB設備あり)-屋外。</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サポート装置図</td> <td>対象外(サポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取り扱い: 対応設備		ガスタービン昇壓装置用タンク	簡略化区分	第1章	温度・圧度・圧力 /屋外の天井／放射線	屋外	B	荷重	(有効に構造を崩壊する)	—	海水	海水を排水しない	対象外	地震・風から の影響	(同じ施設物から隔壁壁に上り構物を失うおそれがない)	—	第2章	電気的障害	(電気系統により機能が損なわれない)	—	開運資料	57-2 配置図, 57-3 施設図		第3章	操作性	導線操作(引掛作業, 接続作業)	Bc, Bg	開運資料	57-4 配置図, 57-3 施設図		第4章	試験・点検 (保守性, 検査構成・外観丸み)	実操	C	開運資料	57-4 試験及び検査		第4-2章	切替え性	本系の用途として使用切替不適	Bb	開運資料	57-3 施設図		第5章	系統設計 (遮断器の停止)	遮断器から独立	Ae	その他の(駆動物)	対象外	対象外	第6章	開運資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ系統図		設置場所	設置場所(設置場所で操作可能)	Aa	第7章	開運資料	57-2 配置図		常設SAの容量	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	A	第8章	開運資料	57-9 容量設定規則		共有の禁止	(未用しない設備)	—	第9章	開運資料	—		共通回路設置禁止	構造条件, 自然現象, 人為現象, 泄水, 火災 防止設備-計画(代替対象OB設備あり)-屋外。	Ab	サポート装置図	対象外(サポート無なし)	対象外	開運資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について			<p>【大飯, 女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
取り扱い: 対応設備		ガスタービン昇壓装置用タンク	簡略化区分																																																																																						
第1章	温度・圧度・圧力 /屋外の天井／放射線	屋外	B																																																																																						
	荷重	(有効に構造を崩壊する)	—																																																																																						
	海水	海水を排水しない	対象外																																																																																						
	地震・風から の影響	(同じ施設物から隔壁壁に上り構物を失うおそれがない)	—																																																																																						
第2章	電気的障害	(電気系統により機能が損なわれない)	—																																																																																						
	開運資料	57-2 配置図, 57-3 施設図																																																																																							
第3章	操作性	導線操作(引掛作業, 接続作業)	Bc, Bg																																																																																						
	開運資料	57-4 配置図, 57-3 施設図																																																																																							
第4章	試験・点検 (保守性, 検査構成・外観丸み)	実操	C																																																																																						
	開運資料	57-4 試験及び検査																																																																																							
第4-2章	切替え性	本系の用途として使用切替不適	Bb																																																																																						
	開運資料	57-3 施設図																																																																																							
第5章	系統設計 (遮断器の停止)	遮断器から独立	Ae																																																																																						
	その他の(駆動物)	対象外	対象外																																																																																						
第6章	開運資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ系統図																																																																																							
	設置場所	設置場所(設置場所で操作可能)	Aa																																																																																						
第7章	開運資料	57-2 配置図																																																																																							
	常設SAの容量	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	A																																																																																						
第8章	開運資料	57-9 容量設定規則																																																																																							
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																						
第9章	開運資料	—																																																																																							
	共通回路設置禁止	構造条件, 自然現象, 人為現象, 泄水, 火災 防止設備-計画(代替対象OB設備あり)-屋外。	Ab																																																																																						
サポート装置図	対象外(サポート無なし)	対象外																																																																																							
開運資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について																																																																																								

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																										
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足1-5)></p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可燃型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>タンクローリー</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第1章 運転操作 作動・起動・ 停止・監視・ 維持・保守性 能</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／並列炉</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を運搬しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>伝送機器からの影響</td> <td>(同じ機器等から開示場所に上り機器を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気的障害</td> <td>(機器により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-1 配置図、BT-2 基本図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作操作(設備の運転・設定、操作スイッチ操作、弁操作、機械操作)</td> <td>Ba, Ba, Bc, Bg</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-2 配置図、BT-3 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査炉、蒸気導管・外筒入力)</td> <td>零器</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-4 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第2章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止</td> <td>切替性</td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-3 基本図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転設計</td> <td>通常時は開船又は分離</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第3章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止</td> <td>開港資料</td> <td>BT-3 系統図、BT-4 バウンダリ系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操縦操作(設置場所で操作可能)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>可燃 SA の容量</td> <td>その他の可燃型設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第4章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止</td> <td>開港資料</td> <td>BT-5 容量設定規則、BT-11 設計規則に関する規定説明資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>可燃 SA の操作性</td> <td>より簡便な操作方式等による操作</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-2 配置図、BT-3 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異なる種類の接続箇所の確保</td> <td>單様の機器で使用</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第5章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止</td> <td>開港資料</td> <td>BT-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(効率燃費の高くなるおそれの少ない場所を選定)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-1 基本図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>屋外(支店要因の考慮対象範囲あり)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第6章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止</td> <td>開港資料</td> <td>BT-2 基本図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-6 アクセスルート図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な運転条件</td> <td>運転条件、自然現象、人為事象、海水、火災 停止設備-引条件(代替分像DB設備あり)-屋外</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>サポート装置図</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>BT-2 基本図、BT-3 基本図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		タンクローリー	簡略化区分	第1章 運転操作 作動・起動・ 停止・監視・ 維持・保守性 能	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／並列炉	屋外	B	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	海水	海水を運搬しない	対象外	伝送機器からの影響	(同じ機器等から開示場所に上り機器を失うおそれがない)	-	電気的障害	(機器により機能が損なわれない)	-	開港資料	BT-1 配置図、BT-2 基本図	-	操作性	操作操作(設備の運転・設定、操作スイッチ操作、弁操作、機械操作)	Ba, Ba, Bc, Bg	開港資料	BT-2 配置図、BT-3 系統図	-	試験・検査 (検査炉、蒸気導管・外筒入力)	零器	C	開港資料	BT-4 試験及び検査	-	第2章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	切替性	本来の用途として使用・切替不要	Bb	開港資料	BT-3 基本図	-	運転設計	通常時は開船又は分離	Bb	その他の(飛散物)	対象外	対象外	第3章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-3 系統図、BT-4 バウンダリ系統図	-	設置場所	操縦操作(設置場所で操作可能)	Ba	開港資料	BT-2 配置図	-	可燃 SA の容量	その他の可燃型設備	C	第4章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-5 容量設定規則、BT-11 設計規則に関する規定説明資料	-	可燃 SA の操作性	より簡便な操作方式等による操作	C	開港資料	BT-2 配置図、BT-3 系統図	-	異なる種類の接続箇所の確保	單様の機器で使用	Bb	第5章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-2 配置図	-	設置場所	(効率燃費の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	開港資料	BT-1 基本図	-	保管場所	屋外(支店要因の考慮対象範囲あり)	Ba	第6章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-2 基本図	-	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	開港資料	BT-6 アクセスルート図	-	主な運転条件	運転条件、自然現象、人為事象、海水、火災 停止設備-引条件(代替分像DB設備あり)-屋外	Bb	サポート装置図	対象外(サポートなし)	対象外	開港資料	BT-2 基本図、BT-3 基本図	-	【女川】 記載箇所の相違 (57-1~44 ～)	
第57条：電源設備		タンクローリー	簡略化区分																																																																																																										
第1章 運転操作 作動・起動・ 停止・監視・ 維持・保守性 能	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／並列炉	屋外	B																																																																																																										
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-																																																																																																										
	海水	海水を運搬しない	対象外																																																																																																										
	伝送機器からの影響	(同じ機器等から開示場所に上り機器を失うおそれがない)	-																																																																																																										
	電気的障害	(機器により機能が損なわれない)	-																																																																																																										
	開港資料	BT-1 配置図、BT-2 基本図	-																																																																																																										
	操作性	操作操作(設備の運転・設定、操作スイッチ操作、弁操作、機械操作)	Ba, Ba, Bc, Bg																																																																																																										
	開港資料	BT-2 配置図、BT-3 系統図	-																																																																																																										
	試験・検査 (検査炉、蒸気導管・外筒入力)	零器	C																																																																																																										
	開港資料	BT-4 試験及び検査	-																																																																																																										
第2章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	切替性	本来の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																																										
	開港資料	BT-3 基本図	-																																																																																																										
	運転設計	通常時は開船又は分離	Bb																																																																																																										
	その他の(飛散物)	対象外	対象外																																																																																																										
第3章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-3 系統図、BT-4 バウンダリ系統図	-																																																																																																										
	設置場所	操縦操作(設置場所で操作可能)	Ba																																																																																																										
	開港資料	BT-2 配置図	-																																																																																																										
	可燃 SA の容量	その他の可燃型設備	C																																																																																																										
第4章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-5 容量設定規則、BT-11 設計規則に関する規定説明資料	-																																																																																																										
	可燃 SA の操作性	より簡便な操作方式等による操作	C																																																																																																										
	開港資料	BT-2 配置図、BT-3 系統図	-																																																																																																										
	異なる種類の接続箇所の確保	單様の機器で使用	Bb																																																																																																										
第5章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-2 配置図	-																																																																																																										
	設置場所	(効率燃費の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-																																																																																																										
	開港資料	BT-1 基本図	-																																																																																																										
	保管場所	屋外(支店要因の考慮対象範囲あり)	Ba																																																																																																										
第6章 運転・ 操作・ 監視・ 停止・ 防護・ 防止	開港資料	BT-2 基本図	-																																																																																																										
	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																										
	開港資料	BT-6 アクセスルート図	-																																																																																																										
	主な運転条件	運転条件、自然現象、人為事象、海水、火災 停止設備-引条件(代替分像DB設備あり)-屋外	Bb																																																																																																										
サポート装置図	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																																											
開港資料	BT-2 基本図、BT-3 基本図	-																																																																																																											

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足1-6)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</th> </tr> <tr> <th>施設名: 対象設備</th> <th>サステービン発電機</th> <th>適合性 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1章 環境条件 に よ る 要 求</td> <td>風度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>屋外</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機器を保護する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(附近機器等から影響等により機器を破らうおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雷電切離器</td> <td>(離地波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2章 操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-1 断面図, 87-3 角接図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3章 状況・検査 (検査用、保証機能・外部入力)</td> <td>ガスサーピン、無電機</td> <td>A, I</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-4 検査及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4章 切替又は 開通資料</td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-3 断面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5章 運転・停止</td> <td>系統設計 通常時と非常時は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>高速回転機器</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-3 断面図, 87-7 バウンダリ系図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6章 設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7章 常設SAの容量</td> <td>重大事態等への対応を本來の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-8 容量設定指標</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8章 所有者の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9章 吉野井町防災 対策実施防止</td> <td>環境条件: 自然災害、人為事象、溢水、火災 防止設備: 対象/(生産外側OB設施3.9)-屋内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サポート添付図</td> <td>対象(サポート添付あり) - 異なる船舶源又は否認</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>87-2 配置図, 87-3 断面図, 87-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)			施設名: 対象設備	サステービン発電機	適合性 区分	第1章 環境条件 に よ る 要 求	風度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	D	荷重	(有効に機器を保護する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	他設備からの影響	(附近機器等から影響等により機器を破らうおそれがない)	—	雷電切離器	(離地波により機器が損なわれない)	—	間連資料	87-2 配置図		第2章 操作性	操作不要	対象外	間連資料	87-1 断面図, 87-3 角接図		第3章 状況・検査 (検査用、保証機能・外部入力)	ガスサーピン、無電機	A, I	間連資料	87-4 検査及び検査		第4章 切替又は 開通資料	本来の用途として使用・切替不要	Bb	間連資料	87-3 断面図		第5章 運転・停止	系統設計 通常時と非常時は分離	Ab	その他(飛散物)	高速回転機器	Bb	間連資料	87-3 断面図, 87-7 バウンダリ系図		第6章 設置場所	操作不要	対象外	間連資料	87-2 配置図		第7章 常設SAの容量	重大事態等への対応を本來の目的として設置するもの	A	間連資料	87-8 容量設定指標		第8章 所有者の禁止	(共用しない設備)	—	間連資料	—		第9章 吉野井町防災 対策実施防止	環境条件: 自然災害、人為事象、溢水、火災 防止設備: 対象/(生産外側OB設施3.9)-屋内	Ab	サポート添付図	対象(サポート添付あり) - 異なる船舶源又は否認	Ca	間連資料	87-2 配置図, 87-3 断面図, 87-9 代替電源設備について		<p style="color: #0070C0;">【女川】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-8 へ)</p>
女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																	
施設名: 対象設備	サステービン発電機	適合性 区分																																																																															
第1章 環境条件 に よ る 要 求	風度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	D																																																																														
	荷重	(有効に機器を保護する)	—																																																																														
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																														
	他設備からの影響	(附近機器等から影響等により機器を破らうおそれがない)	—																																																																														
	雷電切離器	(離地波により機器が損なわれない)	—																																																																														
間連資料	87-2 配置図																																																																																
第2章 操作性	操作不要	対象外																																																																															
	間連資料	87-1 断面図, 87-3 角接図																																																																															
第3章 状況・検査 (検査用、保証機能・外部入力)	ガスサーピン、無電機	A, I																																																																															
	間連資料	87-4 検査及び検査																																																																															
第4章 切替又は 開通資料	本来の用途として使用・切替不要	Bb																																																																															
	間連資料	87-3 断面図																																																																															
第5章 運転・停止	系統設計 通常時と非常時は分離	Ab																																																																															
	その他(飛散物)	高速回転機器	Bb																																																																														
間連資料	87-3 断面図, 87-7 バウンダリ系図																																																																																
第6章 設置場所	操作不要	対象外																																																																															
	間連資料	87-2 配置図																																																																															
第7章 常設SAの容量	重大事態等への対応を本來の目的として設置するもの	A																																																																															
	間連資料	87-8 容量設定指標																																																																															
第8章 所有者の禁止	(共用しない設備)	—																																																																															
	間連資料	—																																																																															
第9章 吉野井町防災 対策実施防止	環境条件: 自然災害、人為事象、溢水、火災 防止設備: 対象/(生産外側OB設施3.9)-屋内	Ab																																																																															
	サポート添付図	対象(サポート添付あり) - 異なる船舶源又は否認	Ca																																																																														
間連資料	87-2 配置図, 87-3 断面図, 87-9 代替電源設備について																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条: 電源設備</th> <th>ガスタービン発電設備搬移用ポンプ</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">南1号 南2号 南3号 南4号 南5号 南6号 南7号 南8号 南9号 南10号</td> <td>温度・圧度・圧力 ／屋外の天窓／放射鏡</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重 (有効に機能を發揮する) ／雨水 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃</td> <td>(有効に機能を發揮する) 雨水を運搬しない 荷物を運搬する 荷物を運搬する 荷物を運搬する</td> <td>— 対象外 — — —</td> </tr> <tr> <td>操作性 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置</td> <td>操作不要 57-2 開閉法, 57-1 係続回 ボンプ 57-4 訓練及び検査 本製の用途として使用-切替不要 57-3 系統回 用機器から独立 対象外 57-3 係続回 操作不要 57-2 開閉法</td> <td>対象外 — A Bb — Ae 対象外 — — Ab</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量 ／構造的放電防止 ／構造的放電防止</td> <td>重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの 防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外 サポート装置回 開閉装置</td> <td>A Ab 対象外 — —</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57-5 容量設定装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>共有の禁止 (共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開閉装置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造条件、自然現象、大湧水、漏水、火災 ／構造的放電防止</td> <td>防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サポート装置回</td> <td>対象外(サポートなし)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開閉装置</td> <td>57-2 開閉法, 57-3 係続回</td> </tr> </tbody> </table>	第57条: 電源設備		ガスタービン発電設備搬移用ポンプ	範囲化区分	南1号 南2号 南3号 南4号 南5号 南6号 南7号 南8号 南9号 南10号	温度・圧度・圧力 ／屋外の天窓／放射鏡	屋外	B	荷重 (有効に機能を發揮する) ／雨水 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃	(有効に機能を發揮する) 雨水を運搬しない 荷物を運搬する 荷物を運搬する 荷物を運搬する	— 対象外 — — —	操作性 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置	操作不要 57-2 開閉法, 57-1 係続回 ボンプ 57-4 訓練及び検査 本製の用途として使用-切替不要 57-3 系統回 用機器から独立 対象外 57-3 係続回 操作不要 57-2 開閉法	対象外 — A Bb — Ae 対象外 — — Ab	常設SAの容量 ／構造的放電防止 ／構造的放電防止	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの 防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外 サポート装置回 開閉装置	A Ab 対象外 — —		57-5 容量設定装置			共有の禁止 (共用しない設備)	—		開閉装置	—		構造条件、自然現象、大湧水、漏水、火災 ／構造的放電防止	防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外		サポート装置回	対象外(サポートなし)		開閉装置	57-2 開閉法, 57-3 係続回	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第57条: 電源設備		ガスタービン発電設備搬移用ポンプ	範囲化区分																																		
南1号 南2号 南3号 南4号 南5号 南6号 南7号 南8号 南9号 南10号	温度・圧度・圧力 ／屋外の天窓／放射鏡	屋外	B																																		
	荷重 (有効に機能を發揮する) ／雨水 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃 ／荷物から車の衝撃	(有効に機能を發揮する) 雨水を運搬しない 荷物を運搬する 荷物を運搬する 荷物を運搬する	— 対象外 — — —																																		
	操作性 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置 ／開閉装置	操作不要 57-2 開閉法, 57-1 係続回 ボンプ 57-4 訓練及び検査 本製の用途として使用-切替不要 57-3 系統回 用機器から独立 対象外 57-3 係続回 操作不要 57-2 開閉法	対象外 — A Bb — Ae 対象外 — — Ab																																		
	常設SAの容量 ／構造的放電防止 ／構造的放電防止	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの 防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外 サポート装置回 開閉装置	A Ab 対象外 — —																																		
		57-5 容量設定装置																																			
		共有の禁止 (共用しない設備)	—																																		
		開閉装置	—																																		
		構造条件、自然現象、大湧水、漏水、火災 ／構造的放電防止	防止設備-対象(代替対象16設備あり)-屋外																																		
		サポート装置回	対象外(サポートなし)																																		
		開閉装置	57-2 開閉法, 57-3 係続回																																		

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 S設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項目名・箇所</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">適合コード</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">A. 基本構造・機器</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B. 電気設備</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 規格外(既存主機車に限り)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">C. 調整装置</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">D. 機械部品</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 規格外(既存主機車に限り)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">E. 緊急停止装置</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 規格外(既存主機車に限り)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">F. 電気機器</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 規格外(既存主機車に限り)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">G. 保守・検査</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (機器・外観等の定期・目視検査の実施) (内筒の定期点検(ノンドーピング)) (機器の定期点検(油浴式主機車))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">H. 安全装置</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (機器・油水・水素・瓦斯からの漏洩の影響を及ぼさない) 規格</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">I. 施設</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (機器の定期・目視検査の実施・目視検査の実施の確認) (内筒の定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">J. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">K. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">L. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">M. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">N. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">O. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">P. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Q. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">R. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">S. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">T. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">U. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">V. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">W. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">X. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Y. 施設内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Z. 施設外</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">規格 (定期点検(ノンドーピング))</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">※規格「ある」規格「なし」規格「未実現」:該項目が該機器に該当する。 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 698. 699. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 797. 798. 799. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 816. 817. 818. 819. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 898. 899. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 916. 917. 918. 919. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 998. 999. 999. 1000. 1001. 1002. 1003. 1004. 1005. 1006. 1007. 1008. 1009. 1009. 1010. 1011. 1012. 1013. 1014. 1015. 1016. 1016. 1017. 1018. 1019. 1019. 1020. 1021. 1022. 1023. 1024. 1025. 1026. 1027. 1028. 1029. 1029. 1030. 1031. 1032. 1033. 1034. 1035. 1036. 1037. 1038. 1039. 1039. 1040. 1041. 1042. 1043. 1044. 1045. 1046. 1047. 1048. 1049. 1049. 1050. 1051. 1052. 1053. 1054. 1055. 1056. 1057. 1058. 1059. 1059. 1060. 1061. 1062. 1063. 1064. 1065. 1066. 1067. 1068. 1069. 1069. 1070. 1071. 1072. 1073. 1074. 1075. 1076. 1077. 1078. 1079. 1079. 1080. 1081. 1082. 1083. 1084. 1085. 1086. 1087. 1088. 1089. 1089. 1090. 1091. 1092. 1093. 1094. 1095. 1096. 1097. 1098. 1098. 1099. 1099. 1100. 1101. 1102. 1103. 1104. 1105. 1106. 1107. 1108. 1109. 1109. 1110. 1111. 1112. 1113. 1114. 1115. 1116. 1116. 1117. 1118. 1119. 1119. 1120. 1121. 1122. 1123. 1124. 1125. 1126. 1127. 1128. 1129. 1129. 1130. 1131. 1132. 1133. 1134. 1135. 1136. 1137. 1138. 1139. 1139. 1140. 1141. 1142. 1143. 1144. 1145. 1146. 1147. 1148. 1149. 1149. 1150. 1151. 1152. 1153. 1154. 1155. 1156. 1157. 1158. 1159. 1159. 1160. 1161. 1162. 1163. 1164. 1165. 1166. 1167. 1168. 1169. 1169. 1170. 1171. 1172. 1173. 1174. 1175. 1176. 1177. 1178. 1179. 1179. 1180. 1181. 1182. 1183. 1184. 1185. 1186. 1187. 1188. 1189. 1189. 1190. 1191. 1192. 1193. 1194. 1195. 1196. 1197. 1198. 1198. 1199. 1199. 1200. 1201. 1202. 1203. 1204. 1205. 1206. 1207. 1208. 1209. 1209. 1210. 1211. 1212. 1213. 1214. 1215. 1216. 1217. 1218. 1219. 1219. 1220. 1221. 1222. 1223. 1224. 1225. 1226. 1227. 1228. 1229. 1229. 1230. 1231. 1232. 1233. 1234. 1235. 1236. 1237. 1238. 1239. 1239. 1240. 1241. 1242. 1243. 1244. 1245. 1246. 1247. 1248. 1249. 1249. 1250. 1251. 1252. 1253. 1254. 1255. 1256. 1257. 1258. 1259. 1259. 1260. 1261. 1262. 1263. 1264. 1265. 1266. 1267. 1268. 1269. 1269. 1270. 1271. 1272. 1273. 1274. 1275. 1276. 1277. 1278. 1279. 1279. 1280. 1281. 1282. 1283. 1284. 1285. 1286. 1287. 1288. 1289. 1289. 1290. 1291. 1292. 1293. 1294. 1295. 1296. 1297. 1298. 1298. 1299. 1299. 1300. 1301. 1302. 1303. 1304. 1305. 1306. 1307. 1308. 1309. 1309. 1310. 1311. 1312. 1313. 1314. 1315. 1316. 1317. 1318. 1319. 1319. 1320. 1321. 1322. 1323. 1324. 1325. 1326. 1327. 1328. 1329. 1329. 1330. 1331. 1332. 1333. 1334. 1335. 1336. 1337. 1338. 1339. 1339. 1340. 1341. 1342. 1343. 1344. 1345. 1346. 1347. 1348. 1349. 1349. 1350. 1351. 1352. 1353. 1354. 1355. 1356. 1357. 1358. 1359. 1359. 1360. 1361. 1362. 1363. 1364. 1365. 1366. 1367. 1368. 1369. 1369. 1370. 1371. 1372. 1373. 1374. 1375. 1376. 1377. 1378. 1379. 1379. 1380. 1381. 1382. 1383. 1384. 1385. 1386. 1387. 1388. 1389. 1389. 1390. 1391. 1392. 1393. 1394. 1395. 1396. 1397. 1398. 1398. 1399. 1399. 1400. 1401. 1402. 1403. 1404. 1405. 1406. 1407. 1408. 1409. 1409. 1410. 1411. 1412. 1413. 1414. 1415. 1416. 1417. 1418. 1419. 1419. 1420. 1421. 1422. 1423. 1424. 1425. 1426. 1427. 1428. 1429. 1429. 1430. 1431. 1432. 1433. 1434. 1435. 1436. 1437. 1438. 1439. 1439. 1440. 1441. 1442. 1443. 1444. 1445. 1446. 1447. 1448. 1449. 1449. 1450. 1451. 1452. 1453. 1454. 1455. 1456. 1457. 1458. 1459. 1459. 1460. 1461. 1462. 1463. 1464. 1465. 1466. 1467. 1468. 1469. 1469. 1470. 1471. 1472. 1473. 1474. 1475. 1476. 1477. 1478. 1479. 1479. 1480. 1481. 1482. 1483. 1484. 1485. 1486. 1487. 1488. 1489. 1489. 1490. 1491. 1492. 1493. 1494. 1495. 1496. 1497. 1498. 1498. 1499. 1499. 1500. 1501. 1502. 1503. 1504. 1505. 1506. 1507. 1508. 1509. 1509. 1510. 1511. 1512. 1513. 1514. 1515. 1516. 1517. 1518. 1519. 1519. 1520. 1521. 1522. 1523. 1524. 1525. 1526. 1527. 1528. 1529. 1529. 1530. 1531. 1532. 1533. 1534. 1535. 1536. 1537. 1538. 1539. 1539. 1540. 1541. 1542. 1543. 1544. 1545. 1546. 1547. 1548. 1549. 1549. 1550. 1551. 1552. 1553. 1554. 1555. 1556. 1557. 1558. 1559. 1559. 1560. 1561. 1562. 1563. 1564. 1565. 1566. 1567. 1568. 1569. 1569. 1570. 1571. 1572. 1573. 1574. 1575. 1576. 1577. 1578. 1579. 1579. 1580. 1581. 1582. 1583. 1584. 1585. 1586. 1587. 1588. 1589. 1589. 1590. 1591. 1592. 1593. 1594. 1595. 1596. 1597. 1598. 1598. 1599. 1599. 1600. 1601. 1602. 1603. 1604. 1605. 1606. 1607. 1608. 1609. 1609. 1610. 1611. 1612. 1613. 1614. 1615. 1616. 1617. 1618. 1619. 1619. 1620. 1621. 1622. 1623. 1624. 1625. 1626. 1627. 1628. 1629. 1629. 1630. 1631. 1632. 1633. 1634. 1635. 1636. 1637. 1638. 1639. 1639. 1640. 1641. 1642. 1643. 1644. 1645. 1646. 1647. 1648. 1649. 1649. 1650. 1651. 1652. 1653. 1654. 1655. 1656. 1657. 1658. 1659. 1659. 1660. 1661. 1662. 1663. 1664. 1665. 1666. 1667. 1668. 1669. 1669. 1670. 1671. 1672. 1673. 1674. 1675. 1676. 1677. 1678. 1679. 1679. 1680. 1681. 1682. 1683. 1684. 1685. 1686. 1687. 1688. 1689. 1689. 1690. 1691. 1692. 1693. 1694. 1695. 1696. 1697. 1698. 1698. 1699. 1699. 1700. 1701. 1702. 1703. 1704. 1705. 1706. 1707. 1708. 1709. 1709. 1710. 1711. 1712. 1713. 1714. 1715. 1716. 1717. 171</p>	項目名・箇所	適合コード	適合状況	A. 基本構造・機器	規格	C	B. 電気設備	規格 規格外(既存主機車に限り)	C	C. 調整装置	規格	C	D. 機械部品	規格 規格外(既存主機車に限り)	C	E. 緊急停止装置	規格 規格外(既存主機車に限り)	C	F. 電気機器	規格 規格外(既存主機車に限り)	C	G. 保守・検査	規格 (機器・外観等の定期・目視検査の実施) (内筒の定期点検(ノンドーピング)) (機器の定期点検(油浴式主機車))	C	H. 安全装置	規格 (機器・油水・水素・瓦斯からの漏洩の影響を及ぼさない) 規格	C	I. 施設	規格 (機器の定期・目視検査の実施・目視検査の実施の確認) (内筒の定期点検(ノンドーピング))	C	J. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	K. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	L. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	M. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	N. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	O. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	P. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	Q. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	R. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	S. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	T. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	U. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	V. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	W. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	X. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	Y. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C	Z. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C
項目名・箇所	適合コード	適合状況																																																																																	
A. 基本構造・機器	規格	C																																																																																	
B. 電気設備	規格 規格外(既存主機車に限り)	C																																																																																	
C. 調整装置	規格	C																																																																																	
D. 機械部品	規格 規格外(既存主機車に限り)	C																																																																																	
E. 緊急停止装置	規格 規格外(既存主機車に限り)	C																																																																																	
F. 電気機器	規格 規格外(既存主機車に限り)	C																																																																																	
G. 保守・検査	規格 (機器・外観等の定期・目視検査の実施) (内筒の定期点検(ノンドーピング)) (機器の定期点検(油浴式主機車))	C																																																																																	
H. 安全装置	規格 (機器・油水・水素・瓦斯からの漏洩の影響を及ぼさない) 規格	C																																																																																	
I. 施設	規格 (機器の定期・目視検査の実施・目視検査の実施の確認) (内筒の定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
J. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
K. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
L. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
M. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
N. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
O. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
P. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
Q. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
R. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
S. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
T. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
U. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
V. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
W. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
X. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
Y. 施設内	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	
Z. 施設外	規格 (定期点検(ノンドーピング))	C																																																																																	

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																				
	<p style="text-align: center;"><内容比較表の再掲(補足1-8)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">南B7条：常設設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1項 常設設備</td> <td>重慶・保湿度・圧力 /屋外の天候／外射線 に対する 耐候性 に 付ける 規制</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ (有効に機能を發揮する)</td> <td>無形化区分 D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>海水を漏れない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>荷重 の 耐 候 性 に 付 け る 規 制</td> <td>(青山船橋構造)の運動量により機械を弄うおそれがない) (船底波による機械が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、蒸気発生、外燃入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本筋の用途として使用:切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第4章 機械構造</td> <td>基 本 設 計 計 算 方 法 上</td> <td>BB 構造と同様構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第5章 設備場所</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第6章 機械構造</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有物の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第7章 環境条件</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、設水、火災 に対する 規制</td> <td>対象外(当該箇目の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系装置</td> <td>対象外(サポート床なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	南B7条：常設設備			第1項 常設設備	重慶・保湿度・圧力 /屋外の天候／外射線 に対する 耐候性 に 付ける 規制	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ (有効に機能を發揮する)	無形化区分 D	荷重	海水を漏れない	対象外	荷重 の 耐 候 性 に 付 け る 規 制	(青山船橋構造)の運動量により機械を弄うおそれがない) (船底波による機械が損なわれない)	—	荷重資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	試験・検査 (検査性、蒸気発生、外燃入力)	ポンプ	A	開通資料	—	—	切替え性	本筋の用途として使用:切替不要	Bb	開通資料	—	—	第4章 機械構造	基 本 設 計 計 算 方 法 上	BB 構造と同様構成	Aa	その他の(飛散物)	対象外	対象外	開通資料	—	—	第5章 設備場所	設置場所	操作不要	対象外	開通資料	—	—	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B	第6章 機械構造	開通資料	—	—	共有物の禁止	(未用しない設備)	—	開通資料	—	—	第7章 環境条件	環境条件、自然現象、人為事象、設水、火災 に対する 規制	対象外(当該箇目の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系装置	対象外(サポート床なし)	対象外	開通資料	—	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1項 常設設備</td> <td>機械構造・保湿度・ 圧力・屋外の天候 に対する 耐候性 に 付ける 規制</td> <td>【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)</td> <td>B-A 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>荷重(機械を運搬する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重 の 耐 候 性 に 付 け る 規 制</td> <td>荷重(機械を運搬する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重資料</td> <td>荷重(機械を運搬する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作(機械を運搬する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>操作(機械を運搬する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、蒸気発生、外燃入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A 【開通資料別紙】 D-2 開通・検査用資料</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>操作(機械を運搬する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第4章 機械構造</td> <td>基 本 設 計 計 算 方 法 上</td> <td>【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)</td> <td>Aa 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第5章 設備場所</td> <td>設置場所</td> <td>操作(機械を運搬する)</td> <td>Aa 【開通資料別紙】 D-2 開通図</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)</td> <td>B 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第6章 機械構造</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第7章 環境条件</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、設水、火災 に対する 規制</td> <td>【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート系装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)			第1項 常設設備	機械構造・保湿度・ 圧力・屋外の天候 に対する 耐候性 に 付ける 規制	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	B-A 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —	荷重	荷重(機械を運搬する)	—	荷重 の 耐 候 性 に 付 け る 規 制	荷重(機械を運搬する)	—	荷重資料	荷重(機械を運搬する)	—	操作性	操作(機械を運搬する)	—	開通資料	操作(機械を運搬する)	—	試験・検査 (検査性、蒸気発生、外燃入力)	ポンプ	A 【開通資料別紙】 D-2 開通・検査用資料	開通資料	—	—	切替え性	操作(機械を運搬する)	—	開通資料	—	—	第4章 機械構造	基 本 設 計 計 算 方 法 上	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	Aa 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —	その他の(飛散物)	—	—	開通資料	—	—	第5章 設備場所	設置場所	操作(機械を運搬する)	Aa 【開通資料別紙】 D-2 開通図	開通資料	—	—	常設 SA の容量	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	B 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —	第6章 機械構造	開通資料	—	—	その他の(飛散物)	—	—	開通資料	—	—	第7章 環境条件	環境条件、自然現象、人為事象、設水、火災 に対する 規制	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	—	サポート系装置	—	—	開通資料	—	—	<p style="color: #0070C0;">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p style="color: #0070C0;">【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
南B7条：常設設備																																																																																																																																																							
第1項 常設設備	重慶・保湿度・圧力 /屋外の天候／外射線 に対する 耐候性 に 付ける 規制	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ (有効に機能を發揮する)	無形化区分 D																																																																																																																																																				
	荷重	海水を漏れない	対象外																																																																																																																																																				
	荷重 の 耐 候 性 に 付 け る 規 制	(青山船橋構造)の運動量により機械を弄うおそれがない) (船底波による機械が損なわれない)	—																																																																																																																																																				
	荷重資料	—	—																																																																																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	試験・検査 (検査性、蒸気発生、外燃入力)	ポンプ	A																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	切替え性	本筋の用途として使用:切替不要	Bb																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
第4章 機械構造	基 本 設 計 計 算 方 法 上	BB 構造と同様構成	Aa																																																																																																																																																				
	その他の(飛散物)	対象外	対象外																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
第5章 設備場所	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																				
第6章 機械構造	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	共有物の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
第7章 環境条件	環境条件、自然現象、人為事象、設水、火災 に対する 規制	対象外(当該箇目の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																																																																																				
	サポート系装置	対象外(サポート床なし)	対象外																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																																																																																																																																																							
第1項 常設設備	機械構造・保湿度・ 圧力・屋外の天候 に対する 耐候性 に 付ける 規制	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	B-A 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —																																																																																																																																																				
	荷重	荷重(機械を運搬する)	—																																																																																																																																																				
	荷重 の 耐 候 性 に 付 け る 規 制	荷重(機械を運搬する)	—																																																																																																																																																				
	荷重資料	荷重(機械を運搬する)	—																																																																																																																																																				
	操作性	操作(機械を運搬する)	—																																																																																																																																																				
	開通資料	操作(機械を運搬する)	—																																																																																																																																																				
	試験・検査 (検査性、蒸気発生、外燃入力)	ポンプ	A 【開通資料別紙】 D-2 開通・検査用資料																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	切替え性	操作(機械を運搬する)	—																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
第4章 機械構造	基 本 設 計 計 算 方 法 上	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	Aa 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —																																																																																																																																																				
	その他の(飛散物)	—	—																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
第5章 設備場所	設置場所	操作(機械を運搬する)	Aa 【開通資料別紙】 D-2 開通図																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	常設 SA の容量	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	B 【開通資料別紙】 D-2 開通図 —																																																																																																																																																				
第6章 機械構造	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
	その他の(飛散物)	—	—																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				
第7章 環境条件	環境条件、自然現象、人為事象、設水、火災 に対する 規制	【当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等】 (当該設備の特徴、運転操作の特徴、構造設計の特徴等)	—																																																																																																																																																				
	サポート系装置	—	—																																																																																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<内容比較のため再掲（補足1-1）>

大飯発電所3／4号炉	

57-1-1

女川原子力発電所2号炉	

女川原子力発電所2号炉 SA基準適合性一覧表(常設)	

女川原子力発電所2号炉 SA基準適合性一覧表(常設)	

泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)	

泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)	

【大飯、女川】
記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名</th> <th>実施済み</th> <th>検討なし</th> <th>開設時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転・監視</td> <td>運転監視・異常・故障等の監視</td> <td>○(T1)火災の発生に対する監視 (停電や停機時間)</td> <td>△(火災警報装置)</td> <td>B4</td> </tr> <tr> <td>周囲</td> <td>△(周囲監視)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>対外的活動を適切に計り</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td>運転監視の能力</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作手順</td> <td>操作手順(手順書)</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運転・監視</td> <td>操作手順</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>【規定技術資料】○-4-運転・操作規則</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運転・監視</td> <td>操作手順</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>A4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則 【規定技術資料】○-4-火災警報</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>【規定技術資料】○-4-運転・操作規則</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転・監視</td> <td>操作手順</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>C 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転・監視</td> <td>操作手順</td> <td>○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>A4 B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則</td> </tr> <tr> <td>操作手順</td> <td>△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)</td> <td>-</td> <td>【規定技術資料】○-4-運転・操作規則 【規定技術資料】○-4-火災警報</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※項目「赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）」における記載内容を示す。赤字で記載する場合は、該当設備が存在しないことを示す。 「△」は当該設備が存在する場合においても、該当設備が存在しない場合においても、該当設備が存在する場合においては該当設備を示す。日本語表示としてのみ記載する。 「○」は当該設備が存在することを示し、記載する場合が存在しないことを示す。</p>	項目名		実施済み	検討なし	開設時	運転・監視	運転監視・異常・故障等の監視	○(T1)火災の発生に対する監視 (停電や停機時間)	△(火災警報装置)	B4	周囲	△(周囲監視)	-	-	運転	対外的活動を適切に計り	-	-	監視	運転監視の能力	-	-	操作手順	操作手順(手順書)	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-	運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	【規定技術資料】○-4-運転・操作規則	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則	運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	A4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則 【規定技術資料】○-4-火災警報	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	【規定技術資料】○-4-運転・操作規則	運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	C 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-	運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	A4 B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	【規定技術資料】○-4-運転・操作規則 【規定技術資料】○-4-火災警報	<p style="color: green;">【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
項目名		実施済み	検討なし	開設時																																																																										
運転・監視	運転監視・異常・故障等の監視	○(T1)火災の発生に対する監視 (停電や停機時間)	△(火災警報装置)	B4																																																																										
	周囲	△(周囲監視)	-	-																																																																										
	運転	対外的活動を適切に計り	-	-																																																																										
	監視	運転監視の能力	-	-																																																																										
操作手順	操作手順(手順書)	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-																																																																										
	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-																																																																										
運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則																																																																										
	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	【規定技術資料】○-4-運転・操作規則																																																																										
	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則																																																																										
運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	A4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則 【規定技術資料】○-4-火災警報																																																																										
	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-																																																																										
	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	【規定技術資料】○-4-運転・操作規則																																																																										
運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	C 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則																																																																										
	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	-																																																																										
運転・監視	操作手順	○(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	A4 B4 【規定技術資料】○-4-運転・操作規則																																																																										
	操作手順	△(操作手順書による操作を実施する) (操作手順書による操作を実施しない)	-	【規定技術資料】○-4-運転・操作規則 【規定技術資料】○-4-火災警報																																																																										

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし！）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																							
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第67条 常設設備</th> <th>法律・規制要請</th> <th>適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第1章 安全 第2章 運転資料</td> <td>强度、圧度、正力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内 （原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内）</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>（対象に機器を保護する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を漏れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>（周辺機器等から影響により機器を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基礎的構造</td> <td>（基礎部により機器が損なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査式、定期構成・外部入力)</td> <td>その他の電気装置</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替性</td> <td>本炉の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>影響要件上 の他</td> <td>IR 施設 > 国立公認施設</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(常設物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 系統図, BT-4 バウンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第2章 出力制限の取扱い 第3章 運転資料</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-5 容量許定性状</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第4章 運転資料</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象BT 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート要件</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-10 主な実験室要件と対策設備について(直接種別設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第67条 常設設備		法律・規制要請	適用区分	第1章 安全 第2章 運転資料	强度、圧度、正力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内 （原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内）	C	雨露	（対象に機器を保護する）	—	雨水	雨水を漏れしない	対象外	地盤からの影響	（周辺機器等から影響により機器を失うおそれがない）	—	基礎的構造	（基礎部により機器が損なわれない）	—	開通資料	BT-3 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	BT-3 系統図	—	試験・検査 (検査式、定期構成・外部入力)	その他の電気装置	J	開通資料	BT-4 試験及び検査	—	切替性	本炉の用途として使用-切替不要	Bb	開通資料	BT-3 系統図	—	影響要件上 の他	IR 施設 > 国立公認施設	Aa	その他(常設物)	対象外	対象外	開通資料	BT-3 系統図, BT-4 バウンダリ系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	開通資料	BT-2 配置図	—	第2章 出力制限の取扱い 第3章 運転資料	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	BT-5 容量許定性状	—	共有の禁止	(未用しない設備)	—	開通資料	—	—	第4章 運転資料	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象BT 設備あり)-屋内	Aa	サポート要件	対象外(サポートなし)	対象外	開通資料	BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-10 主な実験室要件と対策設備について(直接種別設備について)	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第67条 常設設備</th> <th>法律・規制</th> <th>適用区分</th> <th>開通資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第1章 安全 第2章 運転資料</td> <td>强度、圧度、正力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>（原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内） （原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内）</td> <td>Aa</td> <td>【開通資料】BT-3 開通図</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>雨水を漏れしない</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>（機器が損なわなければ）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>（周辺機器等から影響により機器を失うおそれがない）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基礎的構造</td> <td>（基礎部により機器が損なわれない）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 開通図</td> <td>—</td> <td>【開通資料】BT-3 開通図</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 系統図</td> <td>—</td> <td>【開通資料】BT-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査式、定期構成・外部入力)</td> <td>その他の電気装置</td> <td>J</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-4 試験及び検査</td> <td>—</td> <td>【開通資料】BT-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>切替性</td> <td>本炉の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-3 系統図</td> <td>—</td> <td>【開通資料】BT-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>影響要件上 の他</td> <td>IR 施設 > 国立公認施設 (特別基準対象施設として選定された場合)(本系統)</td> <td>Aa</td> <td>【開通資料】BT-3 系統図 【開通資料】BT-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>その他(常設物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-2 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-2 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">第2章 出力制限の取扱い 第3章 運転資料</td> <td>常設SAの容量</td> <td>【直近期間の供給】 （直近期間の供給を確保するための設備等） （開通資料による開通の確認等）</td> <td>Aa</td> <td>【開通資料】BT-3 開通図</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（未用なし）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件</td> <td>（機器が損なわなければ）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第4章 運転資料</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災</td> <td>【直近期間の供給】 （直近期間の供給を確保するための設備等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等）</td> <td>Aa/B</td> <td>【開通資料】BT-3 開通図</td> </tr> <tr> <td>サポート要件</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-10 主な実験室要件と対策設備について(直接種別設備について)</td> <td>—</td> <td>【開通資料】BT-3 開通図 【開通資料】BT-4 試験及び検査</td> </tr> </tbody> </table>	第67条 常設設備		法律・規制	適用区分	開通資料	第1章 安全 第2章 運転資料	强度、圧度、正力 ／屋外の天候／放射線	（原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内） （原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内）	Aa	【開通資料】BT-3 開通図	雨露	雨水を漏れしない	—	—	雨水	（機器が損なわなければ）	—	—	地盤からの影響	（周辺機器等から影響により機器を失うおそれがない）	—	—	基礎的構造	（基礎部により機器が損なわれない）	—	—	開通資料	BT-3 開通図	—	【開通資料】BT-3 開通図	操作性	操作不要	対象外	—	開通資料	BT-3 系統図	—	【開通資料】BT-3 系統図	試験・検査 (検査式、定期構成・外部入力)	その他の電気装置	J	—	開通資料	BT-4 試験及び検査	—	【開通資料】BT-4 試験及び検査	切替性	本炉の用途として使用-切替不要	Bb	—	開通資料	BT-3 系統図	—	【開通資料】BT-3 系統図	影響要件上 の他	IR 施設 > 国立公認施設 (特別基準対象施設として選定された場合)(本系統)	Aa	【開通資料】BT-3 系統図 【開通資料】BT-4 試験及び検査	その他(常設物)	対象外	対象外	—	開通資料	BT-2 配置図	—	—	設置場所	操作不要	対象外	—	開通資料	BT-2 配置図	—	—	第2章 出力制限の取扱い 第3章 運転資料	常設SAの容量	【直近期間の供給】 （直近期間の供給を確保するための設備等） （開通資料による開通の確認等）	Aa	【開通資料】BT-3 開通図	開通資料	（未用なし）	—	—	環境条件	（機器が損なわなければ）	—	—	開通資料	—	—	—	第4章 運転資料	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	【直近期間の供給】 （直近期間の供給を確保するための設備等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等）	Aa/B	【開通資料】BT-3 開通図	サポート要件	対象外(サポートなし)	—	—	開通資料	BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-10 主な実験室要件と対策設備について(直接種別設備について)	—	【開通資料】BT-3 開通図 【開通資料】BT-4 試験及び検査	<p style="color: #0070C0;">【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p style="color: #008000;">【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第67条 常設設備		法律・規制要請	適用区分																																																																																																																																																																																							
第1章 安全 第2章 運転資料	强度、圧度、正力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内 （原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内）	C																																																																																																																																																																																							
	雨露	（対象に機器を保護する）	—																																																																																																																																																																																							
	雨水	雨水を漏れしない	対象外																																																																																																																																																																																							
	地盤からの影響	（周辺機器等から影響により機器を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																																																							
	基礎的構造	（基礎部により機器が損なわれない）	—																																																																																																																																																																																							
	開通資料	BT-3 配置図	—																																																																																																																																																																																							
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																							
	開通資料	BT-3 系統図	—																																																																																																																																																																																							
	試験・検査 (検査式、定期構成・外部入力)	その他の電気装置	J																																																																																																																																																																																							
	開通資料	BT-4 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																							
切替性	本炉の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																																																																																																																								
開通資料	BT-3 系統図	—																																																																																																																																																																																								
影響要件上 の他	IR 施設 > 国立公認施設	Aa																																																																																																																																																																																								
その他(常設物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																								
開通資料	BT-3 系統図, BT-4 バウンダリ系統図	—																																																																																																																																																																																								
設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																								
開通資料	BT-2 配置図	—																																																																																																																																																																																								
第2章 出力制限の取扱い 第3章 運転資料	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																							
	開通資料	BT-5 容量許定性状	—																																																																																																																																																																																							
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																																																																																																							
	開通資料	—	—																																																																																																																																																																																							
第4章 運転資料	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象BT 設備あり)-屋内	Aa																																																																																																																																																																																							
	サポート要件	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																																																																																																																							
	開通資料	BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-10 主な実験室要件と対策設備について(直接種別設備について)	—																																																																																																																																																																																							
第67条 常設設備		法律・規制	適用区分	開通資料																																																																																																																																																																																						
第1章 安全 第2章 運転資料	强度、圧度、正力 ／屋外の天候／放射線	（原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内） （原子炉建屋の二次格納設備及びその他の建屋内）	Aa	【開通資料】BT-3 開通図																																																																																																																																																																																						
	雨露	雨水を漏れしない	—	—																																																																																																																																																																																						
	雨水	（機器が損なわなければ）	—	—																																																																																																																																																																																						
	地盤からの影響	（周辺機器等から影響により機器を失うおそれがない）	—	—																																																																																																																																																																																						
	基礎的構造	（基礎部により機器が損なわれない）	—	—																																																																																																																																																																																						
	開通資料	BT-3 開通図	—	【開通資料】BT-3 開通図																																																																																																																																																																																						
	操作性	操作不要	対象外	—																																																																																																																																																																																						
	開通資料	BT-3 系統図	—	【開通資料】BT-3 系統図																																																																																																																																																																																						
	試験・検査 (検査式、定期構成・外部入力)	その他の電気装置	J	—																																																																																																																																																																																						
	開通資料	BT-4 試験及び検査	—	【開通資料】BT-4 試験及び検査																																																																																																																																																																																						
切替性	本炉の用途として使用-切替不要	Bb	—																																																																																																																																																																																							
開通資料	BT-3 系統図	—	【開通資料】BT-3 系統図																																																																																																																																																																																							
影響要件上 の他	IR 施設 > 国立公認施設 (特別基準対象施設として選定された場合)(本系統)	Aa	【開通資料】BT-3 系統図 【開通資料】BT-4 試験及び検査																																																																																																																																																																																							
その他(常設物)	対象外	対象外	—																																																																																																																																																																																							
開通資料	BT-2 配置図	—	—																																																																																																																																																																																							
設置場所	操作不要	対象外	—																																																																																																																																																																																							
開通資料	BT-2 配置図	—	—																																																																																																																																																																																							
第2章 出力制限の取扱い 第3章 運転資料	常設SAの容量	【直近期間の供給】 （直近期間の供給を確保するための設備等） （開通資料による開通の確認等）	Aa	【開通資料】BT-3 開通図																																																																																																																																																																																						
	開通資料	（未用なし）	—	—																																																																																																																																																																																						
	環境条件	（機器が損なわなければ）	—	—																																																																																																																																																																																						
	開通資料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
第4章 運転資料	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	【直近期間の供給】 （直近期間の供給を確保するための設備等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等） （開通資料による開通の確認等）	Aa/B	【開通資料】BT-3 開通図																																																																																																																																																																																						
	サポート要件	対象外(サポートなし)	—	—																																																																																																																																																																																						
	開通資料	BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-10 主な実験室要件と対策設備について(直接種別設備について)	—	【開通資料】BT-3 開通図 【開通資料】BT-4 試験及び検査																																																																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																							
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第4条</td> <td>速度・強度・圧力 ／盤外の文様・反射鏡</td> <td>原子炉建屋の二次格納部外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>衛星</td> <td>（有効に機能を發揮する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を涵水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>相設置からの影響</td> <td>（斯汀侵襲等から熱影響により機器を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁波による影響</td> <td>（電磁波により機能が損なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺条件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）</td> <td>その他監視設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-4 調整及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本家の用法として常用-切替不差</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>OB 系統と同上系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の（構造物）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-3 系統図, S7-3 バケンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第12条</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-5 容量記述地図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>（共用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共用基準規則違反防止</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、震災、火災 防止設備-対象（代替対象 OB 設備あり）-盤内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サポート系裏図 対象外（サポートなし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S7-2 配置図, S7-3 系統図 S7-19 地震動力遮断装置対策について（直波遮断装置について）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所	記載内容	第4条	速度・強度・圧力 ／盤外の文様・反射鏡	原子炉建屋の二次格納部外及びその他の建屋内	C	衛星	（有効に機能を發揮する）	—	海水	海水を涵水しない	対象外	相設置からの影響	（斯汀侵襲等から熱影響により機器を失うおそれがない）	—	電磁波による影響	（電磁波により機能が損なわれない）	—	周辺条件	—	—	操作性	操作不要	対象外	開港資料	S7-3 系統図	—	試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	その他監視設備	J	開港資料	S7-4 調整及び検査	—	切替え性	本家の用法として常用-切替不差	Bb	開港資料	S7-3 系統図	—	系統設計	OB 系統と同上系統構成	Aa	その他の（構造物）	対象外	対象外	開港資料	S7-3 系統図, S7-3 バケンダリ系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	開港資料	S7-2 配置図	—	第12条	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開港資料	S7-5 容量記述地図	—	共有の禁止	（共用しない設備）	—	開港資料	—	—	共用基準規則違反防止	環境条件、自然現象、人為事象、震災、火災 防止設備-対象（代替対象 OB 設備あり）-盤内	Aa		サポート系裏図 対象外（サポートなし）	対象外		S7-2 配置図, S7-3 系統図 S7-19 地震動力遮断装置対策について（直波遮断装置について）	—	<table border="1"> <caption>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第4条</td> <td>速度・強度・圧力 ／盤外の文様・反射鏡</td> <td>（速度・強度・圧力のうち、 盤外の文様・反射鏡）</td> <td>B, C</td> </tr> <tr> <td>衛星</td> <td>（有効に機能を發揮する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>対象外（海水を涵水しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>相設置からの影響</td> <td>（機器の機能を損なわない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁波</td> <td>（電磁波による影響なし）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺条件</td> <td>（周辺環境等から熱影響等により機器を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）</td> <td>その他の監視設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-4 調整及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>（本家の用法として常用-切替不差）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>OB 系統と同上系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の（構造物）</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>S7-4 系統図 （本家の用法として常用-切替不差）</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>（本家の用法として常用-切替不差）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>（本家の用法として常用-切替不差）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>（本家の用法として常用-切替不差）</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>（本家の用法として常用-切替不差）</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所	記載内容	第4条	速度・強度・圧力 ／盤外の文様・反射鏡	（速度・強度・圧力のうち、 盤外の文様・反射鏡）	B, C	衛星	（有効に機能を發揮する）	—	海水	対象外（海水を涵水しない）	—	相設置からの影響	（機器の機能を損なわない）	—	電磁波	（電磁波による影響なし）	—	周辺条件	（周辺環境等から熱影響等により機器を失うおそれがない）	—	操作性	操作不要	—	開港資料	S7-4 系統図	—	試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	その他の監視設備	—	開港資料	S7-4 調整及び検査	—	切替え性	（本家の用法として常用-切替不差）	—	開港資料	OB 系統と同上系統構成	Aa	その他の（構造物）	対象外	—	開港資料	S7-4 系統図 （本家の用法として常用-切替不差）	A, B	開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	—	開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	—	開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	A, B	開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	C	<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）
項目	記載箇所	記載内容																																																																																																																																								
第4条	速度・強度・圧力 ／盤外の文様・反射鏡	原子炉建屋の二次格納部外及びその他の建屋内	C																																																																																																																																							
	衛星	（有効に機能を發揮する）	—																																																																																																																																							
	海水	海水を涵水しない	対象外																																																																																																																																							
	相設置からの影響	（斯汀侵襲等から熱影響により機器を失うおそれがない）	—																																																																																																																																							
	電磁波による影響	（電磁波により機能が損なわれない）	—																																																																																																																																							
	周辺条件	—	—																																																																																																																																							
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																							
	開港資料	S7-3 系統図	—																																																																																																																																							
	試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	その他監視設備	J																																																																																																																																							
	開港資料	S7-4 調整及び検査	—																																																																																																																																							
	切替え性	本家の用法として常用-切替不差	Bb																																																																																																																																							
	開港資料	S7-3 系統図	—																																																																																																																																							
	系統設計	OB 系統と同上系統構成	Aa																																																																																																																																							
	その他の（構造物）	対象外	対象外																																																																																																																																							
開港資料	S7-3 系統図, S7-3 バケンダリ系統図	—																																																																																																																																								
設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																								
開港資料	S7-2 配置図	—																																																																																																																																								
第12条	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																							
	開港資料	S7-5 容量記述地図	—																																																																																																																																							
	共有の禁止	（共用しない設備）	—																																																																																																																																							
	開港資料	—	—																																																																																																																																							
	共用基準規則違反防止	環境条件、自然現象、人為事象、震災、火災 防止設備-対象（代替対象 OB 設備あり）-盤内	Aa																																																																																																																																							
	サポート系裏図 対象外（サポートなし）	対象外																																																																																																																																								
	S7-2 配置図, S7-3 系統図 S7-19 地震動力遮断装置対策について（直波遮断装置について）	—																																																																																																																																								
項目	記載箇所	記載内容																																																																																																																																								
第4条	速度・強度・圧力 ／盤外の文様・反射鏡	（速度・強度・圧力のうち、 盤外の文様・反射鏡）	B, C																																																																																																																																							
	衛星	（有効に機能を發揮する）	—																																																																																																																																							
	海水	対象外（海水を涵水しない）	—																																																																																																																																							
	相設置からの影響	（機器の機能を損なわない）	—																																																																																																																																							
	電磁波	（電磁波による影響なし）	—																																																																																																																																							
	周辺条件	（周辺環境等から熱影響等により機器を失うおそれがない）	—																																																																																																																																							
	操作性	操作不要	—																																																																																																																																							
	開港資料	S7-4 系統図	—																																																																																																																																							
	試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	その他の監視設備	—																																																																																																																																							
	開港資料	S7-4 調整及び検査	—																																																																																																																																							
	切替え性	（本家の用法として常用-切替不差）	—																																																																																																																																							
	開港資料	OB 系統と同上系統構成	Aa																																																																																																																																							
	その他の（構造物）	対象外	—																																																																																																																																							
	開港資料	S7-4 系統図 （本家の用法として常用-切替不差）	A, B																																																																																																																																							
開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	—																																																																																																																																								
開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	—																																																																																																																																								
開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	A, B																																																																																																																																								
開港資料	（本家の用法として常用-切替不差）	C																																																																																																																																								

・記載は「女子監視化計を及び漏れ内容」に対する監視化計を示す。
・「-」はすべての内容に該当するものとされておりません。既存の能力と併せては記載せず、改めて新たにしての記載する。
・「」は当該記載が存在したことなし、既存で「存在しない」としての記載を示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>ISRF代替蓄電池</th> <th>集約化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1項</td> <td>温度・密度・圧力 （屋外の天候／放射線）</td> <td>原子炉建屋の二段格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>（荷物に種別を飛躍する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を涵水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>（周辺施設等から遮蔽等により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>（電磁場により機器が壊なされない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>ST-2 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>ST-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、蒸気捕集・外排入力)</td> <td>その佑電設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>開港資料</td> <td>ST-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本系の用途として使用一切替必要</td> <td>Re</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td>開港資料</td> <td>ST-5 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮蔽等防止</td> <td>通常時は隔壁又は分離</td> <td>Ah</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>開港資料</td> <td>ST-3 施設図、ST-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮蔽場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>ST-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>開港SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本項の目的として設置するもの</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>ST-9 容量設定図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛散条件、自然現象、人為事象、溢水、火災</td> <td>防止設備・対象(代替対象加算設備あり)・屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート系図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項 共用設備・飛散防止</td> <td>開港資料</td> <td>ST-2 配置図、ST-3 施設図、 ST-10 全交流動力遮断喪失対策設備について(若航動遮断設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		ISRF代替蓄電池	集約化区分	第1項	温度・密度・圧力 （屋外の天候／放射線）	原子炉建屋の二段格納施設外及びその他の建屋内	C	荷重	（荷物に種別を飛躍する）	—	海水	海水を涵水しない	対象外	地震からの影響	（周辺施設等から遮蔽等により機能を失うおそれがない）	—	電磁的影響	（電磁場により機器が壊なされない）	—	開港資料	ST-2 配置図			第2項	操作性	操作不要	対象外	開港資料	ST-3 系統図		試験・検査 (検査性、蒸気捕集・外排入力)	その佑電設備	J	第3項	開港資料	ST-4 試験及び検査		切替え性	本系の用途として使用一切替必要	Re	第4項	開港資料	ST-5 施設図		遮蔽等防止	通常時は隔壁又は分離	Ah	その他の(飛散物)	対象外	対象外	第5項	開港資料	ST-3 施設図、ST-7 バウンダリ系統図		遮蔽場所	操作不要	対象外	開港資料	ST-2 配置図		第6項	開港SAの容量	重大事故等への対応を本項の目的として設置するもの	I	開港資料	ST-9 容量設定図		共用の禁止	(共用しない設備)	—	第7項	開港資料	—		飛散条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	防止設備・対象(代替対象加算設備あり)・屋内	Aa	サポート系図	対象外(サポート系なし)	対象外	第8項 共用設備・飛散防止	開港資料	ST-2 配置図、ST-3 施設図、 ST-10 全交流動力遮断喪失対策設備について(若航動遮断設備について)		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		ISRF代替蓄電池	集約化区分																																																																																				
第1項	温度・密度・圧力 （屋外の天候／放射線）	原子炉建屋の二段格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																				
	荷重	（荷物に種別を飛躍する）	—																																																																																				
	海水	海水を涵水しない	対象外																																																																																				
	地震からの影響	（周辺施設等から遮蔽等により機能を失うおそれがない）	—																																																																																				
電磁的影響	（電磁場により機器が壊なされない）	—																																																																																					
開港資料	ST-2 配置図																																																																																						
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
	開港資料	ST-3 系統図																																																																																					
	試験・検査 (検査性、蒸気捕集・外排入力)	その佑電設備	J																																																																																				
第3項	開港資料	ST-4 試験及び検査																																																																																					
	切替え性	本系の用途として使用一切替必要	Re																																																																																				
第4項	開港資料	ST-5 施設図																																																																																					
	遮蔽等防止	通常時は隔壁又は分離	Ah																																																																																				
	その他の(飛散物)	対象外	対象外																																																																																				
第5項	開港資料	ST-3 施設図、ST-7 バウンダリ系統図																																																																																					
	遮蔽場所	操作不要	対象外																																																																																				
	開港資料	ST-2 配置図																																																																																					
第6項	開港SAの容量	重大事故等への対応を本項の目的として設置するもの	I																																																																																				
	開港資料	ST-9 容量設定図																																																																																					
	共用の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
第7項	開港資料	—																																																																																					
	飛散条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	防止設備・対象(代替対象加算設備あり)・屋内	Aa																																																																																				
	サポート系図	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																				
第8項 共用設備・飛散防止	開港資料	ST-2 配置図、ST-3 施設図、 ST-10 全交流動力遮断喪失対策設備について(若航動遮断設備について)																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>2009新規地</th> <th>要件化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 電源設備に おける対応は は</td> <td>温度・湿度・圧力 ノ屋外の火災・放射能</td> <td>原子炉建屋の二次各納構除外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機器を保護する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>船設備からの影響</td> <td>(断面機器等から蒸気管により熱影響をうけそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動的荷重</td> <td>(電源会により種別が異なれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 高級図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他開通資料</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通除外</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項 易燃物質上 の取扱い</td> <td>切替操作</td> <td>本來の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 高級図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>08 施設と共に系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 高級図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの蓄電</td> <td>重大事故第一の対処を本來の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-5 各蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項 電源設備に おける対応は は</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用施設、自然要素、人為事 件、漏水、火災</td> <td>対象外(共用施設の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外(サポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、 57-10 全交換動力駆動喪失分離設備について(直交電源設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		2009新規地	要件化区分	第1項 電源設備に おける対応は は	温度・湿度・圧力 ノ屋外の火災・放射能	原子炉建屋の二次各納構除外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機器を保護する)	—	海水	海水を湛水しない	対象外	船設備からの影響	(断面機器等から蒸気管により熱影響をうけそれがない)	—	電動的荷重	(電源会により種別が異なれない)	—	開通資料	57-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	開通資料	57-3 高級図		試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他開通資料	J	開通除外	57-4 試験及び検査		第4項 易燃物質上 の取扱い	切替操作	本來の用途として使用-切替不要	Bb	開通資料	57-3 高級図		系統設計	08 施設と共に系統構成	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	開通資料	57-2 高級図、57-7 バウンダリ系統図		設置場所	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図		常設SAの蓄電	重大事故第一の対処を本來の目的として設置するもの	A	開通資料	57-5 各蓄電池		共有の禁止	(共用しない設備)	—	第2項 電源設備に おける対応は は	開通資料	—		共用施設、自然要素、人為事 件、漏水、火災	対象外(共用施設の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外(サポート無なし)	対象外	開通資料	57-2 配置図、57-3 系統図、 57-10 全交換動力駆動喪失分離設備について(直交電源設備について)		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		2009新規地	要件化区分																																																																														
第1項 電源設備に おける対応は は	温度・湿度・圧力 ノ屋外の火災・放射能	原子炉建屋の二次各納構除外及びその他の建屋内	C																																																																														
	荷重	(有効に機器を保護する)	—																																																																														
	海水	海水を湛水しない	対象外																																																																														
	船設備からの影響	(断面機器等から蒸気管により熱影響をうけそれがない)	—																																																																														
	電動的荷重	(電源会により種別が異なれない)	—																																																																														
	開通資料	57-2 配置図																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開通資料	57-3 高級図																																																																															
	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他開通資料	J																																																																														
	開通除外	57-4 試験及び検査																																																																															
第4項 易燃物質上 の取扱い	切替操作	本來の用途として使用-切替不要	Bb																																																																														
	開通資料	57-3 高級図																																																																															
	系統設計	08 施設と共に系統構成	Aa																																																																														
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 高級図、57-7 バウンダリ系統図																																																																															
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 配置図																																																																															
	常設SAの蓄電	重大事故第一の対処を本來の目的として設置するもの	A																																																																														
	開通資料	57-5 各蓄電池																																																																															
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																														
第2項 電源設備に おける対応は は	開通資料	—																																																																															
	共用施設、自然要素、人為事 件、漏水、火災	対象外(共用施設の考慮対象設備なし)	対象外																																																																														
	サポート系要因	対象外(サポート無なし)	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 配置図、57-3 系統図、 57-10 全交換動力駆動喪失分離設備について(直交電源設備について)																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p style="text-align: center;">【女川、泊の記載箇所で比較（補足1-7）】</p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>IS&V代替充電器</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第一項 通常運転における運転手順</td> <td>温度・密度・圧力／以外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>（軽荷に機組を発揮する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を汲みしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>（周辺構造から地盤をより機組を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>（電磁波により機組が損なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-2 記載図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査（検査頻度・各部入力）</td> <td>その他の機器設備</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-4 試験を行う検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; text-align: center;">第二項 非常用運転手順</td> <td>切替え性</td> <td>本來の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-5 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹設計</td> <td>通常時は開離又は分離</td> <td>Ah</td> </tr> <tr> <td>その他の機器</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-6 系統図、SI-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第三項 非常用運転手順</td> <td>装置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-8 記載図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第四項 非常用運転手順</td> <td>閑置資料</td> <td>SI-9 容量設定装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>占有の禁止</td> <td>（共用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第五項 非常用運転手順</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象（代者対象 IS&V記載あり）-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート系図</td> <td>対象外（サポート系なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑置資料</td> <td>SI-10 記載図、SI-11 系統図、SI-12 全空冷動力発電機先付物設備について「直列遮断設備について」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		IS&V代替充電器	細分化区分	第一項 通常運転における運転手順	温度・密度・圧力／以外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の建屋内	C	荷重	（軽荷に機組を発揮する）	—	海水	海水を汲みしない	対象外	地盤からの影響	（周辺構造から地盤をより機組を失うおそれがない）	—	電磁的障害	（電磁波により機組が損なわれない）	—	閑置資料	SI-2 記載図		操作性	操作不要	対象外	閑置資料	SI-3 系統図		試験・検査（検査頻度・各部入力）	その他の機器設備	I	閑置資料	SI-4 試験を行う検査		第二項 非常用運転手順	切替え性	本來の用途として使用-切替不要	Bb	閑置資料	SI-5 系統図		基幹設計	通常時は開離又は分離	Ah	その他の機器	対象外		閑置資料	SI-6 系統図、SI-7 バウンダリ系統図		第三項 非常用運転手順	装置場所	操作不要	対象外	閑置資料	SI-8 記載図		常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	第四項 非常用運転手順	閑置資料	SI-9 容量設定装置		占有の禁止	（共用しない設備）	—	閑置資料	—		第五項 非常用運転手順	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象（代者対象 IS&V記載あり）-屋内	Aa	サポート系図	対象外（サポート系なし）	対象外	閑置資料	SI-10 記載図、SI-11 系統図、SI-12 全空冷動力発電機先付物設備について「直列遮断設備について」		<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p>記載箇所の相違（57-1-46～）</p>
第57条：電源設備		IS&V代替充電器	細分化区分																																																																																
第一項 通常運転における運転手順	温度・密度・圧力／以外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の建屋内	C																																																																																
	荷重	（軽荷に機組を発揮する）	—																																																																																
	海水	海水を汲みしない	対象外																																																																																
	地盤からの影響	（周辺構造から地盤をより機組を失うおそれがない）	—																																																																																
	電磁的障害	（電磁波により機組が損なわれない）	—																																																																																
	閑置資料	SI-2 記載図																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	閑置資料	SI-3 系統図																																																																																	
	試験・検査（検査頻度・各部入力）	その他の機器設備	I																																																																																
	閑置資料	SI-4 試験を行う検査																																																																																	
第二項 非常用運転手順	切替え性	本來の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																
	閑置資料	SI-5 系統図																																																																																	
	基幹設計	通常時は開離又は分離	Ah																																																																																
	その他の機器	対象外																																																																																	
	閑置資料	SI-6 系統図、SI-7 バウンダリ系統図																																																																																	
第三項 非常用運転手順	装置場所	操作不要	対象外																																																																																
	閑置資料	SI-8 記載図																																																																																	
	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																
第四項 非常用運転手順	閑置資料	SI-9 容量設定装置																																																																																	
	占有の禁止	（共用しない設備）	—																																																																																
	閑置資料	—																																																																																	
第五項 非常用運転手順	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象（代者対象 IS&V記載あり）-屋内	Aa																																																																																
	サポート系図	対象外（サポート系なし）	対象外																																																																																
	閑置資料	SI-10 記載図、SI-11 系統図、SI-12 全空冷動力発電機先付物設備について「直列遮断設備について」																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">港57条:電源設備</th> <th>2009元年基</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第1項 構造条件 における 健全性</td> <td>風災・地震・圧力 ／屋外の火災／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次構造筋以外及びその後の壁内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を涵水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他の場所からの影響</td> <td>(周辺施設から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動的障害</td> <td>(電動機により機能が損なわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本系の用法として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第4項 遮断装置 防止</td> <td>遮断装置</td> <td>BB 施設トヨリ遮断機式</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(遮断物)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-3 施設図, BT-7 バウンダリ遮断図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第5項 計量場所</td> <td>計量場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の設置</td> <td>重大事故等への対応を目的の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第6項 共通事故防止 原因別要因</td> <td>開運資料</td> <td>BT-5 容量設定性能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有者の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">第7項 防護条件 自然現象、人為事 象、震災、火災</td> <td>防護条件、自然現象、人為事 象、震災、火災</td> <td>対象外(夫運要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート要因</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図, BT-3 施設図, BT-10 金沢送電能力電源強度と対策設備について(直送電源設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港57条:電源設備		2009元年基	簡略化区分	第1項 構造条件 における 健全性	風災・地震・圧力 ／屋外の火災／放射線	原子炉建屋の二次構造筋以外及びその後の壁内	C	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を涵水しない	対象外	他の場所からの影響	(周辺施設から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電動的障害	(電動機により機能が損なわれる)	—	開運資料	BT-2 施設図		操作性	操作不要	対象外	開運資料	BT-3 施設図		試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J	開運資料	BT-4 試験及び検査		切替え性	本系の用法として使用・切替不要	Bb	開運資料	BT-3 施設図		第4項 遮断装置 防止	遮断装置	BB 施設トヨリ遮断機式	Aa	その他(遮断物)	対象外		開運資料	BT-3 施設図, BT-7 バウンダリ遮断図		第5項 計量場所	計量場所	操作不要	対象外	開運資料	BT-2 施設図		常設 SA の設置	重大事故等への対応を目的の目的として設置するもの	A	第6項 共通事故防止 原因別要因	開運資料	BT-5 容量設定性能		所有者の禁止	(未用しない設備)	—	開運資料	—		第7項 防護条件 自然現象、人為事 象、震災、火災	防護条件、自然現象、人為事 象、震災、火災	対象外(夫運要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート要因	対象外(サポート系なし)	対象外	開運資料	BT-2 施設図, BT-3 施設図, BT-10 金沢送電能力電源強度と対策設備について(直送電源設備について)		<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
港57条:電源設備		2009元年基	簡略化区分																																																																																
第1項 構造条件 における 健全性	風災・地震・圧力 ／屋外の火災／放射線	原子炉建屋の二次構造筋以外及びその後の壁内	C																																																																																
	荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																
	海水	海水を涵水しない	対象外																																																																																
	他の場所からの影響	(周辺施設から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																
	電動的障害	(電動機により機能が損なわれる)	—																																																																																
	開運資料	BT-2 施設図																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	開運資料	BT-3 施設図																																																																																	
	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J																																																																																
	開運資料	BT-4 試験及び検査																																																																																	
切替え性	本系の用法として使用・切替不要	Bb																																																																																	
開運資料	BT-3 施設図																																																																																		
第4項 遮断装置 防止	遮断装置	BB 施設トヨリ遮断機式	Aa																																																																																
	その他(遮断物)	対象外																																																																																	
	開運資料	BT-3 施設図, BT-7 バウンダリ遮断図																																																																																	
第5項 計量場所	計量場所	操作不要	対象外																																																																																
	開運資料	BT-2 施設図																																																																																	
	常設 SA の設置	重大事故等への対応を目的の目的として設置するもの	A																																																																																
第6項 共通事故防止 原因別要因	開運資料	BT-5 容量設定性能																																																																																	
	所有者の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																
	開運資料	—																																																																																	
第7項 防護条件 自然現象、人為事 象、震災、火災	防護条件、自然現象、人為事 象、震災、火災	対象外(夫運要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																
	サポート要因	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																
	開運資料	BT-2 施設図, BT-3 施設図, BT-10 金沢送電能力電源強度と対策設備について(直送電源設備について)																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項 常設設備</th> <th>ガスタービン発電機後接装置</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1項 常設設備</td> <td>温度・湿度・圧力 /屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の三次側冷却管外及びその他の壁面内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(直接に構造を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設等からの影響</td> <td>(周辺施設等から異形影響に上り難性を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周囲音圧</td> <td>BT-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第2項 操作性</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周囲資料</td> <td>BT-2 配置図, BT-3 吊筋図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動・制御 (操作性, 準備構成, 外部入力)</td> <td>その他電気機器備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>能適資料</td> <td>BT-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え他</td> <td>本体の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>周囲資料</td> <td>BT-3 溶接図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第4項 燃焼装置</td> <td>蒸気設計</td> <td>通常時は隣避又は分離</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の飛散物</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周囲資料</td> <td>BT-3 溶接図, BT-7 バウンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周囲資料</td> <td>BT-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の搭載</td> <td>重大事故導への対応を本件の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第2項 周囲環境</td> <td>周囲資料</td> <td>BT-8 密度設定規格</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周囲資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>此 項 規 定 は 運 行 時 間 内 に 限 ら ず 運 行 時 間 外 に も 適 用 す る 。</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 盆水, 火災 防止設備・対象(代替対象(BB設備あり)-屋内)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート装置</td> <td>対象外(サポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周囲資料</td> <td>BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-9 代替電源装置について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第1項 常設設備		ガスタービン発電機後接装置	細分化区分	第1項 常設設備	温度・湿度・圧力 /屋外の天候／放射線	原子炉建屋の三次側冷却管外及びその他の壁面内	C	荷重	(直接に構造を發揮する)	—	海水	海水を遮れしない	対象外	施設等からの影響	(周辺施設等から異形影響に上り難性を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	周囲音圧	BT-1 配置図	—	第2項 操作性	操作性	操作不要	対象外	周囲資料	BT-2 配置図, BT-3 吊筋図	—	駆動・制御 (操作性, 準備構成, 外部入力)	その他電気機器備	J	能適資料	BT-4 試験及び検査	—	切替え他	本体の用途として使用・切替不要	Bb	周囲資料	BT-3 溶接図	—	第4項 燃焼装置	蒸気設計	通常時は隣避又は分離	Aa	その他の飛散物	対象外	対象外	周囲資料	BT-3 溶接図, BT-7 バウンダリ系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	周囲資料	BT-2 配置図	—	常設 SA の搭載	重大事故導への対応を本件の目的として設置するもの	A	第2項 周囲環境	周囲資料	BT-8 密度設定規格	—	共有の禁止	(未用しない設備)	—	周囲資料	—	—	此 項 規 定 は 運 行 時 間 内 に 限 ら ず 運 行 時 間 外 に も 適 用 す る 。	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盆水, 火災 防止設備・対象(代替対象(BB設備あり)-屋内)	Aa	サポート装置	対象外(サポート無なし)	対象外	周囲資料	BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-9 代替電源装置について	—	<p style="color: green;">【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第1項 常設設備		ガスタービン発電機後接装置	細分化区分																																																																															
第1項 常設設備	温度・湿度・圧力 /屋外の天候／放射線	原子炉建屋の三次側冷却管外及びその他の壁面内	C																																																																															
	荷重	(直接に構造を發揮する)	—																																																																															
	海水	海水を遮れしない	対象外																																																																															
	施設等からの影響	(周辺施設等から異形影響に上り難性を失うおそれがない)	—																																																																															
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																															
	周囲音圧	BT-1 配置図	—																																																																															
第2項 操作性	操作性	操作不要	対象外																																																																															
	周囲資料	BT-2 配置図, BT-3 吊筋図	—																																																																															
	駆動・制御 (操作性, 準備構成, 外部入力)	その他電気機器備	J																																																																															
	能適資料	BT-4 試験及び検査	—																																																																															
	切替え他	本体の用途として使用・切替不要	Bb																																																																															
	周囲資料	BT-3 溶接図	—																																																																															
第4項 燃焼装置	蒸気設計	通常時は隣避又は分離	Aa																																																																															
	その他の飛散物	対象外	対象外																																																																															
	周囲資料	BT-3 溶接図, BT-7 バウンダリ系統図	—																																																																															
	設置場所	操作不要	対象外																																																																															
	周囲資料	BT-2 配置図	—																																																																															
	常設 SA の搭載	重大事故導への対応を本件の目的として設置するもの	A																																																																															
第2項 周囲環境	周囲資料	BT-8 密度設定規格	—																																																																															
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																															
	周囲資料	—	—																																																																															
	此 項 規 定 は 運 行 時 間 内 に 限 ら ず 運 行 時 間 外 に も 適 用 す る 。	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盆水, 火災 防止設備・対象(代替対象(BB設備あり)-屋内)	Aa																																																																															
	サポート装置	対象外(サポート無なし)	対象外																																																																															
	周囲資料	BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-9 代替電源装置について	—																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>新潟市夷庄母機JF系</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 電源設備 における 構造・運転 条件</td> <td>遮断・復座・圧力 ／溢外の実施／放射線</td> <td>新千伊庵屋の二次構造箇所及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電風</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を汲まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(既設機器等から遮断等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>(電源設備により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 納入図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査用、清掃機器、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替操作</td> <td>本来の用途として使用 切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 納入図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項 電源設備 上</td> <td>系統設計</td> <td>清管栓は個別又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 納入図, 57-7 バクンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の寄臺</td> <td>重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-5 寄臺設定期制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項 電源設備 下</td> <td>遮断条件、自然現象、人为事 件、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 98 設備あり)-室内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>ナロート高架回</td> <td>対象外(サボト高架なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 納入図, 57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		新潟市夷庄母機JF系	簡略化区分	第1項 電源設備 における 構造・運転 条件	遮断・復座・圧力 ／溢外の実施／放射線	新千伊庵屋の二次構造箇所及びその他の建屋内	C	電風	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を汲まない	対象外	他設備からの影響	(既設機器等から遮断等により機能を失うおそれがない)	—	電源設備	(電源設備により機器が損なわれない)	—	規通資料	57-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 納入図		試験・検査 (検査用、清掃機器、外部入力)	その他電源設備	J	開通資料	57-4 試験及び検査		切替操作	本来の用途として使用 切替不要	Bb	開通資料	57-3 納入図		第2項 電源設備 上	系統設計	清管栓は個別又は分離	Ab	その他(飛散物)	対象外	対象外	開通資料	57-3 納入図, 57-7 バクンダリ系統図		開通資料	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図		常設 SA の寄臺	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	A	開通資料	57-5 寄臺設定期制		共有の禁止	(共用しない設備)	—	開通資料	—		第3項 電源設備 下	遮断条件、自然現象、人为事 件、漏水、火災	防止設備-対象(代替対象 98 設備あり)-室内	Ab	ナロート高架回	対象外(サボト高架なし)	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 納入図, 57-9 代替電源設備について		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		新潟市夷庄母機JF系	簡略化区分																																																																														
第1項 電源設備 における 構造・運転 条件	遮断・復座・圧力 ／溢外の実施／放射線	新千伊庵屋の二次構造箇所及びその他の建屋内	C																																																																														
	電風	(有効に機能を發揮する)	—																																																																														
	海水	海水を汲まない	対象外																																																																														
	他設備からの影響	(既設機器等から遮断等により機能を失うおそれがない)	—																																																																														
	電源設備	(電源設備により機器が損なわれない)	—																																																																														
	規通資料	57-2 配置図																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 納入図																																																																															
	試験・検査 (検査用、清掃機器、外部入力)	その他電源設備	J																																																																														
	開通資料	57-4 試験及び検査																																																																															
切替操作	本来の用途として使用 切替不要	Bb																																																																															
開通資料	57-3 納入図																																																																																
第2項 電源設備 上	系統設計	清管栓は個別又は分離	Ab																																																																														
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																														
	開通資料	57-3 納入図, 57-7 バクンダリ系統図																																																																															
	開通資料	操作不要	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 配置図																																																																															
	常設 SA の寄臺	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	A																																																																														
	開通資料	57-5 寄臺設定期制																																																																															
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																														
	開通資料	—																																																																															
	第3項 電源設備 下	遮断条件、自然現象、人为事 件、漏水、火災	防止設備-対象(代替対象 98 設備あり)-室内	Ab																																																																													
ナロート高架回		対象外(サボト高架なし)	対象外																																																																														
開通資料		57-2 配置図, 57-3 納入図, 57-9 代替電源設備について																																																																															

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)		
第57条 電源設備		東京電力株式会社
		福島化区分
	直通、遮断、圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉遮断の二重化監視脱出及びその他の確保内 C
	雷電	「有効に機能を確保する」
	漏水	漏水を監視しない 対象外
	脱落荷からの影響	(倒壊・墜落等から漏電影響により構造物を失うおそれがない) —
	電源の障害	(電源送りにより機能が損なわれない) —
	異常警報	57-2 配置図
第二項	操作性	中央制御室操作 A
	開閉監視	57-1 配置図、57-3 系統図
第三項	試験、検査 (操作性、油循環機、外部入力)	その他電源設備 J
	開通監視	57-4 試験及び検査
第四項	切替え性	本來の用途として使用・切替不適 JB
	開通監視	57-3 開通図
第五項	系統設計	通常物山浜離水弁分離 Ab
	その他(応急物)	対象外 対象外
	異常警報	57-3 開通図、57-1 バンダリ系図
第六項	設置場所	中央制御室操作 B
	開通監視	57-2 開通図
第七項	常設品の充電	重大事故への対応を本来の目的として設置するもの A
	開通監視	57-5 信号監視用機器
第八項	共用の禁止	(共用しない設備) —
	開通監視	—
第九項	出力制限(保護装置上)	運転条件、自然現象、人為事 象、漏水、火災 防止設備・対象(代替対象 10 装置あり)・箇内 Ab
	サブ・システム	対象外(サブ・システム) 対象外
	開通監視	57-1 配置図、57-3 系統図、57-9 代替装置箇内について

泊発電所3号炉

【大飯、女川】

記載表現の相違

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

女川原子力発電所 2号炉

第 B-7 条：電源設備		緊急用動力変圧器 33 台	開閉化区分
第 1 項 備 準 基 本 方 法 付 け 継 ぎ 金 属 接 端	直通・恒速・圧力／ その他の文機／放射器	原子炉建屋の二重遮蔽施設及びその他の建屋内	C
	電池	(有効に機能を発揮する)	—
	海水	海水を循環しない	対象外
	地盤からの影響	(断面構造等から振動影響により機能を失うおそれがない)	—
	地震の被害	(震度により繊細が損なわれない)	—
	周辺書類	57-2 配置図	
	操作手	操作不要	対象外
	開閉資料	57-2 配置図、57-3 施設図	
	試験・検査 (既往生、系装置成・外部入力)	その他の試験設備	D
	開通資料	57-4 試験及び検査	
第 2 項 接 端 部 分	接替入出	本項の用途として動用・切替不適	Bb
	開通資料	57-3 施設図	
	系統設計	通常時は隔壁又は分離	Bb
	その他の(隔離物)	対象外	対象外
第 3 項 接 端 部 分	接替資料	57-3 施設図、57-7 ハンダリ共用図	
	開通資料	操作手順	対象外
	開通資料	57-4 配置図	
第 4 項 接 端 部 分	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本項の目的として容量するもの	A
	開通資料	57-5 容量設定基準	
	共有の禁止	(共用しない設備)	—
	開通資料	—	
	接続条件、自然現象、人為事 件、溢水、火災	防止設備・対象(代替対象 38 設備あり)・屋内	Aa
第 5 項 接 端 部 分	サポート系資料	対象外(サポート系なし)	対象外
	開通資料	57-2 配置図、57-3 施設図、57-9 代替設備機器について	

泊発電所 3号炉

相違理由

【大飯、女川】

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>泊発電所3号炉の記載</th> <th>備考</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・監視・操作・制御・監視装置</td> <td>「運転・監視・操作・制御・監視装置」 （運転・監視・操作・制御・監視装置）</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-2 運転・監視装置</td> </tr> <tr> <td>構造・機器</td> <td>「構造・機器」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-3 機器</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>「電気設備」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-4 電気設備</td> </tr> <tr> <td>給排水設備</td> <td>「給排水設備」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-5 給排水設備</td> </tr> <tr> <td>空調設備</td> <td>「空調設備」</td> <td>A-A</td> <td>【規定別冊第1】○-6 空調・換気設備 【規定別冊第1】○-9 ハンターフィルター</td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>「防護装置」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-7 防護装置</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>「施設設備」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-8 施設設備</td> </tr> <tr> <td>施設の構造</td> <td>「施設の構造」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-10 施設の構造</td> </tr> <tr> <td>施設の土木工事</td> <td>「施設の土木工事」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-11 施設の土木工事</td> </tr> <tr> <td>サボート支承装置</td> <td>「サボート支承装置」</td> <td>○</td> <td>【規定別冊第1】○-12 サボート支承装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初回「赤字・青字の記載が空欄の場合は内訳」に該する記載項目を省略する。 「○」は当該設備に対する当該方針で異なることを示し、「○」は当該方針と同一であることを示す。 「-」は当該設備に対する方針がないことを示す。</p>	項目名	泊発電所3号炉の記載	備考	備考	運転・監視・操作・制御・監視装置	「運転・監視・操作・制御・監視装置」 （運転・監視・操作・制御・監視装置）	○	【規定別冊第1】○-2 運転・監視装置	構造・機器	「構造・機器」	○	【規定別冊第1】○-3 機器	電気設備	「電気設備」	○	【規定別冊第1】○-4 電気設備	給排水設備	「給排水設備」	○	【規定別冊第1】○-5 給排水設備	空調設備	「空調設備」	A-A	【規定別冊第1】○-6 空調・換気設備 【規定別冊第1】○-9 ハンターフィルター	防護装置	「防護装置」	○	【規定別冊第1】○-7 防護装置	施設設備	「施設設備」	○	【規定別冊第1】○-8 施設設備	施設の構造	「施設の構造」	○	【規定別冊第1】○-10 施設の構造	施設の土木工事	「施設の土木工事」	○	【規定別冊第1】○-11 施設の土木工事	サボート支承装置	「サボート支承装置」	○	【規定別冊第1】○-12 サボート支承装置	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）
項目名	泊発電所3号炉の記載	備考	備考																																												
運転・監視・操作・制御・監視装置	「運転・監視・操作・制御・監視装置」 （運転・監視・操作・制御・監視装置）	○	【規定別冊第1】○-2 運転・監視装置																																												
構造・機器	「構造・機器」	○	【規定別冊第1】○-3 機器																																												
電気設備	「電気設備」	○	【規定別冊第1】○-4 電気設備																																												
給排水設備	「給排水設備」	○	【規定別冊第1】○-5 給排水設備																																												
空調設備	「空調設備」	A-A	【規定別冊第1】○-6 空調・換気設備 【規定別冊第1】○-9 ハンターフィルター																																												
防護装置	「防護装置」	○	【規定別冊第1】○-7 防護装置																																												
施設設備	「施設設備」	○	【規定別冊第1】○-8 施設設備																																												
施設の構造	「施設の構造」	○	【規定別冊第1】○-10 施設の構造																																												
施設の土木工事	「施設の土木工事」	○	【規定別冊第1】○-11 施設の土木工事																																												
サボート支承装置	「サボート支承装置」	○	【規定別冊第1】○-12 サボート支承装置																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第6-7条: 常設設備</th> <th>対象外</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次各系統以外及びその他の施設内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(原子炉建屋から遮蔽物により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、添付構成・外部入力)</td> <td>その他開通設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替性</td> <td>本來の用途として使用 切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽設計 (遮蔽構造上)</td> <td>遮蔽物は障壁又は分離</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 施設図, 57-7 バウンダリ 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-5 容量認定証</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非通常運転時 (非通常運転時)</td> <td>停機条件、自然現象、人為事象、湿気、火災 防止設備-対象(代替対象の設備あり)-槽内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート施設図</td> <td>対象外(リポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第6-7条: 常設設備		対象外	範囲化区分	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次各系統以外及びその他の施設内	C	雨水	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を湛水しない	対象外	地震からの影響	(原子炉建屋から遮蔽物により機能を失うおそれがない)	—	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—	開通資料	57-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図	—	試験・検査 (検査性、添付構成・外部入力)	その他開通設備	J	開通資料	57-4 試験及び検査	—	切替性	本來の用途として使用 切替不要	Bb	開通資料	57-3 施設図	—	遮蔽設計 (遮蔽構造上)	遮蔽物は障壁又は分離	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	開通資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ 施設図	—	耐震場所	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図	—	常設SAの容量	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	A	開通資料	57-5 容量認定証	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	開通資料	—	—	非通常運転時 (非通常運転時)	停機条件、自然現象、人為事象、湿気、火災 防止設備-対象(代替対象の設備あり)-槽内	Aa	サポート施設図	対象外(リポート無なし)	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第6-7条: 常設設備		対象外	範囲化区分																																																																												
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次各系統以外及びその他の施設内	C																																																																												
	雨水	(有効に機能を発揮する)	—																																																																												
	海水	海水を湛水しない	対象外																																																																												
	地震からの影響	(原子炉建屋から遮蔽物により機能を失うおそれがない)	—																																																																												
	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																												
	開通資料	57-2 配置図	—																																																																												
	操作性	操作不要	対象外																																																																												
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図	—																																																																												
	試験・検査 (検査性、添付構成・外部入力)	その他開通設備	J																																																																												
	開通資料	57-4 試験及び検査	—																																																																												
切替性	本來の用途として使用 切替不要	Bb																																																																													
開通資料	57-3 施設図	—																																																																													
遮蔽設計 (遮蔽構造上)	遮蔽物は障壁又は分離	Aa																																																																													
その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																													
開通資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ 施設図	—																																																																													
耐震場所	操作不要	対象外																																																																													
開通資料	57-2 配置図	—																																																																													
常設SAの容量	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	A																																																																													
開通資料	57-5 容量認定証	—																																																																													
共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																													
開通資料	—	—																																																																													
非通常運転時 (非通常運転時)	停機条件、自然現象、人為事象、湿気、火災 防止設備-対象(代替対象の設備あり)-槽内	Aa																																																																													
サポート施設図	対象外(リポート無なし)	対象外																																																																													
開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について	—																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条 電源設備</th> <th>緊急用交換遮断切替盤 26基</th> <th>集約化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>操作条件 温度、湿度、圧力 /屋外の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震/海からからの影響</td> <td>(震じ揺れ等から原子炉に上り機能を失うかそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により導体が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>異常荷重</td> <td>B7-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作作業</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 配置図、B7-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃費・廃棄 (候蓋性、蒸気発生・外部入力)</td> <td>その他の電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>閑通資料</td> <td>B7-4 燃費及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td>切替冗長性</td> <td>本剤の用途として使用-切替必要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃費・廃棄 (蒸気発生)</td> <td>蒸気発生は瞬間又は分離</td> <td>A9</td> </tr> <tr> <td>その他(湯沸物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>異常資料</td> <td>B7-3 無経路、B7-7 バウンダリ番號図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閑通資料</td> <td>B7-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>汽塔、その他の設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑通資料</td> <td>B7-1 異常設定値表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>閑通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北道基盤防護</td> <td>構造条件、自然振動、人為事象、温水、火災 防止装置-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>チギート系図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>異常資料</td> <td>B7-2 配置図、B7-3 系統図、B7-9 代替監視設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条 電源設備		緊急用交換遮断切替盤 26基	集約化区分	第1項	操作条件 温度、湿度、圧力 /屋外の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地震/海からからの影響	(震じ揺れ等から原子炉に上り機能を失うかそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により導体が損なわれない)	—	異常荷重	B7-2 配置図		操作作業	中央制御室操作	A	開港資料	B7-2 配置図、B7-3 系統図		燃費・廃棄 (候蓋性、蒸気発生・外部入力)	その他の電源設備	J	閑通資料	B7-4 燃費及び検査		第4項	切替冗長性	本剤の用途として使用-切替必要	Ba	開港資料	B7-3 系統図		燃費・廃棄 (蒸気発生)	蒸気発生は瞬間又は分離	A9	その他(湯沸物)	対象外	対象外	異常資料	B7-3 無経路、B7-7 バウンダリ番號図		設置場所	中央制御室操作	B	閑通資料	B7-2 配置図		常設 SA の容量	汽塔、その他の設備	対象外	閑通資料	B7-1 異常設定値表		共用の禁止	(共用しない設備)	—	第5項	閑通資料	—		北道基盤防護	構造条件、自然振動、人為事象、温水、火災 防止装置-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa	チギート系図	対象外(サポート系なし)	対象外		異常資料	B7-2 配置図、B7-3 系統図、B7-9 代替監視設備について			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条 電源設備		緊急用交換遮断切替盤 26基	集約化区分																																																																																
第1項	操作条件 温度、湿度、圧力 /屋外の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																
	荷重	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																																
	地震/海からからの影響	(震じ揺れ等から原子炉に上り機能を失うかそれがない)	—																																																																																
	電磁的障害	(電磁波により導体が損なわれない)	—																																																																																
	異常荷重	B7-2 配置図																																																																																	
	操作作業	中央制御室操作	A																																																																																
	開港資料	B7-2 配置図、B7-3 系統図																																																																																	
	燃費・廃棄 (候蓋性、蒸気発生・外部入力)	その他の電源設備	J																																																																																
	閑通資料	B7-4 燃費及び検査																																																																																	
第4項	切替冗長性	本剤の用途として使用-切替必要	Ba																																																																																
	開港資料	B7-3 系統図																																																																																	
	燃費・廃棄 (蒸気発生)	蒸気発生は瞬間又は分離	A9																																																																																
	その他(湯沸物)	対象外	対象外																																																																																
	異常資料	B7-3 無経路、B7-7 バウンダリ番號図																																																																																	
	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																
	閑通資料	B7-2 配置図																																																																																	
	常設 SA の容量	汽塔、その他の設備	対象外																																																																																
	閑通資料	B7-1 異常設定値表																																																																																	
	共用の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																
第5項	閑通資料	—																																																																																	
	北道基盤防護	構造条件、自然振動、人為事象、温水、火災 防止装置-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa																																																																																
	チギート系図	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																
	異常資料	B7-2 配置図、B7-3 系統図、B7-9 代替監視設備について																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第67条(電源設備)</th> <th>緊急用交流電源切替装置の種類</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 電源設備に付ける規定</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納塔以外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷物に機器を剥離する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から異常事象により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>販賣・積卸</td> <td>その他の設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項 電源設備上</td> <td>引導式性</td> <td>本來の用途として使用-代替必要</td> <td>Bn</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落紙設計</td> <td>通常時は隔離及び分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-3 施設図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>汎用、その他の設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-6 容量決定推算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項 外部環境上</td> <td>周連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為等 水没、火災</td> <td>防止装置-対象(代替对象(BW設置あり)-屋内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サポート装置因</td> <td>対象外(サポート不在)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 施設図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第67条(電源設備)		緊急用交流電源切替装置の種類	簡略化区分	第1項 電源設備に付ける規定	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納塔以外及びその他の建屋内	C	荷重	(荷物に機器を剥離する)	—	海水	海水を漏れしない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等から異常事象により機器を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—	周連資料	57-2 配置図		操作性	中央制御室操作	A	周連資料	57-2 配置図、57-3 施設図		販賣・積卸	その他の設備	J	周連資料	57-4 試験及び検査		第2項 電源設備上	引導式性	本來の用途として使用-代替必要	Bn	周連資料	57-3 施設図		落紙設計	通常時は隔離及び分離	Ab	その他(飛散物)	対象外	対象外	周連資料	57-3 施設図、57-7 バウンダリ系統図		設置場所	中央制御室操作	B	周連資料	57-2 配置図		常設SAの容量	汎用、その他の設備	対象外	周連資料	57-6 容量決定推算		共有の禁止	(未用しない設備)	—	第3項 外部環境上	周連資料	—		環境条件、自然現象、人為等 水没、火災	防止装置-対象(代替对象(BW設置あり)-屋内	Ab	サポート装置因	対象外(サポート不在)	対象外	周連資料	57-2 配置図、57-3 施設図、57-9 代替電源設備について				<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第67条(電源設備)		緊急用交流電源切替装置の種類	簡略化区分																																																																																
第1項 電源設備に付ける規定	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納塔以外及びその他の建屋内	C																																																																																
	荷重	(荷物に機器を剥離する)	—																																																																																
	海水	海水を漏れしない	対象外																																																																																
	他設備からの影響	(周辺機器等から異常事象により機器を失うおそれがない)	—																																																																																
	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—																																																																																
	周連資料	57-2 配置図																																																																																	
	操作性	中央制御室操作	A																																																																																
	周連資料	57-2 配置図、57-3 施設図																																																																																	
	販賣・積卸	その他の設備	J																																																																																
	周連資料	57-4 試験及び検査																																																																																	
第2項 電源設備上	引導式性	本來の用途として使用-代替必要	Bn																																																																																
	周連資料	57-3 施設図																																																																																	
	落紙設計	通常時は隔離及び分離	Ab																																																																																
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																
	周連資料	57-3 施設図、57-7 バウンダリ系統図																																																																																	
	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																
	周連資料	57-2 配置図																																																																																	
	常設SAの容量	汎用、その他の設備	対象外																																																																																
	周連資料	57-6 容量決定推算																																																																																	
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																
第3項 外部環境上	周連資料	—																																																																																	
	環境条件、自然現象、人為等 水没、火災	防止装置-対象(代替对象(BW設置あり)-屋内	Ab																																																																																
	サポート装置因	対象外(サポート不在)	対象外																																																																																
周連資料	57-2 配置図、57-3 施設図、57-9 代替電源設備について																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>要旨用文改進新切替盤付属</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項</td> <td>温度・湿度・圧力 （屋外の天候／放射線）</td> <td>原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の被覆内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>（荷物に種類を發揮する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他の機器からの影響</td> <td>（対立施設から遮蔽壁により機器を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電気的障害</td> <td>（遮蔽壁により機能不全なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-2 計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御盤操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-2 計画図、67-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）</td> <td>その他機器設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本機の用途として使用・切替必要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感電防止</td> <td>高級設計 通常時は周囲又は分離</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の（漏洩物）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-3 施設図、67-7 バケンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就業場所</td> <td>中央制御盤操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-1 計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>試験、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-5 容量設定装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>（公用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産実績（運転上）</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止装置・対象（代替対象、DD 設備あり）-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート系装置</td> <td>対象外（サポート共なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-2 計画図、67-3 施設図、67-9 代替電源装置について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		要旨用文改進新切替盤付属	範囲化区分	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	温度・湿度・圧力 （屋外の天候／放射線）	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の被覆内	C	雨露	（荷物に種類を發揮する）	—	海水	海水を海水しない	対象外	他の機器からの影響	（対立施設から遮蔽壁により機器を失うおそれがない）	—	電気的障害	（遮蔽壁により機能不全なわれない）	—	開港資料	67-2 計画図		操作性	中央制御盤操作	A	開港資料	67-2 計画図、67-3 系統図		試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	その他機器設備	J	開港資料	67-4 試験及び検査		切替え性	本機の用途として使用・切替必要	Ba	開港資料	67-3 施設図		感電防止	高級設計 通常時は周囲又は分離	Aa	その他の（漏洩物）	対象外	対象外	開港資料	67-3 施設図、67-7 バケンダリ系統図		就業場所	中央制御盤操作	B	開港資料	67-1 計画図		常設 SA の容量	試験、その他設備	対象外	開港資料	67-5 容量設定装置		共有の禁止	（公用しない設備）	—	開港資料	—		生産実績（運転上）	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止装置・対象（代替対象、DD 設備あり）-屋内	Aa	サポート系装置	対象外（サポート共なし）	対象外	開港資料	67-2 計画図、67-3 施設図、67-9 代替電源装置について		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
第57条：電源設備		要旨用文改進新切替盤付属	範囲化区分																																																																												
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	温度・湿度・圧力 （屋外の天候／放射線）	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の被覆内	C																																																																												
	雨露	（荷物に種類を發揮する）	—																																																																												
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																												
	他の機器からの影響	（対立施設から遮蔽壁により機器を失うおそれがない）	—																																																																												
	電気的障害	（遮蔽壁により機能不全なわれない）	—																																																																												
	開港資料	67-2 計画図																																																																													
	操作性	中央制御盤操作	A																																																																												
	開港資料	67-2 計画図、67-3 系統図																																																																													
	試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	その他機器設備	J																																																																												
	開港資料	67-4 試験及び検査																																																																													
切替え性	本機の用途として使用・切替必要	Ba																																																																													
開港資料	67-3 施設図																																																																														
感電防止	高級設計 通常時は周囲又は分離	Aa																																																																													
その他の（漏洩物）	対象外	対象外																																																																													
開港資料	67-3 施設図、67-7 バケンダリ系統図																																																																														
就業場所	中央制御盤操作	B																																																																													
開港資料	67-1 計画図																																																																														
常設 SA の容量	試験、その他設備	対象外																																																																													
開港資料	67-5 容量設定装置																																																																														
共有の禁止	（公用しない設備）	—																																																																													
開港資料	—																																																																														
生産実績（運転上）	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止装置・対象（代替対象、DD 設備あり）-屋内	Aa																																																																													
サポート系装置	対象外（サポート共なし）	対象外																																																																													
開港資料	67-2 計画図、67-3 施設図、67-9 代替電源装置について																																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">施57条:電源設備</th> <th>非常用制圧装置 20系</th> <th>集約化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章</td> <td>遮断・復復・圧力／周外の火災／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電磁</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(震山地盤等から影響等により機械をもうおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機械が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作作業</td> <td>中止制御室操作</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 強制回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性・系統構成・外層(入力))</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2章</td> <td>切替操作</td> <td>本筋の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-5 強制回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏洩防止</td> <td>弁等の操作で漏れ削減</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の漏洩物</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3章</td> <td>開通資料</td> <td>57-6 強制回, 57-7 バウンダリ系統回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中止制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-8 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4章</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準が象徴設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-9 容量設定規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>其他の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5章</td> <td>共用</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災</td> <td>防止設備・対象(代替対象:BP装置あり)・屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>#ポート必要因</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 強制回, 57-9 代替垂柳設備について</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施57条:電源設備		非常用制圧装置 20系	集約化区分	第1章	遮断・復復・圧力／周外の火災／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	電磁	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を過水しない	対象外	地震からの影響	(震山地盤等から影響等により機械をもうおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機械が損なわれない)	—	開通資料	57-2 配置図		操作作業	中止制御室操作	X	開通資料	57-2 配置図, 57-3 強制回		試験・検査 (検査性・系統構成・外層(入力))	その他電源設備	J	開通資料	57-4 試験及び検査		第2章	切替操作	本筋の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	開通資料	57-5 強制回		漏洩防止	弁等の操作で漏れ削減	Aa	その他の漏洩物	対象外		第3章	開通資料	57-6 強制回, 57-7 バウンダリ系統回		設置場所	中止制御室操作	B	開通資料	57-8 配置図		第4章	常設SAの容量	設計基準が象徴設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	57-9 容量設定規則		其他の禁止	(共用しない設備)	—	開通資料	—		第5章	共用	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	防止設備・対象(代替対象:BP装置あり)・屋内	Aa	#ポート必要因	対象外(サポートなし)	対象外		開通資料	57-2 配置図, 57-3 強制回, 57-9 代替垂柳設備について				<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
施57条:電源設備		非常用制圧装置 20系	集約化区分																																																																																				
第1章	遮断・復復・圧力／周外の火災／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																				
	電磁	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																				
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																				
	地震からの影響	(震山地盤等から影響等により機械をもうおそれがない)	—																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機械が損なわれない)	—																																																																																				
	開通資料	57-2 配置図																																																																																					
	操作作業	中止制御室操作	X																																																																																				
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 強制回																																																																																					
	試験・検査 (検査性・系統構成・外層(入力))	その他電源設備	J																																																																																				
	開通資料	57-4 試験及び検査																																																																																					
第2章	切替操作	本筋の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A																																																																																				
	開通資料	57-5 強制回																																																																																					
	漏洩防止	弁等の操作で漏れ削減	Aa																																																																																				
	その他の漏洩物	対象外																																																																																					
第3章	開通資料	57-6 強制回, 57-7 バウンダリ系統回																																																																																					
	設置場所	中止制御室操作	B																																																																																				
	開通資料	57-8 配置図																																																																																					
第4章	常設SAの容量	設計基準が象徴設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																				
	開通資料	57-9 容量設定規則																																																																																					
	其他の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
	開通資料	—																																																																																					
第5章	共用	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	防止設備・対象(代替対象:BP装置あり)・屋内	Aa																																																																																			
	#ポート必要因	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																				
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 強制回, 57-9 代替垂柳設備について																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第0.7条：概要設備</th> <th>非常用高圧母線 2D 系</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 運転条件 における 特徴</td> <td>温度・密度・圧力 露水の実施／放射能</td> <td>原子炉建屋の二次冷却器外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(省略)に機組を發揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛えしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>船員からの影響</td> <td>(船員操縦等から原素等に上り機組を知らざればならない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>(電磁波により機組が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-2 配置図, SI-3 共用図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気・被覆 (耐性性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他、電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-4 対応及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章 運転 操作 停止</td> <td>切替性</td> <td>本來の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-3 共用図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>手動の操作で系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(復旧物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-3, 共用図, SI-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3章 運行 監視 停止</td> <td>計器 SK の容量</td> <td>計器基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-5 容量設定看板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運行の禁止</td> <td>(無用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4章 運行 監視 停止</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計器 監視 停止</td> <td>環境条件、自然現象、人為現象、海水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 Bb 設備あり)-室内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート系図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SI-2 配置図, SI-3 共用図, SI-9 代替電源設備について</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第0.7条：概要設備		非常用高圧母線 2D 系	細分化区分	第1章 運転条件 における 特徴	温度・密度・圧力 露水の実施／放射能	原子炉建屋の二次冷却器外及びその他の建屋内	C	荷重	(省略)に機組を發揮する	—	海水	海水を湛えしない	対象外	船員からの影響	(船員操縦等から原素等に上り機組を知らざればならない)	—	電磁的影響	(電磁波により機組が損なわれない)	—	開通資料	SI-2 配置図		操作性	中央制御室操作	A	開通資料	SI-2 配置図, SI-3 共用図		電気・被覆 (耐性性、系統構成・外部入力)	その他、電源設備	J	開通資料	SI-4 対応及び検査		第2章 運転 操作 停止	切替性	本來の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	開通資料	SI-3 共用図		系統設計	手動の操作で系統構成	Aa	その他(復旧物)	対象外	対象外	開通資料	SI-3, 共用図, SI-7 バウンダリ系統図		設置場所	中央制御室操作	B	開通資料	SI-2 配置図		第3章 運行 監視 停止	計器 SK の容量	計器基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	SI-5 容量設定看板		運行の禁止	(無用しない設備)	—	第4章 運行 監視 停止	開通資料	—		計器 監視 停止	環境条件、自然現象、人為現象、海水、火災	防止設備-対象(代替対象 Bb 設備あり)-室内	Aa	サポート系図	対象外(サポート系なし)	対象外		開通資料	SI-2 配置図, SI-3 共用図, SI-9 代替電源設備について							<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第0.7条：概要設備		非常用高圧母線 2D 系	細分化区分																																																																																						
第1章 運転条件 における 特徴	温度・密度・圧力 露水の実施／放射能	原子炉建屋の二次冷却器外及びその他の建屋内	C																																																																																						
	荷重	(省略)に機組を發揮する	—																																																																																						
	海水	海水を湛えしない	対象外																																																																																						
	船員からの影響	(船員操縦等から原素等に上り機組を知らざればならない)	—																																																																																						
	電磁的影響	(電磁波により機組が損なわれない)	—																																																																																						
	開通資料	SI-2 配置図																																																																																							
	操作性	中央制御室操作	A																																																																																						
	開通資料	SI-2 配置図, SI-3 共用図																																																																																							
	電気・被覆 (耐性性、系統構成・外部入力)	その他、電源設備	J																																																																																						
	開通資料	SI-4 対応及び検査																																																																																							
第2章 運転 操作 停止	切替性	本來の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A																																																																																						
	開通資料	SI-3 共用図																																																																																							
	系統設計	手動の操作で系統構成	Aa																																																																																						
	その他(復旧物)	対象外	対象外																																																																																						
	開通資料	SI-3, 共用図, SI-7 バウンダリ系統図																																																																																							
	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																						
	開通資料	SI-2 配置図																																																																																							
	第3章 運行 監視 停止	計器 SK の容量	計器基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																					
	開通資料	SI-5 容量設定看板																																																																																							
	運行の禁止	(無用しない設備)	—																																																																																						
第4章 運行 監視 停止	開通資料	—																																																																																							
	計器 監視 停止	環境条件、自然現象、人為現象、海水、火災	防止設備-対象(代替対象 Bb 設備あり)-室内	Aa																																																																																					
	サポート系図	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																						
	開通資料	SI-2 配置図, SI-3 共用図, SI-9 代替電源設備について																																																																																							

自発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)

第5-7条：瓶詰設置		非常用ゲーバル発電機	難易度区分
前 1項	環境条件に対する影響性	温度・湿度・圧力 →屋外の天候・放射線	原子炉建屋の二重格納施設及びその他の建屋内
	蓄電	(有効に機能を発揮する)	—
	蓄水	雨水を蓄積しない	対象外
	伝熱機からの影響	伝熱機器から熱影響により機能を失う(それがない)	—
	電磁的影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—
	出庫資料	—	—
	操作性	操作不要	対象外
	開閉要料	—	—
	試験・検査 (精度性、漏洩構成、外部入力)	内部構造、充電機	G ₁ I
	開通資料	—	—
前 4項	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb
	開通資料	—	—
	系統設計	ID 地図と同じ系統構成	Aa
	その他(既存物)	対象外	対象外
	開通資料	—	—
第 6項	設置場所	操作不要	対象外
	回送資料	—	—
	常時監視の必要	耐震基準対象地盤の前提及び機器の容量等が十分	B
第 7項	開通資料	—	—
	所有者の禁止	(共用しない設備)	—
	開通資料	—	—
	共用箇所の開通禁止	機器動作による現象、人為事象、漏水、火災	対象外(夫池要因の考慮対象設備なし)
第 8項	サポート基盤	対象(サポート溝あり)→異なる範囲又は冷却槽	Ca
	開通資料	—	—

泊発電所 3号炉

発電所 3 号炉 S A 設備基準適合性 一覧表(常設)

相違理由

【大飯、安川】

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 <泊の記載箇所で比較(補足1-8)>	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 運転条件における制限条件</td> <td>重慶・保底・圧力 ／豊外の実験／放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>消防備品の充填</td> <td>(消防機器等から消防施設に上り操作をあうおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽地備蓄</td> <td>(遮蔽地により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機器・検査 (保守性、系統構成・外部入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項 運転条件による制限条件</td> <td>切替方式</td> <td>本末の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>DB 施設と同じ系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他の(周囲物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項 運転条件による制限条件</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共有しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共用条件、自然現象、人為条件、震水、火災</td> <td>対象外(共用要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	簡略化区分	第1項 運転条件における制限条件	重慶・保底・圧力 ／豊外の実験／放射線	屋外	B	荷重	(荷重に機能を發揮する)	—	海水	海水を過さない	対象外	消防備品の充填	(消防機器等から消防施設に上り操作をあうおそれがない)	—	遮蔽地備蓄	(遮蔽地により機能が損なわれない)	—	開通資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	機器・検査 (保守性、系統構成・外部入力)	ポンプ	A	開通資料	—	—	第4項 運転条件による制限条件	切替方式	本末の用途として使用・切替不要	Bb	開通資料	—	—	系統設計	DB 施設と同じ系統構成	Ad	その他の(周囲物)	対象外	対象外	開通資料	—	—	設備場所	操作不要	対象外	開通資料	—	—	第2項 運転条件による制限条件	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	—	—	共有の禁止	(共有しない設備)	—	開通資料	—	—	共用条件、自然現象、人為条件、震水、火災	対象外(共用要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外	開通資料	—	—	【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-15 ~)	
第57条：電源設備		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	簡略化区分																																																																															
第1項 運転条件における制限条件	重慶・保底・圧力 ／豊外の実験／放射線	屋外	B																																																																															
	荷重	(荷重に機能を發揮する)	—																																																																															
	海水	海水を過さない	対象外																																																																															
	消防備品の充填	(消防機器等から消防施設に上り操作をあうおそれがない)	—																																																																															
	遮蔽地備蓄	(遮蔽地により機能が損なわれない)	—																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	機器・検査 (保守性、系統構成・外部入力)	ポンプ	A																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
第4項 運転条件による制限条件	切替方式	本末の用途として使用・切替不要	Bb																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	系統設計	DB 施設と同じ系統構成	Ad																																																																															
	その他の(周囲物)	対象外	対象外																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	設備場所	操作不要	対象外																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	第2項 運転条件による制限条件	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																														
		開通資料	—	—																																																																														
		共有の禁止	(共有しない設備)	—																																																																														
開通資料		—	—																																																																															
共用条件、自然現象、人為条件、震水、火災		対象外(共用要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	対象外																																																																															
開通資料		—	—																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第67条 電源設備</th> <th>非常用ディーゼル発電設備燃料タンク</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 電源設備に おける細分 区分</td> <td>密度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷物に機械を剥離する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を連れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波より機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不適</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項 装置・構成 要素</td> <td>駆動・制御 (保守性、系統構成・外部入力)</td> <td>容器</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4項 機器・構成 要素</td> <td>引導式性</td> <td>本來の用途として使用=切替不適</td> <td>Bp.</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5項 機器・構成 要素</td> <td>落紙設計</td> <td>BW 離脱と同じ落紙構成</td> <td>Ad.</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6項 荷役・容量</td> <td>荷役 SA の容量</td> <td>設計基準対象実際の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第7項 運送資料</td> <td>共用の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8項 荷役・運送上</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造条件、自然現象、人為事 件、浸水、火災</td> <td>対象外(共用基団の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マガート作動因</td> <td>対象外(マガートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第67条 電源設備		非常用ディーゼル発電設備燃料タンク	細分化区分	第1項 電源設備に おける細分 区分	密度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内	C	荷重	(荷物に機械を剥離する)	—	海水	海水を連れしない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波より機器が損なわれない)	—	関連資料	—	—	操作性	操作不適	対象外	関連資料	—	—	第3項 装置・構成 要素	駆動・制御 (保守性、系統構成・外部入力)	容器	C	関連資料	—	—	第4項 機器・構成 要素	引導式性	本來の用途として使用=切替不適	Bp.	関連資料	—	—	第5項 機器・構成 要素	落紙設計	BW 離脱と同じ落紙構成	Ad.	その他(飛散物)	対象外	対象外	—	関連資料	—	—	—	設置場所	操作手順	対象外	—	関連資料	—	—	—	第6項 荷役・容量	荷役 SA の容量	設計基準対象実際の系統及び機器の容量等が十分	B	第7項 運送資料	共用の禁止	(未用しない設備)	—	第8項 荷役・運送上	関連資料	—	—		構造条件、自然現象、人為事 件、浸水、火災	対象外(共用基団の考慮対象設備なし)	対象外		マガート作動因	対象外(マガートなし)	対象外		関連資料	—	—	<table border="1"> <caption>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第67条 電源設備</th> <th>ドアードを廃棄物移動車へシコロード</th> <th>細分化区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 電源設備に おける細分 区分</td> <td>密度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）</td> <td>Bp.</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>（荷物に機器を剥離する）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を連れしない</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>（周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>（電磁波より機器が損なわれない）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不適</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項 装置・構成 要素</td> <td>駆動・制御 (保守性、系統構成・外部入力)</td> <td>（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）</td> <td>Bp.</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4項 機器・構成 要素</td> <td>引導式性</td> <td>（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）</td> <td>Ap.</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5項 機器・構成 要素</td> <td>落紙設計</td> <td>（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6項 荷役・容量</td> <td>共用の禁止</td> <td>（未用しない）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7項 運送資料</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8項 荷役・運送上</td> <td>マガート作動因</td> <td>（マガート未用なし）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造条件、自然現象、人為事 件、浸水、火災</td> <td>対象外(共用基団の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マガート作動因</td> <td>対象外(マガートなし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第67条 電源設備		ドアードを廃棄物移動車へシコロード	細分化区分	相違理由	第1項 電源設備に おける細分 区分	密度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	Bp.	—	荷重	（荷物に機器を剥離する）	—	—	海水	海水を連れしない	—	—	他設備からの影響	（周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない）	—	—	電磁的障害	（電磁波より機器が損なわれない）	—	—	関連資料	—	—	—	操作性	操作不適	対象外	—	関連資料	—	—	—	第3項 装置・構成 要素	駆動・制御 (保守性、系統構成・外部入力)	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	Bp.	—	関連資料	—	—	—	第4項 機器・構成 要素	引導式性	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	Ap.	—	関連資料	—	—	—	第5項 機器・構成 要素	落紙設計	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	A	—	その他(飛散物)	対象外	—	—	第6項 荷役・容量	共用の禁止	（未用しない）	—	—	第7項 運送資料	関連資料	—	—	第8項 荷役・運送上	マガート作動因	（マガート未用なし）	—	—		構造条件、自然現象、人為事 件、浸水、火災	対象外(共用基団の考慮対象設備なし)	対象外	—		マガート作動因	対象外(マガートなし)	—	—	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第67条 電源設備		非常用ディーゼル発電設備燃料タンク	細分化区分																																																																																																																																																																																
第1項 電源設備に おける細分 区分	密度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内	C																																																																																																																																																																																
	荷重	(荷物に機械を剥離する)	—																																																																																																																																																																																
	海水	海水を連れしない	対象外																																																																																																																																																																																
	他設備からの影響	(周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																
	電磁的障害	(電磁波より機器が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																
	操作性	操作不適	対象外																																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																
	第3項 装置・構成 要素	駆動・制御 (保守性、系統構成・外部入力)	容器	C																																																																																																																																																																															
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																
第4項 機器・構成 要素	引導式性	本來の用途として使用=切替不適	Bp.																																																																																																																																																																																
関連資料	—	—																																																																																																																																																																																	
第5項 機器・構成 要素	落紙設計	BW 離脱と同じ落紙構成	Ad.																																																																																																																																																																																
その他(飛散物)	対象外	対象外	—																																																																																																																																																																																
関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																
設置場所	操作手順	対象外	—																																																																																																																																																																																
関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																
第6項 荷役・容量	荷役 SA の容量	設計基準対象実際の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																
第7項 運送資料	共用の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																																																																																																
第8項 荷役・運送上	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																
	構造条件、自然現象、人為事 件、浸水、火災	対象外(共用基団の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																																																																																																																
	マガート作動因	対象外(マガートなし)	対象外																																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																
第67条 電源設備		ドアードを廃棄物移動車へシコロード	細分化区分	相違理由																																																																																																																																																																															
第1項 電源設備に おける細分 区分	密度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	Bp.	—																																																																																																																																																																															
	荷重	（荷物に機器を剥離する）	—	—																																																																																																																																																																															
	海水	海水を連れしない	—	—																																																																																																																																																																															
	他設備からの影響	（周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない）	—	—																																																																																																																																																																															
	電磁的障害	（電磁波より機器が損なわれない）	—	—																																																																																																																																																																															
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																															
	操作性	操作不適	対象外	—																																																																																																																																																																															
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																															
	第3項 装置・構成 要素	駆動・制御 (保守性、系統構成・外部入力)	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	Bp.	—																																																																																																																																																																														
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																															
第4項 機器・構成 要素	引導式性	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	Ap.	—																																																																																																																																																																															
関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																
第5項 機器・構成 要素	落紙設計	（原子炉建屋の二次格納塔内外及びその他の施設内） （運搬・搬出・保管する場合） （運搬・搬出・保管する場合）	A	—																																																																																																																																																																															
その他(飛散物)	対象外	—	—																																																																																																																																																																																
第6項 荷役・容量	共用の禁止	（未用しない）	—	—																																																																																																																																																																															
第7項 運送資料	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																
第8項 荷役・運送上	マガート作動因	（マガート未用なし）	—	—																																																																																																																																																																															
	構造条件、自然現象、人為事 件、浸水、火災	対象外(共用基団の考慮対象設備なし)	対象外	—																																																																																																																																																																															
	マガート作動因	対象外(マガートなし)	—	—																																																																																																																																																																															

・記述は「A: 基本的に引き継ぐ内容」に対する整頓区分を示す。
「—」はすべての項目に適用する内容が記載されてゐることを示し、別途文書を作成して記載せざり、泊3号炉と比較的してのみ記載する。
「○」は当該項目に適用する内容が記載されてゐることを示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>真正伊吹スプレイ落ゲーブル等電線</th> <th>適合化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第1法 操作性</td> <td>温度・湿度・圧力 ／各部の天候／放射能</td> <td>原子炉建屋の二次各部除外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>閑散</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>船内機からの影響</td> <td>(原子炉建屋から原形態により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設用事務</td> <td>(機器により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開発・検査 (検査性、検査構成・外部入力)</td> <td>内部装置、発電機</td> <td>B, I</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本家の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開発資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開発・検査 (検査構成・外部入力)</td> <td>DB施設と同じ構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(保育物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開発場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通緊急保安上 の設備</td> <td> 機構条件、自然現象、人為事象、漏水、火災 対象外(共通緊急の考慮対象設備なし) </td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート装置団</td> <td>対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>閑散資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		真正伊吹スプレイ落ゲーブル等電線	適合化区分	第1法 操作性	温度・湿度・圧力 ／各部の天候／放射能	原子炉建屋の二次各部除外及びその他の建屋内	C	閑散	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	船内機からの影響	(原子炉建屋から原形態により機器を失うおそれがない)	—	施設用事務	(機器により機能が損なわれない)	—	閑散資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	閑散資料	—	—	開発・検査 (検査性、検査構成・外部入力)	内部装置、発電機	B, I	閑散資料	—	—	切替え性	本家の用途として使用-切替不要	Bb	開発資料	—	—	開発・検査 (検査構成・外部入力)	DB施設と同じ構成	Aa	その他(保育物)	対象外	対象外	閑散資料	—	—	開発場所	操作不要	対象外	閑散資料	—	—	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	閑散資料	—	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	閑散資料	—	—	共通緊急保安上 の設備	機構条件、自然現象、人為事象、漏水、火災 対象外(共通緊急の考慮対象設備なし)	対象外	サポート装置団	対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca	閑散資料	—	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		真正伊吹スプレイ落ゲーブル等電線	適合化区分																																																																												
第1法 操作性	温度・湿度・圧力 ／各部の天候／放射能	原子炉建屋の二次各部除外及びその他の建屋内	C																																																																												
	閑散	(有効に機能を發揮する)	—																																																																												
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																												
	船内機からの影響	(原子炉建屋から原形態により機器を失うおそれがない)	—																																																																												
	施設用事務	(機器により機能が損なわれない)	—																																																																												
	閑散資料	—	—																																																																												
	操作性	操作不要	対象外																																																																												
	閑散資料	—	—																																																																												
	開発・検査 (検査性、検査構成・外部入力)	内部装置、発電機	B, I																																																																												
	閑散資料	—	—																																																																												
	切替え性	本家の用途として使用-切替不要	Bb																																																																												
	開発資料	—	—																																																																												
開発・検査 (検査構成・外部入力)	DB施設と同じ構成	Aa																																																																													
その他(保育物)	対象外	対象外																																																																													
閑散資料	—	—																																																																													
開発場所	操作不要	対象外																																																																													
閑散資料	—	—																																																																													
常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																													
閑散資料	—	—																																																																													
共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																													
閑散資料	—	—																																																																													
共通緊急保安上 の設備	機構条件、自然現象、人為事象、漏水、火災 対象外(共通緊急の考慮対象設備なし)	対象外																																																																													
サポート装置団	対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca																																																																													
閑散資料	—	—																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">備び丁目：電源設備</th> <th>高圧ガスブレイズディーゼル蓄電設置燃料移管ポンプ</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力／屋外の火災／放射能</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を洗浄しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設等からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>避難計画書</td> <td>(戴被送に上り機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>(検査性、蓄電機式・外部入力) ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本体の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4・5項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>DD設計と同じ系統構成</td> <td>All</td> </tr> <tr> <td>その他(易燃物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第6・7項</td> <td>開設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び施設の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(公用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力過剰遮断装置</td> <td> <p>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 対象外(共振原因の考慮対象設備なし)</p> <p>サポート承認店</p> </td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	備び丁目：電源設備		高圧ガスブレイズディーゼル蓄電設置燃料移管ポンプ	細分化区分	第1項	温度・湿度・圧力／屋外の火災／放射能	屋外	B	湿度	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を洗浄しない	対象外	施設等からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	避難計画書	(戴被送に上り機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査	(検査性、蓄電機式・外部入力) ポンプ	A	関連資料	—	—	切替え性	本体の用途として使用-切替不要	Bb	第4・5項	関連資料	—	—	系統設計	DD設計と同じ系統構成	All	その他(易燃物)	対象外	対象外	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	第6・7項	開設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び施設の容量等が十分	B	関連資料	—	—	共有の禁止	(公用しない設備)	—	関連資料	—	—	出力過剰遮断装置	<p>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 対象外(共振原因の考慮対象設備なし)</p> <p>サポート承認店</p>	対象外	関連資料	—	—		<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
備び丁目：電源設備		高圧ガスブレイズディーゼル蓄電設置燃料移管ポンプ	細分化区分																																																																										
第1項	温度・湿度・圧力／屋外の火災／放射能	屋外	B																																																																										
	湿度	(有効に機能を發揮する)	—																																																																										
	海水	海水を洗浄しない	対象外																																																																										
	施設等からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																										
	避難計画書	(戴被送に上り機能が損なわれない)	—																																																																										
関連資料	—	—																																																																											
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																										
	関連資料	—	—																																																																										
	試験・検査	(検査性、蓄電機式・外部入力) ポンプ	A																																																																										
	関連資料	—	—																																																																										
	切替え性	本体の用途として使用-切替不要	Bb																																																																										
第4・5項	関連資料	—	—																																																																										
	系統設計	DD設計と同じ系統構成	All																																																																										
	その他(易燃物)	対象外	対象外																																																																										
	関連資料	—	—																																																																										
	設置場所	操作不要	対象外																																																																										
第6・7項	開設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び施設の容量等が十分	B																																																																										
	関連資料	—	—																																																																										
	共有の禁止	(公用しない設備)	—																																																																										
	関連資料	—	—																																																																										
	出力過剰遮断装置	<p>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 対象外(共振原因の考慮対象設備なし)</p> <p>サポート承認店</p>	対象外																																																																										
関連資料	—	—																																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">備考了角：電源設備</th> <th>高圧伊丹スプレイ系ディーゼル発電装置微特ダイタンク</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項</td> <td>温度、湿度、圧力 ／屋外の火災、放射線</td> <td>原子炉建屋の二次系統除外及びその他の被覆内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防風</td> <td>(有効に植物を保護する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛えない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>伝送装置からの影響</td> <td>(貢当物語等から想定するにより機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(遮蔽物により植物が育なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、保守構成・外部入力)</td> <td>定期</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本曲の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏れ量計</td> <td>BS指設と同じ漏れ量成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(接続部)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸気5tの容量</td> <td>設計基準対象容積の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>所有の地上</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通運転装置停止</td> <td>推進条件、自然現象、人為事象、強風、火災</td> <td>対象外(共通運転の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポー卜装置因</td> <td>対象外(サポー卜なし)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	備考了角：電源設備		高圧伊丹スプレイ系ディーゼル発電装置微特ダイタンク	範囲化区分	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項	温度、湿度、圧力 ／屋外の火災、放射線	原子炉建屋の二次系統除外及びその他の被覆内	C	防風	(有効に植物を保護する)	—	海水	海水を湛えない	対象外	伝送装置からの影響	(貢当物語等から想定するにより機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(遮蔽物により植物が育なわれない)	—	関連資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査 (検査性、保守構成・外部入力)	定期	C	関連資料	—	—	切替え性	本曲の用途として使用-切替不要	Bb	関連資料	—	—	漏れ量計	BS指設と同じ漏れ量成	Ad	その他(接続部)	対象外	対象外	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	蒸気5tの容量	設計基準対象容積の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	所有の地上	(未用しない設備)	—	関連資料	—	—	共通運転装置停止	推進条件、自然現象、人為事象、強風、火災	対象外(共通運転の考慮対象設備なし)	対象外	サポー卜装置因	対象外(サポー卜なし)	対象外	—	関連資料	—	—	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
備考了角：電源設備		高圧伊丹スプレイ系ディーゼル発電装置微特ダイタンク	範囲化区分																																																																															
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項	温度、湿度、圧力 ／屋外の火災、放射線	原子炉建屋の二次系統除外及びその他の被覆内	C																																																																															
	防風	(有効に植物を保護する)	—																																																																															
	海水	海水を湛えない	対象外																																																																															
	伝送装置からの影響	(貢当物語等から想定するにより機能を失うおそれがない)	—																																																																															
	電磁的障害	(遮蔽物により植物が育なわれない)	—																																																																															
	関連資料	—	—																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																															
	関連資料	—	—																																																																															
	試験・検査 (検査性、保守構成・外部入力)	定期	C																																																																															
	関連資料	—	—																																																																															
	切替え性	本曲の用途として使用-切替不要	Bb																																																																															
	関連資料	—	—																																																																															
漏れ量計	BS指設と同じ漏れ量成	Ad																																																																																
その他(接続部)	対象外	対象外																																																																																
関連資料	—	—																																																																																
設置場所	操作不要	対象外																																																																																
関連資料	—	—																																																																																
蒸気5tの容量	設計基準対象容積の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																
関連資料	—	—																																																																																
所有の地上	(未用しない設備)	—																																																																																
関連資料	—	—																																																																																
共通運転装置停止	推進条件、自然現象、人為事象、強風、火災	対象外(共通運転の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
サポー卜装置因	対象外(サポー卜なし)	対象外	—																																																																															
関連資料	—	—	—																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">表5.7条：電源設備</th> <th>120F 審査結果</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 電源設備 に付ける 規制要件</td> <td>温度・湿度・圧力 (屋外の天候/放射線)</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(対応設備から運動量により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性・系統構成・外部入力)</td> <td>その他の電気設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項 電源設備 上</td> <td>切替え性</td> <td>本系の用意として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>保護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>120F 設計と同じ系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(保護物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計量場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>当該基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項 保護資料 上</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共用条件、自然現象、人為事 象、船、火災</td> <td>対象外(共用基準の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート装置図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	表5.7条：電源設備		120F 審査結果	範囲化区分	第1項 電源設備 に付ける 規制要件	温度・湿度・圧力 (屋外の天候/放射線)	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	雨露	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地震からの影響	(対応設備から運動量により機器を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	保護資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	保護資料	—	—	試験・検査 (検査性・系統構成・外部入力)	その他の電気設備	J	開通資料	—	—	第4項 電源設備 上	切替え性	本系の用意として使用・切替不要	Bb	保護資料	—	—	系統設計	120F 設計と同じ系統構成	Aa	その他(保護物)	対象外	対象外	保護資料	—	—	計量場所	操作不要	対象外	開通資料	—	—	常設SAの容量	当該基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	—	—	共用の禁止	(未用しない設備)	—	第2項 保護資料 上	開通資料	—	—	共用条件、自然現象、人為事 象、船、火災	対象外(共用基準の考慮対象設備なし)	対象外	サポート装置図	対象外(サポート系なし)	対象外	開通資料	—	—		<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
表5.7条：電源設備		120F 審査結果	範囲化区分																																																																															
第1項 電源設備 に付ける 規制要件	温度・湿度・圧力 (屋外の天候/放射線)	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																															
	雨露	(有効に機能を發揮する)	—																																																																															
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																															
	地震からの影響	(対応設備から運動量により機器を失うおそれがない)	—																																																																															
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																															
	保護資料	—	—																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																															
	保護資料	—	—																																																																															
	試験・検査 (検査性・系統構成・外部入力)	その他の電気設備	J																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
第4項 電源設備 上	切替え性	本系の用意として使用・切替不要	Bb																																																																															
	保護資料	—	—																																																																															
	系統設計	120F 設計と同じ系統構成	Aa																																																																															
	その他(保護物)	対象外	対象外																																																																															
	保護資料	—	—																																																																															
	計量場所	操作不要	対象外																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	常設SAの容量	当該基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																															
	開通資料	—	—																																																																															
	共用の禁止	(未用しない設備)	—																																																																															
第2項 保護資料 上	開通資料	—	—																																																																															
	共用条件、自然現象、人為事 象、船、火災	対象外(共用基準の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
	サポート装置図	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																															
開通資料	—	—																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>120F充電給水</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">第1項 運転装置に係る適合性</td> <td>温度・湿度・圧力 (外の天候／放射線)</td> <td>原子炉建屋の二次冷却管外及びその他の壁面内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重 (荷物に機器を支擲する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水 (海水を過水しない)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>伝熱管からの蒸発 (円柱管等から照射熱により管路を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁拘束 (電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御・検査 (操作性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替操作 (本体の用途として使用-切替不要)</td> <td>—</td> <td>BII</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>DS諸説と同じ系統構成</td> <td>AII</td> </tr> <tr> <td>その他(充電物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放電場所 (開通資料)</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項 運転装置</td> <td>著説SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止 (未用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項 運転装置</td> <td>環境条件、自然現象、人壽事 件、溢水、火災</td> <td>対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート未算出</td> <td>対象外(サポート済なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		120F充電給水	簡略化区分	第1項 運転装置に係る適合性	温度・湿度・圧力 (外の天候／放射線)	原子炉建屋の二次冷却管外及びその他の壁面内	C	荷重 (荷物に機器を支擲する)	—	—	海水 (海水を過水しない)	対象外	—	伝熱管からの蒸発 (円柱管等から照射熱により管路を失うおそれがない)	—	—	電磁拘束 (電磁波により機能が損なわれない)	—	—	周辺資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	制御・検査 (操作性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J	開通資料	—	—	切替操作 (本体の用途として使用-切替不要)	—	BII	開通資料	DS諸説と同じ系統構成	AII	その他(充電物)	対象外	対象外	周辺資料	—	—	放電場所 (開通資料)	操作不要	対象外	開通資料	—	—	第2項 運転装置	著説SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	—	—	共有の禁止 (未用しない設備)	—	—	開通資料	—	—	第3項 運転装置	環境条件、自然現象、人壽事 件、溢水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート未算出	対象外(サポート済なし)	対象外	開通資料	—	—	<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第57条：電源設備		120F充電給水	簡略化区分																																																																											
第1項 運転装置に係る適合性	温度・湿度・圧力 (外の天候／放射線)	原子炉建屋の二次冷却管外及びその他の壁面内	C																																																																											
	荷重 (荷物に機器を支擲する)	—	—																																																																											
	海水 (海水を過水しない)	対象外	—																																																																											
	伝熱管からの蒸発 (円柱管等から照射熱により管路を失うおそれがない)	—	—																																																																											
	電磁拘束 (電磁波により機能が損なわれない)	—	—																																																																											
	周辺資料	—	—																																																																											
	操作性	操作不要	対象外																																																																											
	開通資料	—	—																																																																											
	制御・検査 (操作性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J																																																																											
	開通資料	—	—																																																																											
	切替操作 (本体の用途として使用-切替不要)	—	BII																																																																											
	開通資料	DS諸説と同じ系統構成	AII																																																																											
	その他(充電物)	対象外	対象外																																																																											
周辺資料	—	—																																																																												
放電場所 (開通資料)	操作不要	対象外																																																																												
開通資料	—	—																																																																												
第2項 運転装置	著説SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																											
	開通資料	—	—																																																																											
	共有の禁止 (未用しない設備)	—	—																																																																											
	開通資料	—	—																																																																											
第3項 運転装置	環境条件、自然現象、人壽事 件、溢水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																											
	サポート未算出	対象外(サポート済なし)	対象外																																																																											
	開通資料	—	—																																																																											

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																												
<内容比較のため再掲(補足1-3)>		<内容比較のため再掲(補足1-4)>																																																																																																																																
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)																																																																																																																																
第57条 電源設備		記載事項		廃止化区分																																																																																																																														
<table border="1"> <tr><td>操作性</td><td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td><td>屋外</td><td>B</td></tr> <tr><td>荷重</td><td>「有効に機能を發揮する」</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>海水</td><td>海水を過水しない</td><td>対象外</td><td>—</td></tr> <tr><td>操作性から影響 する機器</td><td>他の機器から影響により機能を失うおそれがない</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>電源の導入</td><td>電源線上に上り機能が損なわれない</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>電源装置</td><td>67-1-2 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>操作性</td><td>発送操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</td><td>Be, Bd, Bg</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-2 計画図, 67-3 施設図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>其類の種類 (検査用、系統構成・外部入力)</td><td>内燃発電、蓄電池</td><td>G, I</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-4 試験及び検査</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>切替方法</td><td>本來の用途として使用・切替不要</td><td>Bb</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-5 施設図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>遮断器</td><td>通常時に遮断又は分離</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>遮断器停止</td><td>その他の(重複物)</td><td>対象外</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-6 施設図, 67-7 バウンダリ施設図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td>現地操作(設置場所で操作可能)</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-8 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可搬 SA の容量</td><td>原子炉建屋の外からも又は電力を供給する物理型設備</td><td>A</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-9 安全投栓機器</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可搬 SA の機械性</td><td>より簡単な後染方式等による操作</td><td>C</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-10 計画図, 67-11 施設図, 67-12 電気車両操作に関する特別事項</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>異なる複数の後染操作の確保</td><td>単純の機能で使用</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-13 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-14 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>保管場所</td><td>屋外(共通面団の旁邊対象設備あり)</td><td>Bb</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-15 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>アクセスルート</td><td>屋外アクセスルートの確保</td><td>B</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-16 アクセスルート図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>火消装置の確 保防止</td><td>温度条件、自然現象、人為事 象、温水、火薬</td><td>禁止設備(対象(代替対象:BS設備あり)−屋外)</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>セパート系裏図</td><td>対象(セパート系あり)−構造的動機又は冷卻原</td><td>Ca</td><td>—</td></tr> <tr><td>構造資料</td><td>67-17 計画図, 67-18 施設図, 67-19 代替構造設備について</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>		操作性	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	B	荷重	「有効に機能を發揮する」	—	—	海水	海水を過水しない	対象外	—	操作性から影響 する機器	他の機器から影響により機能を失うおそれがない	—	—	電源の導入	電源線上に上り機能が損なわれない	—	—	電源装置	67-1-2 計画図	—	—	操作性	発送操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	Be, Bd, Bg	—	開連資料	67-2 計画図, 67-3 施設図	—	—	其類の種類 (検査用、系統構成・外部入力)	内燃発電、蓄電池	G, I	—	開連資料	67-4 試験及び検査	—	—	切替方法	本來の用途として使用・切替不要	Bb	—	開連資料	67-5 施設図	—	—	遮断器	通常時に遮断又は分離	Ab	—	遮断器停止	その他の(重複物)	対象外	—	開連資料	67-6 施設図, 67-7 バウンダリ施設図	—	—	設置場所	現地操作(設置場所で操作可能)	Ab	—	開連資料	67-8 計画図	—	—	可搬 SA の容量	原子炉建屋の外からも又は電力を供給する物理型設備	A	—	開連資料	67-9 安全投栓機器	—	—	可搬 SA の機械性	より簡単な後染方式等による操作	C	—	開連資料	67-10 計画図, 67-11 施設図, 67-12 電気車両操作に関する特別事項	—	—	異なる複数の後染操作の確保	単純の機能で使用	Ab	—	開連資料	67-13 計画図	—	—	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—	—	開連資料	67-14 計画図	—	—	保管場所	屋外(共通面団の旁邊対象設備あり)	Bb	—	開連資料	67-15 計画図	—	—	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	—	開連資料	67-16 アクセスルート図	—	—	火消装置の確 保防止	温度条件、自然現象、人為事 象、温水、火薬	禁止設備(対象(代替対象:BS設備あり)−屋外)	Ab	—	セパート系裏図	対象(セパート系あり)−構造的動機又は冷卻原	Ca	—	構造資料	67-17 計画図, 67-18 施設図, 67-19 代替構造設備について	—	—
操作性	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	B																																																																																																																															
荷重	「有効に機能を發揮する」	—	—																																																																																																																															
海水	海水を過水しない	対象外	—																																																																																																																															
操作性から影響 する機器	他の機器から影響により機能を失うおそれがない	—	—																																																																																																																															
電源の導入	電源線上に上り機能が損なわれない	—	—																																																																																																																															
電源装置	67-1-2 計画図	—	—																																																																																																																															
操作性	発送操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	Be, Bd, Bg	—																																																																																																																															
開連資料	67-2 計画図, 67-3 施設図	—	—																																																																																																																															
其類の種類 (検査用、系統構成・外部入力)	内燃発電、蓄電池	G, I	—																																																																																																																															
開連資料	67-4 試験及び検査	—	—																																																																																																																															
切替方法	本來の用途として使用・切替不要	Bb	—																																																																																																																															
開連資料	67-5 施設図	—	—																																																																																																																															
遮断器	通常時に遮断又は分離	Ab	—																																																																																																																															
遮断器停止	その他の(重複物)	対象外	—																																																																																																																															
開連資料	67-6 施設図, 67-7 バウンダリ施設図	—	—																																																																																																																															
設置場所	現地操作(設置場所で操作可能)	Ab	—																																																																																																																															
開連資料	67-8 計画図	—	—																																																																																																																															
可搬 SA の容量	原子炉建屋の外からも又は電力を供給する物理型設備	A	—																																																																																																																															
開連資料	67-9 安全投栓機器	—	—																																																																																																																															
可搬 SA の機械性	より簡単な後染方式等による操作	C	—																																																																																																																															
開連資料	67-10 計画図, 67-11 施設図, 67-12 電気車両操作に関する特別事項	—	—																																																																																																																															
異なる複数の後染操作の確保	単純の機能で使用	Ab	—																																																																																																																															
開連資料	67-13 計画図	—	—																																																																																																																															
設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—	—																																																																																																																															
開連資料	67-14 計画図	—	—																																																																																																																															
保管場所	屋外(共通面団の旁邊対象設備あり)	Bb	—																																																																																																																															
開連資料	67-15 計画図	—	—																																																																																																																															
アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	—																																																																																																																															
開連資料	67-16 アクセスルート図	—	—																																																																																																																															
火消装置の確 保防止	温度条件、自然現象、人為事 象、温水、火薬	禁止設備(対象(代替対象:BS設備あり)−屋外)	Ab	—																																																																																																																														
セパート系裏図	対象(セパート系あり)−構造的動機又は冷卻原	Ca	—																																																																																																																															
構造資料	67-17 計画図, 67-18 施設図, 67-19 代替構造設備について	—	—																																																																																																																															
<table border="1"> <tr><td>操作性</td><td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td><td>屋外</td><td>C</td></tr> <tr><td>荷重</td><td>「有効に機能を発揮する」</td><td>—</td><td>【補足説明資料】 67-4 施設図</td></tr> <tr><td>海水</td><td>海水を過水しない</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>操作性から影響 する機器</td><td>他の機器から影響により機能を失うおそれがない</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>電源の導入</td><td>電源線上に上り機能が損なわれない</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>電源装置</td><td>67-1-2 計画図</td><td>—</td><td>【補足説明資料】 67-1 施設図(可搬型)</td></tr> <tr><td>操作性</td><td>発送操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</td><td>Be, Bd, Bg</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-2 計画図, 67-3 施設図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>其類の種類 (検査用、系統構成・外部入力)</td><td>内燃発電、蓄電池</td><td>G, I</td><td>【補足説明資料】 67-2 施設図(可搬型)</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-4 試験及び検査</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>切替方法</td><td>本來の用途として使用・切替不要</td><td>Bb</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-5 施設図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>遮断器</td><td>通常時に遮断又は分離</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>遮断器停止</td><td>その他の(重複物)</td><td>対象外</td><td>【補足説明資料】 67-3 施設図(可搬型)</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-6 施設図, 67-7 バウンダリ施設図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td>現地操作(設置場所で操作可能)</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-8 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可搬 SA の容量</td><td>原子炉建屋の外からも又は電力を供給する物理型設備</td><td>A</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-9 安全投栓機器</td><td>—</td><td>【補足説明資料】 67-9 施設図(可搬型)</td></tr> <tr><td>可搬 SA の機械性</td><td>より簡単な後染方式等による操作</td><td>C</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-10 計画図, 67-11 施設図, 67-12 電気車両操作に関する特別事項</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>異なる複数の後染操作の確保</td><td>単純の機能で使用</td><td>Ab</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-13 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-14 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>保管場所</td><td>屋外(共通面団の旁邊対象設備あり)</td><td>Bb</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-15 計画図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>アクセスルート</td><td>屋外アクセスルートの確保</td><td>B</td><td>—</td></tr> <tr><td>開連資料</td><td>67-16 アクセスルート図</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>火消装置の確 保防止</td><td>温度条件、自然現象、人為事 象、温水、火薬</td><td>禁止設備(対象(代替対象:BS設備あり)−屋外)</td><td>Ab</td></tr> <tr><td>セパート系裏図</td><td>対象(セパート系あり)−構造的動機又は冷卻原</td><td>Ca</td><td>—</td></tr> <tr><td>構造資料</td><td>67-17 計画図, 67-18 施設図, 67-19 代替構造設備について</td><td>—</td><td>【補足説明資料】 67-1 施設図(可搬型)</td></tr> </table>		操作性	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	C	荷重	「有効に機能を発揮する」	—	【補足説明資料】 67-4 施設図	海水	海水を過水しない	—	—	操作性から影響 する機器	他の機器から影響により機能を失うおそれがない	—	—	電源の導入	電源線上に上り機能が損なわれない	—	—	電源装置	67-1-2 計画図	—	【補足説明資料】 67-1 施設図(可搬型)	操作性	発送操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	Be, Bd, Bg	—	開連資料	67-2 計画図, 67-3 施設図	—	—	其類の種類 (検査用、系統構成・外部入力)	内燃発電、蓄電池	G, I	【補足説明資料】 67-2 施設図(可搬型)	開連資料	67-4 試験及び検査	—	—	切替方法	本來の用途として使用・切替不要	Bb	—	開連資料	67-5 施設図	—	—	遮断器	通常時に遮断又は分離	Ab	—	遮断器停止	その他の(重複物)	対象外	【補足説明資料】 67-3 施設図(可搬型)	開連資料	67-6 施設図, 67-7 バウンダリ施設図	—	—	設置場所	現地操作(設置場所で操作可能)	Ab	—	開連資料	67-8 計画図	—	—	可搬 SA の容量	原子炉建屋の外からも又は電力を供給する物理型設備	A	—	開連資料	67-9 安全投栓機器	—	【補足説明資料】 67-9 施設図(可搬型)	可搬 SA の機械性	より簡単な後染方式等による操作	C	—	開連資料	67-10 計画図, 67-11 施設図, 67-12 電気車両操作に関する特別事項	—	—	異なる複数の後染操作の確保	単純の機能で使用	Ab	—	開連資料	67-13 計画図	—	—	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—	—	開連資料	67-14 計画図	—	—	保管場所	屋外(共通面団の旁邊対象設備あり)	Bb	—	開連資料	67-15 計画図	—	—	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	—	開連資料	67-16 アクセスルート図	—	—	火消装置の確 保防止	温度条件、自然現象、人為事 象、温水、火薬	禁止設備(対象(代替対象:BS設備あり)−屋外)	Ab	セパート系裏図	対象(セパート系あり)−構造的動機又は冷卻原	Ca	—	構造資料	67-17 計画図, 67-18 施設図, 67-19 代替構造設備について	—	【補足説明資料】 67-1 施設図(可搬型)	
操作性	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	屋外	C																																																																																																																															
荷重	「有効に機能を発揮する」	—	【補足説明資料】 67-4 施設図																																																																																																																															
海水	海水を過水しない	—	—																																																																																																																															
操作性から影響 する機器	他の機器から影響により機能を失うおそれがない	—	—																																																																																																																															
電源の導入	電源線上に上り機能が損なわれない	—	—																																																																																																																															
電源装置	67-1-2 計画図	—	【補足説明資料】 67-1 施設図(可搬型)																																																																																																																															
操作性	発送操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)	Be, Bd, Bg	—																																																																																																																															
開連資料	67-2 計画図, 67-3 施設図	—	—																																																																																																																															
其類の種類 (検査用、系統構成・外部入力)	内燃発電、蓄電池	G, I	【補足説明資料】 67-2 施設図(可搬型)																																																																																																																															
開連資料	67-4 試験及び検査	—	—																																																																																																																															
切替方法	本來の用途として使用・切替不要	Bb	—																																																																																																																															
開連資料	67-5 施設図	—	—																																																																																																																															
遮断器	通常時に遮断又は分離	Ab	—																																																																																																																															
遮断器停止	その他の(重複物)	対象外	【補足説明資料】 67-3 施設図(可搬型)																																																																																																																															
開連資料	67-6 施設図, 67-7 バウンダリ施設図	—	—																																																																																																																															
設置場所	現地操作(設置場所で操作可能)	Ab	—																																																																																																																															
開連資料	67-8 計画図	—	—																																																																																																																															
可搬 SA の容量	原子炉建屋の外からも又は電力を供給する物理型設備	A	—																																																																																																																															
開連資料	67-9 安全投栓機器	—	【補足説明資料】 67-9 施設図(可搬型)																																																																																																																															
可搬 SA の機械性	より簡単な後染方式等による操作	C	—																																																																																																																															
開連資料	67-10 計画図, 67-11 施設図, 67-12 電気車両操作に関する特別事項	—	—																																																																																																																															
異なる複数の後染操作の確保	単純の機能で使用	Ab	—																																																																																																																															
開連資料	67-13 計画図	—	—																																																																																																																															
設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—	—																																																																																																																															
開連資料	67-14 計画図	—	—																																																																																																																															
保管場所	屋外(共通面団の旁邊対象設備あり)	Bb	—																																																																																																																															
開連資料	67-15 計画図	—	—																																																																																																																															
アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	—																																																																																																																															
開連資料	67-16 アクセスルート図	—	—																																																																																																																															
火消装置の確 保防止	温度条件、自然現象、人為事 象、温水、火薬	禁止設備(対象(代替対象:BS設備あり)−屋外)	Ab																																																																																																																															
セパート系裏図	対象(セパート系あり)−構造的動機又は冷卻原	Ca	—																																																																																																																															
構造資料	67-17 計画図, 67-18 施設図, 67-19 代替構造設備について	—	【補足説明資料】 67-1 施設図(可搬型)																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">57-1-3</p>																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由												
<内容比較のため再掲(補足1-3)>																		
<内容比較のため再掲(補足1-5)>																		
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一般表(可搬)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第57条: 電源設備</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">タンクドリーリ</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">簡略化区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">第一歩 操作性</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">温度・湿度・圧力 ／電外の実施／放射線 荷重 海水 缶設備からの影響 電磁波障害 関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">屋外 （荷物に種別を選擇する） 対象外 （対象外） （対象外） （対象外）</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">B</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">B</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">B</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">第二歩 操作性</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">操作性 開連資料 制御・検査 開連資料 切替え性 開連資料 高試設計 遮光装置 その他(防衛物) 開連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">異常操作（底盤の運搬・設置、操作エスイチ操作、井戸車、操作作業） B7-2 開連図、B7-3 系統図 奇跡 B7-4 技能及び就業 B7-5 系統図 通常時は無効又は分離 対象外 B7-3 系統図、R7-7 バウンダリ系統図 異常操作（装置過熱で操作可能） B7-2 開連図 可搬SAの容量 B7-5 容量設定機器、R7-11 燃料補給に関する開連資料 可搬SAの操作性 B7-2 開連図、B7-3 系統図 異なる複数の燃焼装置の操作 最後の機能で使用 B7-3 系統図 容量場所 (放射被量の高くなるおそれのない場所を測定) B7-2 開連図 作業場所 B7-2 開連図 アセスメント B7-6 アセスメント図 開連資料 主な原因因子 防止設備・対策(代替対象DB設備あり)・屋外 サポート高架図 開連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">B7-2 B7-3 C B7-4 B7-5 Ab B7-6 C B7-7 Ab B7-8 Ab B7-9 Ab B7-10 Ab B7-11 C B7-12 B7-13 Ab B7-14 B7-15 B7-16 B7-17 B7-18 B7-19 B7-20 B7-21 B7-22 B7-23 B7-24 B7-25 B7-26 B7-27 B7-28 B7-29 B7-30 B7-31 B7-32 B7-33 B7-34 B7-35 B7-36 B7-37 B7-38 B7-39 B7-40 B7-41 B7-42 B7-43 B7-44 B7-45 B7-46 B7-47 B7-48 B7-49 B7-50 B7-51 B7-52 B7-53 B7-54 B7-55 B7-56 B7-57 B7-58 B7-59 B7-60 B7-61 B7-62 B7-63 B7-64 B7-65 B7-66 B7-67 B7-68 B7-69 B7-70 B7-71 B7-72 B7-73 B7-74 B7-75 B7-76 B7-77 B7-78 B7-79 B7-80 B7-81 B7-82 B7-83 B7-84 B7-85 B7-86 B7-87 B7-88 B7-89 B7-90 B7-91 B7-92 B7-93 B7-94 B7-95 B7-96 B7-97 B7-98 B7-99 B7-100 B7-101 B7-102 B7-103 B7-104 B7-105 B7-106 B7-107 B7-108 B7-109 B7-110 B7-111 B7-112 B7-113 B7-114 B7-115 B7-116 B7-117 B7-118 B7-119 B7-120 B7-121 B7-122 B7-123 B7-124 B7-125 B7-126 B7-127 B7-128 B7-129 B7-130 B7-131 B7-132 B7-133 B7-134 B7-135 B7-136 B7-137 B7-138 B7-139 B7-140 B7-141 B7-142 B7-143 B7-144 B7-145 B7-146 B7-147 B7-148 B7-149 B7-150 B7-151 B7-152 B7-153 B7-154 B7-155 B7-156 B7-157 B7-158 B7-159 B7-160 B7-161 B7-162 B7-163 B7-164 B7-165 B7-166 B7-167 B7-168 B7-169 B7-170 B7-171 B7-172 B7-173 B7-174 B7-175 B7-176 B7-177 B7-178 B7-179 B7-180 B7-181 B7-182 B7-183 B7-184 B7-185 B7-186 B7-187 B7-188 B7-189 B7-190 B7-191 B7-192 B7-193 B7-194 B7-195 B7-196 B7-197 B7-198 B7-199 B7-200 B7-201 B7-202 B7-203 B7-204 B7-205 B7-206 B7-207 B7-208 B7-209 B7-210 B7-211 B7-212 B7-213 B7-214 B7-215 B7-216 B7-217 B7-218 B7-219 B7-220 B7-221 B7-222 B7-223 B7-224 B7-225 B7-226 B7-227 B7-228 B7-229 B7-230 B7-231 B7-232 B7-233 B7-234 B7-235 B7-236 B7-237 B7-238 B7-239 B7-240 B7-241 B7-242 B7-243 B7-244 B7-245 B7-246 B7-247 B7-248 B7-249 B7-250 B7-251 B7-252 B7-253 B7-254 B7-255 B7-256 B7-257 B7-258 B7-259 B7-260 B7-261 B7-262 B7-263 B7-264 B7-265 B7-266 B7-267 B7-268 B7-269 B7-270 B7-271 B7-272 B7-273 B7-274 B7-275 B7-276 B7-277 B7-278 B7-279 B7-280 B7-281 B7-282 B7-283 B7-284 B7-285 B7-286 B7-287 B7-288 B7-289 B7-290 B7-291 B7-292 B7-293 B7-294 B7-295 B7-296 B7-297 B7-298 B7-299 B7-300 B7-301 B7-302 B7-303 B7-304 B7-305 B7-306 B7-307 B7-308 B7-309 B7-310 B7-311 B7-312 B7-313 B7-314 B7-315 B7-316 B7-317 B7-318 B7-319 B7-320 B7-321 B7-322 B7-323 B7-324 B7-325 B7-326 B7-327 B7-328 B7-329 B7-330 B7-331 B7-332 B7-333 B7-334 B7-335 B7-336 B7-337 B7-338 B7-339 B7-340 B7-341 B7-342 B7-343 B7-344 B7-345 B7-346 B7-347 B7-348 B7-349 B7-350 B7-351 B7-352 B7-353 B7-354 B7-355 B7-356 B7-357 B7-358 B7-359 B7-360 B7-361 B7-362 B7-363 B7-364 B7-365 B7-366 B7-367 B7-368 B7-369 B7-370 B7-371 B7-372 B7-373 B7-374 B7-375 B7-376 B7-377 B7-378 B7-379 B7-380 B7-381 B7-382 B7-383 B7-384 B7-385 B7-386 B7-387 B7-388 B7-389 B7-390 B7-391 B7-392 B7-393 B7-394 B7-395 B7-396 B7-397 B7-398 B7-399 B7-400 B7-401 B7-402 B7-403 B7-404 B7-405 B7-406 B7-407 B7-408 B7-409 B7-410 B7-411 B7-412 B7-413 B7-414 B7-415 B7-416 B7-417 B7-418 B7-419 B7-420 B7-421 B7-422 B7-423 B7-424 B7-425 B7-426 B7-427 B7-428 B7-429 B7-430 B7-431 B7-432 B7-433 B7-434 B7-435 B7-436 B7-437 B7-438 B7-439 B7-440 B7-441 B7-442 B7-443 B7-444 B7-445 B7-446 B7-447 B7-448 B7-449 B7-450 B7-451 B7-452 B7-453 B7-454 B7-455 B7-456 B7-457 B7-458 B7-459 B7-460 B7-461 B7-462 B7-463 B7-464 B7-465 B7-466 B7-467 B7-468 B7-469 B7-470 B7-471 B7-472 B7-473 B7-474 B7-475 B7-476 B7-477 B7-478 B7-479 B7-480 B7-481 B7-482 B7-483 B7-484 B7-485 B7-486 B7-487 B7-488 B7-489 B7-490 B7-491 B7-492 B7-493 B7-494 B7-495 B7-496 B7-497 B7-498 B7-499 B7-500 B7-501 B7-502 B7-503 B7-504 B7-505 B7-506 B7-507 B7-508 B7-509 B7-510 B7-511 B7-512 B7-513 B7-514 B7-515 B7-516 B7-517 B7-518 B7-519 B7-520 B7-521 B7-522 B7-523 B7-524 B7-525 B7-526 B7-527 B7-528 B7-529 B7-530 B7-531 B7-532 B7-533 B7-534 B7-535 B7-536 B7-537 B7-538 B7-539 B7-540 B7-541 B7-542 B7-543 B7-544 B7-545 B7-546 B7-547 B7-548 B7-549 B7-550 B7-551 B7-552 B7-553 B7-554 B7-555 B7-556 B7-557 B7-558 B7-559 B7-560 B7-561 B7-562 B7-563 B7-564 B7-565 B7-566 B7-567 B7-568 B7-569 B7-570 B7-571 B7-572 B7-573 B7-574 B7-575 B7-576 B7-577 B7-578 B7-579 B7-580 B7-581 B7-582 B7-583 B7-584 B7-585 B7-586 B7-587 B7-588 B7-589 B7-590 B7-591 B7-592 B7-593 B7-594 B7-595 B7-596 B7-597 B7-598 B7-599 B7-600 B7-601 B7-602 B7-603 B7-604 B7-605 B7-606 B7-607 B7-608 B7-609 B7-610 B7-611 B7-612 B7-613 B7-614 B7-615 B7-616 B7-617 B7-618 B7-619 B7-620 B7-621 B7-622 B7-623 B7-624 B7-625 B7-626 B7-627 B7-628 B7-629 B7-630 B7-631 B7-632 B7-633 B7-634 B7-635 B7-636 B7-637 B7-638 B7-639 B7-640 B7-641 B7-642 B7-643 B7-644 B7-645 B7-646 B7-647 B7-648 B7-649 B7-650 B7-651 B7-652 B7-653 B7-654 B7-655 B7-656 B7-657 B7-658 B7-659 B7-660 B7-661 B7-662 B7-663 B7-664 B7-665 B7-666 B7-667 B7-668 B7-669 B7-670 B7-671 B7-672 B7-673 B7-674 B7-675 B7-676 B7-677 B7-678 B7-679 B7-680 B7-681 B7-682 B7-683 B7-684 B7-685 B7-686 B7-687 B7-688 B7-689 B7-690 B7-691 B7-692 B7-693 B7-694 B7-695 B7-696 B7-697 B7-698 B7-699 B7-700 B7-701 B7-702 B7-703 B7-704 B7-705 B7-706 B7-707 B7-708 B7-709 B7-710 B7-711 B7-712 B7-713 B7-714 B7-715 B7-716 B7-717 B7-718 B7-719 B7-720 B7-721 B7-722 B7-723 B7-724 B7-725 B7-726 B7-727 B7-728 B7-729 B7-730 B7-731 B7-732 B7-733 B7-734 B7-735 B7-736 B7-737 B7-738 B7-739 B7-740 B7-741 B7-742 B7-743 B7-744 B7-745 B7-746 B7-747 B7-748 B7-749 B7-750 B7-751 B7-752 B7-753 B7-754 B7-755 B7-756 B7-757 B7-758 B7-759 B7-760 B7-761 B7-762 B7-763 B7-764 B7-765 B7-766 B7-767 B7-768 B7-769 B7-770 B7-771 B7-772 B7-773 B7-774 B7-775 B7-776 B7-777 B7-778 B7-779 B7-780 B7-781 B7-782 B7-783 B7-784 B7-785 B7-786 B7-787 B7-788 B7-789 B7-790 B7-791 B7-792 B7-793 B7-794 B7-795 B7-796 B7-797 B7-798 B7-799 B7-800 B7-801 B7-802 B7-803 B7-804 B7-805 B7-806 B7-807 B7-808 B7-809 B7-810 B7-811 B7-812 B7-813 B7-814 B7-815 B7-816 B7-817 B7-818 B7-819 B7-820 B7-821 B7-822 B7-823 B7-824 B7-825 B7-826 B7-827 B7-828 B7-829 B7-830 B7-831 B7-832 B7-833 B7-834 B7-835 B7-836 B7-837 B7-838 B7-839 B7-840 B7-841 B7-842 B7-843 B7-844 B7-845 B7-846 B7-847 B7-848 B7-849 B7-850 B7-851 B7-852 B7-853 B7-854 B7-855 B7-856 B7-857 B7-858 B7-859 B7-860 B7-861 B7-862 B7-863 B7-864 B7-865 B7-866 B7-867 B7-868 B7-869 B7-870 B7-871 B7-872 B7-873 B7-874 B7-875 B7-876 B7-877 B7-878 B7-879 B7-880 B7-881 B7-882 B7-883 B7-884 B7-885 B7-886 B7-887 B7-888 B7-889 B7-890 B7-891 B7-892 B7-893 B7-894 B7-895 B7-896 B7-897 B7-898 B7-899 B7-900 B7-901 B7-902 B7-903 B7-904 B7-905 B7-906 B7-907 B7-908 B7-909 B7-910 B7-911 B7-912 B7-913 B7-914 B7-915 B7-916 B7-917 B7-918 B7-919 B7-920 B7-921 B7-922 B7-923 B7-924 B7-925 B7-926 B7-927 B7-928 B7-929 B7-930 B7-931 B7-932 B7-933 B7-934 B7-935 B7-936 B7-937 B7-938 B7-939 B7-940 B7-941 B7-942 B7-943 B7-944 B7-945 B7-946 B7-947 B7-948 B7-949 B7-950 B7-951 B7-952 B7-953 B7-954 B7-955 B7-956 B7-957 B7-958 B7-959 B7-960 B7-961 B7-962 B7-963 B7-964 B7-965 B7-966 B7-967 B7-968 B7-969 B7-970 B7-971 B7-972 B7-973 B7-974 B7-975 B7-976 B7-977 B7-978 B7-979 B7-980 B7-981 B7-982 B7-983 B7-984 B7-985 B7-986 B7-987 B7-988 B7-989 B7-990 B7-991 B7-992 B7-993 B7-994 B7-995 B7-996 B7-997 B7-998 B7-999 B7-1000 B7-1001 B7-1002 B7-1003 B7-1004 B7-1005 B7-1006 B7-1007 B7-1008 B7-1009 B7-1010 B7-1011 B7-1012 B7-1013 B7-1014 B7-1015 B7-1016 B7-1017 B7-1018 B7-1019 B7-1020 B7-1021 B7-1022 B7-1023 B7-1024 B7-1025 B7-1026 B7-1027 B7-1028 B7-1029 B7-1030 B7-1031 B7-1032 B7-1033 B7-1034 B7-1035 B7-1036 B7-1037 B7-1038 B7-1039 B7-1040 B7-1041 B7-1042 B7-1043 B7-1044 B7-1045 B7-1046 B7-1047 B7-1048 B7-1049 B7-1050 B7-1051 B7-1052 B7-1053 B7-1054 B7-1055 B7-1056 B7-1057 B7-1058 B7-1059 B7-1060 B7-1061 B7-1062 B7-1063 B7-1064 B7-1065 B7-1066 B7-1067 B7-1068 B7-1069 B7-1070 B7-1071 B7-1072 B7-1073 B7-1074 B7-1075 B7-1076 B7-1077 B7-1078 B7-1079 B7-1080 B7-1081 B7-1082 B7-1083 B7-1084 B7-1085 B7-1086 B7-1087 B7-1088 B7-1089 B7-1090 B7-1091 B7-1092 B7-1093 B7-1094 B7-1095 B7-1096 B7-1097 B7-1098 B7-1099 B7-1100 B7-1101 B7-1102 B7-1103 B7-1104 B7-1105 B7-1106 B7-1107 B7-1108 B7-1109 B7-1110 B7-1111 B7-1112 B7-1113 B7-1114 B7-1115 B7-1116 B7-1117 B7-1118 B7-1119 B7-1120 B7-1121 B7-1122 B7-1123 B7-1124 B7-1125 B7-1126 B7-1127 B7-1128 B7-1129 B7-1130 B7-1131 B7-1132 B7-1133 B7-1134 B7-1135 B7-1136 B7-1137 B7-1138 B7-1139 B7-1140 B7-1141 B7-1142 B7-1143 B7-1144 B7-1145 B7-1146 B7-1147 B7-1148 B7-1149 B7-1150 B7-1151 B7-1152 B7-1153 B7-1154 B7-1155 B7-1156 B7-1157 B7-1158 B7-1159 B7-1160 B7-1161 B7-1162 B7-1163 B7-1164 B7-1165 B7-116</td></tr></tbody></table>	第57条: 電源設備		タンクドリーリ		簡略化区分			第一歩 操作性	温度・湿度・圧力 ／電外の実施／放射線 荷重 海水 缶設備からの影響 電磁波障害 関連資料	屋外 （荷物に種別を選擇する） 対象外 （対象外） （対象外） （対象外）	B	B	B		第二歩 操作性	操作性 開連資料 制御・検査 開連資料 切替え性 開連資料 高試設計 遮光装置 その他(防衛物) 開連資料	異常操作（底盤の運搬・設置、操作エスイチ操作、井戸車、操作作業） B7-2 開連図、B7-3 系統図 奇跡 B7-4 技能及び就業 B7-5 系統図 通常時は無効又は分離 対象外 B7-3 系統図、R7-7 バウンダリ系統図 異常操作（装置過熱で操作可能） B7-2 開連図 可搬SAの容量 B7-5 容量設定機器、R7-11 燃料補給に関する開連資料 可搬SAの操作性 B7-2 開連図、B7-3 系統図 異なる複数の燃焼装置の操作 最後の機能で使用 B7-3 系統図 容量場所 (放射被量の高くなるおそれのない場所を測定) B7-2 開連図 作業場所 B7-2 開連図 アセスメント B7-6 アセスメント図 開連資料 主な原因因子 防止設備・対策(代替対象DB設備あり)・屋外 サポート高架図 開連資料	B7-2 B7-3 C B7-4 B7-5 Ab B7-6 C B7-7 Ab B7-8 Ab B7-9 Ab B7-10 Ab B7-11 C B7-12 B7-13 Ab B7-14 B7-15 B7-16 B7-17 B7-18 B7-19 B7-20 B7-21 B7-22 B7-23 B7-24 B7-25 B7-26 B7-27 B7-28 B7-29 B7-30 B7-31 B7-32 B7-33 B7-34 B7-35 B7-36 B7-37 B7-38 B7-39 B7-40 B7-41 B7-42 B7-43 B7-44 B7-45 B7-46 B7-47 B7-48 B7-49 B7-50 B7-51 B7-52 B7-53 B7-54 B7-55 B7-56 B7-57 B7-58 B7-59 B7-60 B7-61 B7-62 B7-63 B7-64 B7-65 B7-66 B7-67 B7-68 B7-69 B7-70 B7-71 B7-72 B7-73 B7-74 B7-75 B7-76 B7-77 B7-78 B7-79 B7-80 B7-81 B7-82 B7-83 B7-84 B7-85 B7-86 B7-87 B7-88 B7-89 B7-90 B7-91 B7-92 B7-93 B7-94 B7-95 B7-96 B7-97 B7-98 B7-99 B7-100 B7-101 B7-102 B7-103 B7-104 B7-105 B7-106 B7-107 B7-108 B7-109 B7-110 B7-111 B7-112 B7-113 B7-114 B7-115 B7-116 B7-117 B7-118 B7-119 B7-120 B7-121 B7-122 B7-123 B7-124 B7-125 B7-126 B7-127 B7-128 B7-129 B7-130 B7-131 B7-132 B7-133 B7-134 B7-135 B7-136 B7-137 B7-138 B7-139 B7-140 B7-141 B7-142 B7-143 B7-144 B7-145 B7-146 B7-147 B7-148 B7-149 B7-150 B7-151 B7-152 B7-153 B7-154 B7-155 B7-156 B7-157 B7-158 B7-159 B7-160 B7-161 B7-162 B7-163 B7-164 B7-165 B7-166 B7-167 B7-168 B7-169 B7-170 B7-171 B7-172 B7-173 B7-174 B7-175 B7-176 B7-177 B7-178 B7-179 B7-180 B7-181 B7-182 B7-183 B7-184 B7-185 B7-186 B7-187 B7-188 B7-189 B7-190 B7-191 B7-192 B7-193 B7-194 B7-195 B7-196 B7-197 B7-198 B7-199 B7-200 B7-201 B7-202 B7-203 B7-204 B7-205 B7-206 B7-207 B7-208 B7-209 B7-210 B7-211 B7-212 B7-213 B7-214 B7-215 B7-216 B7-217 B7-218 B7-219 B7-220 B7-221 B7-222 B7-223 B7-224 B7-225 B7-226 B7-227 B7-228 B7-229 B7-230 B7-231 B7-232 B7-233 B7-234 B7-235 B7-236 B7-237 B7-238 B7-239 B7-240 B7-241 B7-242 B7-243 B7-244 B7-245 B7-246 B7-247 B7-248 B7-249 B7-250 B7-251 B7-252 B7-253 B7-254 B7-255 B7-256 B7-257 B7-258 B7-259 B7-260 B7-261 B7-262 B7-263 B7-264 B7-265 B7-266 B7-267 B7-268 B7-269 B7-270 B7-271 B7-272 B7-273 B7-274 B7-275 B7-276 B7-277 B7-278 B7-279 B7-280 B7-281 B7-282 B7-283 B7-284 B7-285 B7-286 B7-287 B7-288 B7-289 B7-290 B7-291 B7-292 B7-293 B7-294 B7-295 B7-296 B7-297 B7-298 B7-299 B7-300 B7-301 B7-302 B7-303 B7-304 B7-305 B7-306 B7-307 B7-308 B7-309 B7-310 B7-311 B7-312 B7-313 B7-314 B7-315 B7-316 B7-317 B7-318 B7-319 B7-320 B7-321 B7-322 B7-323 B7-324 B7-325 B7-326 B7-327 B7-328 B7-329 B7-330 B7-331 B7-332 B7-333 B7-334 B7-335 B7-336 B7-337 B7-338 B7-339 B7-340 B7-341 B7-342 B7-343 B7-344 B7-345 B7-346 B7-347 B7-348 B7-349 B7-350 B7-351 B7-352 B7-353 B7-354 B7-355 B7-356 B7-357 B7-358 B7-359 B7-360 B7-361 B7-362 B7-363 B7-364 B7-365 B7-366 B7-367 B7-368 B7-369 B7-370 B7-371 B7-372 B7-373 B7-374 B7-375 B7-376 B7-377 B7-378 B7-379 B7-380 B7-381 B7-382 B7-383 B7-384 B7-385 B7-386 B7-387 B7-388 B7-389 B7-390 B7-391 B7-392 B7-393 B7-394 B7-395 B7-396 B7-397 B7-398 B7-399 B7-400 B7-401 B7-402 B7-403 B7-404 B7-405 B7-406 B7-407 B7-408 B7-409 B7-410 B7-411 B7-412 B7-413 B7-414 B7-415 B7-416 B7-417 B7-418 B7-419 B7-420 B7-421 B7-422 B7-423 B7-424 B7-425 B7-426 B7-427 B7-428 B7-429 B7-430 B7-431 B7-432 B7-433 B7-434 B7-435 B7-436 B7-437 B7-438 B7-439 B7-440 B7-441 B7-442 B7-443 B7-444 B7-445 B7-446 B7-447 B7-448 B7-449 B7-450 B7-451 B7-452 B7-453 B7-454 B7-455 B7-456 B7-457 B7-458 B7-459 B7-460 B7-461 B7-462 B7-463 B7-464 B7-465 B7-466 B7-467 B7-468 B7-469 B7-470 B7-471 B7-472 B7-473 B7-474 B7-475 B7-476 B7-477 B7-478 B7-479 B7-480 B7-481 B7-482 B7-483 B7-484 B7-485 B7-486 B7-487 B7-488 B7-489 B7-490 B7-491 B7-492 B7-493 B7-494 B7-495 B7-496 B7-497 B7-498 B7-499 B7-500 B7-501 B7-502 B7-503 B7-504 B7-505 B7-506 B7-507 B7-508 B7-509 B7-510 B7-511 B7-512 B7-513 B7-514 B7-515 B7-516 B7-517 B7-518 B7-519 B7-520 B7-521 B7-522 B7-523 B7-524 B7-525 B7-526 B7-527 B7-528 B7-529 B7-530 B7-531 B7-532 B7-533 B7-534 B7-535 B7-536 B7-537 B7-538 B7-539 B7-540 B7-541 B7-542 B7-543 B7-544 B7-545 B7-546 B7-547 B7-548 B7-549 B7-550 B7-551 B7-552 B7-553 B7-554 B7-555 B7-556 B7-557 B7-558 B7-559 B7-560 B7-561 B7-562 B7-563 B7-564 B7-565 B7-566 B7-567 B7-568 B7-569 B7-570 B7-571 B7-572 B7-573 B7-574 B7-575 B7-576 B7-577 B7-578 B7-579 B7-580 B7-581 B7-582 B7-583 B7-584 B7-585 B7-586 B7-587 B7-588 B7-589 B7-590 B7-591 B7-592 B7-593 B7-594 B7-595 B7-596 B7-597 B7-598 B7-599 B7-600 B7-601 B7-602 B7-603 B7-604 B7-605 B7-606 B7-607 B7-608 B7-609 B7-610 B7-611 B7-612 B7-613 B7-614 B7-615 B7-616 B7-617 B7-618 B7-619 B7-620 B7-621 B7-622 B7-623 B7-624 B7-625 B7-626 B7-627 B7-628 B7-629 B7-630 B7-631 B7-632 B7-633 B7-634 B7-635 B7-636 B7-637 B7-638 B7-639 B7-640 B7-641 B7-642 B7-643 B7-644 B7-645 B7-646 B7-647 B7-648 B7-649 B7-650 B7-651 B7-652 B7-653 B7-654 B7-655 B7-656 B7-657 B7-658 B7-659 B7-660 B7-661 B7-662 B7-663 B7-664 B7-665 B7-666 B7-667 B7-668 B7-669 B7-670 B7-671 B7-672 B7-673 B7-674 B7-675 B7-676 B7-677 B7-678 B7-679 B7-680 B7-681 B7-682 B7-683 B7-684 B7-685 B7-686 B7-687 B7-688 B7-689 B7-690 B7-691 B7-692 B7-693 B7-694 B7-695 B7-696 B7-697 B7-698 B7-699 B7-700 B7-701 B7-702 B7-703 B7-704 B7-705 B7-706 B7-707 B7-708 B7-709 B7-710 B7-711 B7-712 B7-713 B7-714 B7-715 B7-716 B7-717 B7-718 B7-719 B7-720 B7-721 B7-722 B7-723 B7-724 B7-725 B7-726 B7-727 B7-728 B7-729 B7-730 B7-731 B7-732 B7-733 B7-734 B7-735 B7-736 B7-737 B7-738 B7-739 B7-740 B7-741 B7-742 B7-743 B7-744 B7-745 B7-746 B7-747 B7-748 B7-749 B7-750 B7-751 B7-752 B7-753 B7-754 B7-755 B7-756 B7-757 B7-758 B7-759 B7-760 B7-761 B7-762 B7-763 B7-764 B7-765 B7-766 B7-767 B7-768 B7-769 B7-770 B7-771 B7-772 B7-773 B7-774 B7-775 B7-776 B7-777 B7-778 B7-779 B7-780 B7-781 B7-782 B7-783 B7-784 B7-785 B7-786 B7-787 B7-788 B7-789 B7-790 B7-791 B7-792 B7-793 B7-794 B7-795 B7-796 B7-797 B7-798 B7-799 B7-800 B7-801 B7-802 B7-803 B7-804 B7-805 B7-806 B7-807 B7-808 B7-809 B7-810 B7-811 B7-812 B7-813 B7-814 B7-815 B7-816 B7-817 B7-818 B7-819 B7-820 B7-821 B7-822 B7-823 B7-824 B7-825 B7-826 B7-827 B7-828 B7-829 B7-830 B7-831 B7-832 B7-833 B7-834 B7-835 B7-836 B7-837 B7-838 B7-839 B7-840 B7-841 B7-842 B7-843 B7-844 B7-845 B7-846 B7-847 B7-848 B7-849 B7-850 B7-851 B7-852 B7-853 B7-854 B7-855 B7-856 B7-857 B7-858 B7-859 B7-860 B7-861 B7-862 B7-863 B7-864 B7-865 B7-866 B7-867 B7-868 B7-869 B7-870 B7-871 B7-872 B7-873 B7-874 B7-875 B7-876 B7-877 B7-878 B7-879 B7-880 B7-881 B7-882 B7-883 B7-884 B7-885 B7-886 B7-887 B7-888 B7-889 B7-890 B7-891 B7-892 B7-893 B7-894 B7-895 B7-896 B7-897 B7-898 B7-899 B7-900 B7-901 B7-902 B7-903 B7-904 B7-905 B7-906 B7-907 B7-908 B7-909 B7-910 B7-911 B7-912 B7-913 B7-914 B7-915 B7-916 B7-917 B7-918 B7-919 B7-920 B7-921 B7-922 B7-923 B7-924 B7-925 B7-926 B7-927 B7-928 B7-929 B7-930 B7-931 B7-932 B7-933 B7-934 B7-935 B7-936 B7-937 B7-938 B7-939 B7-940 B7-941 B7-942 B7-943 B7-944 B7-945 B7-946 B7-947 B7-948 B7-949 B7-950 B7-951 B7-952 B7-953 B7-954 B7-955 B7-956 B7-957 B7-958 B7-959 B7-960 B7-961 B7-962 B7-963 B7-964 B7-965 B7-966 B7-967 B7-968 B7-969 B7-970 B7-971 B7-972 B7-973 B7-974 B7-975 B7-976 B7-977 B7-978 B7-979 B7-980 B7-981 B7-982 B7-983 B7-984 B7-985 B7-986 B7-987 B7-988 B7-989 B7-990 B7-991 B7-992 B7-993 B7-994 B7-995 B7-996 B7-997 B7-998 B7-999 B7-1000 B7-1001 B7-1002 B7-1003 B7-1004 B7-1005 B7-1006 B7-1007 B7-1008 B7-1009 B7-1010 B7-1011 B7-1012 B7-1013 B7-1014 B7-1015 B7-1016 B7-1017 B7-1018 B7-1019 B7-1020 B7-1021 B7-1022 B7-1023 B7-1024 B7-1025 B7-1026 B7-1027 B7-1028 B7-1029 B7-1030 B7-1031 B7-1032 B7-1033 B7-1034 B7-1035 B7-1036 B7-1037 B7-1038 B7-1039 B7-1040 B7-1041 B7-1042 B7-1043 B7-1044 B7-1045 B7-1046 B7-1047 B7-1048 B7-1049 B7-1050 B7-1051 B7-1052 B7-1053 B7-1054 B7-1055 B7-1056 B7-1057 B7-1058 B7-1059 B7-1060 B7-1061 B7-1062 B7-1063 B7-1064 B7-1065 B7-1066 B7-1067 B7-1068 B7-1069 B7-1070 B7-1071 B7-1072 B7-1073 B7-1074 B7-1075 B7-1076 B7-1077 B7-1078 B7-1079 B7-1080 B7-1081 B7-1082 B7-1083 B7-1084 B7-1085 B7-1086 B7-1087 B7-1088 B7-1089 B7-1090 B7-1091 B7-1092 B7-1093 B7-1094 B7-1095 B7-1096 B7-1097 B7-1098 B7-1099 B7-1100 B7-1101 B7-1102 B7-1103 B7-1104 B7-1105 B7-1106 B7-1107 B7-1108 B7-1109 B7-1110 B7-1111 B7-1112 B7-1113 B7-1114 B7-1115 B7-1116 B7-1117 B7-1118 B7-1119 B7-1120 B7-1121 B7-1122 B7-1123 B7-1124 B7-1125 B7-1126 B7-1127 B7-1128 B7-1129 B7-1130 B7-1131 B7-1132 B7-1133 B7-1134 B7-1135 B7-1136 B7-1137 B7-1138 B7-1139 B7-1140 B7-1141 B7-1142 B7-1143 B7-1144 B7-1145 B7-1146 B7-1147 B7-1148 B7-1149 B7-1150 B7-1151 B7-1152 B7-1153 B7-1154 B7-1155 B7-1156 B7-1157 B7-1158 B7-1159 B7-1160 B7-1161 B7-1162 B7-1163 B7-1164 B7-1165 B7-116
第57条: 電源設備		タンクドリーリ		簡略化区分														
第一歩 操作性	温度・湿度・圧力 ／電外の実施／放射線 荷重 海水 缶設備からの影響 電磁波障害 関連資料	屋外 （荷物に種別を選擇する） 対象外 （対象外） （対象外） （対象外）	B	B	B													
第二歩 操作性	操作性 開連資料 制御・検査 開連資料 切替え性 開連資料 高試設計 遮光装置 その他(防衛物) 開連資料	異常操作（底盤の運搬・設置、操作エスイチ操作、井戸車、操作作業） B7-2 開連図、B7-3 系統図 奇跡 B7-4 技能及び就業 B7-5 系統図 通常時は無効又は分離 対象外 B7-3 系統図、R7-7 バウンダリ系統図 異常操作（装置過熱で操作可能） B7-2 開連図 可搬SAの容量 B7-5 容量設定機器、R7-11 燃料補給に関する開連資料 可搬SAの操作性 B7-2 開連図、B7-3 系統図 異なる複数の燃焼装置の操作 最後の機能で使用 B7-3 系統図 容量場所 (放射被量の高くなるおそれのない場所を測定) B7-2 開連図 作業場所 B7-2 開連図 アセスメント B7-6 アセスメント図 開連資料 主な原因因子 防止設備・対策(代替対象DB設備あり)・屋外 サポート高架図 開連資料	B7-2 B7-3 C B7-4 B7-5 Ab B7-6 C B7-7 Ab B7-8 Ab B7-9 Ab B7-10 Ab B7-11 C B7-12 B7-13 Ab B7-14 B7-15 B7-16 B7-17 B7-18 B7-19 B7-20 B7-21 B7-22 B7-23 B7-24 B7-25 B7-26 B7-27 B7-28 B7-29 B7-30 B7-31 B7-32 B7-33 B7-34 B7-35 B7-36 B7-37 B7-38 B7-39 B7-40 B7-41 B7-42 B7-43 B7-44 B7-45 B7-46 B7-47 B7-48 B7-49 B7-50 B7-51 B7-52 B7-53 B7-54 B7-55 B7-56 B7-57 B7-58 B7-59 B7-60 B7-61 B7-62 B7-63 B7-64 B7-65 B7-66 B7-67 B7-68 B7-69 B7-70 B7-71 B7-72 B7-73 B7-74 B7-75 B7-76 B7-77 B7-78 B7-79 B7-80 B7-81 B7-82 B7-83 B7-84 B7-85 B7-86 B7-87 B7-88 B7-89 B7-90 B7-91 B7-92 B7-93 B7-94 B7-95 B7-96 B7-97 B7-98 B7-99 B7-100 B7-101 B7-102 B7-103 B7-104 B7-105 B7-106 B7-107 B7-108 B7-109 B7-110 B7-111 B7-112 B7-113 B7-114 B7-115 B7-116 B7-117 B7-118 B7-119 B7-120 B7-121 B7-122 B7-123 B7-124 B7-125 B7-126 B7-127 B7-128 B7-129 B7-130 B7-131 B7-132 B7-133 B7-134 B7-135 B7-136 B7-137 B7-138 B7-139 B7-140 B7-141 B7-142 B7-143 B7-144 B7-145 B7-146 B7-147 B7-148 B7-149 B7-150 B7-151 B7-152 B7-153 B7-154 B7-155 B7-156 B7-157 B7-158 B7-159 B7-160 B7-161 B7-162 B7-163 B7-164 B7-165 B7-166 B7-167 B7-168 B7-169 B7-170 B7-171 B7-172 B7-173 B7-174 B7-175 B7-176 B7-177 B7-178 B7-179 B7-180 B7-181 B7-182 B7-183 B7-184 B7-185 B7-186 B7-187 B7-188 B7-189 B7-190 B7-191 B7-192 B7-193 B7-194 B7-195 B7-196 B7-197 B7-198 B7-199 B7-200 B7-201 B7-202 B7-203 B7-204 B7-205 B7-206 B7-207 B7-208 B7-209 B7-210 B7-211 B7-212 B7-213 B7-214 B7-215 B7-216 B7-217 B7-218 B7-219 B7-220 B7-221 B7-222 B7-223 B7-224 B7-225 B7-226 B7-227 B7-228 B7-229 B7-230 B7-231 B7-232 B7-233 B7-234 B7-235 B7-236 B7-237 B7-238 B7-239 B7-240 B7-241 B7-242 B7-243 B7-244 B7-245 B7-246 B7-247 B7-248 B7-249 B7-250 B7-251 B7-252 B7-253 B7-254 B7-255 B7-256 B7-257 B7-258 B7-259 B7-260 B7-261 B7-262 B7-263 B7-264 B7-265 B7-266 B7-267 B7-268 B7-269 B7-270 B7-271 B7-272 B7-273 B7-274 B7-275 B7-276 B7-277 B7-278 B7-279 B7-280 B7-281 B7-282 B7-283 B7-284 B7-285 B7-286 B7-287 B7-288 B7-289 B7-290 B7-291 B7-292 B7-293 B7-294 B7-295 B7-296 B7-297 B7-298 B7-299 B7-300 B7-301 B7-302 B7-303 B7-304 B7-305 B7-306 B7-307 B7-308 B7-309 B7-310 B7-311 B7-312 B7-313 B7-314 B7-315 B7-316 B7-317 B7-318 B7-319 B7-320 B7-321 B7-322 B7-323 B7-324 B7-325 B7-326 B7-327 B7-328 B7-329 B7-330 B7-331 B7-332 B7-333 B7-334 B7-335 B7-336 B7-337 B7-338 B7-339 B7-340 B7-341 B7-342 B7-343 B7-344 B7-345 B7-346 B7-347 B7-348 B7-349 B7-350 B7-351 B7-352 B7-353 B7-354 B7-355 B7-356 B7-357 B7-358 B7-359 B7-360 B7-361 B7-362 B7-363 B7-364 B7-365 B7-366 B7-367 B7-368 B7-369 B7-370 B7-371 B7-372 B7-373 B7-374 B7-375 B7-376 B7-377 B7-378 B7-379 B7-380 B7-381 B7-382 B7-383 B7-384 B7-385 B7-386 B7-387 B7-388 B7-389 B7-390 B7-391 B7-392 B7-393 B7-394 B7-395 B7-396 B7-397 B7-398 B7-399 B7-400 B7-401 B7-402 B7-403 B7-404 B7-405 B7-406 B7-407 B7-408 B7-409 B7-410 B7-411 B7-412 B7-413 B7-414 B7-415 B7-416 B7-417 B7-418 B7-419 B7-420 B7-421 B7-422 B7-423 B7-424 B7-425 B7-426 B7-427 B7-428 B7-429 B7-430 B7-431 B7-432 B7-433 B7-434 B7-435 B7-436 B7-437 B7-438 B7-439 B7-440 B7-441 B7-442 B7-443 B7-444 B7-445 B7-446 B7-447 B7-448 B7-449 B7-450 B7-451 B7-452 B7-453 B7-454 B7-455 B7-456 B7-457 B7-458 B7-459 B7-460 B7-461 B7-462 B7-463 B7-464 B7-465 B7-466 B7-467 B7-468 B7-469 B7-470 B7-471 B7-472 B7-473 B7-474 B7-475 B7-476 B7-477 B7-478 B7-479 B7-480 B7-481 B7-482 B7-483 B7-484 B7-485 B7-486 B7-487 B7-488 B7-489 B7-490 B7-491 B7-492 B7-493 B7-494 B7-495 B7-496 B7-497 B7-498 B7-499 B7-500 B7-501 B7-502 B7-503 B7-504 B7-505 B7-506 B7-507 B7-508 B7-509 B7-510 B7-511 B7-512 B7-513 B7-514 B7-515 B7-516 B7-517 B7-518 B7-519 B7-520 B7-521 B7-522 B7-523 B7-524 B7-525 B7-526 B7-527 B7-528 B7-529 B7-530 B7-531 B7-532 B7-533 B7-534 B7-535 B7-536 B7-537 B7-538 B7-539 B7-540 B7-541 B7-542 B7-543 B7-544 B7-545 B7-546 B7-547 B7-548 B7-549 B7-550 B7-551 B7-552 B7-553 B7-554 B7-555 B7-556 B7-557 B7-558 B7-559 B7-560 B7-561 B7-562 B7-563 B7-564 B7-565 B7-566 B7-567 B7-568 B7-569 B7-570 B7-571 B7-572 B7-573 B7-574 B7-575 B7-576 B7-577 B7-578 B7-579 B7-580 B7-581 B7-582 B7-583 B7-584 B7-585 B7-586 B7-587 B7-588 B7-589 B7-590 B7-591 B7-592 B7-593 B7-594 B7-595 B7-596 B7-597 B7-598 B7-599 B7-600 B7-601 B7-602 B7-603 B7-604 B7-605 B7-606 B7-607 B7-608 B7-609 B7-610 B7-611 B7-612 B7-613 B7-614 B7-615 B7-616 B7-617 B7-618 B7-619 B7-620 B7-621 B7-622 B7-623 B7-624 B7-625 B7-626 B7-627 B7-628 B7-629 B7-630 B7-631 B7-632 B7-633 B7-634 B7-635 B7-636 B7-637 B7-638 B7-639 B7-640 B7-641 B7-642 B7-643 B7-644 B7-645 B7-646 B7-647 B7-648 B7-649 B7-650 B7-651 B7-652 B7-653 B7-654 B7-655 B7-656 B7-657 B7-658 B7-659 B7-660 B7-661 B7-662 B7-663 B7-664 B7-665 B7-666 B7-667 B7-668 B7-669 B7-670 B7-671 B7-672 B7-673 B7-674 B7-675 B7-676 B7-677 B7-678 B7-679 B7-680 B7-681 B7-682 B7-683 B7-684 B7-685 B7-686 B7-687 B7-688 B7-689 B7-690 B7-691 B7-692 B7-693 B7-694 B7-695 B7-696 B7-697 B7-698 B7-699 B7-700 B7-701 B7-702 B7-703 B7-704 B7-705 B7-706 B7-707 B7-708 B7-709 B7-710 B7-711 B7-712 B7-713 B7-714 B7-715 B7-716 B7-717 B7-718 B7-719 B7-720 B7-721 B7-722 B7-723 B7-724 B7-725 B7-726 B7-727 B7-728 B7-729 B7-730 B7-731 B7-732 B7-733 B7-734 B7-735 B7-736 B7-737 B7-738 B7-739 B7-740 B7-741 B7-742 B7-743 B7-744 B7-745 B7-746 B7-747 B7-748 B7-749 B7-750 B7-751 B7-752 B7-753 B7-754 B7-755 B7-756 B7-757 B7-758 B7-759 B7-760 B7-761 B7-762 B7-763 B7-764 B7-765 B7-766 B7-767 B7-768 B7-769 B7-770 B7-771 B7-772 B7-773 B7-774 B7-775 B7-776 B7-777 B7-778 B7-779 B7-780 B7-781 B7-782 B7-783 B7-784 B7-785 B7-786 B7-787 B7-788 B7-789 B7-790 B7-791 B7-792 B7-793 B7-794 B7-795 B7-796 B7-797 B7-798 B7-799 B7-800 B7-801 B7-802 B7-803 B7-804 B7-805 B7-806 B7-807 B7-808 B7-809 B7-810 B7-811 B7-812 B7-813 B7-814 B7-815 B7-816 B7-817 B7-818 B7-819 B7-820 B7-821 B7-822 B7-823 B7-824 B7-825 B7-826 B7-827 B7-828 B7-829 B7-830 B7-831 B7-832 B7-833 B7-834 B7-835 B7-836 B7-837 B7-838 B7-839 B7-840 B7-841 B7-842 B7-843 B7-844 B7-845 B7-846 B7-847 B7-848 B7-849 B7-850 B7-851 B7-852 B7-853 B7-854 B7-855 B7-856 B7-857 B7-858 B7-859 B7-860 B7-861 B7-862 B7-863 B7-864 B7-865 B7-866 B7-867 B7-868 B7-869 B7-870 B7-871 B7-872 B7-873 B7-874 B7-875 B7-876 B7-877 B7-878 B7-879 B7-880 B7-881 B7-882 B7-883 B7-884 B7-885 B7-886 B7-887 B7-888 B7-889 B7-890 B7-891 B7-892 B7-893 B7-894 B7-895 B7-896 B7-897 B7-898 B7-899 B7-900 B7-901 B7-902 B7-903 B7-904 B7-905 B7-906 B7-907 B7-908 B7-909 B7-910 B7-911 B7-912 B7-913 B7-914 B7-915 B7-916 B7-917 B7-918 B7-919 B7-920 B7-921 B7-922 B7-923 B7-924 B7-925 B7-926 B7-927 B7-928 B7-929 B7-930 B7-931 B7-932 B7-933 B7-934 B7-935 B7-936 B7-937 B7-938 B7-939 B7-940 B7-941 B7-942 B7-943 B7-944 B7-945 B7-946 B7-947 B7-948 B7-949 B7-950 B7-951 B7-952 B7-953 B7-954 B7-955 B7-956 B7-957 B7-958 B7-959 B7-960 B7-961 B7-962 B7-963 B7-964 B7-965 B7-966 B7-967 B7-968 B7-969 B7-970 B7-971 B7-972 B7-973 B7-974 B7-975 B7-976 B7-977 B7-978 B7-979 B7-980 B7-981 B7-982 B7-983 B7-984 B7-985 B7-986 B7-987 B7-988 B7-989 B7-990 B7-991 B7-992 B7-993 B7-994 B7-995 B7-996 B7-997 B7-998 B7-999 B7-1000 B7-1001 B7-1002 B7-1003 B7-1004 B7-1005 B7-1006 B7-1007 B7-1008 B7-1009 B7-1010 B7-1011 B7-1012 B7-1013 B7-1014 B7-1015 B7-1016 B7-1017 B7-1018 B7-1019 B7-1020 B7-1021 B7-1022 B7-1023 B7-1024 B7-1025 B7-1026 B7-1027 B7-1028 B7-1029 B7-1030 B7-1031 B7-1032 B7-1033 B7-1034 B7-1035 B7-1036 B7-1037 B7-1038 B7-1039 B7-1040 B7-1041 B7-1042 B7-1043 B7-1044 B7-1045 B7-1046 B7-1047 B7-1048 B7-1049 B7-1050 B7-1051 B7-1052 B7-1053 B7-1054 B7-1055 B7-1056 B7-1057 B7-1058 B7-1059 B7-1060 B7-1061 B7-1062 B7-1063 B7-1064 B7-1065 B7-1066 B7-1067 B7-1068 B7-1069 B7-1070 B7-1071 B7-1072 B7-1073 B7-1074 B7-1075 B7-1076 B7-1077 B7-1078 B7-1079 B7-1080 B7-1081 B7-1082 B7-1083 B7-1084 B7-1085 B7-1086 B7-1087 B7-1088 B7-1089 B7-1090 B7-1091 B7-1092 B7-1093 B7-1094 B7-1095 B7-1096 B7-1097 B7-1098 B7-1099 B7-1100 B7-1101 B7-1102 B7-1103 B7-1104 B7-1105 B7-1106 B7-1107 B7-1108 B7-1109 B7-1110 B7-1111 B7-1112 B7-1113 B7-1114 B7-1115 B7-1116 B7-1117 B7-1118 B7-1119 B7-1120 B7-1121 B7-1122 B7-1123 B7-1124 B7-1125 B7-1126 B7-1127 B7-1128 B7-1129 B7-1130 B7-1131 B7-1132 B7-1133 B7-1134 B7-1135 B7-1136 B7-1137 B7-1138 B7-1139 B7-1140 B7-1141 B7-1142 B7-1143 B7-1144 B7-1145 B7-1146 B7-1147 B7-1148 B7-1149 B7-1150 B7-1151 B7-1152 B7-1153 B7-1154 B7-1155 B7-1156 B7-1157 B7-1158 B7-1159 B7-1160 B7-1161 B7-1162 B7-1163 B7-1164 B7-1165 B7-116															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象にならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

文字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
数字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
記号：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

＜内容比較のため再掲（補足 1-7）＞

泊発電所3号炉

【大飯、女川】

記載表現の相違

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故時の環境条件における健全性について</p> <pre> graph TD A[原子炉内設備] --> B[IS LOCA時に使用する設備] A --> C[BFP事例時に使用する設備] A --> D[SOTR時に使用する設備] A --> E[その他の屋内設備] B --> F[屋外設備(震度超過以外の環境を含む)] C --> G[海水を通過する装置] D --> H[海水又は淡水] E --> I[その他の屋内設備] F --> J[海水を通過する装置] G --> K[海水又は淡水] H --> L[海水を通過しない装置] I --> M[海水を通過する装置] J --> N[海水又は淡水] K --> O[海水を通過しない装置] L --> P[海水を通過する装置] M --> Q[海水又は淡水] N --> R[海水を通過しない装置] O --> S[海水を通過する装置] P --> T[海水又は淡水] Q --> U[海水を通過しない装置] R --> V[海水を通過する装置] S --> W[海水又は淡水] T --> X[海水を通過しない装置] U --> Y[海水を通過する装置] V --> Z[海水又は淡水] </pre> <p>※海水を通過する装置については、I：通常時に海水を通過する装置、II：海水又は海水から離脱できる装置、III：海水を通過しない装置で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <pre> graph TD A[操作が必要な設備] --> B[操作] A --> C[操作] B --> D[操作] C --> E[操作] D --> F[操作] E --> G[操作] F --> H[操作] G --> I[操作] H --> J[操作] I --> K[操作] J --> L[操作] K --> M[操作] L --> N[操作] M --> O[操作] N --> P[操作] O --> Q[操作] P --> R[操作] Q --> S[操作] R --> T[操作] S --> U[操作] T --> V[操作] U --> W[操作] V --> X[操作] W --> Y[操作] X --> Z[操作] </pre> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③等)</p> <p>57-1-4</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故時の環境条件における健全性について</p> <pre> graph TD A[原子炉内設備] --> B[IS LOCA時に使用する設備] A --> C[BFP事例時に使用する設備] A --> D[SOTR時に使用する設備] A --> E[その他の屋内設備] B --> F[屋外設備(震度超過以外の環境を含む)] C --> G[海水を通過する装置] D --> H[海水又は淡水] E --> I[その他の屋内設備] F --> J[海水を通過する装置] G --> K[海水又は淡水] H --> L[海水を通過しない装置] I --> M[海水を通過する装置] J --> N[海水又は淡水] K --> O[海水を通過しない装置] L --> P[海水を通過する装置] M --> Q[海水又は淡水] N --> R[海水を通過しない装置] O --> S[海水を通過する装置] P --> T[海水又は淡水] Q --> U[海水を通過しない装置] R --> V[海水を通過する装置] S --> W[海水又は淡水] T --> X[海水を通過しない装置] U --> Y[海水を通過する装置] V --> Z[海水又は淡水] </pre> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <pre> graph TD A[操作が必要な設備] --> B[操作] A --> C[操作] B --> D[操作] C --> E[操作] D --> F[操作] E --> G[操作] F --> H[操作] G --> I[操作] H --> J[操作] I --> K[操作] J --> L[操作] K --> M[操作] L --> N[操作] M --> O[操作] N --> P[操作] O --> Q[操作] P --> R[操作] Q --> S[操作] R --> T[操作] S --> U[操作] T --> V[操作] U --> W[操作] V --> X[操作] W --> Y[操作] X --> Z[操作] </pre> <p>操作が不要な設備</p> <p>対象外</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと青色事項の部分を記載する。(例：A①, A②等)</p> <p style="text-align: center;">57-1-5</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の悪影響防止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の悪影響防止について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 実施人等に対する設備の容量等について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 実電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 実施人等事故防止設備の共通要因防護について</p> <p>◎：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例:①a, ①b, ②a, ②b)</p> <p style="text-align: center;">57-1-6</p>	<p>■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故対応設備の容量等について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 常設重大事故対応設備の容量等について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故対応設備の共通要因防護について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>	

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可燃性重大事故等対応設備の余量等について</p> <p>(A, B以外) — C</p> <p>(D, E以外) — E</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可燃性重大事故等対応設備の接続手段との接続性について</p> <p>接続 — A ケーブル — A コネクタ接続 — A より重力授受端子等による接続 — C 配管 — B ボルト締付フランジ接続 — B より重力授受端子等による接続 — C その他 — D 接続なし — E</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所について</p> <p>接続箇所 — A 【考慮事項】 接続外から供給するものの中の接続 水・電力による接続 ①の接続と接続するものの中の接続 — A 屋内(屋面含む) — A 屋内及び屋外 — B その他(空気) — C 接続箇所なし — D</p> <p>57-1-7</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可燃性重大事故等対応設備の余量等について</p> <p>(A, B以外) — A C — B (D, E以外) — C</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可燃性重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 — A ケーブル — A 母線供給 — A 端子ボルト・ネジによる接続 — A 専用の接続方法による接続 — D 水・空気配管 — B 大口径等 — B 小口径等 — C 油配管、計装用配管 — D 専用の接続方法による接続 — D</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確認について</p> <p>接続箇所 — A 【考慮事項】 接続外から供給するものの中の接続 水・電力による接続 ①の接続と接続するものの中の接続 — A 屋内(屋面含む) — A その他(空気) — C 接続箇所なし — D</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

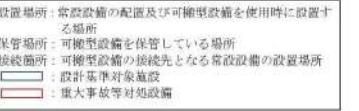
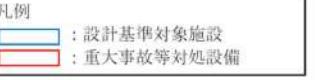
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可燃型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可燃型のものの共通要因故障について</p> <p>57-1-8</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可燃型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可燃型のものの共通要因故障について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉 57-2 配置図	女川原子力発電所2号炉 57-2 配置図	泊発電所3号炉 57-2 配置図	相違理由
	 <p>設置場所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に設置する場所 保管場所：可搬型設備を保管している場所 接続箇所：可搬型設備の接続先となる常設設備の設置場所 ■：設計基準対象施設 ■：重大事故等対処設備</p>	 <p>凡例 ■：設計基準対象施設 ■：重大事故等対処設備</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・女川は「設置場所、保管場所、接続箇所」を記載しているが、泊は「設計基準事故対処設備等、重大事故等対処設備」のみの記載である。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3号炉			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

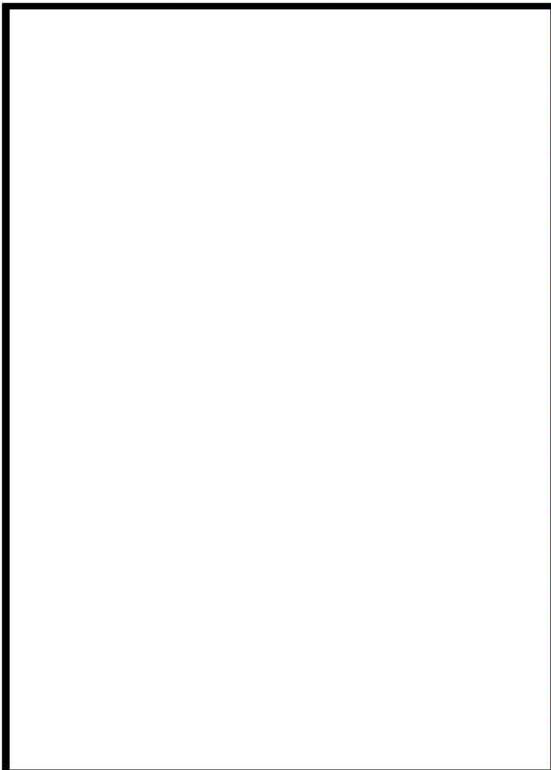
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。	57-2-2		<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉での申請であるのに對し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-1)></p>  <p>件名の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-3</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-33 ~)</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted Content]			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

特記事項の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

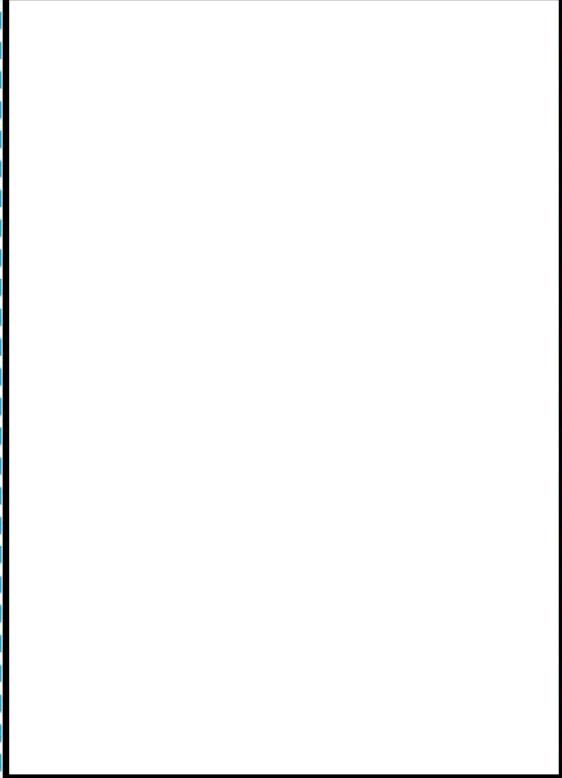
57-2-4

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-2)></p>  <p>機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-20 ~)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

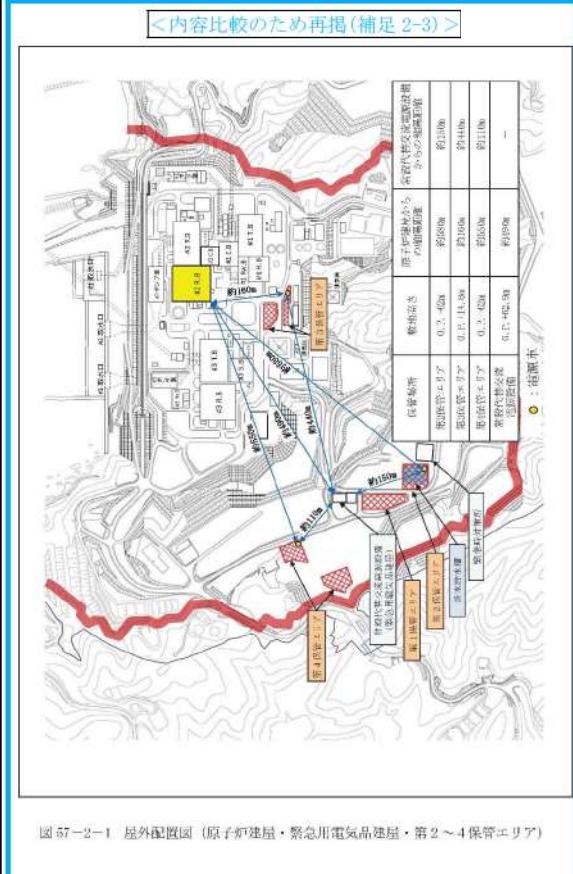
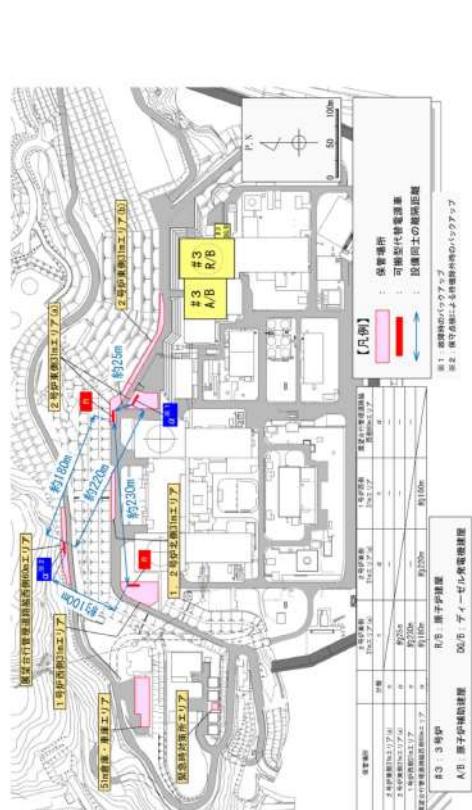
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足2-3)></p> <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア）</p>	<p>図 57-2-2 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉輔助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・出庫エリア・緊急計器室エリア・1号炉西側31mエリア・原野右行道路沿側60mエリア・1.2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (1/5)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

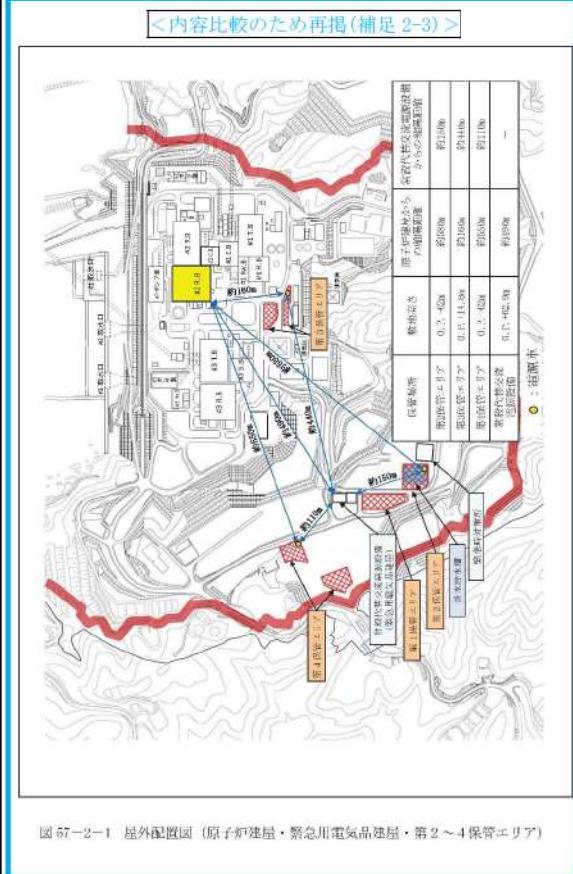
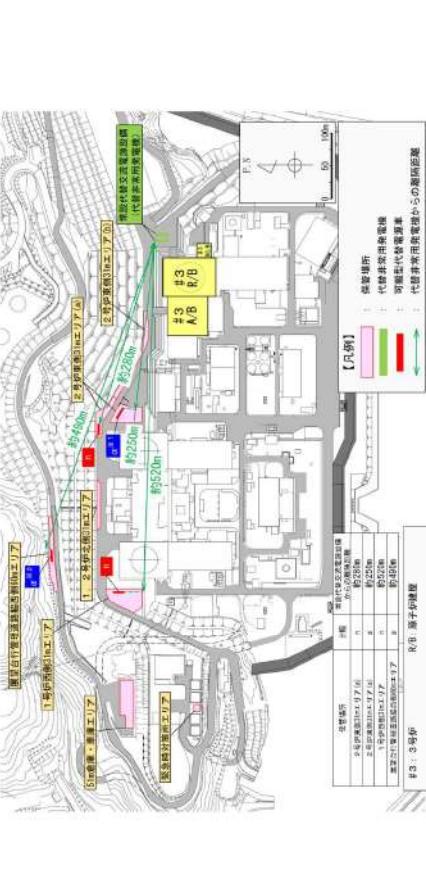
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-3)></p>  <p>図 57-2-1 屋外配置図(原子炉建屋・緊急用電気品速屋・第2～4保管エリア)</p>	 <p>図 57-2-2 屋外配置図(原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急用電気品速屋・1号炉周間31mエリア・2号炉周間31mエリア・1号炉東側31mエリア(2-5))</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-3)></p>  <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品速屋・第2～4保管エリア）</p>	 <p>図 57-2-3 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉保管室・ディーゼル発電機・61m倉庫・車庫エリア・2号炉北側31mエリア・1号炉西側31mエリア・延引行管廊直通路幅60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア）(b)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

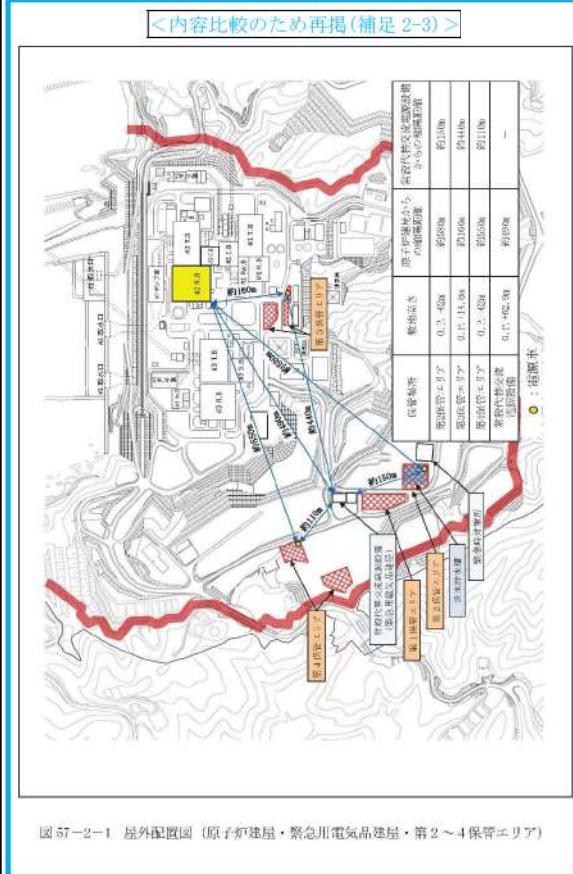
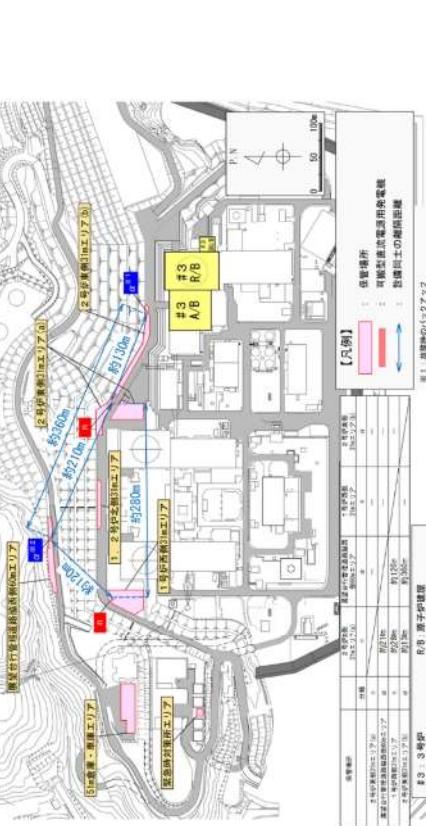
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>＜内容比較のため再掲（補足2-3）＞</p> <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品速屋・第2～4保管エリア）</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>図 57-2-4 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉建屋・ディーゼル発電建屋・51m倉庫・出庫エリヤ・2号炉東側31mエリヤ・1号炉西側31mエリヤ・尾翼台行管通路付近約60mエリヤ・1、2号炉東側31mエリヤ）(4/5)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の充実 ・女川審査実績の反映 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

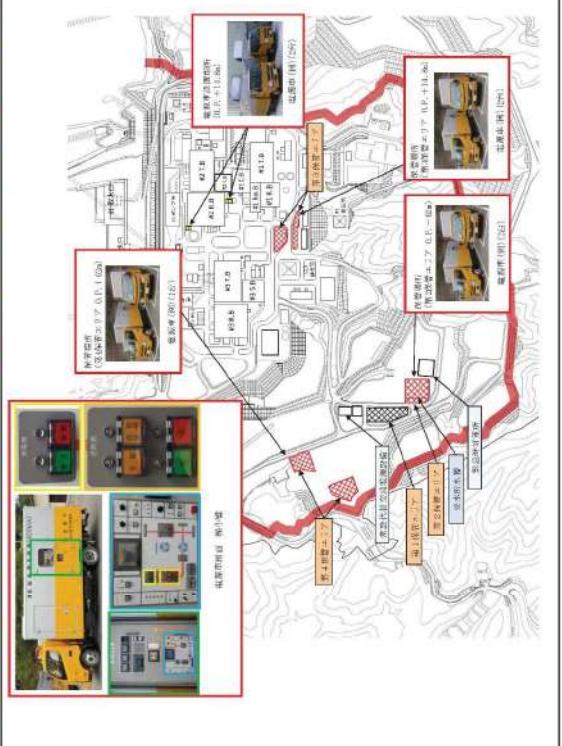
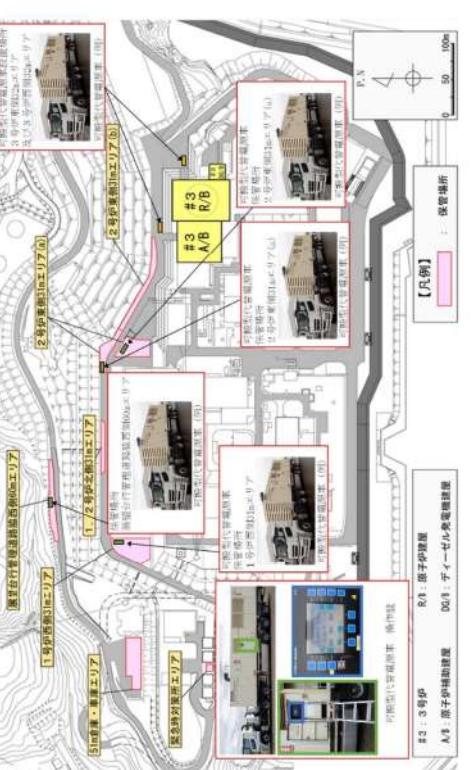
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>＜内容比較のため再掲（補足2-3）＞</p>  <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品速屋・第2～4保管エリア）</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57-2-5 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品速屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・堆肥エリア・緊急時対策貯蔵庫・1号炉外側31mエリア・2号炉外側31mエリア・2号炉北側31mエリア）(5/5) 1号炉外側31mエリア、2号炉外側31mエリア、3号炉外側31mエリア</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所で比較（補足2-4）＞</p>  <p>仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-6</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-2-2 屋外配蔵図（専用車保有場所・設置場所）</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57-2-6 屋外配蔵図（河原型代替送迎車及び引掛型専用電源用発電機保有場所・設置場所）(1/2)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車とタンクローリーの配置図を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

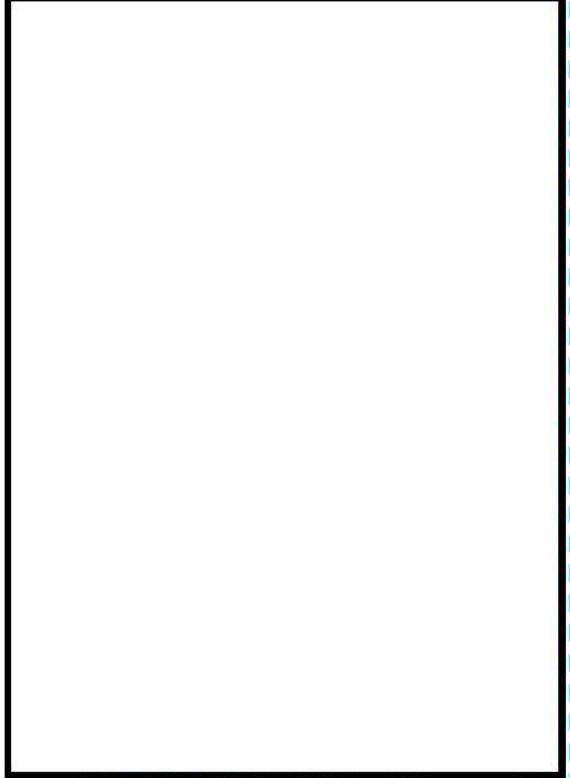
第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

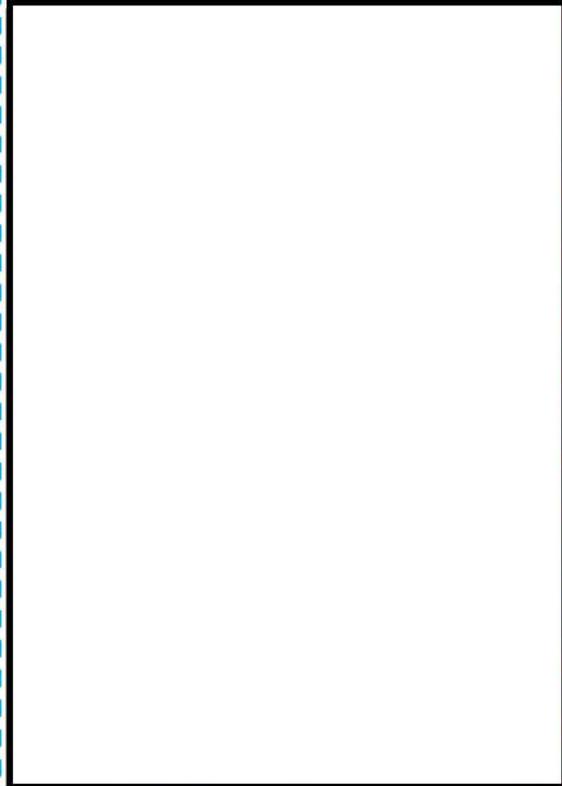
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-5)></p>  <p>件個人の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-7</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-6)></p>  <p>機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-8</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

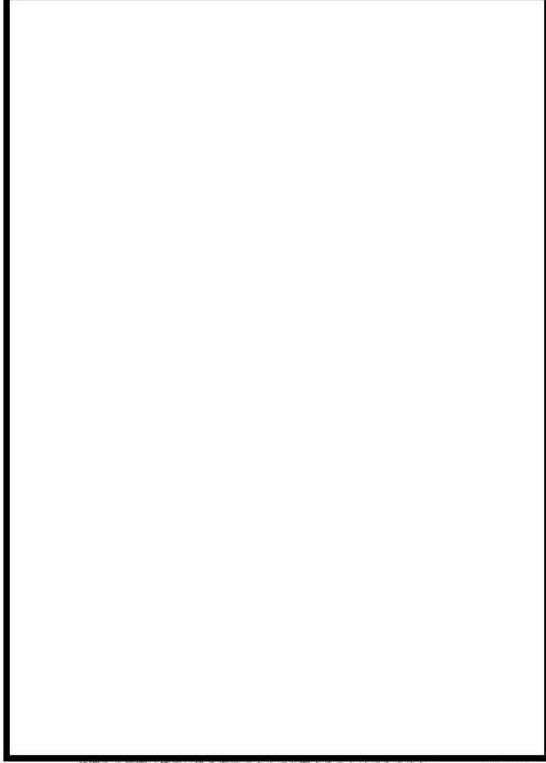
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-7)></p>  <p>機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-9</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-18 ~)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

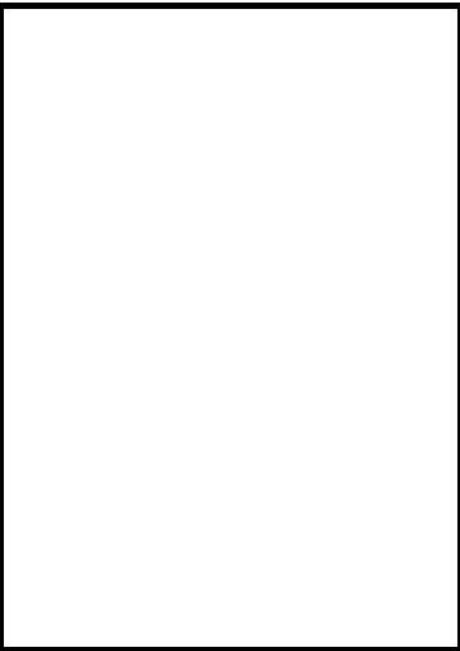
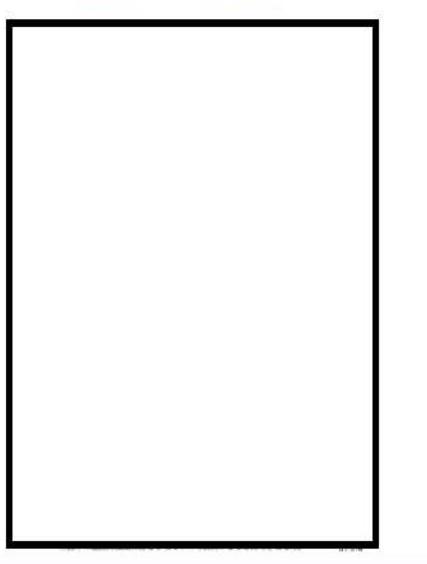
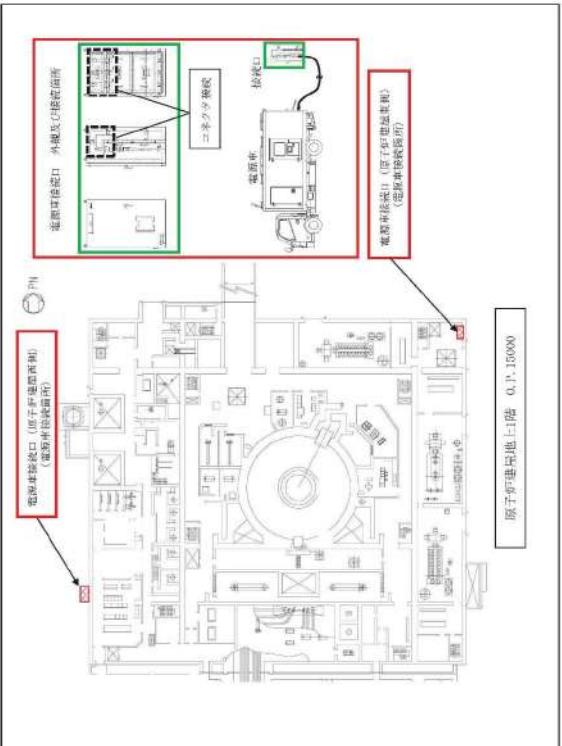
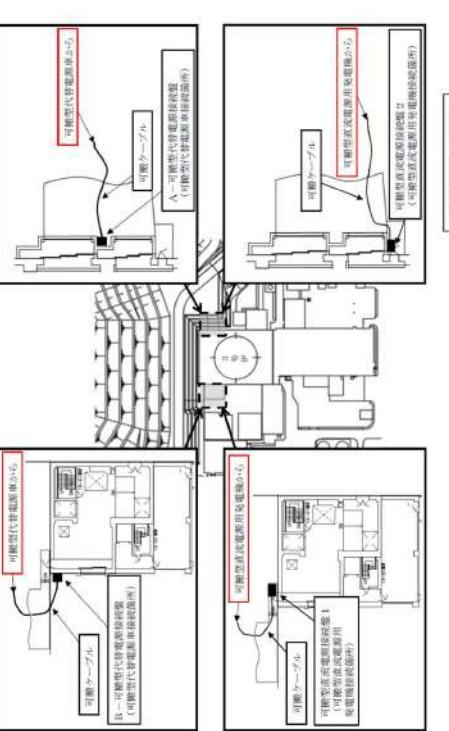
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-8)></p>  <p>情報の漏洩は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-10</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small> <small>07-2-11</small> <内容比較のため再掲(補足2-7)> 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>原子炉建屋地 1階 0.1/15000</p> <p>図 57-2-3 屋外配線図（電源車接続箇所）</p>	 <p>図 57-2-8 屋外配線図（可搬型代替電源車及び可搬型充電装置用充電機接続端子）</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車と可搬型整流器の接続図を別の図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

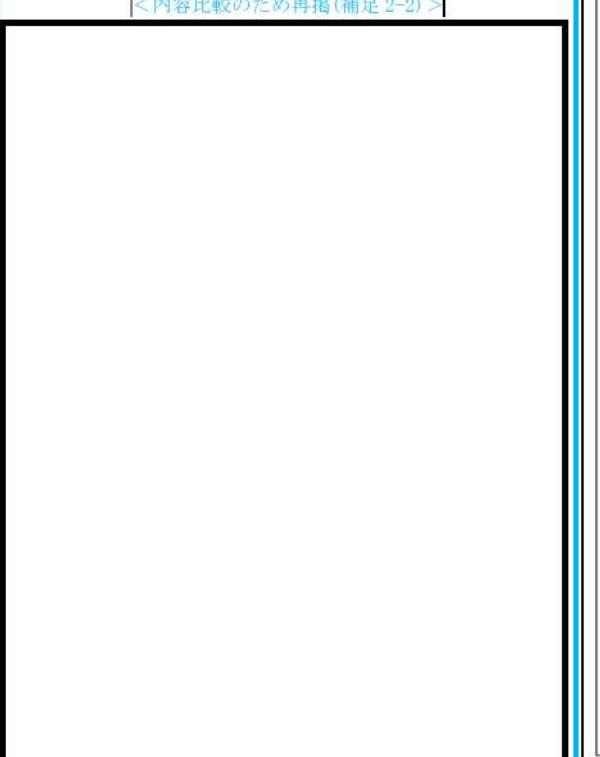
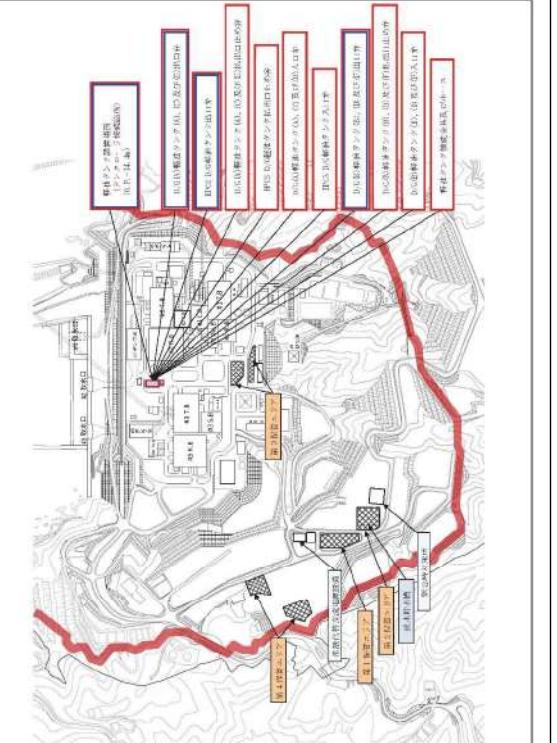
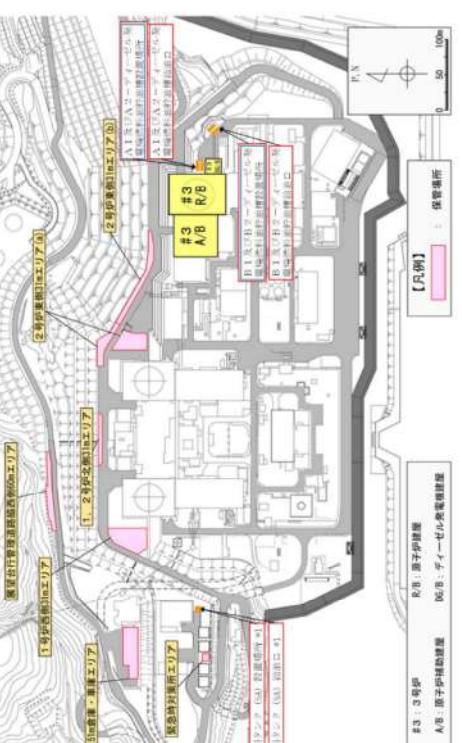
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

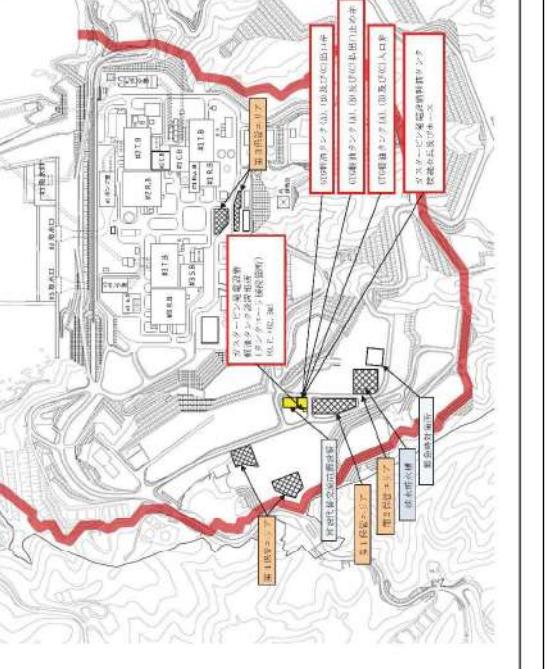
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
4号炉			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足 2-2)></p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-5</p>	 <p>図 57-2-4 屋外配管図(軽油タンク)</p>	 <p>#3 3号炉 R/B 遮断器 K6/8 ティーザル発電機 A/B 隔離遮断器 K6/8 ティーザル発電機 緊急停電装置エリア 保有場所 【凡例】</p> <p>*1燃料タンク (SA) については、当時の状況により位置などを複数ある。</p> <p>図 57-2-9 屋外配管図(ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽及び燃料タンク (SA))</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

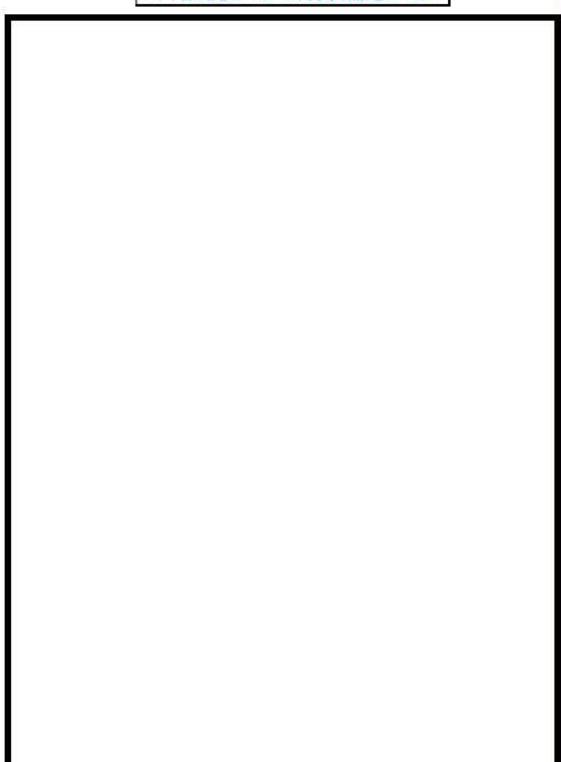
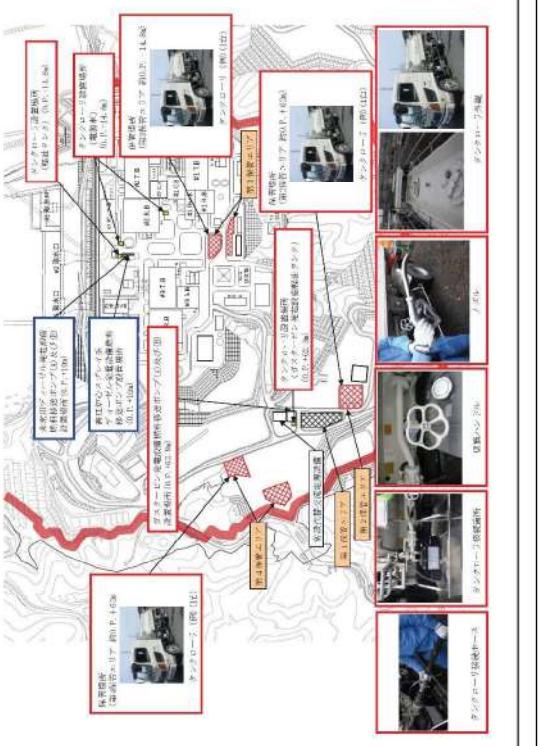
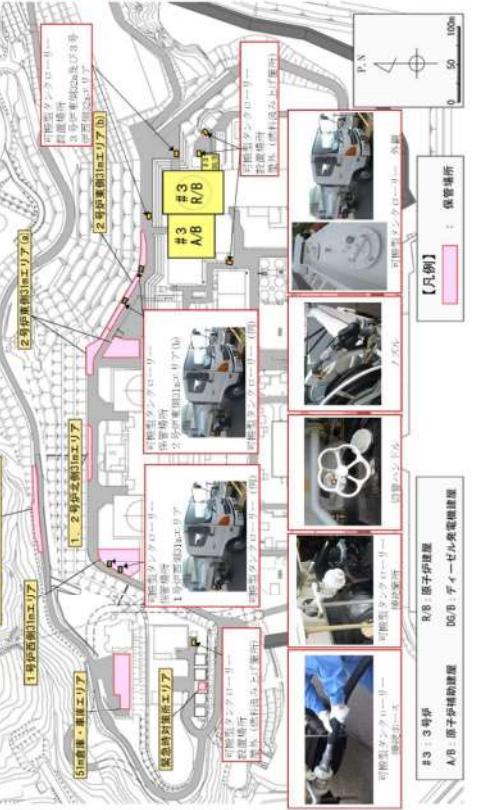
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-6 屋外配置図（ガスタービン発電設備軽油タンク）</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

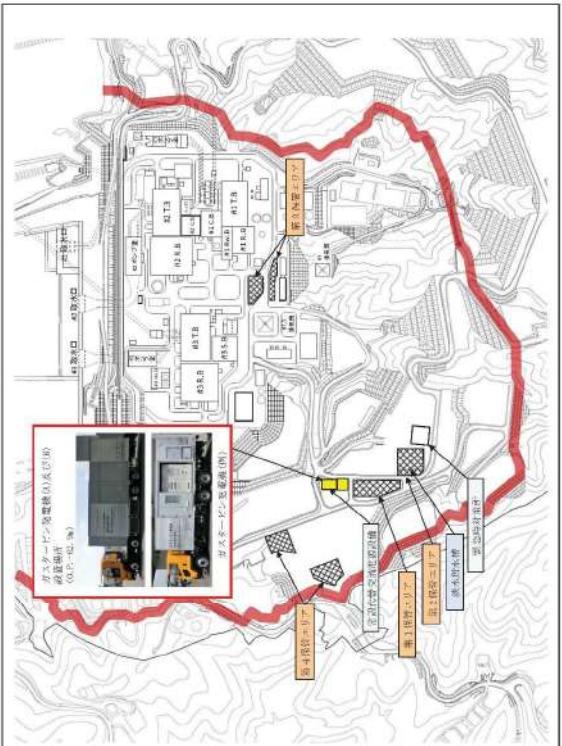
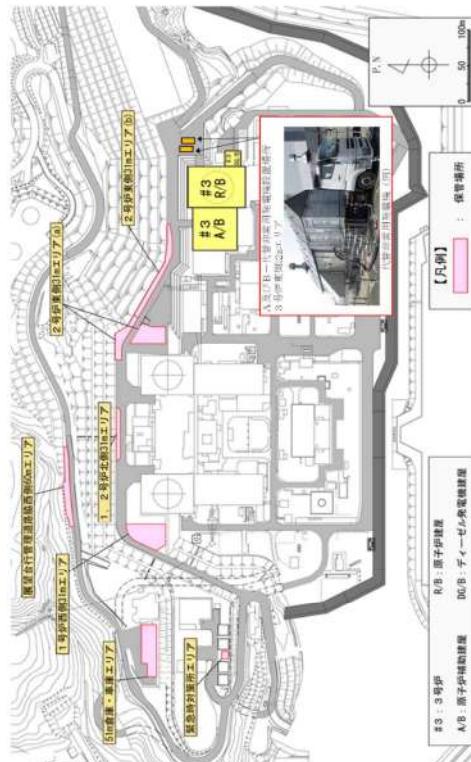
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><内容比較のため再掲(補足2-4)></p>  <p>枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	 <p>図 57-2-6 屋外配管図（タンクローリー）</p>	 <p>図 57.2.10 屋外配管図（可搬型タンクローリー）</p> <p>【凡例】 #3 #3 R/B : 保管場所 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-7 屋外配置図（ガスタービン発電機）</p>	 <p>図 57-2-11 屋外配置図（代用非常用発電機）</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

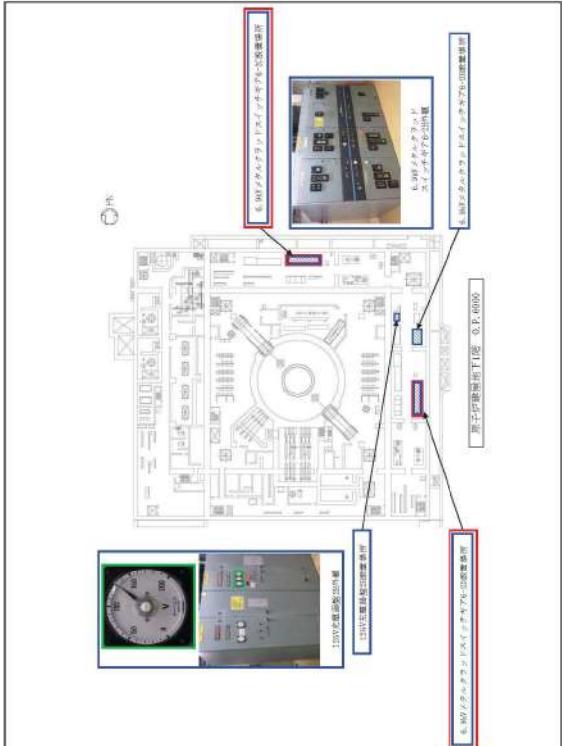
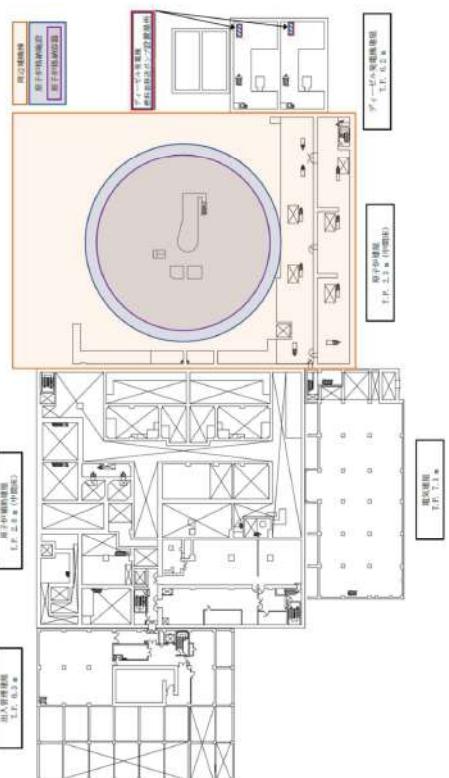
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。
			図 57-2-12 屋外配設図（屋外電路）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-10 配置図（原子炉建屋 地下1階）</p>	 <p>図 57-2-13 配置図 (1/5)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

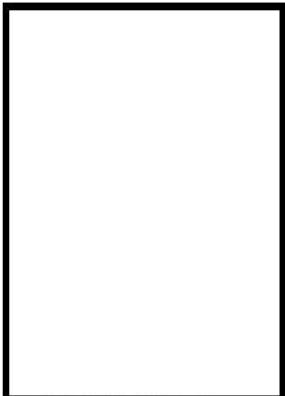
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

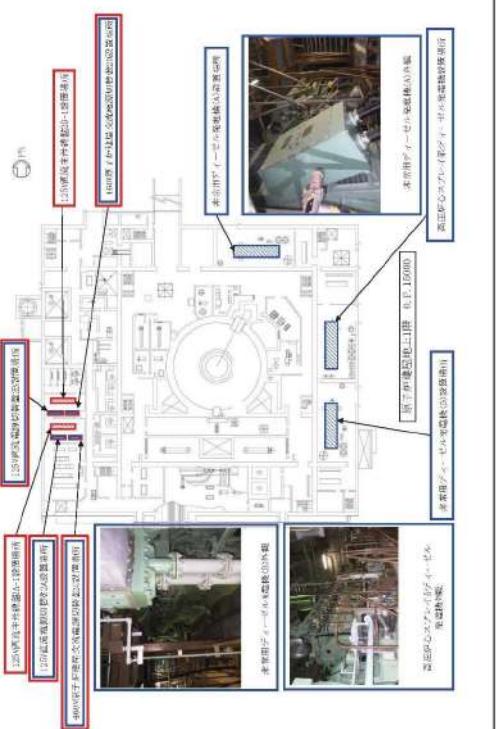
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

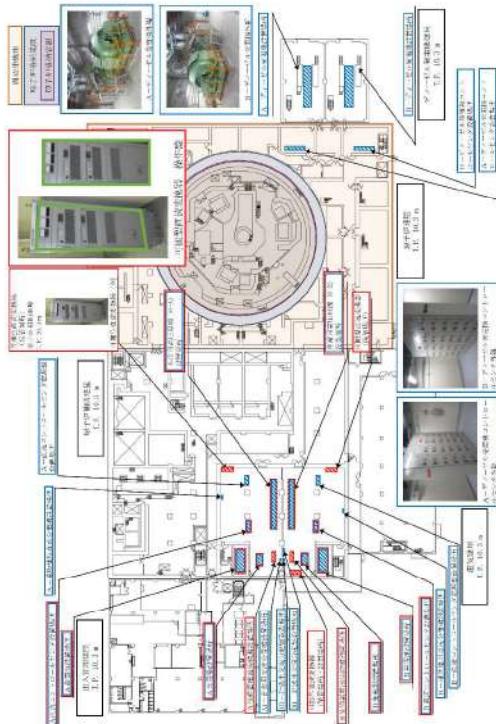
＜内容比較のため再掲（補足2-5, 6, 8）＞



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



相違理由

【大飯、女川】

設備の相違

・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

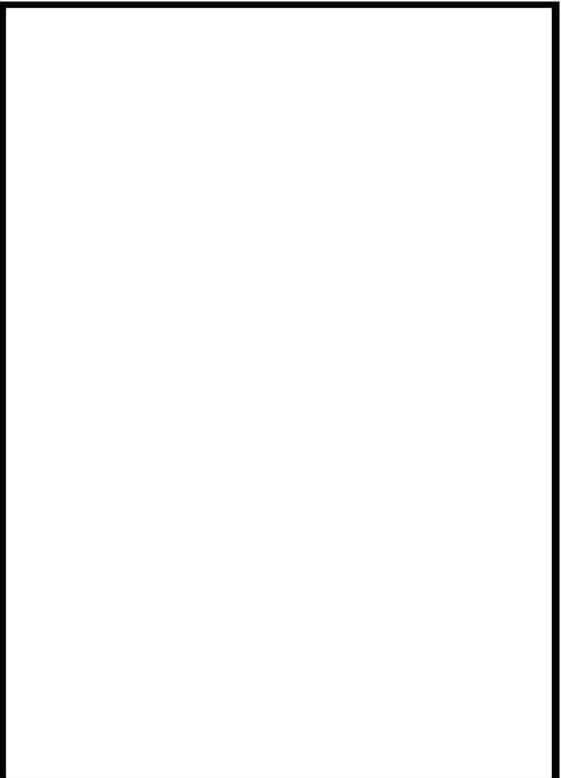
図 57-2-11 配置図（2/5）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

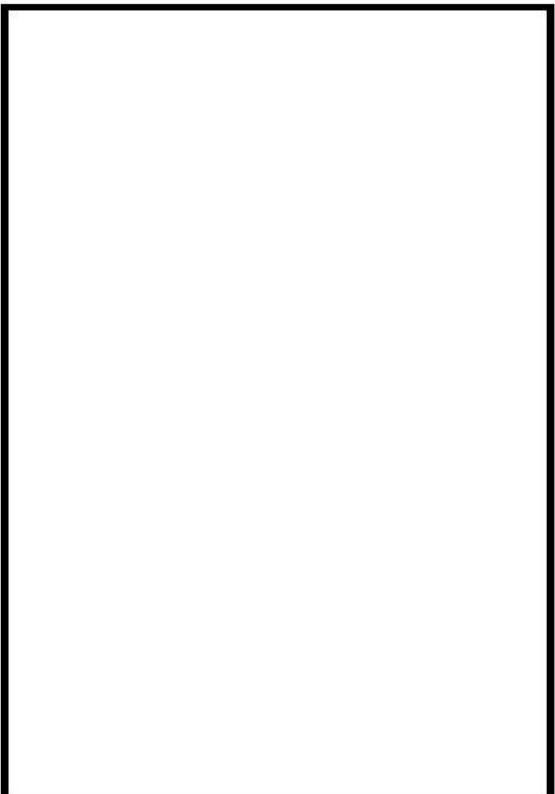
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>件名の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-13</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

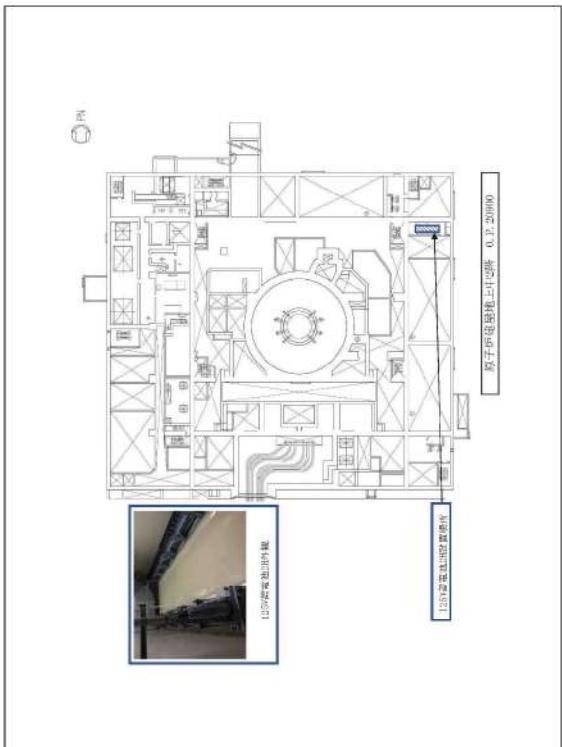
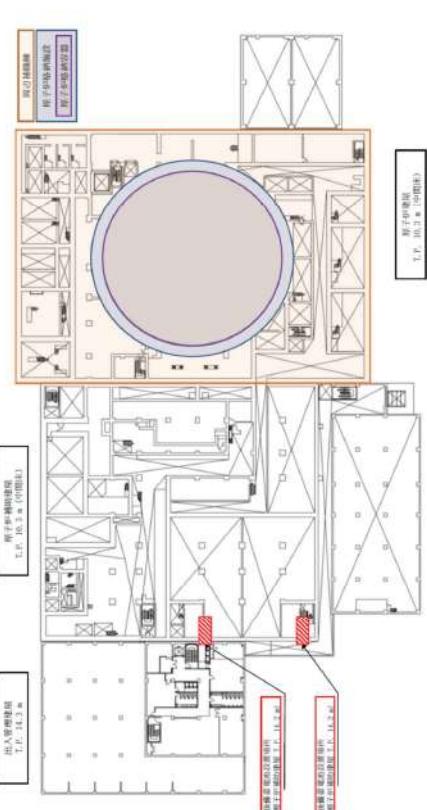
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-14</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-2-12 配置図（原子炉建屋 地上中2階）</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>図 57-2-15 配置図 (3/5)</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

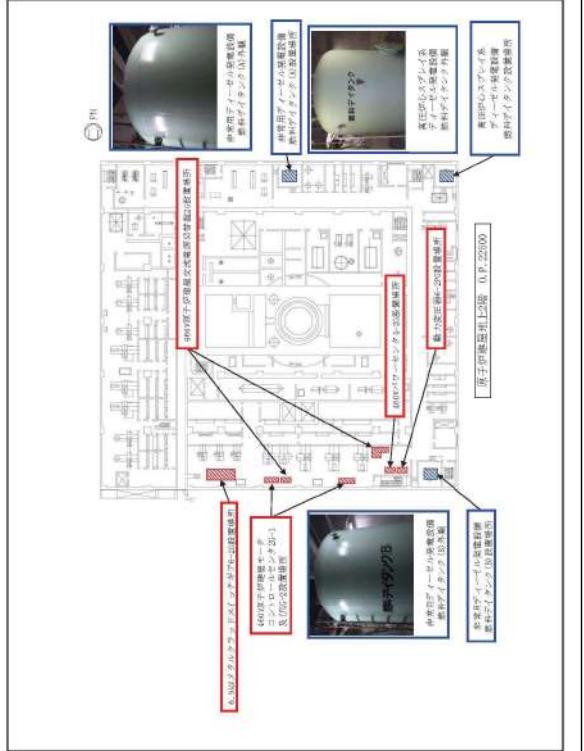
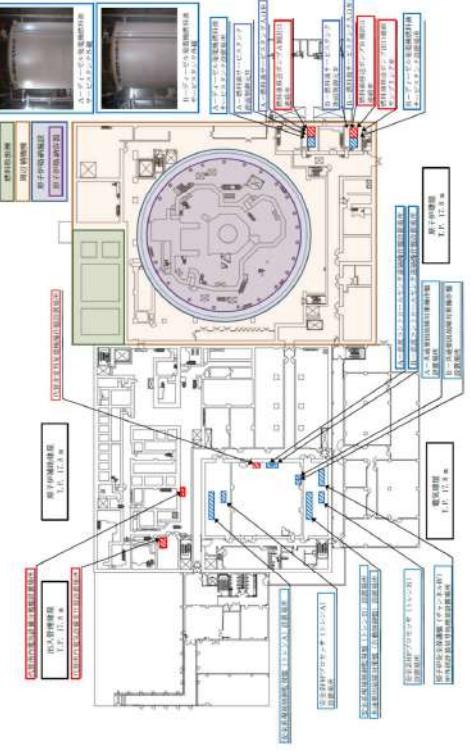
57-2-15

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

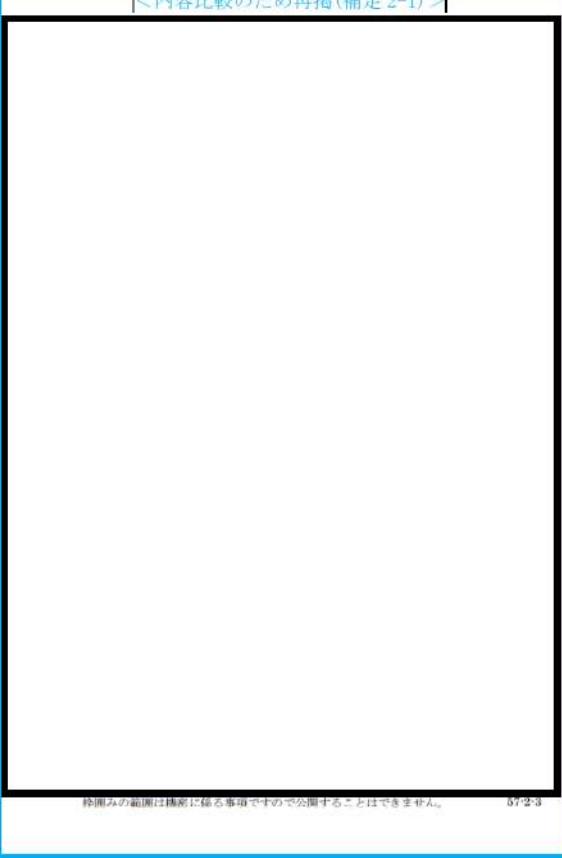
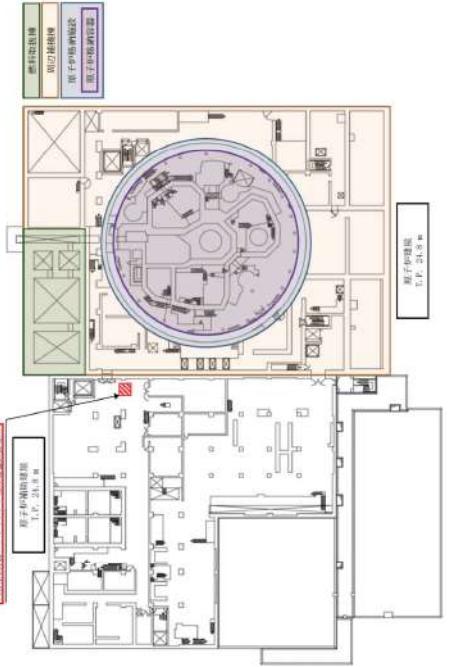
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-13 配置図(原子炉建屋 地上2階)</p>	 <p>図 57-2-16 配置図(4/5)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

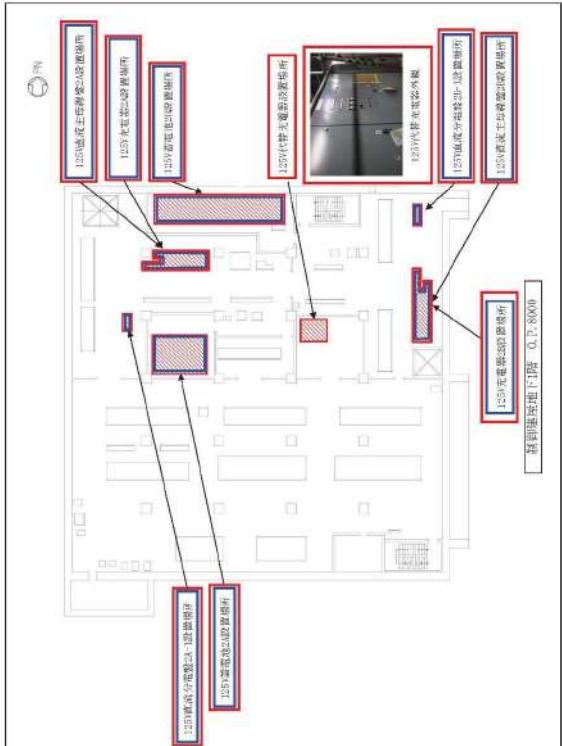
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜内容比較のため再掲（補足2-1）＞</p>  <p>57-2-3</p> <p>紹介のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		 <p>57-2-17 配置図 (5/5)</p>	<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

図 57-2-14 配置図（湖御建屋 地下2階）

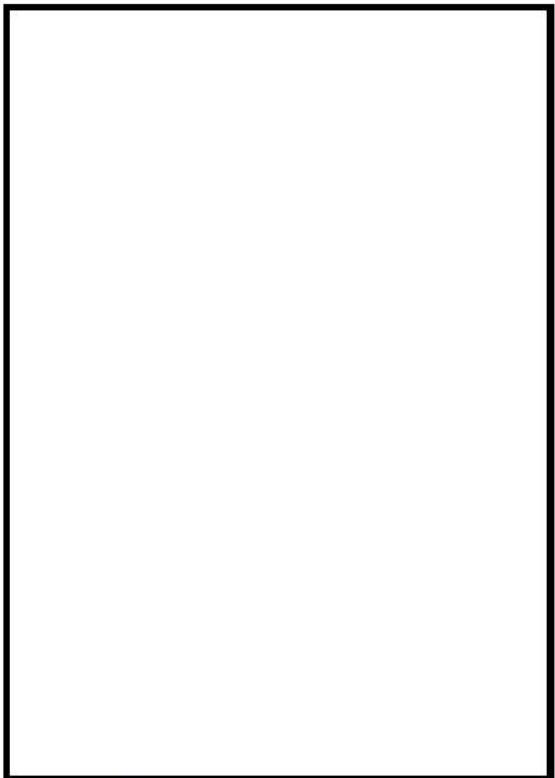
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-15 配置図（制御建屋 地下1階）</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

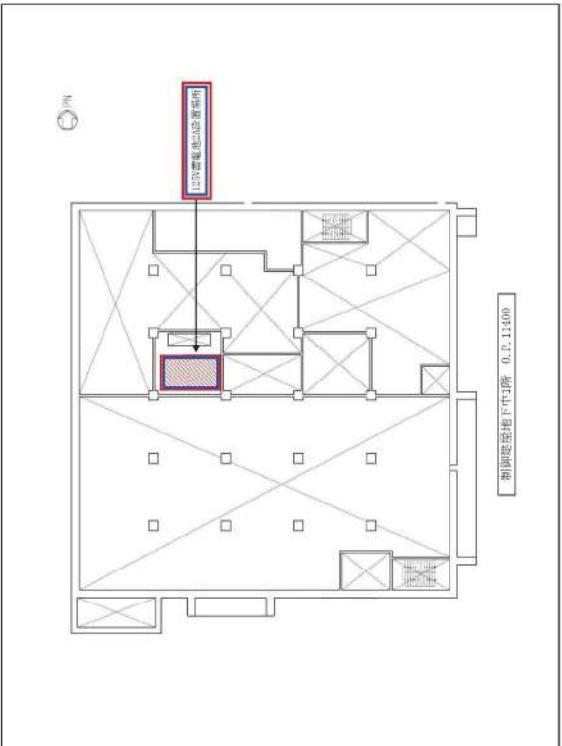
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

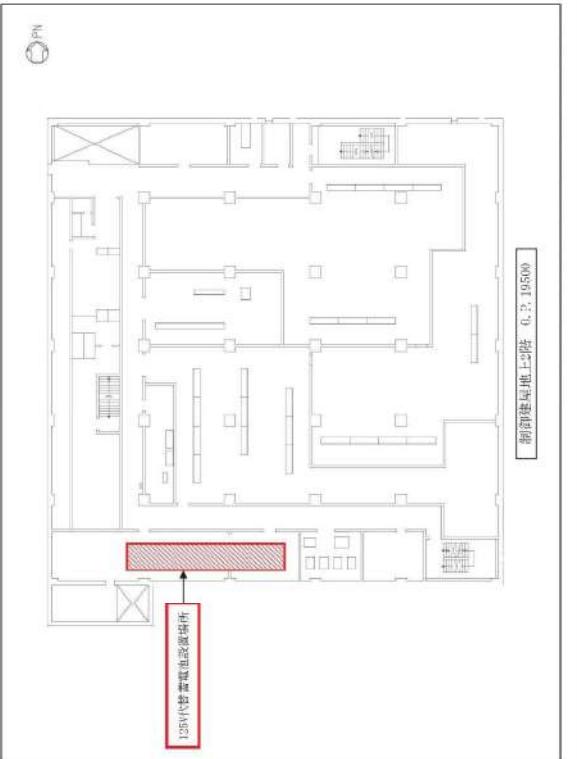
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>件開示の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-16</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-16 配置図（制御建屋 地下中1階）</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

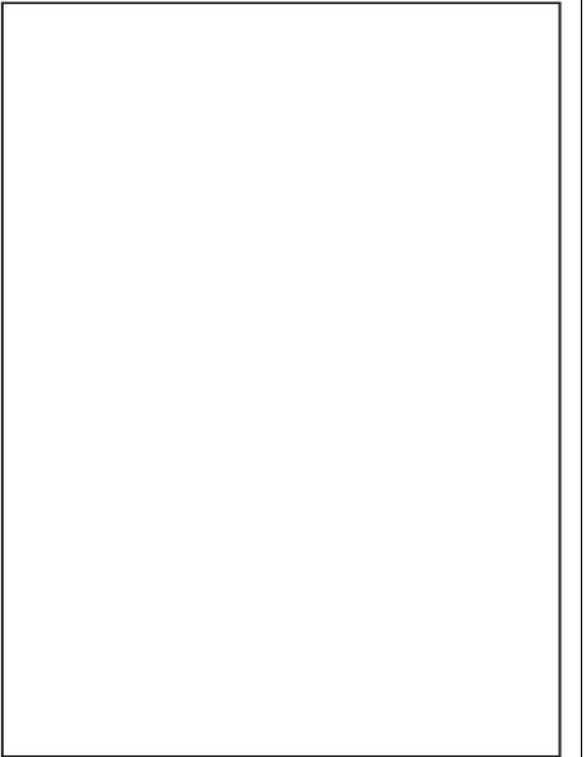
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-17 配置図（制御建屋 地上2階）</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

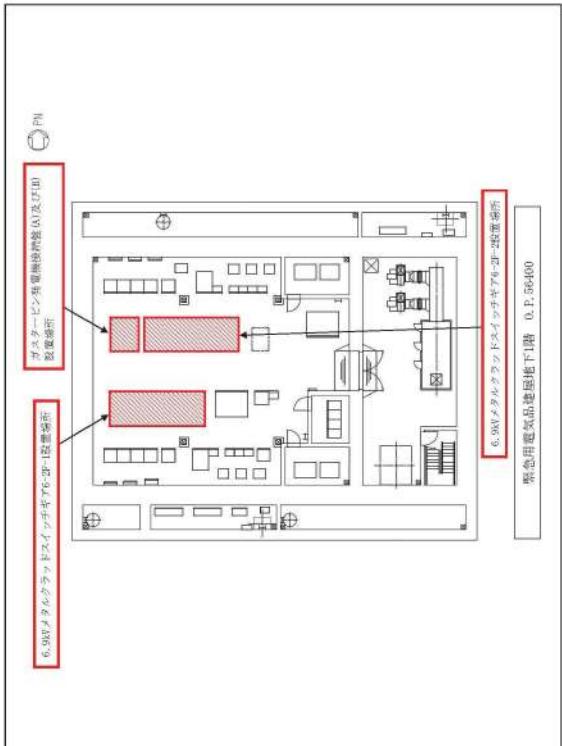
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-18 配置図（中央制御室（制御建屋 地上3階））</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

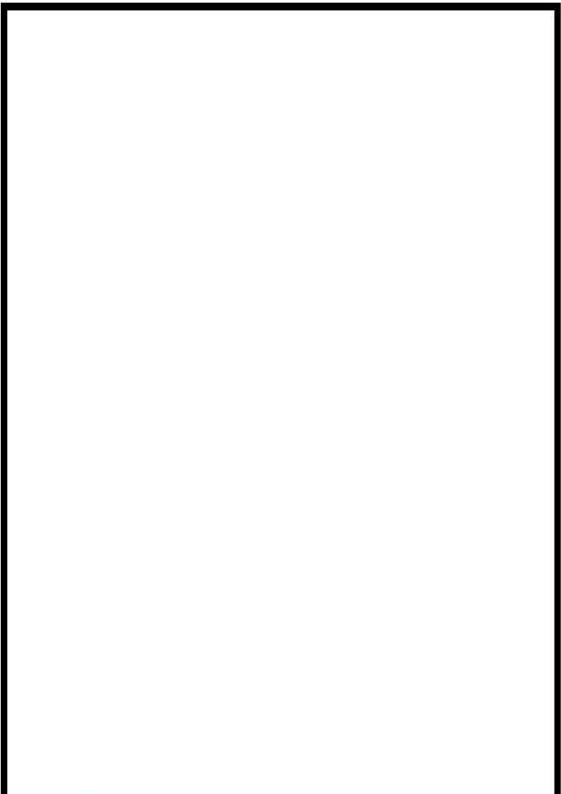
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-19 配置図（緊急用電気品建屋 地下1階）</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>作図のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-17</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted]			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

細則みの範囲は機密に係る事項ですので公開するすることはできません。

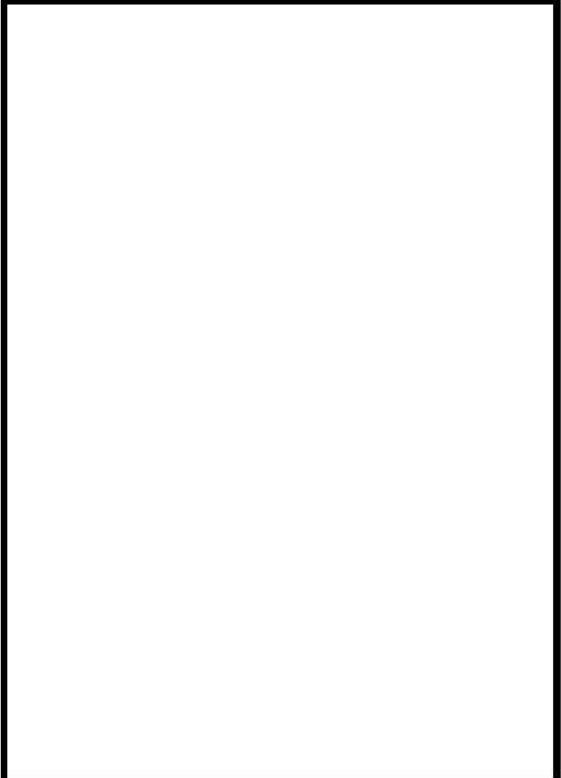
57-2-19

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>作成中の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-20</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-4 試験・検査説明資料	57-4 試験及び検査	57-3 試験・検査説明資料	【女川・大飯】 項目番号の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

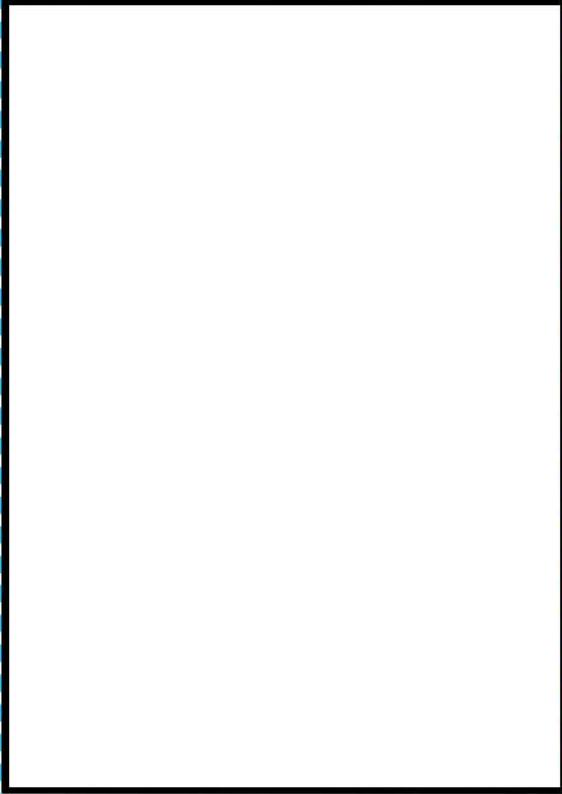
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3号炉			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は3号炉分のみを比較対象とするため4号炉の記載はしない（次頁以降、同様とする）。 ・大飯の申請書では、3／4号炉を記載しているが、3／4号炉での差は共通設備（タンクローリー、重油タンク、号炉間融通設備）であり、共通設備分が記載されている3号炉を比較対象とする。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

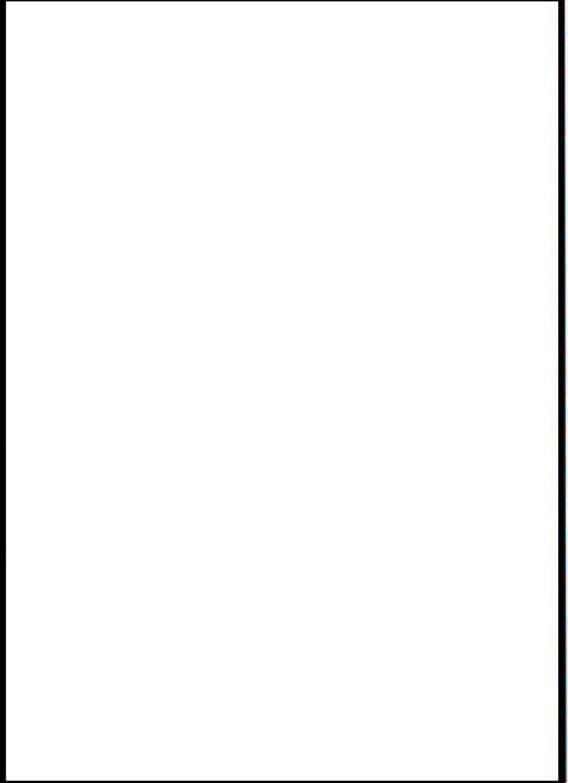
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足3-1)></p>  <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-2</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-21～)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

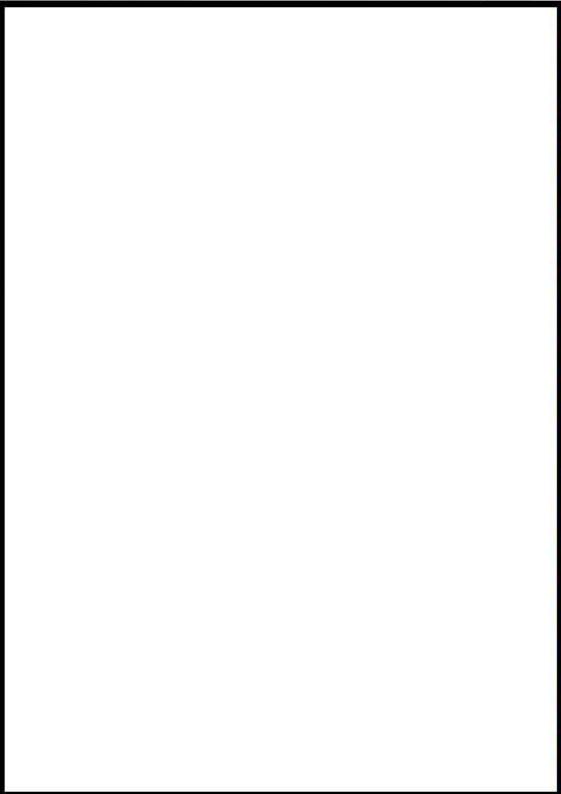
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足3-2)></p>  <p>仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-22～)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

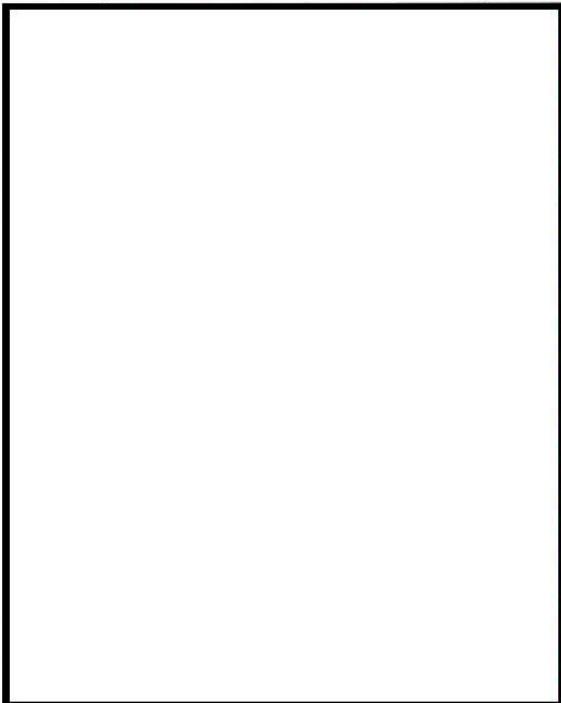
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足3-3)></p>  <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-23～)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

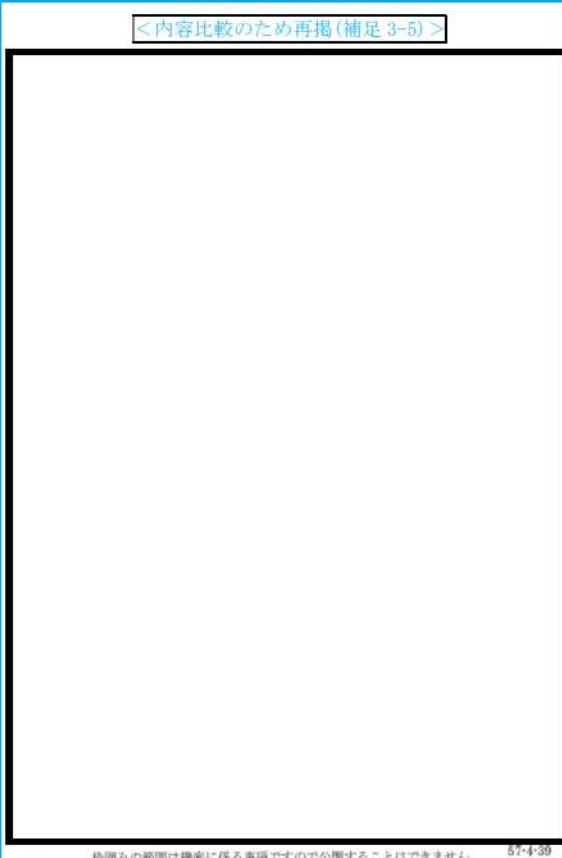
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足3-4)></p>  <p>静固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-4-5</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (57-3-24～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

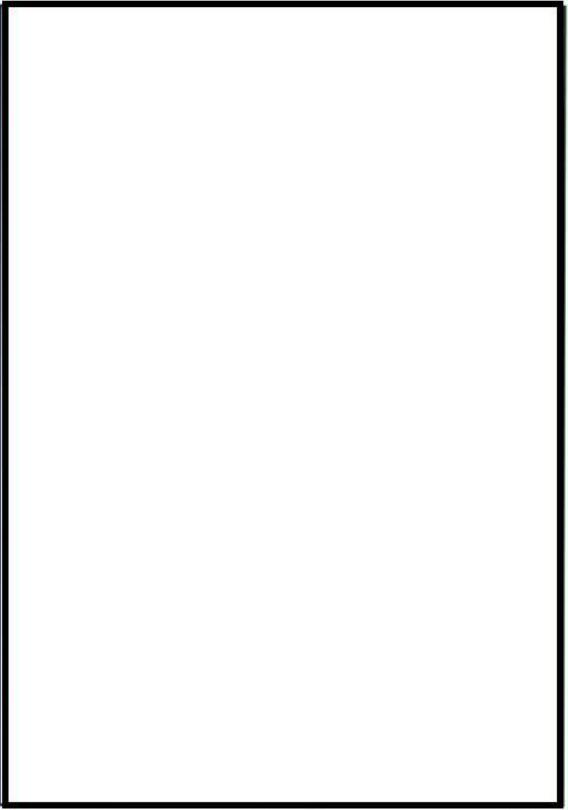
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-5)></p>  <p>持開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-39</p> <p>電源車の各部品は分解検査が可能な構造とする。</p>	<p>図57-4-1 構造図（電源車）</p> <p>可搬型代替電源車の各部品は 分解検査が可能な構造とする。</p>	<p>図57-3-1 可搬型代替電源車構造図</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

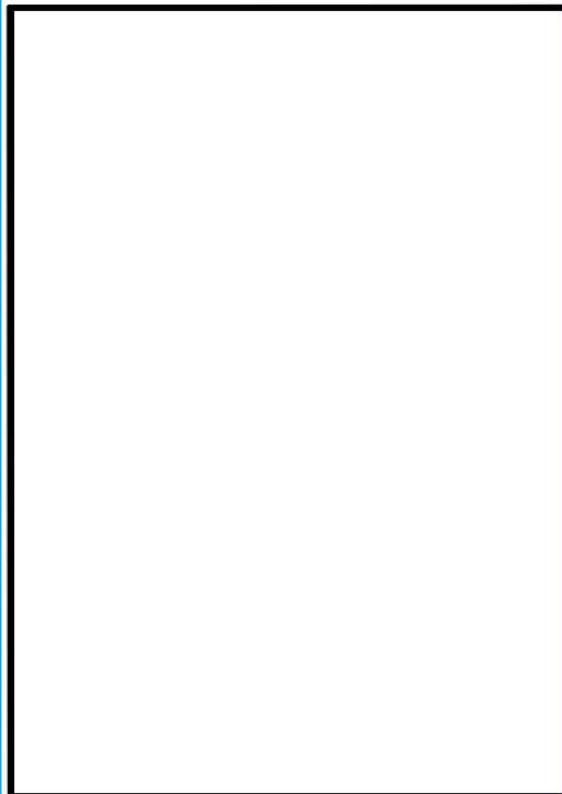
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-6)></p>  <p style="text-align: center;">拘束の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p style="text-align: center;">57-4-40</p>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

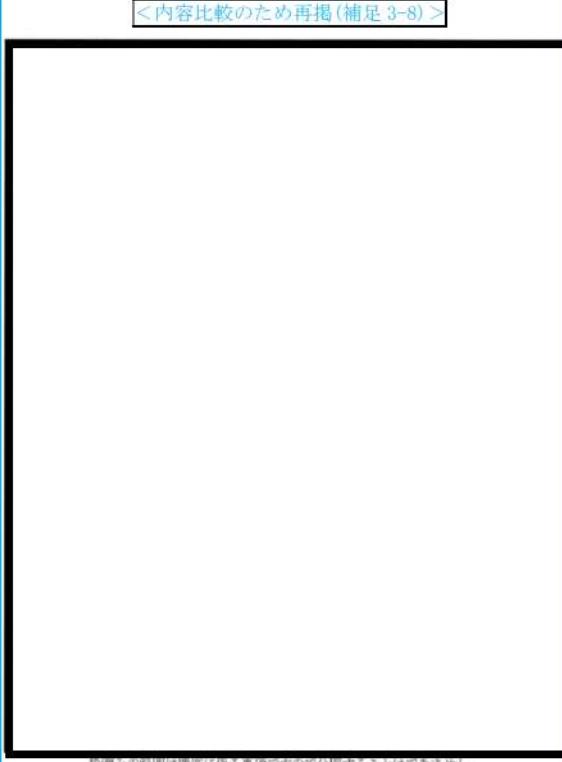
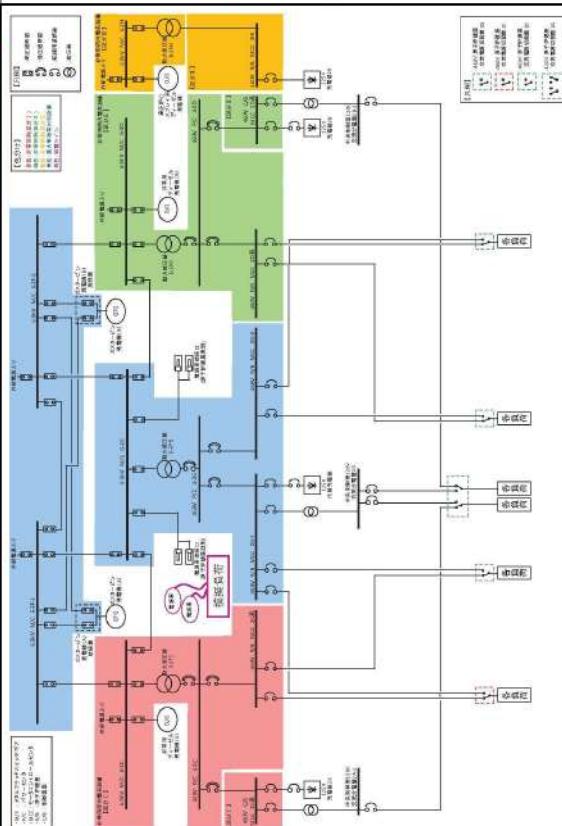
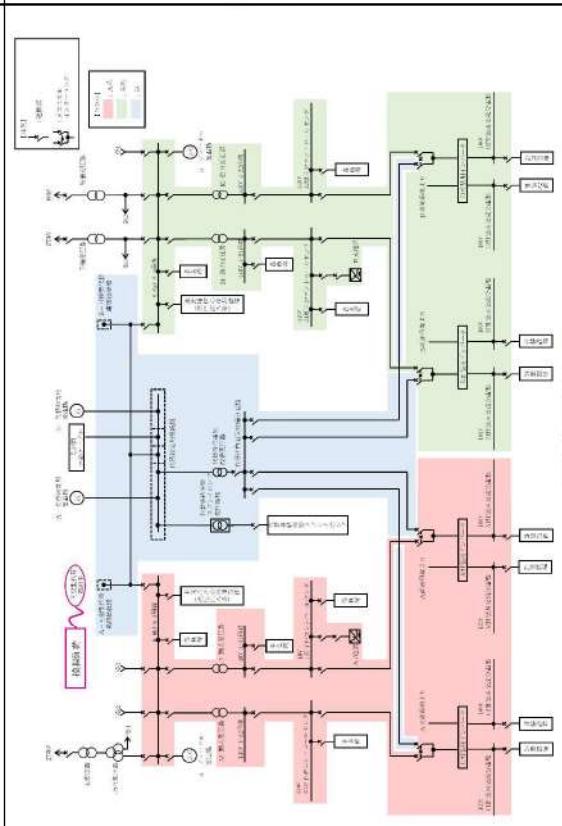
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-7)></p>  <p>詳細な範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-41</p>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-8)></p>  <p>詳細のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-42</p>	 <p>図 57-4-2 電源車試験系統図</p>	 <p>図 57-3-2 可搬型代替装置車試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-3 電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57-3-3 可燃性ガス検知用ケーブル試験系統図</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

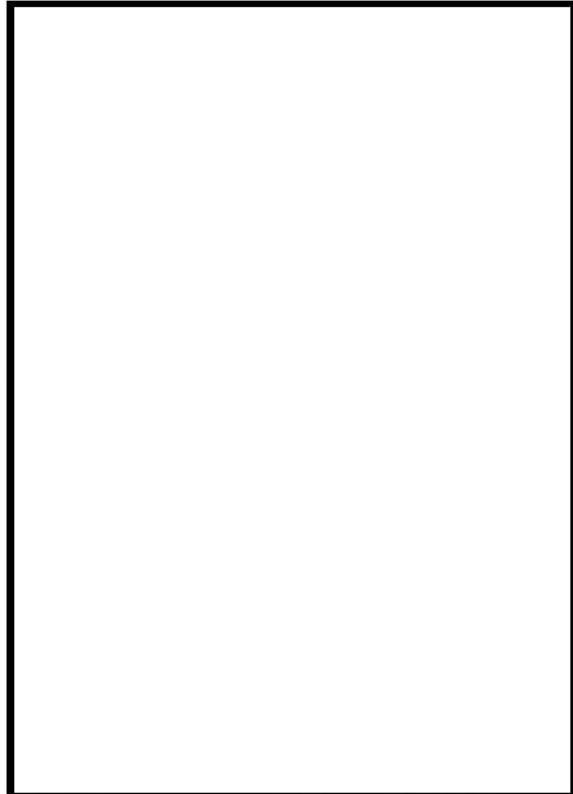
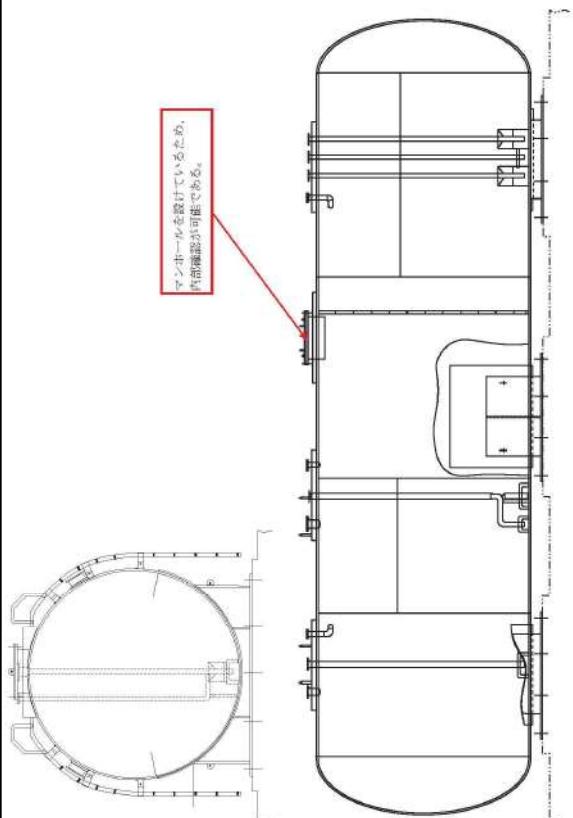
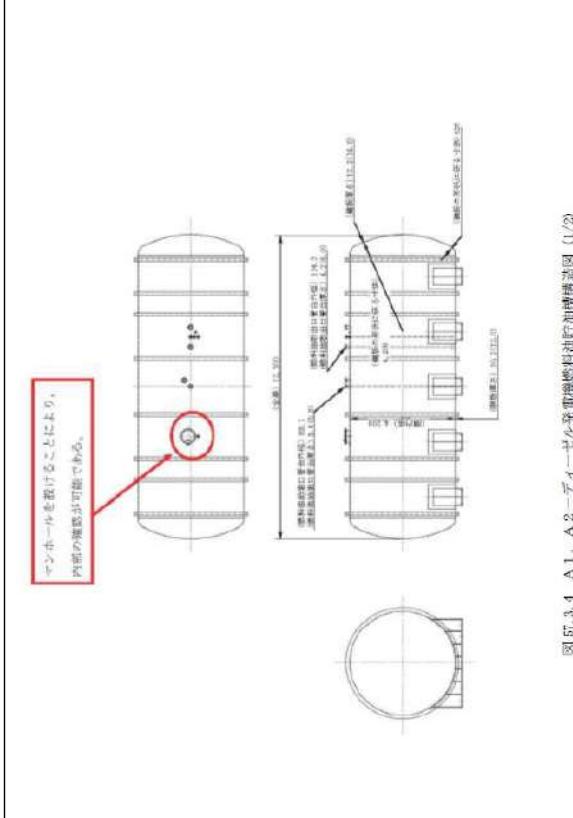
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉																				
【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）			<table border="1"> <tr><td>機器名/記載点</td><td>機器名/記載点</td><td>機器名/記載点</td><td>機器名/記載点</td></tr> <tr><td>泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td><td>泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td><td>泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td><td>泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td></tr> <tr><td>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</td><td>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</td><td>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</td><td>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</td></tr> <tr><td>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</td><td>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</td><td>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</td><td>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</td></tr> <tr><td>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</td><td>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</td><td>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</td><td>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</td></tr> </table>	機器名/記載点	機器名/記載点	機器名/記載点	機器名/記載点	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
機器名/記載点	機器名/記載点	機器名/記載点	機器名/記載点																				
泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	泊3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容																				
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）																				
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）																				
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-7</p>	 <p>図57-4-4 軽油タンク構造図</p>	 <p>図57-3-4 A1, A2, A3, A4—セル等燃焼油貯槽構造図 (1/2)</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図67.3.5 B.1, B.2-ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽構造図(3/2)</p>		<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。